官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令（総務九〇）　二
〔訓　令〕
○科学技術・イノベーション推進事務局統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府二八）　七
〔法規的告示〕
○日本住宅性能表示基準の一部を改正する件（消費者庁・国土交通一）　八
○電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件の一部を改正する件（総務三〇七）　一〇
○外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件（同三〇八）　一二
○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（同三〇九）　一三
○電波法施行規則第十五条の二第二項第一号の二及び第三号の二の表の下欄に規定する二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局及び三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域を定める件（同三一〇）　一四
○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する件（文部科学七一）　一五
○漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十五条第二項の規定に基づく漁業調整のため必要と認めて報告すべき事項及び方法の一部を改正する件（農林水産一三二六）　一六
○評価方法基準の一部を改正する件（国土交通八四五）　一六
〔その他告示〕
○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第九条第一項の規定に基づき、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村を指定した件（防衛二〇二）　一三
〔官庁報告〕
国家試験
診療放射線技師国家試験の施行（厚生労働省）　二四
臨床検査技師国家試験の施行（同）　二五
理学療法士国家試験の施行（同）　二七
作業療法士国家試験の施行（同）　二八
視能訓練士国家試験の施行（同）　三〇
あん摩マッサージ指圧師国家試験の施行（同）　三一
はり師国家試験の施行（同）　三三
きゅう師国家試験の施行（同）　三三
臨床工学技士国家試験の施行（同）　三四
義肢装具士国家試験の施行（同）　三五
柔道整復師国家試験の施行（同）　三六
歯科衛生士国家試験の施行（同）　三七
歯科技工士国家試験の施行（同）　三六
言語聴覚士国家試験の施行（同）　三九
第四十九回救急救命士国家試験の施行（同）　三九
令和七年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　四一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　五九
特殊法人等
独立行政法人自動車技術総合機構令和六年度財務諸表、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、企業年金清算人就任、税理士登録抹消関係　六七
会社その他
会社決算公告　八三

省　令

○総務省令第九十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十五条第二項、第二十七条の二、第二十七条の三及び第六十条の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月一日

総務大臣　村上誠一郎

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定無線局の対象とする無線局）	（特定無線局の対象とする無線局）
第十五条の二　［略］	**第十五条の二**　［同上］
2　法第二十七条の二第二号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。	2　［同上］
一　広範囲の地域において同一の者により開設される無線局に専ら使用させることを目的として総務大臣が別に告示する周波数の電波のみを使用する基地局（第二号に掲げるものを除く。）	一　広範囲の地域において同一の者により開設される無線局に専ら使用させることを目的として総務大臣が別に告示する周波数の電波のみを使用する基地局（次号に掲げるものを除く。）
一の二　次の表の上欄に掲げる周波数の電波のみを使用する基地局のうち、当該周波数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するもの（次号に掲げるものを除く。）	［新設］

周波数	条件
二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下	二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局（移動しないものに限る。）の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがあるものとして総務大臣が別に告示する地域を除く地域に設置し、かつ、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を使用する放送事業用無線局及び二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局（移動しないものを除く。）の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するためにこれらの無線局の運用に関する情報に基づき電波の発射の停止等の措置を講ずるもの
三、四〇〇MHzを超え四、一〇〇MHz以下	三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがあるものとして総務大臣が別に告示する地域を除く地域に設置するもの又は当該告示する地域において屋内その他の当該宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するもの

二七・〇GHzを超え二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超え二九・五GHz以下	屋内その他の二七・〇GHzを超え三一・〇GHz以下の周波数の電波を受信する人工衛星局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するもの

［二・三　略］

三の二　次の表の上欄に掲げる周波数の電波のみを使用する陸上移動中継局のうち、当該周波数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するもの

周波数	条件
二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下	二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局（移動しないものに限る。）の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがあるものとして総務大臣が別に告示する地域を除く地域に設置し、かつ、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を使用する放送事業用無線局及び二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局（移動しないものを除く。）の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するためにこれらの無線局の運用に関する情報に基づき電波の発射の停止等の措置を講ずるもの
三、四〇〇MHzを超え三、六〇〇MHz以下	三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがあるものとして総務大臣が別に告示する地域を除く地域に設置するもの又は当該告示する地域において屋内その他の当該宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するもの
二七・〇GHzを超え二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超え二九・五GHz以下	屋内その他の二七・〇GHzを超え三一・〇GHz以下の周波数の電波を受信する人工衛星局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するもの

［四　略］

［二・三　同上］

［新設］

［四　同上］

（特定無線局の無線設備の規格）

第十五条の三　法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

［一　略］

二　電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局

［(1)～(6)　略］

(7)　設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項に規定する技術基準又は設備規則第四十九条の六の十第一項及び第三項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

［(8)・(9)　略］

(10)　削除

［(11)・(12)　略］

(13)　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準、同条第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準又は設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

［(14)・(15)　略］

(16)　削除

［(17)・(18)　略］

(19)　削除

［(20)～(24)　略］

(25)　設備規則第四十九条の二十九第一項、第三項及び第八項に規定する技術基準又は同条第一項、第四項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

［(26)～(29)　略］

［三～七の三　略］

七の四　ローカル５Ｇの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）

(1)　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準又は同条第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

［(2)　略］

(3)　削除

［(4)　略］

［八・九　略］

十　前条第二項第一号及び第一号の二に規定する基地局

［(1)～(3)　略］

(4)　設備規則第四十九条の六の十第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号及び(8)に掲げるものを除く。）

（特定無線局の無線設備の規格）

第十五条の三　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

［(1)～(6)　同上］

(7)　設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

［(8)・(9)　同上］

(10)　設備規則第四十九条の六の十第一項及び第三項に規定する技術基準

［(11)・(12)　同上］

(13)　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

［(14)・(15)　同上］

(16)　設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

［(17)・(18)　同上］

(19)　設備規則第四十九条の六の十三に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

［(20)～(24)　同上］

(25)　設備規則第四十九条の二十九第一項、第三項及び第八項並びに第一項、第四項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

［(26)～(29)　同上］

［三～七の三　同上］

七の四　［同上］

(1)　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

［(2)　同上］

(3)　設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

［(4)　同上］

［八・九　同上］

十　前条第二項第一号に規定する基地局

［(1)～(3)　同上］

［新設］

(5)　［略］

(6)　設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号(11)及び(12)に掲げるものを除く。）

(7)～(10)　［略］

［十一　略］

十二　前条第二項第三号及び第三号の二に規定する陸上移動中継局

(1)　［略］

(2)　設備規則第四十九条の六の十に規定する技術基準のうち陸上移動中継局に係るもの

(3)　設備規則第四十九条の六の十二第一項及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動中継局に係るもの

(4)　設備規則第四十九条の六の十二第二項及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動中継局に係るもの

(5)　［略］

(6)　［略］

(7)　［略］

（備付けを要する業務書類等）

第三十八条　［略］

［2～7　略］

8　前各項の規定にかかわらず、包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない書類は免許記録（第十五条の二第二項第一号、第一号の二、第三号、第三号の二及び第四号に掲げる無線局にあつては、免許記録及び法第二十七条の六第三項の規定による届出書の写し）とし、当該包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所に備え付けなければならない。この場合において、第一項の表の注一の規定は、当該免許記録の備付けについて準用する。

［9～11　略］

（定期検査の実施時期）

第四十一条の三　無線局の免許（再免許を除く。）の日（包括免許に係る特定無線局（第十五条の二第二項第一号、第一号の二、第三号及び第三号の二に掲げるものに限る。）にあつては、当該特定無線局を開設した日）以後最初に行う定期検査の時期は、総務大臣又は総合通信局長が指定した時期とする。

別表第二号の二の二（第11条の２の３関係）

無線局の種別	情報提供項目
［1～9　略］	［略］
10　包括免許に係る特定無線局（第15条の２第２項第１号、第１号の２、第３号、第３号の２及び第４号に掲げる無線局に係るものに限る。）	［略］

(4)　［同上］

［新設］

(5)～(8)　［同上］

［十一　同上］

十二　前条第二項第三号に規定する陸上移動中継局

(1)　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

(2)　［同上］

(3)　［同上］

(4)　［同上］

（備付けを要する業務書類等）

第三十八条　［同上］

［2～7　同上］

8　前各項の規定にかかわらず、包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない書類は免許記録（第十五条の二第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる無線局にあつては、免許記録及び法第二十七条の六第三項の規定による届出書の写し）とし、当該包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所に備え付けなければならない。この場合において、第一項の表の注一の規定は、当該免許記録の備付けについて準用する。

［9～11　同上］

（定期検査の実施時期）

第四十一条の三　無線局の免許（再免許を除く。）の日（包括免許に係る特定無線局（第十五条の二第二項第一号及び第三号に掲げるものに限る。）にあつては、当該特定無線局を開設した日）以後最初に行う定期検査の時期は、総務大臣又は総合通信局長が指定した時期とする。

別表第二号の二の二（第11条の２の３関係）

無線局の種別	情報提供項目
［1～9　同左］	［同左］
10　包括免許に係る特定無線局（第15条の２第２項第１号、第３号及び第４号に掲げる無線局に係るものに限る。）	［同左］

［11　略］	［略］

［注　略］

［11　同左］	［同左］

［注　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第二号の四　特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の６、第20条の９及び第25条の２関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	**別表第二号の四**　特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の６、第20条の９及び第25条の２関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）
［様式略］	［様式同左］
注１　［略］	注１　［同左］
［２～16　略］	［２～16　同左］
17　16の欄は、次によること。	17　16の欄は、次によること。
［(1)～(6)　略］	［(1)～(6)　同左］
(7)　特定無線局（施行規則第15条の２第２項第１号の２及び第３号の２に掲げる無線局に係るものに限る。）のうち、屋内その他の3,400MHzを超え4,200MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所及び屋内その他の27.0GHzを超え31.0GHz以下の周波数の電波を受信する人工衛星局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に無線設備を設置する場合は、具体的な設置場所を記載すること。	［新設］
(8)～(11)　［略］	(7)～(10)　［同左］
［18～29　略］	［18～29　同左］
別表第三号の五　包括免許（施行規則第15条の２第２項第１号、第１号の２、第３号、第３号の２及び第４号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。）に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式（第24条の２第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	**別表第三号の五**　包括免許（施行規則第15条の２第２項第１号、第３号及び第４号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。）に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式（第24条の２第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）
［様式略］	［様式同左］
［注　略］	［注　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第二十八号

科学技術・イノベーション推進事務局統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年九月一日

内閣総理大臣　石破　茂

科学技術・イノベーション推進事務局統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

科学技術・イノベーション推進事務局統括官の職務分担に関する訓令（令和七年内閣府訓令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表

改正後	
担当	職務
総合政策担当	主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 ［一～四　略］ ［2～9　略］
人工知能等担当	主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 一　人工知能関連技術（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和七年法律第五十三号）第二条に規定するものをいう。次号において同じ。）の研究開発及び活用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項 二　［略］ 2　人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する施策の推進に関すること。 3　前二号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項に関すること。

別表

改正前	
担当	職務
［同上］	主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務及び統括官（人工知能等担当）の所掌に属するものを除く。）。 ［一～四　同上］ ［2～9　同上］
［同上］	主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 一　人工知能に関する事項 二　［同上］ ［号を加える。］ 2　前号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項に関すること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この訓令は、令和七年九月一日から施行する。

法規的告示

○国消国住整第一号
国土交通省告示第一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三条第一項の規定に基づき、日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月一日

消費者庁長官　堀井奈津子
国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

第１～第５　（略）

別表１（新築住宅に係る表示すべき事項等）

	（い） 表示すべき事項	（ろ） 適用範囲	（は） 表示の方法	（に） 説明する事項	（ほ） 説明に用いる文字
（略）					
５　温熱環境・エネルギー消費量に関すること	（略）				
	５－２ 一次エネルギー消費量等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級（１、４、５、６、７又は８）による。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。また、等級６、７又は８にあっては、床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（単位をＭＪ／（㎡・年）とする。）及びエネルギー利用効率化設備（基準省令第２条第１項に定めるエネルギー利用効	一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
				等級８	一次エネルギー消費量の極めて著しい削減のための対策が講じられている
				等級７	一次エネルギー消費量のより著しい削減のための対策が講じられている
	（略）				

改正前

第１～第５　（略）

別表１（新築住宅に係る表示すべき事項等）

	（い） 表示すべき事項	（ろ） 適用範囲	（は） 表示の方法	（に） 説明する事項	（ほ） 説明に用いる文字
（略）					
５　温熱環境・エネルギー消費量に関すること	（略）				
	５－２ 一次エネルギー消費量等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級（１、４、５又は６）による。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。また、等級６にあっては、床面積当たりの一次エネルギー消費量（単位をＭＪ／（㎡・年）とする。）を併せて明示することができる。	一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
	（略）				

			率化設備をいい、コージェネレーション設備を除く。以下同じ。）による設計一次エネルギー消費量の削減率（単位を％とする。）を併せて明示することができる。		
（略）					

別表２－１（既存住宅に係る表示すべき事項等）

	（い）	（ろ）	（は）	（に）	（ほ）
	表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
（略）					
個別性能に関すること	（略）				
	５　温熱環境・エネルギー消費量に関すること	（略）			
		５－２　一次エネルギー消費量等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級（１、３、４、５、６、７又は８）による。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。等級１によるときはその理由を併せて明示する。また、等級６、７又は８にあっては、床面積当たりの設計一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
				等級８	一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量の極めて著しい削減のための対策が講じられている
				等級７	一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量のより著しい削減のための対策が講じられている
				（略）	

（略）					

別表２－１（既存住宅に係る表示すべき事項等）

	（い）	（ろ）	（は）	（に）	（ほ）
	表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
（略）					
個別性能に関すること	（略）				
	５　温熱環境・エネルギー消費量に関すること	（略）			
		５－２　一次エネルギー消費量等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級（１、３、４、５又は６）による。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。等級１によるときはその理由を併せて明示する。また、等級６にあっては、床面積当たりの一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
	（略）				

									次エネルギー消費量（単位をMJ／（㎡・年）とする。）及びエネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（単位を％とする。）を併せて明示することができる。	
		（略）									
（略）											

別表２－２　（略）

									（単位をMJ／（㎡・年）とする。）を併せて明示することができる。	
		（略）								
（略）										

別表２－２　（略）

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和七年十二月一日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日前にされた申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。

３　次に掲げる住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。

一　この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅

二　前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価が行われた住宅

○総務省告示第三百七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第一号の三第１の表21の項及び第２の表２の項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第八十七号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年九月一日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［１～５　略］	［１～５　同左］
６　携帯無線通信を行う基地局及び広帯域移動無線アクセスシステム（2,575MHzを超え2,595MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下同じ。）の基地局、携帯無線通信を行う基地局及び広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合その中継を行う無線局の装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。）	６　携帯無線通信を行う基地局、携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合その中継を行う無線局の送信装置の工事設計の一部分について変更する場合（送信装置の一部分について変更の工事をする場合を含む。）

工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件
1　送信装置の部品に係る工事設計	シンセサイザ方式の送信装置の周波数合成回路に係る工事設計を改める場合（電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更に伴う場合を除く。）に限る。
2　給電線、空中線共用装置及び給電線共用装置の工事設計	当該装置に係る工事設計の全部若しくは一部分について削る場合、改める場合又は追加する場合（いずれも空中線に供給される電力が１デシベルを超えて低下する場合に限る。）に限る。

［注　略］

［７～９　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第三百八号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十条の二第二項第六号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年九月一日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
［一　略］	［一　同上］
二　次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局の包括免許人が法第百三条の六第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする同項第一号の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合するとの事実は、当該無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告又はThird Generation Partnership Projectの技術仕様書に定める技術基準に準拠した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認されているもの（本邦内の他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものに限る。）であることとする。	二　［同上］
［１・２　略］	［１・２　同上］
3　施行規則第十五条の三第二号(7)に掲げる規格　設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項に規定する技術基準又は設備規則第四十九条の六の十第一項及び第三項に規定する技術基準	3　施行規則第十五条の三第二号(7)に掲げる規格　設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項に規定する技術基準
［４・５　略］	［４・５　同上］
［削る］	6　施行規則第十五条の三第二号(10)に掲げる規格　設備規則第四十九条の六の十第一項及び第三項に規定する技術基準
6　施行規則第十五条の三第二号(13)に掲げる規格　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準、同条第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準又は設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）に規定する技術基準	7　施行規則第十五条の三第二号(13)及び第七号の四(1)に掲げる規格　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準

工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件
送信装置の部品に係る工事設計	シンセサイザ方式の送信装置の周波数合成回路に係る工事設計を改める場合（電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更に伴う場合を除く。）に限る。

［注　同左］

［７～９　同左］

7	［略］
［削る］	
8	［略］
［削る］	
9～15	［略］
16	施行規則第十五条の三第七号の四(1)に掲げる規格　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準又は同条第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準
［三　略］	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

8	［同上］
9	施行規則第十五条の三第二号(16)及び第七号の四(3)に掲げる規格　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準
10	［同上］
11	施行規則第十五条の三第二号(19)に掲げる規格　設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）に規定する技術基準
12～18	［同上］
［新設］	
［三　同上］	

○総務省告示第三百九号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）を実施するため、平成三十年総務省告示第三百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年九月一日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

別表第23号　無線設備の規格コード

改正後		改正前	
項目	コード	項目	コード
［略］	［略］	［略］	［略］
設備規則第49条の６の９第１項及び第４項に規定する基地局の無線設備	ＳＦＤ１ＦＢ	設備規則第49条の６の９第１項及び第４項に規定する基地局の無線設備	ＳＦＤ１ＦＢ
設備規則第49条の６の10第１項に規定する基地局の無線設備（同項及び同条第５項に規定する基地局の無線設備並びに同条第１項及び第６項に規定する基地局の無線設備を除く。）	ＳＦＤ２ＢＳ	［同左］	［同左］
［略］	［略］	［同左］	［同左］
設備規則第49条の６の12第１項（第１号及び第２号に係る部分に限る。）、第４項及び第７項においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備	ＴＤＮＳＦＢ	設備規則第49条の６の12第１項（第１号及び第２号に係る部分に限る。）、第４項及び第７項においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備（同項（第１号及び第２号に係る部分に限る。）、第５項及び第７項においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備並びに同条第２項（第１号及び第２号に係る部分に限る。）、第６項及び第７項においてその無線設備の条件が定められている基地局の無線設備を除く。）	ＴＤＮＭＢＳ
［略］	［略］	［同左］	［同左］
設備規則第49条の６に規定する陸上移動中継局の無線設備	ＣＰＦＢＲ	設備規則第49条の６に規定する陸上移動中継局の無線設備	ＣＰＦＢＲ
設備規則第49条の６の10に規定する陸上移動中継局の無線設備	ＳＦＤ２ＦＲ	［同左］	［同左］

設備規則第49条の６の12第１項及び第７項に規定する陸上移動中継局の無線設備	ＴＤＮＲＦＲ
設備規則第49条の６の12第２項及び第７項に規定する陸上移動中継局の無線設備	ＴＤＮＭＦＲ
［略］	［略］
設備規則第49条の６の９第１項及び第２項に規定する陸上移動局の無線設備又は設備規則第49条の６の10第１項及び第３項に規定する陸上移動局の無線設備	ＬＴＥ
［略］	［略］
設備規則第49条の６の９第１項及び第６項に規定する陸上移動局の無線設備	ＭＴＣ
［略］	［略］
設備規則第49条の６の12第１項（第１号から第３号までに係る部分に限る。）及び第７項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備又は同条第２項（第１号から第３号までに係る部分に限る。）及び第７項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局又は設備規則第49条の６の13第１項（第１号から第３号までに係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	ＮＲ
設備規則第49条の６の12第１項（第１号から第３号までに係る部分に限る。）及び第７項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備又は同条第２項（第１号から第３号までに係る部分に限る。）及び第７項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、ローカル５Ｇの無線局の無線設備	ＬＯ５Ｇ
［略］	［略］
設備規則第49条の６の12第１項（第１号、第２号及び第５号に係る部分に限る。）及び第７項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、ローカル５Ｇの無線局の無線設備	Ｌ５Ｇ１ＲＣ

［同左］	［同左］
設備規則第49条の６の９第１項及び第２項に規定する陸上移動局の無線設備	ＳＦＤＭＡ１
［略］	［略］
設備規則第49条の６の９第１項及び第６項に規定する陸上移動局の無線設備	ＭＴＣ
設備規則第49条の６の10第１項及び第３項に規定する陸上移動局の無線設備	ＳＦＤＭＡ２
［略］	［略］
設備規則第49条の６の12第１項（第１号から第３号までに係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	ＴＤＮＲ１
設備規則第49条の６の12第１項（第１号から第３号までに係る部分に限る。）及び第７項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、ローカル５Ｇの無線局の無線設備	ＬＯ５Ｇ１
［同左］	［同左］
設備規則第49条の６の12第１項（第１号、第２号及び第５号に係る部分に限る。）及び第７項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、ローカル５Ｇの無線局の無線設備	Ｌ５Ｇ１ＲＣ
設備規則第49条の６の12第２項（第１号から第３号までに係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	ＴＤＮＲ２

［略］	［略］	
設備規則第49条の６の12第２項（第１号、第２号及び第５号に係る部分に限る。）及び第７項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、ローカル５Ｇの無線局の無線設備	Ｌ５Ｇ２ＲＣ	
［略］	［略］	

設備規則第49条の６の12第２項（第１号から第３号までに係る部分に限る。）及び第７項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、ローカル５Ｇの無線局の無線設備	［同左］	Ｌ０５Ｇ２
設備規則第49条の６の12第２項（第１号、第２号及び第５号に係る部分に限る。）及び第７項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、ローカル５Ｇの無線局の無線設備	［同左］	Ｌ５Ｇ２ＲＣ
設備規則第49条の６の12第２項（第１号、第２号及び第５号に係る部分に限る。）及び第７項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、ローカル５Ｇの無線局の無線設備	［同左］	ＦＤＮＲ
設備規則第49条の６の13に規定する陸上移動局の無線設備	［同左］	［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（経過措置）

１　この告示による改正後の平成三十年総務省告示第三百五十六号別表第二十三号の規定は、この告示の施行日以後に免許の申請が行われた無線局の無線設備について適用する。

２　令和七年十二月三十一日までに免許の申請が行われた無線局の無線設備の規格コードについては、この告示による改正後の平成三十年総務省告示第三百五十六号別表第二十三号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○総務省告示第三百十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十五条の二第二項第一号の二及び第三号の二の規定に基づき、同項第一号の二及び第三号の二の表の下欄に規定する二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局及び三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域を次のように定める。

令和七年九月一日

総務大臣　村上誠一郎

一　電波法施行規則（以下「施行規則」という。）第十五条の二第二項第一号の二の表二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の項の下欄に規定する二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局（移動しないものに限る。）及び同表三、四〇〇MHzを超え四、一〇〇MHz以下の項の下欄に規定する三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域は、別表第一の左欄に掲げる周波数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる地域とする。

二　施行規則第十五条の二第二項第三号の二の表二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の項の下欄に規定する二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局（移動しないものに限る。）及び三、四〇〇MHzを超え三、六〇〇MHz以下の項の下欄に規定する三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域は、別表第二の左欄に掲げる周波数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる地域とする。

別表第一

周波数	都道府県
2,330MHzを超え2,370MHz以下	北海道、長崎県、鹿児島県及び沖縄県
3,400MHzを超え3,600MHz以下	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、広島県、島根県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県及び沖縄県
3,600MHzを超え4,100MHz以下	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、広島県、島根県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県及び沖縄県

別表第二

周波数	都道府県
2,330MHzを超え2,370MHz以下	北海道、長崎県、鹿児島県及び沖縄県
3,400MHzを超え3,600MHz以下	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、広島県、島根県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県及び沖縄県

○文部科学省告示第七十一号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第一条第一項第四号ロの規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件（平成二十二年文部科学省告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月一日

文部科学大臣　阿部　俊子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
別表第二（第二条関係）		
名称	位置	備考
［略］	［略］	［略］
同志社国際学院国際部	京都府	ハイスクール課程の第二学年から第四学年までの課程に限る。
［略］	［略］	［略］

改正前		
別表第二（第二条関係）		
名称	位置	備考
［同上］	［同上］	［同上］
同志社国際学院国際部	京都府	ハイスクール課程の第三学年及び第四学年の課程に限る。
［同上］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第千三百二十六号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十五条第二項の規定に基づき、平成二十六年農林水産省告示第千九百四十四号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十五条第二項の規定に基づく漁業調整のため必要と認めて報告すべき事項及び方法の一部を改正する件）の一部を次のように改正する。

令和七年九月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後		
次の表の上欄に掲げる漁業について漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十六条第一項の許可を受けた船舶の船長は、それぞれ同表の中欄に掲げる事項を、それぞれ同表の下欄に掲げる方法により、農林水産大臣に報告しなければならない。		
大臣許可漁業	報告すべき事項	報告の方法
（略）	（略）	（略）
（削る。）	（削る。）	（削る。）
（略）	（略）	（略）

改正前		
次の表の上欄に掲げる漁業について漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十六条第一項の許可を受けた船舶の船長は、それぞれ同表の中欄に掲げる事項を、それぞれ同表の下欄に掲げる方法により、農林水産大臣に報告しなければならない。		
大臣許可漁業	報告すべき事項	報告の方法
（略）	（略）	（略）
日本海べにずわいがに漁業	一　毎日の正午位置（港内に停泊している場合を除く。）	ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信する方法により、当該日の十四時までに報告すること。
	二　毎日の漁獲数量及び揚げかごの場所	ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信する方法により、当該日の翌日の十四時又は陸揚港に入港する三時間前のいずれか早い時までに報告すること。
（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、令和七年九月一日から施行する。

○国土交通省告示第八百四十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三条の二第一項の規定に基づき、評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
第１～第４　（略）	第１～第４　（略）
第５　評価の方法の基準（性能表示事項別）	第５　評価の方法の基準（性能表示事項別）
１・２　（略）	１・２　（略）
３　劣化の軽減に関すること	３　劣化の軽減に関すること
３－１　劣化対策等級（構造躯体等）	３－１　劣化対策等級（構造躯体等）
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3)　評価基準（新築住宅）	(3)　評価基準（新築住宅）
次のイ、ロ、ハ又はニに掲げる評価対象建築物の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準によること。ただし、耐久性等関係規定（構造躯体等の劣化軽減に関係するものに限る。）に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。	次のイ、ロ、ハ又はニに掲げる評価対象建築物の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準によること。ただし、耐久性等関係規定（構造躯体等の劣化軽減に関係するものに限る。）に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。
イ　木造	イ　木造
①　等級３	①　等級３
次に掲げる基準に適合していること。	次に掲げる基準に適合していること。
a　外壁の軸組等	a　外壁の軸組等
外壁の軸組、枠組その他これらに類する部分（木質の下地材を含み、室内側に露出した部分を含まない。以下「軸組等」という。）が、次の(i)から(iv)までのいずれかに適合していること。なお、北海道又は青森県の区域内に存する住宅にあっては、防蟻処理を要しない。	外壁の軸組、枠組その他これらに類する部分（木質の下地材を含み、室内側に露出した部分を含まない。以下「軸組等」という。）のうち地面からの高さ１ｍ以内の部分が、次の(i)から(iii)までのいずれかに適合していること。なお、北海道又は青森県の区域内に存する住宅にあっては、防蟻処理を要しない。
(i)　地面からの高さ１ｍ以内の部分について、通気層を設けた構造（壁体内に通気経路を設けた構造で、外壁仕上げと軸組等の間に中空層が設けられている等軸組等が雨水に接触することを防止するための有効な措置が講じられているものをいう。）又は軒の出が90㎝以上である真壁構造（柱が直接外気に接する構造をいう。）のいずれかの構造（以下「通気構造等」という。）となっている外壁であり、かつ、軸組等が次の(ｲ)から(ﾆ)までのいずれかに適合するものであること。	(i)　通気層を設けた構造（壁体内に通気経路を設けた構造で、外壁仕上げと軸組等の間に中空層が設けられている等軸組等が雨水に接触することを防止するための有効な措置が講じられているものをいう。）又は軒の出が90㎝以上である真壁構造（柱が直接外気に接する構造をいう。）のいずれかの構造（以下「通気構造等」という。）となっている外壁であり、かつ、軸組等が次の(ｲ)から(ﾆ)までのいずれかに適合するものであること。
(ｲ)　軸組等（下地材を除く。）に製材又は集成材等（集成材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1152号）に規定する化粧ばり構造用集成柱若しくは構造用集成材、単板積層材の日本農林規格（平成20年農林水産省告示第701号）に規定する構造用単板積層材、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和49年農林省告示第600号）に規定する枠組壁工法構造用たて継ぎ材又は直交集成板の日本農林規格（平成25年農林水産省告示第3079号）に規定する直交集成板（以下単に「直交集成板」という。）をいう。以下同じ。）が用いられ、かつ、外壁下地材に製材、集成材等又は構造用合板等（合板の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第233号）に規定する構造用合板、構造用パネルの日本農林規格（昭和62年農林水産省告示第360号）に規定する構造用パネル、日本産業規格Ａ5908に規定するパーティクルボードのうちＰタイプ又は日本産業規格Ａ5905に規定する繊維板のうちミディアムデンシティ	(ｲ)　軸組等（下地材を除く。）に製材又は集成材等（集成材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1152号）に規定する化粧ばり構造用集成柱若しくは構造用集成材、単板積層材の日本農林規格（平成20年農林水産省告示第701号）に規定する構造用単板積層材、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和49年農林省告示第600号）に規定する枠組壁工法構造用たて継ぎ材又は直交集成板の日本農林規格（平成25年農林水産省告示第3079号）に規定する直交集成板をいう。以下同じ。）が用いられ、かつ、外壁下地材に製材、集成材等又は構造用合板等（合板の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第233号）に規定する構造用合板、構造用パネルの日本農林規格（昭和62年農林水産省告示第360号）に規定する構造用パネル、日本産業規格Ａ5908に規定するパーティクルボードのうちＰタイプ又は日本産業規格Ａ5905に規定する繊維板のうちミディアムデンシティファイバーボード（以下「ＭＤＦ」

ファイバーボード（以下「ＭＤＦ」という。）のＰタイプをいう。以下同じ。）が用いられているとともに、軸組等が、防腐及び防蟻に有効な薬剤が塗布され、加圧注入され、浸漬され、若しくは吹き付けられたもの又は防腐及び防蟻に有効な接着剤が混入されたものであること。

(ﾛ)～(ﾆ)　（略）

(ii)　地面からの高さ１ｍ以内の部分について、構造用製材規格等に規定する保存処理の性能区分のうちＫ３以上の防腐処理及び防蟻処理（日本産業規格Ｋ1570に規定する木材保存剤又はこれと同等の薬剤を用いたＫ３以上の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。以下「Ｋ３相当以上の防腐・防蟻処理」という。）が施されていること。

(iii)　直交集成板を用いる場合であって、基礎と接する直交集成板が、(i)又は(ii)及びｂの(i)又は(ii)に掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な措置が講じられていることが確かめられたものであり、かつ、基礎と接する直交集成板の外壁側面下端に水切りが設けられていること、当該直交集成板と基礎との間に防水上有効な措置がとられていること及び室内から床下への漏気による水蒸気の供給を遮断するための措置が講じられていること。

(iv)　(i)から(iii)までに掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な措置が講じられていることが確かめられたものであること。

ｂ　土台

土台が次の(i)から(iii)までのいずれかに適合し、かつ、土台に接する外壁の下端に水切りが設けられていること。ただし、ａの(iii)に掲げる基準に適合している場合にあっては、ｂに掲げる基準に適合していることを要しない。

(i)～(iii)　（略）

ｃ　浴室及び脱衣室

浴室及び脱衣室の壁の軸組等（室内側に露出した部分を含む。）及び床組（１階の浴室廻りで布基礎の上にコンクリートブロックを積み上げて腰壁とした部分又はコンクリート造の腰高布基礎とした部分を除き、浴室又は脱衣室が地上２階以上の階にある場合にあっては下地材を含む。）並びに浴室の天井が、次の(i)から(iii)までのいずれか又はａの(i)から(iv)までのいずれかに適合していること。

(i)～(iii)　（略）

ｄ～ｈ　（略）

②　等級２

次に掲げる基準に適合していること。

ａ　外壁の軸組等

外壁の軸組等が、次の(i)から(vi)までのいずれかに適合していること。なお、北海道又は青森県の区域内に存する住宅にあっては、防蟻処理を要しない。

(i)　地面からの高さ１ｍ以内の部分について、外壁が通気構造等であること。

(ii)　地面からの高さ１ｍ以内の部分について、軸組等（下地材を除く。）に製材又は集成材等が用いられ、かつ、外壁下地材に製材、集成材等又は構造用合板等が用いられているとともに、軸組等が、防腐及び防蟻に有効な薬剤が塗布され、加圧注入され、浸漬され、若しくは吹き付けられたもの又は防腐及び防蟻に有効な接着剤が混入されたものであること。

という。）のＰタイプをいう。以下同じ。）が用いられているとともに、軸組等が、防腐及び防蟻に有効な薬剤が塗布され、加圧注入され、浸漬され、若しくは吹き付けられたもの又は防腐及び防蟻に有効な接着剤が混入されたものであること。

(ﾛ)～(ﾆ)　（略）

(ii)　構造用製材規格等に規定する保存処理の性能区分のうちＫ３以上の防腐処理及び防蟻処理（日本産業規格Ｋ1570に規定する木材保存剤又はこれと同等の薬剤を用いたＫ３以上の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。以下「Ｋ３相当以上の防腐・防蟻処理」という。）が施されていること。

（新設）

(iii)　(i)又は(ii)に掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な措置が講じられていることが確かめられたものであること。

ｂ　土台

土台が次の(i)から(iii)までのいずれかに適合し、かつ、土台に接する外壁の下端に水切りが設けられていること。

(i)～(iii)　（略）

ｃ　浴室及び脱衣室

浴室及び脱衣室の壁の軸組等（室内側に露出した部分を含む。）及び床組（１階の浴室廻りで布基礎の上にコンクリートブロックを積み上げて腰壁とした部分又はコンクリート造の腰高布基礎とした部分を除き、浴室又は脱衣室が地上２階以上の階にある場合にあっては下地材を含む。）並びに浴室の天井が、次の(i)から(iii)までのいずれか又はａの(i)から(iii)までのいずれかに適合していること。

(i)～(iii)　（略）

ｄ～ｈ　（略）

②　等級２

次に掲げる基準に適合していること。

ａ　外壁の軸組等

外壁の軸組等のうち地面からの高さ１ｍ以内の部分が、次の(i)から(v)までのいずれかに適合していること。なお、北海道又は青森県の区域内に存する住宅にあっては、防蟻処理を要しない。

(i)　外壁が通気構造等であること。

(ii)　軸組等（下地材を除く。）に製材又は集成材等が用いられ、かつ、外壁下地材に製材、集成材等又は構造用合板等が用いられているとともに、軸組等が、防腐及び防蟻に有効な薬剤が塗布され、加圧注入され、浸漬され、若しくは吹き付けられたもの又は防腐及び防蟻に有効な接着剤が混入されたものであること。

(iii)　地面からの高さ１ｍ以内の部分について、軸組等に製材又は集成材等でその小径が12.0㎝以上のものが用いられていること。

(iv)　地面からの高さ１ｍ以内の部分について、軸組等に構造用製材規格等に規定する心材の耐久性区分D_1の樹種に区分される製材又はこれにより構成される集成材等が用いられていること。

(v)　直交集成板を用いる場合であって、基礎と接する直交集成板が、(i)から(iv)までのいずれか及び①ｂの(i)又は(ii)に掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な措置が講じられていることが確かめられたものであり、かつ、基礎と接する直交集成板の外壁側面下端に水切りが設けられていること、当該直交集成板と基礎との間に防水上有効な措置が講じられていること及び室内から床下への漏気による水蒸気の供給を遮断するための措置が講じられていること。

(vi)　(i)から(v)までに掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な措置が講じられていることが確かめられたものであること。

ｂ　その他

①のｂからｈまでに掲げる基準に適合していること。ただし、②ａ(v)に掲げる基準に適合している場合にあっては、①ｂに掲げる基準に適合していることを要しない。この場合において、①ｃ中「ａの(i)から(iv)まで」とあるのは、「②ａの(i)から(vi)まで」とする。

③　（略）

ロ～ニ　（略）

⑷　（略）

4　（略）

5　温熱環境・エネルギー消費量に関すること

5－1　（略）

5－2　一次エネルギー消費量等級

⑴　（略）

⑵　基本原則

イ　定義

①　「設計一次エネルギー消費量」とは、住宅における実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量をいい、等級３、４又は５への適合判定にあっては基準省令第４条第１項に定める方法により、等級６、７又は８への適合判定にあっては基準省令第13条第１項に定める方法により求めるものとする。

②　「基準一次エネルギー消費量」とは、住宅の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量をいい、次の式によって算出するものとする。

$E_{ST}=\{(E_{SH}+E_{SC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW})\times R_E+E_M\}\times 10^{-3}$

この式において、E_{ST}、E_{SH}、E_{SC}、E_{SV}、E_{SL}、E_{SW}、R_E及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST}　基準一次エネルギー消費量（単位　ＧＪ／年）

E_{SH}　基準省令第５条第１項に定める暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位　ＭＪ／年）

E_{SC}　基準省令第５条第１項に定める冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位　ＭＪ／年）

(iii)　軸組等に製材又は集成材等でその小径が12.0㎝以上のものが用いられていること。

(iv)　軸組等に構造用製材規格等に規定する心材の耐久性区分D_1の樹種に区分される製材又はこれにより構成される集成材等が用いられていること。

（新設）

(v)　(i)から(iv)までに掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な措置が講じられていることが確かめられたものであること。

ｂ　その他

①ｂからｈまでに掲げる基準に適合していること。この場合において、①ｃ中「ａの(i)から(iii)まで」とあるのは、「②ａの(i)から(v)まで」とする。

③　（略）

ロ～ニ　（略）

⑷　（略）

4　（略）

5　温熱環境・エネルギー消費量に関すること。

5－1　（略）

5－2　一次エネルギー消費量等級

⑴　（略）

⑵　基本原則

イ　定義

①　「設計一次エネルギー消費量」とは、住宅における実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量をいい、基準省令第４条第１項に定める方法により求めるものとする。ただし、等級６への適合判定にあっては、同令第13条第１項に定める方法により求めるものとする。

②　「基準一次エネルギー消費量」とは、住宅の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量をいい、次の式によって算出するものとする。

$E_{ST}=\{(E_{SH}+E_{SC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW})\times R_E+E_M\}\times 10^{-3}$

この式において、E_{ST}、E_{SH}、E_{SC}、E_{SV}、E_{SL}、E_{SW}、R_E及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST}　基準一次エネルギー消費量（単位　ＧＪ／年）

E_{SH}　基準省令第５条第１項に定める暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位　ＭＪ／年）

E_{SC}　基準省令第５条第１項に定める冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位　ＭＪ／年）

E_{SV}　基準省令第５条第１項に定める機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位　ＭＪ／年）

E_{SL}　基準省令第５条第１項に定める照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位　ＭＪ／年）

E_{SW}　基準省令第５条第１項に定める給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位　ＭＪ／年）

R_E　次の表の上欄に掲げる等級に応じ、それぞれ同表下欄に定める数値

等級	数値
8	0.65
7	0.7
（略）	

E_M　基準省令第５条第１項に定めるその他一次エネルギー消費量（単位　ＭＪ／年）

ロ　評価事項

(い)	(ろ)
等　級	講　じ　ら　れ　て　い　る　対　策
8	設計一次エネルギー消費量の極めて著しい削減のための対策が講じられていること。
7	設計一次エネルギー消費量のより著しい削減のための対策が講じられていること。
（略）	

③　既存住宅に係る各等級に要求される水準は、等級１を除き、一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、同表の(ろ)項に掲げる対策が講じられていることとする。

(い)	(ろ)
等　級	講　じ　ら　れ　て　い　る　対　策
8	設計一次エネルギー消費量の極めて著しい削減のための対策が講じられていること。
7	設計一次エネルギー消費量のより著しい削減のための対策が講じられていること。
（略）	

⑶　評価基準（新築住宅）

イ　等級８

設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量の値を上回らないこと。なお、この場合に明示することができる床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（E_{TA}）及び基準省令第２条第１項に定めるエネルギー利用効率化設備（以下単に「エネルギー

E_{SV}　基準省令第５条第１項に定める機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位　ＭＪ／年）

E_{SL}　基準省令第５条第１項に定める照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位　ＭＪ／年）

E_{SW}　基準省令第５条第１項に定める給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位　ＭＪ／年）

R_E　次の表の上欄に掲げる等級に応じ、それぞれ同表下欄に定める数値

等級	数値
（略）	

E_M　基準省令第５条第１項に定めるその他一次エネルギー消費量（単位　ＭＪ／年）

ロ　評価事項

(い)	(ろ)
等　級	講　じ　ら　れ　て　い　る　対　策
（略）	

③　既存住宅に係る各等級に要求される水準は、等級１を除き、一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、同表の(ろ)項に掲げる対策が講じられていることとする。

(い)	(ろ)
等　級	講　じ　ら　れ　て　い　る　対　策
（略）	

⑶　評価基準（新築住宅）

（新設）

利用効率化設備」といい、⑶並びに⑷イ①、ロ①及びハ①にあってはコージェネレーション設備を除き、⑷イ②ｂにあっては当該設備に限る。）による設計一次エネルギー消費量の削減率（Ｅ）は、それぞれ次の（式１）及び（式２）により算出し、床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（E_{TA}）にあっては整数未満の端数を切り上げた整数とし、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（Ｅ）にあっては整数未満の端数を切り捨てた整数とすること。

（式１）　$E_{TA}=E_T\times1{,}000/A_{total}$

（式２）　$E=(E_S/A_{total})/E_{TA}\times100$

これらの式において、E_{TA}、E_T、A_{total}、Ｅ、及びE_Sは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{TA}　床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（単位　ＭＪ／（㎡・年））

E_T　設計一次エネルギー消費量（単位　ＧＪ／年）

A_{total}　当該住戸の床面積の合計（単位　㎡）

Ｅ　エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（単位％）

E_S　エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量（単位ＭＪ／年）

ロ　等級７

設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量の値を上回らないこと。なお、この場合に明示することができる床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（E_{TA}）及びエネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（Ｅ）は、それぞれイの（式１）及び（式２）により算出し、床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（E_{TA}）にあっては整数未満の端数を切り上げた整数とし、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（Ｅ）にあっては整数未満の端数を切り捨てた整数とすること。

ハ　等級６

次のいずれかに掲げる基準に適合していること。

①　設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量の値を上回らないこと。なお、この場合に明示することができる床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（E_{TA}）及びエネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（Ｅ）は、それぞれイの（式１）及び（式２）により算出し、床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（E_{TA}）にあっては整数未満の端数を切り上げた整数とし、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（Ｅ）にあっては整数未満の端数を切り捨てた整数とすること。

②　（略）

ニ・ホ　（略）

⑷　評価基準（既存住宅）

イ　等級８

次に掲げる基準に適合していること。

①　目視・計測等（仕上げ材等により隠蔽されている部分に係るものを含む。以下この⑷において同じ。）により確認された評価対象住戸の現況又は評価対象住戸の図書等に記載された内容が、⑶イの基準に適合していること。なお、この場合に明示すること

（新設）

イ　等級６

次のいずれかに掲げる基準に適合していること。

①　設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量の値を上回らないこと。なお、この場合に明示することができる床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（E_{TA}）は、次の式により算出し、整数未満の端数を切り上げた整数とすること。

$E_{TA}=E_T\times1{,}000/A_{total}$

この式において、E_{TA}、E_T及びA_{total}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{TA}　床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（単位　ＭＪ／（㎡・年））

E_T　設計一次エネルギー消費量（単位　ＧＪ／年）

A_{total}　当該住戸の床面積の合計（単位　㎡）

②　（略）

ロ・ハ　（略）

⑷　評価基準（既存住宅）

（新設）

ができる床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（E_{TA}）及びエネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（E）は、それぞれ⑶イの（式１）及び（式２）により算出し、床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（E_{TA}）にあっては整数未満の端数を切り上げた整数とし、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（E）にあっては整数未満の端数を切り捨てた整数とすること。

② 目視・計測等により確認された評価対象住戸の現況について、次に掲げる基準に適合していること。

ａ 屋根及び外壁の表面の著しいひび割れ又は著しい剥がれ、開口部の建具の著しい破損又は隙間、ひさし又は軒その他の日射の侵入を防止する部分の著しい破損、室内側の床、壁又は天井の表面の著しい結露の跡その他断熱等性能に関連する著しい劣化事象等が認められないこと。

ｂ 空気調和設備、空気調和設備以外の機械換気設備、照明設備、給湯設備及びエネルギー利用効率化設備のいずれも作動するものであること。

ロ 等級７

次に掲げる基準に適合していること。

① 目視・計測等により確認された評価対象住戸の現況又は評価対象住戸の図書等に記載された内容が、⑶ロの基準に適合していること。なお、この場合に明示することができる床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（E_{TA}）及びエネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（E）は、それぞれ⑶イの（式１）及び（式２）により算出し、床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（E_{TA}）にあっては整数未満の端数を切り上げた整数とし、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（E）にあっては整数未満の端数を切り捨てた整数とすること。

② イ②の基準に適合していること。

ハ 等級６

次に掲げる基準に適合していること。

① 目視・計測等により確認された評価対象住戸の現況又は評価対象住戸の図書等に記載された内容が、⑶ハの基準に適合していること。なお、この場合に明示することができる床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（E_{TA}）及びエネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（E）は、それぞれ⑶イの（式１）及び（式２）により算出し、床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（E_{TA}）にあっては整数未満の端数を切り上げた整数とし、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（E）にあっては整数未満の端数を切り捨てた整数とすること。

② イ②の基準に適合していること。

（新設）

イ 等級６

次に掲げる基準に適合していること。

① 目視・計測等（仕上げ材等により隠蔽されている部分に係るものを含む。以下⑷において同じ。）により確認された評価対象住戸の現況又は評価対象住戸の図書等に記載された内容が、⑶イの基準に適合していること。

② 目視・計測等により確認された評価対象住戸の現況について、次に掲げる基準に適合していること。

ａ 屋根及び外壁の表面の著しいひび割れ又は著しい剥がれ、開口部の建具の著しい破損又は隙間、ひさし又は軒その他の日射の侵入を防止する部分の著しい破損、室内側の床、壁又は天井の表面の著しい結露の跡その他断熱等性能に関連する著しい劣化事象等が認められないこと。

ｂ 空気調和設備、空気調和設備以外の機械換気設備、照明設備、給湯設備及びエネルギー利用効率化設備のいずれも作動するものであること。

ニ　等級５ 次に掲げる基準に適合していること。 ①　目視・計測等により確認された評価対象住戸の現況又は評価対象住戸の図書等に記載された内容が、(3)ニの基準に適合していること。 ②　（略） ホ　等級４ 次に掲げる基準に適合していること。 ①　目視・計測等により確認された評価対象住戸の現況又は評価対象住戸の図書等に記載された内容が、(3)ホの基準に適合していること。 ②　（略） ヘ　（略） 6　空気環境に関すること 6－1・6－2　（略） 6－3　室内空気中の化学物質の濃度等 (1)・(2)　（略） (3)　評価基準（新築住宅） イ　（略） ロ　測定等の方法 測定等は、次の①から③までに掲げる方法によること。ただし、同等の信頼性が確保できる方法又は測定等の対象となる特定測定物質の濃度の過小な評価が行われず、かつ、測定等の対象とならない化学物質による測定等の結果への影響の程度が十分に小さい方法にあっては、①から③までに掲げる方法に代えることができる。 ①　（略） ②　採取した空気について、ホルムアルデヒドにあってはＤＮＰＨ誘導体化による固相吸着―溶媒抽出法及び高速液体クロマトグラフ法により、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンにあっては固相吸着―溶媒抽出法又は固相吸着―加熱脱着法及びガスクロマトグラフ―質量分析法により、濃度を求めること。 ③　（略） ハ・ニ　（略） (4)　（略） 6－4　（略） 7～11　（略）	ロ　等級５ 次に掲げる基準に適合していること。 ①　目視・計測等により確認された評価対象住戸の現況又は評価対象住戸の図書等に記載された内容が、(3)ロの基準に適合していること。 ②　（略） ハ　等級４ 次に掲げる基準に適合していること。 ①　目視・計測等により確認された評価対象住戸の現況又は評価対象住戸の図書等に記載された内容が、(3)ハの基準に適合していること。 ②　（略） ニ　（略） 6　空気環境に関すること 6－1・6－2　（略） 6－3　室内空気中の化学物質の濃度等 (1)・(2)　（略） (3)　評価基準（新築住宅） イ　（略） ロ　測定等の方法 測定等は、次の①から③までに掲げる方法によること。ただし、同等の信頼性が確保できる方法又は測定等の対象となる特定測定物質の濃度の過小な評価が行われず、かつ、測定等の対象とならない化学物質による測定等の結果への影響の程度が十分に小さい方法にあっては、①から③までに掲げる方法に代えることができる。 ①　（略） ②　採取した空気について、ホルムアルデヒドにあってはＤＮＰＨ誘導体化による固相吸着―溶媒抽出法及び高速液体クロマトグラフ法により、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンにあっては固相吸着―溶媒抽出法、固相吸着―加熱脱着法又は容器採取法及びガスクロマトグラフ―質量分析法により、濃度を求めること。 ③　（略） ハ・ニ　（略） (4)　（略） 6－4　（略） 7～11　（略）

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和七年十二月一日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日前にされた申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。

３　次に掲げる住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。

一　この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅

二　前項の規定によりなお従前の例によるものとされた設計住宅性能評価が行われた住宅

その他告示

○防衛省告示第二百二号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第九条第一項の規定に基づき、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村を指定した件（昭和五十年総理府告示第四号）の一部を次のように改正したので、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十九条の規定により告示する。

令和七年九月一日

防衛大臣　中谷　元

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
［略］	［略］
嘉手納飛行場	沖縄市 沖縄県中頭郡嘉手納町 沖縄県中頭郡北谷町
［略］	［略］
切串弾薬庫及び秋月弾薬庫	江田島市
辺野古弾薬庫	名護市
［略］	［略］
相模総合補給廠	相模原市
明野飛行場	伊勢市
［略］	［略］
目達原飛行場	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町 佐賀県三養基郡上峰町
大村飛行場	大村市
［略］	［略］
キャンプ瑞慶覧	宜野湾市 沖縄県中頭郡北谷町 沖縄県中頭郡北中城村

改正前	
特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
［同上］	［同上］
嘉手納飛行場	沖縄市 沖縄県中頭郡読谷村 沖縄県中頭郡嘉手納町 沖縄県中頭郡北谷町
［同上］	［同上］
切串弾薬庫及び秋月弾薬庫	江田島市
［同上］	［同上］
相模総合補給廠	相模原市
［同上］	［同上］
目達原飛行場	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町 佐賀県三養基郡上峰町
［同上］	［同上］
キャンプ瑞慶覧	沖縄県中頭郡北谷町 沖縄県中頭郡北中城村

備考　表中の［　］の記載は注記である。

官報告

国家試験

診療放射線技師国家試験の施行

診療放射線技師法（昭和26年法律第226号。以下「法」という。）第18条の規定により、第78回診療放射線技師国家試験を次のとおり施行する。

令和７年９月１日

厚生労働大臣　福岡　資麿

1　試験期日　令和８年２月19日（木曜日）

2　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県及び福岡県

ただし、行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和58年法律第83号。以下「58年改正法」という。）による改正前の診療放射線技師及び診療エツクス線技師法（昭和26年法律第226号。以下「旧法」という。）に定める診療エツクス線技師試験（以下「診療エツクス線技師試験」という。）又は法附則第７項の規定による試験（以下「特例試験」という。）に合格した者であって、受験願書にその旨を記載し、試験科目の免除を受けて診療放射線技師国家試験を受けようとするものについては、東京都に限る。

3　試験科目　基礎医学大要、理工学・放射線科学、エックス線撮影機器学、エックス線撮影技術学、診療画像検査学、画像工学、医療画像情報学、核医学診療技術学、放射線治療技術学、放射線安全管理学及び医療安全管理学

ただし、２のただし書に該当する者については、次の科目を免除する。

基礎医学大要、理工学・放射線科学、エックス線撮影機器学、エックス線撮影技術学、画像工学及び放射線安全管理学

4　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第20条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第11項の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した診療放射線技師養成所において、３年以上診療放射線技師として必要な知識及び技能の修習を終えたもの（令和８年３月11日（水曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　外国の診療放射線技術に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で法第３条の規定による免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有するものと認めたもの

⑶　58年改正法の施行の際（昭和59年10月１日）現に診療エツクス線技師又は診療エツクス線技師試験を受けることができた者であって、旧法第20条に規定する文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した診療放射線技師養成所において、１年以上診療放射線技師として必要な知識及び技能の修習を終えたもの（58年改正法の施行の際現に修習中の者であって、同法施行後にその修習を終えたものを含む。）

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　診療放射線技師法施行規則（昭和26年厚生省令第33号）第３号書式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

なお、２のただし書に該当する者にあっては、診療エツクス線技師試験（特例試験を含む。以下同じ。）に合格している旨を、受験願書の受験地の下に記載すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は診療放射線技師国家試験運営本部事務所若しくは診療放射線技師国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは診療放射線技師養成所又は診療放射線技師国家試験運営本部事務所若しくは診療放射線技師国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、590円（定形郵便110円＋一般書留480円）の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。

イ　４の⑴又は⑶に該当する者が提出する書類

㋐　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

この場合、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和８年３月11日（水曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

㋑　２のただし書に該当する者にあっては、診療エツクス線技師免許証の写し（診療放射線技師国家試験運営本部事務所若しくは診療放射線技師国家試験運営臨時事務所又は都道府県医務主管課若しくは保健所に当該免許証の原本を提示し、原本照合を受けたもの）又は診療エツクス線技師試験の合格証書の写し（診療放射線技師国家試験運営本部事務所又は診療放射線技師国家試験運営臨時事務所に当該証書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）若しくは合格証明書

ウ　４の⑵に該当する者が提出する書類　診療放射線技師国家試験受験資格認定書の写し（診療放射線技師国家試験運営本部事務所又は診療放射線技師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、令和７年12月15日（月曜日）から令和８年１月５日（月曜日）までに提出すること。

イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、診療放射線技師国家試験運営本部事務所とする。

ウ　ただし、下記に掲げる診療放射線技師国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道　ランスタッド・札幌支店
宮城県　ランスタッド・仙台支店
東京都　ランスタッド・試験監督事業部
愛知県　ランスタッド・名古屋伏見事業所
大阪府　ランスタッド・大阪支店
広島県　ランスタッド・広島支店
香川県　ランスタッド・高松支店
福岡県　ランスタッド・福岡支店
沖縄県　人材派遣センターオキナワ

エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和８年１月５日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　試験手数料

ア　試験手数料は、11,400円とし、試験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、試験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、郵送により交付する。なお、令和８年２月５日（木曜日）までに受験票が到着しない場合は、診療放射線技師国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

6　合格者の発表　試験の合格者は、令和８年３月23日（月曜日）午後２時に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。

７　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和７年11月28日（金曜日）までに診療放射線技師国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

８　手続及び問い合わせ先

⑴　試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

診療放射線技師国家試験運営本部事務所

東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階　郵便番号135―0063　電話番号03（5579）6903

⑵　５の⑵のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄するいずれかの診療放射線技師国家試験運営臨時事務所とする。

診療放射線技師国家試験運営臨時事務所

試験地	所在地
北海道	ランスタッド・札幌支店　国家試験係 北海道札幌市中央区北四条西４丁目１番３号　伊藤ビル５階
宮城県	ランスタッド・仙台支店　国家試験係 宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン15階
東京都	ランスタッド・試験監督事業部　国家試験係 東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階
愛知県	ランスタッド・名古屋伏見事業所　国家試験係 愛知県名古屋市中区栄１丁目24番15号　プライム名古屋伏見ビル２階
大阪府	ランスタッド・大阪支店　国家試験係 大阪府大阪市北区梅田２丁目２番22号　ハービスＥＮＴオフィスタワー18階
広島県	ランスタッド・広島支店　国家試験係 広島県広島市中区本通６番11号　明治安田生命広島本通ビル８階
香川県	ランスタッド・高松支店　国家試験係 香川県高松市番町１丁目６番８号　高松興銀ビル８階
福岡県	ランスタッド・福岡支店　国家試験係 福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル９階
	人材派遣センターオキナワ　国家試験係 沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階

臨床検査技師国家試験の施行

臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号。以下「法」という。）第12条の規定により、第72回臨床検査技師国家試験を次のとおり施行する。

令和７年９月１日

厚生労働大臣　福岡　資麿

１　試験期日　令和８年２月18日（水曜日）

２　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県

３　試験科目　医用工学概論（情報科学概論及び検査機器総論を含む。）、公衆衛生学（関係法規を含む。）、臨床検査医学総論（臨床医学総論及び医学概論を含む。）、臨床検査総論（検査管理総論及び医動物学を含む。）、病理組織細胞学、臨床生理学、臨床化学（放射性同位元素検査技術学を含む。）、臨床血液学、臨床微生物学及び臨床免疫学

４　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第15条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第４項の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において、３年以上法第２条に規定する検査に必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月11日（水曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　学校教育法に基づく大学（同法に基づく短期大学を除く。）又は旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学（以下「大学」という。）において医学又は歯学の正規の課程を修めて卒業したもの（令和８年３月11日（水曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑶　医師若しくは歯科医師（⑵に掲げる者を除く。）又は外国で医師免許若しくは歯科医師免許を受けたもの

⑷　次のいずれかに該当する者であって、大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において、病態学（薬理学及び病態薬理学を除く。）、公衆衛生学、医用工学概論、血液検査学、病理検査学、尿・糞便等一般検査学、生化学検査学、免疫検査学、遺伝子関連・染色体検査学、輸血・移植検査学、微生物検査学、生理検査学、臨床検査総合管理学及び医療安全管理学の各科目を修めたもの（令和８年３月11日（水曜日）までに修了する見込みの者を含む。）

ただし、次のいずれかに該当する者であって、平成元年12月31日までに臨床生理学、臨床化学、放射性同位元素臨床検査技術、医用電子工学概論及び看護学総論の各科目を修めたもの並びに平成27年３月31日までに医用工学概論、臨床検査総論、臨床生理学、臨床化学及び放射性同位元素検査技術学の各科目を修めたもの並びに平成27年４月１日において現に大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において臨床検査技師となるのに必要な知識及び技能を習得中のものであって、医用工学概論、臨床検査総論、臨床生理学、臨床化学及び放射性同位元素検査技術学の各科目を修めたもの並びに平成27年４月１日において現に大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において、医用工学概論、臨床検査総論、臨床生理学、臨床化学、放射性同位元素検査技術学及び医療安全管理学の各科目を修めたもの並びに令和４年３月31日までに大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において、医用工学概論、臨床検査総論、臨床生理学、臨床化学、放射性同位元素検査技術学及び医療安全管理学の各科目を修めたもの並びに令和４年３月31日において現に大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において臨床検査技師となるのに必要な知識及び技能を習得中のものであって、医用工学概論、臨床検査総論、臨床生理学、臨床化学、放射性同位元素検査技術学及び医療安全管理学の各科目を修めたもの（令和８年３月11日（水曜日）までに修了する見込みの者を含む。）に対しても、受験資格を認める。

ア　大学において獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者（令和８年３月11日（水曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

イ　獣医師又は薬剤師（アに掲げる者を除く。）

ウ　外国の医学校、歯科医学校、獣医学校若しくは薬学校を卒業し、又は外国で獣医師免許若しくは薬剤師免許を受けた者

⑸　大学において病態学、公衆衛生学、医用工学概論、血液検査学、病理検査学、尿・糞便等一般検査学、生化学検査学、免疫検査学、遺伝子関連・染色体検査学、輸血・移植検査学、微生物検査学、生理検査学、臨床検査総合管理学及び医療安全管理学の各科目を修めて卒業した者（令和８年３月11日（水曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）（⑷に掲げる者を除く。）

ただし、次のいずれかに該当する者であって、平成元年12月31日までに臨床生理学、臨床化学、放射性同位元素臨床検査技術、医用電子工学概論及び看護学総論の各科目を修めたもの並びに平成27年３月31日までに医用工学概論、臨床検査総論、臨床生理学、臨床化学及び放射性同位元素検査技術学の各科目を修めたもの並びに平成27年４月１日において現に大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において臨床検査技師となるのに必要な知識及び技能を習得中のものであって、医用工学概論、臨床検査総論、臨床生理学、臨床化学及び放射性同位元素検査技術学の各科目を修めたもの（令和８年３月11日（水曜日）までに修了する見込みの者を含む。）並びに令和４年３月31日までに大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において、医用工学概論、臨床検査総論、臨床生理学、臨床化学、放射性同位元素検査技術学及び医療安全管理学の各科目を修めたもの並びに令和４年３月31日において現に大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において臨床検査技師となるのに必要な知識及び技能を習得中のものであって、医用工学概論、臨床検査総論、臨床生理学、臨床化学、放射性同位元素検査技術学及び医療安全管理学の各科目を修めたもの（令和８年３月11日（水曜日）までに修了する見込みの者を含む。）に対しても、受験資格を認める。

ア　大学（旧大学令に基づく大学を除く。）において保健衛生学の正規の課程を修めて卒業した者（令和８年３月11日（水曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

イ　大学において医学概論、解剖学、生理学、病理学、生化学、微生物学、医動物学、情報科学概論、検査機器総論、医用工学概論、臨床血液学（血液採取に関する内容を除く。）及び臨床免疫学の各科目を修めて卒業した者（令和８年３月11日（水曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

ただし、平成元年12月31日までに大学において、生理学、解剖学、病理学、微生物学及び生化学の各科目を修めて卒業した者に対しても、受験資格を認める。

⑹　外国の法第２条に規定する検査に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で臨床検査技師の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

⑺　学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は衛生検査技師法の一部を改正する法律（昭和45年法律第83号。以下「改正法」という。）附則第10条の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、改正法の施行の際（昭和46年１月１日）現に改正法による改正前の衛生検査技師法（昭和33年法律第76号。以下「改正前法」という。）第15条第１号の規定により指定されている学校において、３年以上改正前法第２条に規定する検査に必要な知識及び技能の修習を終えているもの又は当該学校において改正法の施行の際現に同条に規定する検査に必要な知識及び技能を修習中であって、その修習を改正法施行後に終えたもの

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）様式第５により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は臨床検査技師国家試験運営本部事務所若しくは臨床検査技師国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは臨床検査技師養成所又は臨床検査技師国家試験運営本部事務所若しくは臨床検査技師国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、590円（定形郵便110円＋一般書留480円）の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。

イ　４の⑴に該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証書の写し、卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ウ　４の⑵に該当する者が提出する書類　卒業証書の写し、卒業証明書又は卒業見込証明書

エ　４の⑶に該当する者（外国で医師免許又は歯科医師免許を受けた者を除く。）が提出する書類　医師免許証の写し又は歯科医師免許証の写し（臨床検査技師国家試験運営本部事務所又は臨床検査技師国家試験運営臨時事務所に当該免許証の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

オ　４の⑷のア又はイに該当する者が提出する書類

㋐　卒業証書の写し、卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は獣医師免許証の写し若しくは薬剤師免許証の写し（臨床検査技師国家試験運営本部事務所又は臨床検査技師国家試験運営臨時事務所に当該免許証の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

㋑　４の⑷本文に規定する科目を修めたことを証する書類若しくは修める見込みであることを証する書類又は４の⑷ただし書に規定する科目を修めたことを証する書類若しくは修める見込みであることを証する書類及び平成27年４月１日現在の在学証明書（在学証明書の提出は、４の⑷ただし書に該当する者であって、平成27年４月１日において現に大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において臨床検査技師となるのに必要な知識及び技能を習得中のものに限る。）又は令和４年３月31日現在の在学証明書（在学証明書の提出は、４の⑷ただし書に該当する者であって、令和４年３月31日において現に大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において臨床検査技師となるのに必要な知識及び技能を習得中のものに限る。）

カ　４の⑸に該当する者が提出する書類

㋐　卒業証書の写し、卒業証明書又は卒業見込証明書

㋑　大学において４の⑸本文に規定する科目を修めたことを証する書類若しくは修める見込みであることを証する書類又は４の⑸ただし書に規定する科目を修めたことを証する書類及び平成27年４月１日現在の在学証明書（在学証明書の提出は、４の⑸ただし書に該当する者であって、平成27年４月１日において現に大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において臨床検査技師となるのに必要な知識及び技能を習得中のものに限る。）又は令和４年３月31日現在の在学証明書（在学証明書の提出は、４の⑸ただし書に該当する者であって、令和４年３月31日において現に大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において臨床検査技師となるのに必要な知識及び技能を習得中のものに限る。）

キ　４の⑸ただし書のイに該当する者が提出する書類　４の⑸ただし書のイに規定する科目を修めたことを証する書類若しくは修める見込みであることを証する書類又は４の⑸ただし書のイただし書に規定する科目を修めたことを証する書類

ク　４の⑶に該当する者のうち、外国で医師免許若しくは歯科医師免許を受けた者又は４の⑷のウに該当する者が提出する書類　当該免許証の写し等当該規定に該当することを証する書類の写し及び訳文（公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。）

ケ　４の⑹に該当する者が提出する書類　臨床検査技師国家試験受験資格認定書の写し（臨床検査技師国家試験運営本部事務所又は臨床検査技師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

コ　４の⑺に該当する者が提出する書類

㋐　修業証明書若しくは卒業証書の写し又は卒業証明書

㋑　教科課程を明らかにした書類

なお、４の⑴又は⑵に該当する者であって、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、修業証明書又は卒業証明書を、４の⑷又は⑸に該当する者であって、卒業見込証明書又は当該科目を修める見込みであることを証する書類を提出したものにあっては、卒業証明書又は当該科目を修めたことを証する書類を、令和８年３月11日（水曜日）午後２時までに提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

また、４の⑴、⑵、⑷、⑸又は⑺に該当する者で卒業証書の写しを提出するものにあっては、臨床検査技師国家試験運営本部事務所又は臨床検査技師国家試験運営臨時事務所に卒業証書の原本を提示し、原本照合を受けること。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等
ア　受験に関する書類は、令和７年12月15日（月曜日）から令和８年１月５日（月曜日）までに提出すること。
イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、臨床検査技師国家試験運営本部事務所とする。
ウ　ただし、下記に掲げる臨床検査技師国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。
北海道　ランスタッド・札幌支店
宮城県　ランスタッド・仙台支店
東京都　ランスタッド・試験監督事業部
愛知県　ランスタッド・名古屋伏見事業所
大阪府　ランスタッド・大阪支店
広島県　ランスタッド・広島支店
香川県　ランスタッド・高松支店
福岡県　ランスタッド・福岡支店
沖縄県　人材派遣センターオキナワ
エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。
オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和８年１月５日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。
⑶　受験手数料
ア　受験手数料は、11,300円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。
イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。
⑷　受験票の交付　受験票は、郵送により交付する。なお、令和８年２月４日（水曜日）までに受験票が到着しない場合は、臨床検査技師国家試験運営本部事務所に問い合わせること。
６　合格者の発表　試験の合格者は、令和８年３月23日（月曜日）午後２時に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。
７　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和７年11月28日（金曜日）までに臨床検査技師国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
８　手続及び問い合わせ先
⑴　試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。
臨床検査技師国家試験運営本部事務所　東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階　郵便番号135―0063　電話番号03（5579）6903
⑵　５の⑵のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄する臨床検査技師国家試験運営臨時事務所とする。

臨床検査技師国家試験運営臨時事務所

試験地	所在地
北海道	ランスタッド・札幌支店　国家試験係 北海道札幌市中央区北四条西４丁目１番３号　伊藤ビル５階
宮城県	ランスタッド・仙台支店　国家試験係 宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン15階
東京都	ランスタッド・試験監督事業部　国家試験係 東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階
愛知県	ランスタッド・名古屋伏見事業所　国家試験係 愛知県名古屋市中区栄１丁目24番15号　プライム名古屋伏見ビル２階
大阪府	ランスタッド・大阪支店　国家試験係 大阪府大阪市北区梅田２丁目２番22号　ハービスＥＮＴオフィスタワー18階
広島県	ランスタッド・広島支店　国家試験係 広島県広島市中区本通６番11号　明治安田生命広島本通ビル８階
香川県	ランスタッド・高松支店　国家試験係 香川県高松市番町１丁目６番８号　高松興銀ビル８階
福岡県	ランスタッド・福岡支店　国家試験係 福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル９階
沖縄県	人材派遣センターオキナワ　国家試験係 沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階

理学療法士国家試験の施行

理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号。以下「法」という。）第10条の規定により、第61回理学療法士国家試験を次のとおり施行する。

令和７年９月１日

厚生労働大臣　福岡　資麿

１　試験期日
⑴　筆記試験　令和８年２月23日（月曜日）
⑵　口述試験及び実技試験　令和８年２月24日（火曜日）
２　試験地
⑴　筆記試験　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、香川県、福岡県及び沖縄県
⑵　口述試験及び実技試験　東京都
３　試験科目及び試験方法
⑴　筆記試験　一般問題及び実地問題に区分して次の科目について行う。ただし、重度視力障害者（視力の良い方の眼の矯正視力が0.03以下若しくは視力の良い方の眼の矯正視力が0.04かつ他方の眼の矯正視力が手動弁以下又は周辺視野角度（Ⅰ／４視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（Ⅰ／２視標による。以下同じ。）が28度以下若しくは両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下の者をいう。）に対しては、実地問題については行わない。また、重度視力障害者に対しては、点字、試験問題の読み上げ又はその併用による受験を認める。弱視者（視力の良い方の眼の矯正視力が0.15以下又は周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下若しくは両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下の者をいう。）に対しては、弱視用試験による受験を認める。
ア　一般問題　解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む。）、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び理学療法
イ　実地問題　運動学、臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び理学療法
⑵　口述試験及び実技試験　重度視力障害者に対して、筆記試験の実地問題に代えて次の科目について行う。運動学、臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び理学療法
４　受験資格
⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第11条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第６項の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設において、３年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月11日（水曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）
⑵　外国の理学療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で理学療法士の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの
⑶　法施行の際（昭和40年８月28日）現に文部大臣又は厚生大臣が指定した学校又は施設において、理学療法士となるのに必要な知識及び技能を修業中であって、法施行後に当該学校又は施設を卒業した者
５　受験手続
⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
ア　すべての受験者が提出する書類等
㋐　受験願書　理学療法士及び作業療法士法施行規則（昭和40年厚生省令第47号。以下「規則」という。）様式第５号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

なお、弱視用試験、点字試験、試験問題の読み上げ又は点字試験と試験問題の読み上げの併用を希望する者は、受験願書の右上に「弱視用試験希望」、「点字試験希望」、「読み上げ希望」又は「点字試験と読み上げ希望」と朱書きで記載すること。

⑴　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は理学療法士国家試験運営本部事務所若しくは理学療法士国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは養成施設又は理学療法士国家試験運営本部事務所若しくは理学療法士国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

⑵　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、590円（定形郵便110円＋一般書留480円）の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。

イ　４の⑴又は⑶に該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ウ　４の⑵に該当する者が提出する書類　理学療法士国家試験受験資格認定書の写し（理学療法士国家試験運営本部事務所又は理学療法士国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

なお、４の⑴又は⑶に該当する者であって、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、令和８年３月11日（水曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、令和７年12月15日（月曜日）から令和８年１月５日（月曜日）までに提出すること。

イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、理学療法士国家試験運営本部事務所とする。

ウ　ただし、下記に掲げる理学療法士国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道　ランスタッド・札幌支店
宮城県　ランスタッド・仙台支店
東京都　ランスタッド・試験監督事業部
愛知県　ランスタッド・名古屋伏見事業所
大阪府　ランスタッド・大阪支店
広島県　ランスタッド・広島支店
香川県　ランスタッド・高松支店
福岡県　ランスタッド・福岡支店
沖縄県　人材派遣センターオキナワ

エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和８年１月５日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、10,100円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は郵送により交付する。なお、令和８年２月９日（月曜日）までに受験票が到着しない場合は、理学療法士国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

６　合格者の発表　試験の合格者は、令和８年３月23日（月曜日）午後２時に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。

７　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和７年11月28日（金曜日）までに理学療法士国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

８　手続及び問い合わせ先

⑴　試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

理学療法士国家試験運営本部事務所　東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階　郵便番号135－0063　電話番号03（5579）6903

⑵　５の⑵のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄する理学療法士国家試験運営臨時事務所とする。

理学療法士国家試験運営臨時事務所

試験地	所在地
北海道	ランスタッド・札幌支店　国家試験係 北海道札幌市中央区北四条西４丁目１番３号　伊藤ビル５階
宮城県	ランスタッド・仙台支店　国家試験係 宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン15階
東京都	ランスタッド・試験監督事業部　国家試験係 東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階
愛知県	ランスタッド・名古屋伏見事業所　国家試験係 愛知県名古屋市中区栄１丁目24番15号　プライム名古屋伏見ビル２階
大阪府	ランスタッド・大阪支店　国家試験係 大阪府大阪市北区梅田２丁目２番22号　ハービスＥＮＴオフィスタワー18階
香川県	ランスタッド・高松支店　国家試験係 香川県高松市番町１丁目６番８号　高松興銀ビル８階
福岡県	ランスタッド・広島支店　国家試験係 広島県広島市中区本通６番11号　明治安田生命広島本通ビル８階 ランスタッド・福岡支店　国家試験係 福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル９階
沖縄県	人材派遣センターオキナワ　国家試験係 沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階

作業療法士国家試験の施行

理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号。以下「法」という。）第10条の規定により、第61回作業療法士国家試験を次のとおり施行する。

令和７年９月１日

厚生労働大臣　福岡　資麿

１　試験期日

⑴　筆記試験　令和８年２月23日（月曜日）

⑵　口述試験及び実技試験　令和８年２月24日（火曜日）

２　試験地

⑴　筆記試験　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、香川県、福岡県及び沖縄県

⑵　口述試験及び実技試験　東京都

３　試験科目及び試験方法

⑴　筆記試験　一般問題及び実地問題に区分して次の科目について行う。ただし、重度視力障害者（視力の良い方の眼の矯正視力が0.03以下若しくは視力の良い方の眼の矯正視力が0.04かつ他方の眼の矯正視力が手動弁以下又は周辺視野角度（Ⅰ／４視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（Ⅰ／２視標による。以下同じ。）が28度以下若しくは両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下の者をいう。）に対しては、実地問題については行わない。また、重度視力障害者に対しては、点字、試験問題の読み上げ又はその併用による受験を認める。弱視者（視力の良い方の眼の矯正視力が0.15以下又は周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下若しくは両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下の者をいう。）に対しては、弱視用試験による受験を認める。

ア　一般問題　解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む。）、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び作業療法

イ　実地問題　運動学、臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び作業療法

⑵　口述試験及び実技試験　重度視力障害者に対して、筆記試験の実地問題に代えて次の科目について行う。運動学、臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び作業療法

4　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第12条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第６項の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設において、３年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月11日（水曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　外国の作業療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で作業療法士の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

⑶　法施行の際（昭和40年８月28日）現に文部大臣又は厚生大臣が指定した学校又は施設において、作業療法士となるのに必要な知識及び技能を修業中であって、法施行後に当該学校又は施設を卒業した者

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　理学療法士及び作業療法士法施行規則（昭和40年厚生省令第47号。以下「規則」という。）様式第５号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

なお、弱視用試験、点字試験、試験問題の読み上げ又は点字試験と試験問題の読み上げの併用を希望する者は、受験願書の右上に「弱視用試験希望」、「点字試験希望」、「読み上げ希望」又は「点字試験と読み上げ希望」と朱書きで記載すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は作業療法士国家試験運営本部事務所若しくは作業療法士国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは養成施設又は作業療法士国家試験運営本部事務所若しくは作業療法士国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、590円（定形郵便110円＋一般書留480円）の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。

イ　４の⑴又は⑶に該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ウ　４の⑵に該当する者が提出する書類　作業療法士国家試験受験資格認定書の写し（作業療法士国家試験運営本部事務所又は作業療法士国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

なお、４の⑴又は⑶に該当する者であって、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、令和８年３月11日（水曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、令和７年12月15日（月曜日）から令和８年１月５日（月曜日）までに提出すること。

イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、作業療法士国家試験運営本部事務所とする。

ウ　ただし、下記に掲げる作業療法士国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道　ランスタッド・札幌支店
宮城県　ランスタッド・仙台支店
東京都　ランスタッド・試験監督事業部
愛知県　ランスタッド・名古屋伏見事業所
大阪府　ランスタッド・大阪支店
広島県　ランスタッド・広島支店
香川県　ランスタッド・高松支店
福岡県　ランスタッド・福岡支店
沖縄県　人材派遣センターオキナワ

エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和８年１月５日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、10,100円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は郵送により交付する。なお、令和８年２月９日（月曜日）までに受験票が到着しない場合は、作業療法士国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

6　合格者の発表　試験の合格者は、令和８年３月23日（月曜日）午後２時に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。

7　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和７年11月28日（金曜日）までに作業療法士国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8　手続及び問い合わせ先

⑴　試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

作業療法士国家試験運営本部事務所　東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階　郵便番号135－0063　電話番号03（5579）6903

⑵　５の⑵のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄する作業療法士国家試験運営臨時事務所とする。

作業療法士国家試験運営臨時事務所

試験地	所在地
北海道	ランスタッド・札幌支店　国家試験係 北海道札幌市中央区北四条西４丁目１番３号　伊藤ビル５階
宮城県	ランスタッド・仙台支店　国家試験係 宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン15階
東京都	ランスタッド・試験監督事業部　国家試験係 東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階
愛知県	ランスタッド・名古屋伏見事業所　国家試験係 愛知県名古屋市中区栄１丁目24番15号　プライム名古屋伏見ビル２階
大阪府	ランスタッド・大阪支店　国家試験係 大阪府大阪市北区梅田２丁目２番22号　ハービスＥＮＴオフィスタワー18階
香川県	ランスタッド・高松支店　国家試験係 香川県高松市番町１丁目６番８号　高松興銀ビル８階
福岡県	ランスタッド・広島支店　国家試験係 広島県広島市中区本通６番11号　明治安田生命広島本通ビル８階
	ランスタッド・福岡支店　国家試験係 福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル９階
沖縄県	人材派遣センターオキナワ　国家試験係 沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階

視能訓練士国家試験の施行

視能訓練士法（昭和46年法律第64号。以下「法」という。）第11条の規定により、第56回視能訓練士国家試験を次のとおり施行する。

令和７年９月１日

厚生労働大臣　福岡　資麿

１　試験期日　令和８年２月19日（木曜日）

２　試験地　東京都及び大阪府

３　試験科目　基礎医学大要、基礎視能矯正学、視能検査学、視能障害学及び視能訓練学

４　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第14条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第５項の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した視能訓練士養成所において、３年以上視能訓練士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月11日（水曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　学校教育法に基づく大学若しくは旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学又は視能訓練士法施行規則（昭和46年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第11条第１号若しくは第２号に掲げる学校若しくは養成所において２年以上修業し、かつ、外国語、心理学、保健体育、生物学、物理学、数学（統計学を含む。）及び教育学、倫理学、精神衛生、社会福祉又は保育のうち２科目の各科目を修めた者であって、法第14条第２号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した視能訓練士養成所において、１年以上視能訓練士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月11日（水曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）。ただし、平成16年４月１日前に法第14条第２号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した視能訓練士養成所に入学し、又は入所した者であって、学校教育法に基づく大学若しくは旧大学令に基づく大学又は規則第11条第１号若しくは第２号に掲げる学校若しくは養成所において２年以上修業し、かつ、英語、心理学、保健体育及び教育学、倫理学、生物学、精神衛生、社会福祉又は保育のうち２科目の各科目を修めたものに対しても、受験資格を認める。

⑶　外国の視能訓練に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で視能訓練士の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴又は⑵に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

⑷　法の施行の際（昭和46年７月19日）現に厚生大臣が指定した養成所において、視能訓練士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又は当該知識及び技能を修得中であって、その修得を法施行後に終えた者

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　規則様式第５号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は視能訓練士国家試験運営本部事務所若しくは視能訓練士国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは視能訓練士養成所又は視能訓練士国家試験運営本部事務所若しくは視能訓練士国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、590円（定形郵便110円＋一般書留480円）の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。

イ　４の⑴、⑵又は⑷に該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ウ　４の⑶に該当する者が提出する書類　視能訓練士国家試験受験資格認定書の写し（視能訓練士国家試験運営本部事務所又は視能訓練士国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

なお、４の⑴、⑵又は⑷に該当する者で修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、令和８年３月11日（水曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、令和７年12月15日（月曜日）から令和８年１月５日（月曜日）までに提出すること。

イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、視能訓練士国家試験運営本部事務所とする。

ウ　ただし、下記に掲げる視能訓練士国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道　ランスタッド・札幌支店
宮城県　ランスタッド・仙台支店
東京都　ランスタッド・試験監督事業部
愛知県　ランスタッド・名古屋伏見事業所
大阪府　ランスタッド・大阪支店
広島県　ランスタッド・広島支店
香川県　ランスタッド・高松支店
福岡県　ランスタッド・福岡支店
沖縄県　人材派遣センターオキナワ

エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和８年１月５日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、15,800円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、郵送により交付する。なお、令和８年２月５日（木曜日）までに受験票が到着しない場合は、視能訓練士国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

６　合格者の発表　試験の合格者は、令和８年３月23日（月曜日）午後２時に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。

７　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和７年11月28日（金曜日）までに視能訓練士国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

８　手続及び問い合わせ先

⑴　試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

視能訓練士国家試験運営本部事務所　東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階　郵便番号135－0063　電話番号03（5579）6903

⑵　５の⑵のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄するいずれかの視能訓練士国家試験運営臨時事務所とする。

視能訓練士国家試験運営臨時事務所

試験地	所在地
東京都	ランスタッド・札幌支店　国家試験係　北海道札幌市中央区北四条西４丁目１番３号　伊藤ビル５階

ランスタッド・仙台支店　国家試験係

宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン15階

ランスタッド・試験監督事業部　国家試験係

東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階

大阪府　ランスタッド・名古屋伏見事業所　国家試験係

愛知県名古屋市中区栄１丁目24番15号　プライム名古屋伏見ビル２階

ランスタッド・大阪支店　国家試験係

大阪府大阪市北区梅田２丁目２番22号　ハービスＥＮＴオフィスタワー18階

ランスタッド・広島支店　国家試験係

広島県広島市中区本通６番11号　明治安田生命広島本通ビル８階

ランスタッド・高松支店　国家試験係

香川県高松市番町１丁目６番８号　高松興銀ビル８階

ランスタッド・福岡支店　国家試験係

福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル９階

人材派遣センターオキナワ　国家試験係

沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階

あん摩マッサージ指圧師国家試験の施行

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「法」という。）第２条第１項の規定により、第34回あん摩マッサージ指圧師国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第３条の４第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人東洋療法研修試験財団が行う。

令和７年９月１日

厚生労働大臣　福岡　資麿

１　試験期日　令和８年２月21日（土曜日）

２　試験地

⑴　晴眼者　宮城県、東京都、愛知県、大阪府、香川県及び鹿児島県

⑵　視覚障害者　各都道府県

３　試験科目及び試験方法

⑴　試験科目　医療概論（医学史を除く。）、衛生学・公衆衛生学、関係法規、解剖学、生理学、病理学概論、臨床医学総論、臨床医学各論、リハビリテーション医学、東洋医学概論・経絡経穴概論、あん摩マッサージ指圧理論及び東洋医学臨床論

⑵　試験方法　筆記試験により行う。ただし、視覚障害者については、申請により次の方法による受験を認める。

ア　拡大文字、超拡大文字又は点字による受験

イ　アの方法と試験問題を録音したＤＡＩＳＹ－ＣＤの使用又は試験問題の読み上げの併用による受験

ただし、文部科学大臣の認定した学校の長又は厚生労働大臣の認定した養成施設の長がやむを得ないと認めた者に限る。

ウ　照明器具、読書補助具、点字タイプライター等の使用による受験

４　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することのできる者（法第２条第１項の規定により文部科学大臣の認定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第18条の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することのできる者とみなされる者を含む。）であって、３年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において、あん摩マッサージ指圧師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月12日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律（昭和63年法律第71号。以下「改正法」という。）の施行の際（平成２年４月１日）現に改正法による改正前の法第２条第１項の規定により文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設において同項に規定する知識及び技能の修得を終えている者並びに改正法施行の際現に当該学校又は養成施設において当該知識及び技能を修得中の者であって、改正法施行後にその修得を終えたもの

⑶　あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第２号）第４条に定める程度の著しい視覚障害があり、学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者（法附則第18条の２第２項の規定により、学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者とみなされる者を含む。）であって、法附則第18条の２第１項の規定により文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において、３年以上、あん摩マッサージ指圧師となるのに必要な知識及び技能又は５年以上、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月12日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑷　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）の施行の際（昭和47年５月15日）現に沖縄県内のあん摩マッサージ指圧師に係る学校若しくは養成施設を卒業している者又はこれらの学校若しくは養成施設において修業中であり、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行後に当該学校又は養成施設を卒業した者であって、法第２条第１項に規定するあん摩マッサージ指圧師となるのに必要な知識及び技能を修得した者と同等以上の知識及び技能を有する者として都道府県知事が認めたもの

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　受験願書　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成２年厚生省令第19号）様式第５号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

なお、３の⑵のアによる受験を希望する者は、受験願書の右上に「拡大文字受験希望」、「超拡大文字受験希望」又は「点字受験希望」と記載すること。また、３の⑵のイを希望する者は、「ＤＡＩＳＹ－ＣＤの使用希望」又は「読み上げ希望」と記載すること。

イ　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、公益財団法人東洋療法研修試験財団において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは養成施設又は公益財団法人東洋療法研修試験財団において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

ウ　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

なお、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和８年３月12日（木曜日）午後５時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、令和７年12月１日（月曜日）から同年12月19日（金曜日）までに公益財団法人東洋療法研修試験財団に提出すること。

イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日及び日曜日を除く。）午前９時30分から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和７年12月19日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、19,500円とし、受験手数料の額を公益財団法人東洋療法研修試験財団が指定する銀行又は郵便局の口座に振り込むこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、令和８年１月27日（火曜日）に投函し郵送により交付する。

6　合格者の発表　試験の合格者は、令和８年３月26日（木曜日）午後２時に、厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページ及び公益財団法人東洋療法研修試験財団ホームページに、その受験地及び受験番号を掲載して発表する。

7　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和７年11月５日（水曜日）までに公益財団法人東洋療法研修試験財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8　試験に関する照会先　公益財団法人東洋療法研修試験財団　東京都台東区上野７丁目６番５号　ＶＯＲＴ上野Ⅱ６階　郵便番号110―0005　電話番号03（5811）1666　ＦＡＸ番号03（5811）1667

はり師国家試験の施行

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「法」という。）第２条第１項の規定により、第34回はり師国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第３条の４第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人東洋療法研修試験財団が行う。

令和７年９月１日

厚生労働大臣　福岡　資麿

1　試験期日　令和８年２月22日（日曜日）

2　試験地

⑴　晴眼者　北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県

⑵　視覚障害者　各都道府県

3　試験科目及び試験方法

⑴　試験科目　医療概論（医学史を除く。）、衛生学・公衆衛生学、関係法規、解剖学、生理学、病理学概論、臨床医学総論、臨床医学各論、リハビリテーション医学、東洋医学概論、経絡経穴概論、はり理論及び東洋医学臨床論

ただし、同時にきゅう師国家試験を受けようとする者に対しては、はり理論又はきゅう理論以外の共通科目について、受験者の申請によりその一方の試験を免除する。

⑵　試験方法　筆記試験により行う。ただし、視覚障害者については、申請により次の方法による受験を認める。

ア　拡大文字、超拡大文字又は点字による受験

イ　アの方法と試験問題を録音したＤＡＩＳＹ―ＣＤの使用又は試験問題の読み上げの併用による受験

ただし、文部科学大臣の認定した学校の長、厚生労働大臣の認定した養成施設の長又は都道府県知事の認定した養成施設の長がやむを得ないと認めた者に限る。

ウ　照明器具、読書補助具、点字タイプライター等の使用による受験

4　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することのできる者（法第２条第１項の規定により文部科学大臣の認定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第18条の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することのできる者とみなされる者を含む。）であって、３年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校、厚生労働大臣の認定した養成施設又は都道府県知事の認定した養成施設において、はり師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月12日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律（昭和63年法律第71号。以下「改正法」という。）の施行の際（平成２年４月１日）現に改正法による改正前の法第２条第１項の規定により文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設において同項に規定する知識及び技能の修得を終えている者並びに改正法施行の際現に当該学校又は養成施設において当該知識及び技能を修得中の者であって、改正法施行後にその修得を終えたもの

⑶　あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第２号）第４条に定める程度の著しい視覚障害があり、学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者（法附則第18条の２第２項の規定により、学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者とみなされる者を含む。）であって、法附則第18条の２第１項の規定により文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において、５年以上、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月12日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑷　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）の施行の際（昭和47年５月15日）現に沖縄県内のはり師に係る学校若しくは養成施設を卒業している者又はこれらの学校若しくは養成施設において修業中であり、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行後に当該学校又は養成施設を卒業した者であって、法第２条第１項に規定するはり師となるのに必要な知識及び技能を修得した者と同等以上の知識及び技能を有する者として都道府県知事が認めたもの

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　受験願書　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成２年厚生省令第19号）様式第５号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

なお、３の⑵のアによる受験を希望する者は、受験願書の右上に「拡大文字受験希望」、「超拡大文字受験希望」又は「点字受験希望」と記載すること。また、３の⑵のイを希望する者は、「ＤＡＩＳＹ―ＣＤの使用希望」又は「読み上げ希望」と記載すること。

イ　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、公益財団法人東洋療法研修試験財団において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは養成施設又は公益財団法人東洋療法研修試験財団において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

ウ　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

なお、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和８年３月12日（木曜日）午後５時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、令和７年12月１日（月曜日）から同年12月19日（金曜日）までに公益財団法人東洋療法研修試験財団に提出すること。

イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日及び日曜日を除く。）午前９時30分から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和７年12月19日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、19,500円とし、受験手数料の額を公益財団法人東洋療法研修試験財団が指定する銀行又は郵便局の口座に振り込むこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、令和８年１月27日（火曜日）に投函し郵送により交付する。

6　合格者の発表　試験の合格者は、令和８年３月26日（木曜日）午後２時に、厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページ及び公益財団法人東洋療法研修試験財団ホームページに、その受験地及び受験番号を掲載して発表する。

7　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和７年11月５日（水曜日）までに公益財団法人東洋療法研修試験財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8　試験に関する照会先　公益財団法人東洋療法研修試験財団　東京都台東区上野７丁目６番５号　ＶＯＲＴ上野Ⅱ６階　郵便番号110―0005　電話番号03（5811）1666　ＦＡＸ番号03（5811）1667

きゅう師国家試験の施行

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「法」という。）第２条第１項の規定により、第34回きゅう師国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第３条の４第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人東洋療法研修試験財団が行う。

令和７年９月１日

厚生労働大臣　福岡　資麿

1　試験期日　令和８年２月22日（日曜日）

2　試験地

⑴　晴眼者　北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県

⑵　視覚障害者　各都道府県

3　試験科目及び試験方法

⑴　試験科目　医療概論（医学史を除く。）、衛生学・公衆衛生学、関係法規、解剖学、生理学、病理学概論、臨床医学総論、臨床医学各論、リハビリテーション医学、東洋医学概論、経絡経穴概論、きゅう理論及び東洋医学臨床論

ただし、同時にはり師国家試験を受けようとする者に対しては、きゅう理論又ははり理論以外の共通科目について、受験者の申請によりその一方の試験を免除する。

⑵　試験方法　筆記試験により行う。ただし、視覚障害者については、申請により次の方法による受験を認める。

ア　拡大文字、超拡大文字又は点字による受験

イ　アの方法と試験問題を録音したＤＡＩＳＹ―ＣＤの使用又は試験問題の読み上げの併用による受験

ただし、文部科学大臣の認定した学校の長、厚生労働大臣の認定した養成施設の長又は都道府県知事の認定した養成施設の長がやむを得ないと認めた者に限る。

ウ　照明器具、読書補助具、点字タイプライター等の使用による受験

4　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することのできる者（法第２条第１項の規定により文部科学大臣の認定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第18条の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することのできる者とみなされる者を含む。）であって、３年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校、厚生労働大臣の認定した養成施設又は都道府県知事の認定した養成施設において、きゅう師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月12日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律（昭和63年法律第71号。以下「改正法」という。）の施行の際（平成２年４月１日）現に改正法による改正前の法第２条第１項の規定により文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設において同項に規定する知識及び技能の修得を終えている者並びに改正法施行の際現に当該学校又は養成施設において当該知識及び技能を修得中の者であって、改正法施行後にその修得を終えたもの

⑶　あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第２号）第４条に定める程度の著しい視覚障害があり、学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者（法附則第18条の２第２項の規定により、学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者とみなされる者を含む。）であって、法附則第18条の２第１項の規定により文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において、５年以上、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月12日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑷　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）の施行の際（昭和47年５月15日）現に沖縄県内のきゅう師に係る学校若しくは養成施設を卒業している者又はこれらの学校若しくは養成施設において修業中であり、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行後に当該学校又は養成施設を卒業した者であって、法第２条第１項に規定するきゅう師となるのに必要な知識及び技能を修得した者と同等以上の知識及び技能を有する者として都道府県知事が認めたもの

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　受験願書　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成２年厚生省令第19号）様式第５号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

なお、３の⑵のアによる受験を希望する者は、受験願書の右上に「拡大文字受験希望」、「超拡大文字受験希望」又は「点字受験希望」と記載すること。また、３の⑵のイを希望する者は、「ＤＡＩＳＹ―ＣＤの使用希望」又は「読み上げ希望」と記載すること。

イ　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、公益財団法人東洋療法研修試験財団において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは養成施設又は公益財団法人東洋療法研修試験財団において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

ウ　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

なお、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和８年３月12日（木曜日）午後５時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、令和７年12月１日（月曜日）から同年12月19日（金曜日）までに公益財団法人東洋療法研修試験財団に提出すること。

イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日及び日曜日を除く。）午前９時30分から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和７年12月19日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、19,500円とし、受験手数料の額を公益財団法人東洋療法研修試験財団が指定する銀行又は郵便局の口座に振り込むこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、令和８年１月27日（火曜日）に投函し郵送により交付する。

6　合格者の発表　試験の合格者は、令和８年３月26日（木曜日）午後２時に、厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページ及び公益財団法人東洋療法研修試験財団ホームページに、その受験地及び受験番号を掲載して発表する。

７　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和７年11月５日（水曜日）までに公益財団法人東洋療法研修試験財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

８　試験に関する照会先　公益財団法人東洋療法研修試験財団　東京都台東区上野７丁目６番５号　ＶＯＲＴ上野Ⅱ６階　郵便番号110―0005　電話番号03（5811）1666　ＦＡＸ番号03（5811）1667

臨床工学技士国家試験の施行

臨床工学技士法（昭和62年法律第60号。以下「法」という。）第11条の規定により、第39回臨床工学技士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第17条第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人医療機器センターが行う。

令和７年９月１日

厚生労働大臣　福岡　資麿

１　試験期日　令和８年３月１日（日曜日）

２　試験地　北海道、東京都、大阪府及び福岡県

３　試験科目　医学概論（公衆衛生学、人の構造及び機能、病理学概論及び関係法規を含む。）、臨床医学総論（臨床生理学、臨床生化学、臨床免疫学及び臨床薬理学を含む。）、医用電気電子工学（情報処理工学を含む。）、医用機械工学、生体物性材料工学、生体機能代行装置学、医用治療機器学、生体計測装置学及び医用機器安全管理学

４　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第14条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第４条の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。以下同じ。）であって、法第14条第１号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床工学技士養成所において、３年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月13日（金曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学又は臨床工学技士法施行規則（昭和63年厚生省令第19号。以下「規則」という。）第13条に規定する学校、文教研修施設若しくは養成所において２年（高等専門学校にあっては、５年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であって、法第14条第２号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床工学技士養成所において、１年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月13日（金曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、次のとおりである。（昭和63年厚生省告示第97号）

ア　人文科学のうち２科目
イ　社会科学のうち２科目
ウ　自然科学のうち２科目
エ　外国語
オ　保健体育
カ　公衆衛生学、解剖学、生理学、病理学、生化学、免疫学、看護学概論、保健技術学、応用数学、医用工学概論、システム工学、情報処理工学、電気工学、電子工学、物性工学、機械工学、材料工学、計測工学、放射線工学概論、臨床医学概論及び内科診断学のうち８科目

⑶　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は規則第14条に規定する学校、文教研修施設若しくは養成所において１年（高等専門学校にあっては、４年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であって、法第14条第３号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床工学技士養成所において、２年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月13日（金曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、次のとおりである。（昭和63年厚生省告示第98号）

ア　人文科学のうち２科目
イ　社会科学のうち２科目
ウ　自然科学のうち２科目
エ　外国語
オ　保健体育
カ　公衆衛生学、解剖学、生理学、病理学、生化学、免疫学、看護学概論、保健技術学、応用数学、医用工学概論、システム工学、情報処理工学、電気工学、電子工学、物性工学、機械工学、材料工学、計測工学、放射線工学概論、臨床医学概論及び内科診断学のうち４科目

⑷　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において厚生労働大臣が指定する科目を修めて卒業した者（令和８年３月13日（金曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣が指定する科目は、次のとおりである。（昭和63年厚生省告示第99号）

公衆衛生学、医学概論、解剖学、生理学、病理学、生化学、薬理学、免疫学、看護学概論、応用数学、医用工学、電気工学、電子工学、物性工学、機械工学、材料工学、計測工学、医用機器学概論、生体機能代行装置学、医用治療機器学、生体計測装置学、医用機器安全管理学、臨床医学総論、関係法規及び臨床実習

⑸　外国の生命維持管理装置の操作及び保守点検に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で臨床工学技士の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴、⑵、⑶又は⑷に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

⑹　臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成所であって、法附則第２条の規定により文部大臣又は厚生大臣が指定したものにおいて、法施行の際（昭和63年４月１日）現に臨床工学技士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又は法施行の際現に臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得中であって、その修得を法施行後に終えた者

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　規則様式第６号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、公益財団法人医療機器センターにおいて交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは臨床工学技士養成所又は公益財団法人医療機器センターにおいて、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

イ　４の⑴から⑶までに該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ウ　４の⑷に該当する者が提出する書類

㋐　卒業証明書又は卒業見込証明書

㋑　４の⑷に規定する科目を修めたことを証する書類又は修める見込みであることを証する書類

エ　４の⑸に該当する者が提出する書類　臨床工学技士国家試験受験資格認定書の写し（公益財団法人医療機器センターに当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

オ　４の⑹に該当する者のうち、法施行の際現に臨床工学技士として必要な知識及び技能の修得を終えている者が提出する書類　修業証明書又は卒業証明書

カ　４の⑹に該当する者のうち、法施行の際現に臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得中であって、その修得を法施行後に終えた者が提出する書類

㋐　修業証明書又は卒業証明書

㋑　昭和63年４月１日現在の在学証明書

なお、４の⑴から⑶までに該当する者であって、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、修業証明書又は卒業証明書を、４の⑷に該当する者であって、卒業見込証明書を提出したものにあっては、卒業証明書を、４の⑷に該当する者であって、当該科目を修める見込みであることを証する書類を提出したものにあっては、当該科目を修めたことを証する書類を、令和８年３月13日（金曜日）午後５時までに提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、令和７年12月１日（月曜日）から同年12月19日（金曜日）までに公益財団法人医療機器センターに提出すること。

イ　受験に関する書類を郵送する場合は、原則として書留郵便をもって送付すること。この場合、令和７年12月19日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日及び日曜日を除く。）午前９時30分から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、30,800円とし、受験手数料の額を公益財団法人医療機器センターが指定する銀行又は郵便局の口座に振り込むこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、令和８年２月13日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

６　合格者の発表　試験の合格者は、令和８年３月26日（木曜日）午後２時に、厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページ及び公益財団法人医療機器センターホームページに、その受験地及び受験番号を掲載して発表する。

７　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和７年11月14日（金曜日）までに公益財団法人医療機器センターに申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

８　試験に関する照会先　公益財団法人医療機器センター　東京都文京区本郷１丁目28番34号　本郷ＭＫビル２階　郵便番号113―0033　電話番号03（3813）8531　ＦＡＸ番号03（3813）7327

義肢装具士国家試験の施行

義肢装具士法（昭和62年法律第61号。以下「法」という。）第11条の規定により、第39回義肢装具士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第17条第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人テクノエイド協会が行う。

令和７年９月１日

厚生労働大臣　福岡　資麿

１　試験期日　令和８年２月20日（金曜日）

２　試験地　東京都

３　試験科目　臨床医学大要（臨床神経学、整形外科学、リハビリテーション医学、理学療法・作業療法、臨床心理学及び関係法規を含む。）、義肢装具工学（図学・製図学、機構学、制御工学、システム工学及びリハビリテーション工学）、義肢装具材料学（義肢装具材料力学を含む。）、義肢装具生体力学、義肢装具採型・採寸学及び義肢装具適合学

４　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第14条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第４条の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した義肢装具士養成所において、３年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月２日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学又は義肢装具士法施行規則（昭和63年厚生省令第20号。以下「規則」という。）第13条に規定する学校、文教研修施設若しくは養成所（以下「大学等」という。）において１年（高等専門学校にあっては、４年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であって、法第14条第２号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した義肢装具士養成所において、２年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月２日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、次のとおりである。（昭和63年厚生省告示第100号）

ア　心理学、倫理学、社会学、人間発達学及び社会福祉学のうち１科目

イ　数学、物理学、生物学及び数理統計学のうち２科目

ウ　外国語

エ　保健体育

⑶　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第１項の規定に基づく義肢及び装具の製作に係る技能検定に合格した者のうち規則第14条に規定する者であって、法第14条第３号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した義肢装具士養成所において、１年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月２日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑷　外国の義肢装具の製作適合等に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で義肢装具士の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴、⑵又は⑶に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

⑸　義肢装具士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成所であって、法附則第２条の規定により文部大臣又は厚生大臣が指定したものにおいて、法施行の際（昭和63年４月１日）現に義肢装具士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又は法施行の際現にこれを修得中であって、法施行後にその修得を終えた者

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　規則様式第６号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、公益財団法人テクノエイド協会において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは義肢装具士養成所又は公益財団法人テクノエイド協会において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

イ　４の⑴から⑶までに該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ウ　４の⑷に該当する者が提出する書類　義肢装具士国家試験受験資格認定書の写し（公益財団法人テクノエイド協会に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

エ　４の⑸に該当する者が提出する書類　修業証明書又は卒業証明書

なお、４の⑴から⑶までに該当する者であって、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、令和８年３月２日（月曜日）午後５時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等
ア　受験に関する書類は、令和８年１月５日（月曜日）から同年１月19日（月曜日）までに公益財団法人テクノエイド協会に提出すること。
イ　受験に関する書類の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。
ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和８年１月19日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類は返還しない。
⑶　書類の提出については次のことに注意すること。
４の⑴に該当する者であって、卒業見込証明書を提出したものにあっては、令和８年３月２日（月曜日）午後５時までに卒業証明書の提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。
⑷　受験手数料
ア　受験手数料は、59,800円とし、受験手数料の額を公益財団法人テクノエイド協会が指定する銀行の口座に振り込むこと。
イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。
⑸　受験票の交付　受験票は、令和８年１月30日（金曜日）に投函し郵送により交付する。
６　合格者の発表　試験の合格者は、令和８年３月26日（木曜日）午後２時に、公益財団法人テクノエイド協会ホームページ及び厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。
７　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和７年11月28日（金曜日）までに公益財団法人テクノエイド協会に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
８　試験に関する照会先　公益財団法人テクノエイド協会　東京都新宿区神楽河岸１番１号　セントラルプラザ４階　郵便番号162―0823　電話番号03（3266）6884　ＦＡＸ番号03（3266）6885

柔道整復師国家試験の施行

柔道整復師法（昭和45年法律第19号。以下「法」という。）第10条の規定により、第34回柔道整復師国家試験を次のとおり施行する。
なお、試験の実施に関する事務は、法第13条の３第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人柔道整復研修試験財団が行う。
令和７年９月１日
厚生労働大臣　福岡　資麿
１　試験期日　令和８年３月１日（日曜日）
２　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県
３　試験科目及び試験方法
⑴　試験科目　解剖学、生理学、運動学、病理学概論、衛生学・公衆衛生学、一般臨床医学、外科学概論、整形外科学、リハビリテーション医学、柔道整復理論及び関係法規
⑵　試験方法　筆記試験により行う。ただし、重度視力障害者（視力の良い方の眼の矯正視力が0.03以下の者、視力の良い方の眼の矯正視力が0.04かつ他方の眼の矯正視力が手動弁以下の者、周辺視野角度（Ⅰ／４視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（Ⅰ／２視標による。以下同じ。）が28度以下の者、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下の者その他点字、試験問題を録音したＤＡＩＳＹ―ＣＤを使用しなければ受験が困難と文部科学大臣の指定した学校の長又は都道府県知事の指定した養成施設の長が認めた者）に対しては、申請により点字、試験問題を録音したＤＡＩＳＹ―ＣＤの使用又はその併用による受験を認める。また、弱視者（視力の良い方の眼の矯正視力が0.15以下の者、周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下の者、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下の者その他試験時間を延長しなければ受験が困難と文部科学大臣の指定した学校の長又は都道府県知事の指定した養成施設の長が認めた者）に対しては、弱視用試験による受験を認める。
４　受験資格
⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することのできる者（法第12条第１項の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第11項の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することのできる者とみなされる者を含む。）であって、３年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した柔道整復師養成施設において柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月11日（水曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）
⑵　柔道整復師法の一部を改正する法律（昭和63年法律第72号。以下「改正法」という。）の施行の際（平成２年４月１日）現に改正法による改正前の法第12条の規定により文部大臣の指定した学校又は厚生大臣の指定した柔道整復師養成施設において同条に規定する知識及び技能の修得を終えている者並びに改正法施行の際現に当該学校又は柔道整復師養成施設において当該知識及び技能を修得中の者であって改正法施行後にその修得を終えたもの
５　受験手続
⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
ア　受験願書　柔道整復師法施行規則（平成２年厚生省令第20号）様式第５号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。
なお、点字試験、ＤＡＩＳＹ―ＣＤの使用、点字試験とＤＡＩＳＹ―ＣＤの使用の併用又は弱視用試験を希望する者は、受験願書の右上に「点字試験希望」、「ＤＡＩＳＹ―ＣＤの使用希望」、「点字試験とＤＡＩＳＹ―ＣＤの使用希望」又は「弱視用試験希望」と朱書きで記載すること。
イ　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、公益財団法人柔道整復研修試験財団において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。
なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは柔道整復師養成施設又は公益財団法人柔道整復研修試験財団において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。
ウ　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書
なお、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和８年３月11日（水曜日）午後５時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。
⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等
ア　受験に関する書類は、令和７年12月22日（月曜日）から令和８年１月14日（水曜日）までに公益財団法人柔道整復研修試験財団に提出すること。
イ　受験に関する書類の提出は、原則として書留郵便をもって送付すること。この場合、令和８年１月14日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
ウ　受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（令和７年12月29日（月曜日）から令和８年１月３日（土曜日）まで）を除く。）午前９時から午後５時までとする。
エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。
⑶　受験手数料
ア　受験手数料は、23,900円とし、受験手数料の額を公益財団法人柔道整復研修試験財団が指定する銀行又は郵便局の口座に振り込むこと。
イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。
⑷　受験票の交付　受験票は、令和８年２月13日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

6　合格者の発表　試験の合格者は、令和８年３月26日（木曜日）午後２時に、厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページ及び公益財団法人柔道整復研修試験財団ホームページに、その受験地及び受験番号を掲載して発表する。

7　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和７年12月19日（金曜日）までに公益財団法人柔道整復研修試験財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8　試験に関する照会先　公益財団法人柔道整復研修試験財団　東京都港区西新橋１丁目11番４号　日土地西新橋ビル６階　郵便番号105―0003　電話番号03（6205）4731　ＦＡＸ番号03（6205）4732

歯科衛生士国家試験の施行

歯科衛生士法（昭和23年法律第204号。以下「法」という。）第11条の規定により、第35回歯科衛生士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第12条の４第１項の規定により指定試験機関として指定された一般財団法人歯科医療振興財団が行う。

令和７年９月１日

厚生労働大臣　福岡　資麿

1　試験期日　令和８年３月１日（日曜日）

2　試験地　北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県

3　試験科目　人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能、歯・口腔の構造と機能、疾病の成り立ち及び回復過程の促進、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み、歯科衛生士概論、臨床歯科医学、歯科予防処置論、歯科保健指導論及び歯科診療補助論

4　受験資格

⑴　文部科学大臣の指定した歯科衛生士学校を卒業した者（令和８年３月16日（月曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑵　都道府県知事の指定した歯科衛生士養成所を卒業した者（令和８年３月16日（月曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑶　外国の歯科衛生士学校を卒業し、又は外国において歯科衛生士免許を得た者であって、厚生労働大臣が⑴又は⑵に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第46号）様式第６号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、一般財団法人歯科医療振興財団において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所又は一般財団法人歯科医療振興財団において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

イ　４の⑴又は⑵に該当する者が提出する書類　卒業証明書又は卒業見込証明書

ウ　４の⑶に該当する者が提出する書類　歯科衛生士国家試験受験資格認定書の写し（一般財団法人歯科医療振興財団に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、令和８年１月５日（月曜日）から同年１月15日（木曜日）までに一般財団法人歯科医療振興財団に提出すること。

イ　受験に関する書類の提出は、原則として書留郵便をもって送付すること。この場合、令和８年１月15日（木曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ　受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時30分から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　書類の提出については次のことに注意すること。

４の受験資格の⑴又は⑵に該当する者であって、卒業見込証明書を提出したものにあっては、令和８年３月16日（月曜日）午後５時までに卒業証明書の提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑷　受験手数料

ア　受験手数料は、14,300円とし、受験手数料の額を所定の５連式払込用紙を用いて一般財団法人歯科医療振興財団が指定する郵便局又は銀行の口座に振り込むこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑸　受験票の交付　受験票は、令和８年２月６日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

6　合格者の発表　試験の合格者は、令和８年３月26日（木曜日）午後２時に、一般財団法人歯科医療振興財団ホームページ及び厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページに、その受験地及び受験番号を掲載して発表する。

7　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和７年11月28日（金曜日）までに一般財団法人歯科医療振興財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8　試験に関する照会先　一般財団法人歯科医療振興財団　東京都千代田区九段北４丁目１番20号　歯科医師会館内　郵便番号102―0073　電話番号03（3262）3381　ＦＡＸ番号03（3262）2179

歯科技工士国家試験の施行

歯科技工士法（昭和30年法律第168号。以下「法」という。）第12条の規定により、第11回歯科技工士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の３第１項の規定により指定試験機関として指定された一般財団法人歯科医療振興財団が行う。

令和７年９月１日

厚生労働大臣　福岡　資麿

1　試験期日　令和８年２月15日（日曜日）

2　試験地　北海道、宮城県、東京都、大阪府及び福岡県

3　試験科目

⑴　学説試験　歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規

⑵　実地試験　歯科技工実技

4　受験資格

⑴　文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（令和８年３月16日（月曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑵　都道府県知事の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（令和８年３月16日（月曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑶　歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

⑷　外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が⑴、⑵又は⑶に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）様式第４号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に（シギ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載し、一般財団法人歯科医療振興財団において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所又は一般財団法人歯科医療振興財団において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

イ　４の⑴、⑵又は⑶に該当する者が提出する書類　卒業証明書、卒業見込証明書又は歯科医師国家試験等を受けることができる者である旨を証する書類

ウ　４の⑷に該当する者が提出する書類　歯科技工士国家試験受験資格認定書の写し（一般財団法人歯科医療振興財団に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、令和７年12月１日（月曜日）から同年12月５日（金曜日）までに一般財団法人歯科医療振興財団に提出すること。

イ　受験に関する書類の提出は、原則として書留郵便をもって送付すること。この場合、令和７年12月５日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ　受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日午前９時30分から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　書類の提出については次のことに注意すること。

４の受験資格の⑴、⑵又は⑶に該当する者であって、卒業見込証明書を提出したものにあっては、令和８年３月16日（月曜日）午後５時までに卒業証明書の提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑷　受験手数料

ア　受験手数料は、30,000円とし、受験手数料の額を所定の５連式払込用紙を用いて一般財団法人歯科医療振興財団が指定する郵便局又は銀行の口座に振り込むこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑸　受験票の交付　受験票は、令和８年１月23日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

６　合格者の発表　試験の合格者は、令和８年３月26日（木曜日）午後２時に、一般財団法人歯科医療振興財団ホームページ及び厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページに、その受験地及び受験番号を掲載して発表する。

７　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和７年11月28日（金曜日）までに一般財団法人歯科医療振興財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

８　試験に関する照会先　一般財団法人歯科医療振興財団　東京都千代田区九段北４丁目１番20号　歯科医師会館内　郵便番号102―0073　電話番号03（3262）3381　ＦＡＸ番号03（3262）2179

言語聴覚士国家試験の施行

言語聴覚士法（平成９年法律第132号。以下「法」という。）第30条の規定により、第28回言語聴覚士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第36条第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人医療研修推進財団が行う。

令和７年９月１日

厚生労働大臣　福岡　資麿

１　試験期日　令和８年２月21日（土曜日）

２　試験地　北海道、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

３　試験科目　基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、心理学、音声・言語学、社会福祉・教育、言語聴覚障害学総論、失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学、発声発語・嚥下障害学及び聴覚障害学

４　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第33条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）その他その者に準ずるものとして言語聴覚士法施行規則（平成10年厚生省令第74号。以下「規則」という。）第13条に定める者であって、法第33条第１号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、３年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月16日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学又は規則第14条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所において２年（高等専門学校にあっては、５年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であって、法第33条第２号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、１年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月16日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、次のとおりである。（平成10年厚生省告示第225号）

ア　人文科学のうち２科目

イ　社会科学のうち２科目

ウ　自然科学のうち２科目（統計学を含む。）

エ　外国語

オ　保健体育

カ　基礎医学（医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。）、臨床医学（内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。）、臨床歯科医学（口腔外科学を含む。）、音声・言語・聴覚医学（神経系の構造、機能及び病態を含む。）、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学（心理測定法を含む。）、言語学、音声学、言語発達学、音響学（聴覚心理学を含む。）、社会福祉・教育（社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。）、言語聴覚障害学総論（言語聴覚障害診断学を含む。）、失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学（脳性麻痺及び学習障害を含む。）、発声発語・嚥下障害学（音声障害、構音障害及び吃音を含む。）及び聴覚障害学（小児聴覚障害、成人聴覚障害、聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。）のうち８科目

⑶　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は規則第15条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所において１年（高等専門学校にあっては、４年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であって、法第33条第３号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、２年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月16日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、次のとおりである。（平成10年厚生省告示第226号）

ア　人文科学のうち２科目

イ　社会科学のうち２科目

ウ　自然科学のうち２科目（統計学を含む。）

エ　外国語

オ　保健体育

カ　基礎医学（医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。）、臨床医学（内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。）、臨床歯科医学（口腔外科学を含む。）、音声・言語・聴覚医学（神経系の構造、機能及び病態を含む。）、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学（心理測定法を含む。）、言語学、音声学、言語発達学、音響学（聴覚心理学を含む。）及び社会福祉・教育（社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。）のうち４科目

⑷　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において厚生労働大臣の指定する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして規則第16条に定める者（令和８年３月16日（月曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、次のとおりである。(平成10年厚生省告示第227号)

ア　基礎医学（医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。）

イ　臨床医学（内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。）

ウ　臨床歯科医学（口腔外科学を含む。）

エ　音声・言語・聴覚医学（神経系の構造、機能及び病態を含む。）

オ　臨床心理学

カ　生涯発達心理学

キ　学習・認知心理学（心理測定法を含む。）

ク　言語学

ケ　音声学

コ　言語発達学

サ　音響学（聴覚心理学を含む。）

シ　社会福祉・教育（社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。）

ス　言語聴覚障害学総論（言語聴覚障害診断学を含む。）

セ　失語・高次脳機能障害学

ソ　言語発達障害学（脳性麻痺及び学習障害を含む。）

タ　発声発語・嚥下障害学（音声障害、構音障害及び吃音を含む。）

チ　聴覚障害学（小児聴覚障害、成人聴覚障害、聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。）

ツ　臨床実習

⑸　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして規則第17条に定める者であって、法第33条第５号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、２年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月16日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑹　外国の法第２条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で言語聴覚士に係る厚生労働大臣の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴、⑵、⑶、⑷又は⑸に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

⑺　言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成所であって、法附則第２条の規定により文部大臣又は厚生大臣が指定したものにおいて、法施行の際（平成10年９月１日）現に言語聴覚士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又は法施行の際現に言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得を法施行後に終えた者（令和８年３月16日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　規則様式第５号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、公益財団法人医療研修推進財団において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは言語聴覚士養成所又は公益財団法人医療研修推進財団において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

イ　４の受験資格の⑴から⑶まで及び⑸に該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ウ　４の受験資格の⑷に該当する者が提出する書類

㋐　卒業証明書又は卒業見込証明書

㋑　４の⑷の厚生労働大臣の指定する科目を修めた旨を証する書類又は修める見込みであることを証する書類

エ　４の受験資格の⑹に該当する者が提出する書類　言語聴覚士国家試験受験資格認定書の写し（公益財団法人医療研修推進財団に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

オ　４の受験資格の⑺に該当する者のうち法施行の際現に言語聴覚士として必要な知識及び技能の修得を終えているものが提出する書類　修業証明書又は卒業証明書

カ　４の受験資格の⑺に該当する者のうち法施行の際現に言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得を法施行後に終えたものが提出する書類

㋐　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

㋑　平成10年９月１日現在の在学証明書

なお、４の受験資格の⑴から⑶まで、⑸及び⑺に該当する者であって、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、修業証明書又は卒業証明書を、４の受験資格の⑷に該当する者であって、卒業見込証明書又は当該科目を修める見込みであることを証する書類を提出したものにあっては、卒業証明書又は当該科目を修めたことを証する書類を令和８年３月16日（月曜日）午後５時までに提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、令和７年11月17日（月曜日）から同年12月５日（金曜日）までに公益財団法人医療研修推進財団に提出すること。

イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時30分から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和７年12月５日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、38,400円とし、受験手数料の額を公益財団法人医療研修推進財団が指定する銀行又は郵便局の口座に振り込むこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、令和８年２月４日（水曜日）に投函し郵送により交付する。

６　合格者の発表　試験の合格者は、令和８年３月26日（木曜日）午後２時に、厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページ及び公益財団法人医療研修推進財団ホームページに、その受験地及び受験番号を掲載して発表する。

７　受験に伴う配慮　身体、視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和７年10月31日（金曜日）までに公益財団法人医療研修推進財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

８　試験に関する照会先　公益財団法人医療研修推進財団　東京都港区西新橋１丁目６番11号　西新橋光和ビル７階　郵便番号105―0003　電話番号03（3501）6515　ＦＡＸ番号03（3539）6636

第 49 回救急救命士国家試験の施行

救急救命士法（平成３年法律第36号。以下「法」という。）第31条の規定により第49回救急救命士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第37条第１項の規定により指定試験機関として指定された一般財団法人日本救急医療財団が行う。

令和７年９月１日

厚生労働大臣　福岡　資麿

１　試験期日　令和８年３月８日（日曜日）

２　試験地　北海道、東京都、愛知県、大阪府、福岡県

３　試験科目

⑴　基礎医学（社会保障・社会福祉、患者搬送を含む。）

⑵　臨床救急医学総論

⑶　臨床救急医学各論㈠（臓器器官別臨床医学をいう。）

⑷　臨床救急医学各論㈡（病態別臨床医学をいう。）

⑸　臨床救急医学各論㈢（特殊病態別臨床医学をいう。）

4　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（この規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第２項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であって、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した救急救命士養成所において、２年以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月16日（月曜日）までに修業又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学又は救急救命士法施行規則（平成３年厚生省令第44号。以下「規則」という。）第13条に規定する学校、文教研修施設若しくは養成所において１年（高等専門学校にあっては、４年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であって、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した救急救命士養成所において、１年以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月16日（月曜日）までに修業又は卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、公衆衛生学、医学概論、解剖学、生理学、薬理学、病理学、生化学、微生物学、看護学概論、内科学、外科学、小児科学、産婦人科学、整形外科学、脳外科学、精神医学及び放射線医学のうち13科目である。

⑶　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において厚生労働大臣の指定する科目を修めて卒業した者（令和８年３月16日（月曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、公衆衛生学、解剖学、生理学、薬理学、病理学、生化学、微生物学、内科学、外科学、小児科学、産婦人科学、整形外科学、脳外科学、精神医学、放射線医学及び臨地実習である。

⑷　消防法（昭和23年法律第186号）第２条第９項に規定する救急業務（以下「救急業務」という。）に関する講習で規則第14条に規定するものの課程を修了し、及び５年（救急活動を行った時間が2,000時間に至った場合においては、それまでの間に救急業務に従事した期間）以上救急業務に従事した者（学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができるもの（この規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第２項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）に限る。）であって、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した救急救命士養成所において、１年（当該学校又は救急救命士養成所のうち規則第16条に規定するものにあっては、６月）以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月16日（月曜日）までに修業又は卒業する見込みの者を含む。）

⑸　外国の救急救命処置に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で救急救命士に係る厚生労働大臣の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が⑴から⑷までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

⑹　法の施行の際（平成３年８月15日）現に救急救命士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又は法の施行の際現に救急救命士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得を法の施行後に終えた者で、厚生労働大臣が⑴から⑸までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　規則様式第５号により作成するものとし、受験願書に記入する氏名は戸籍（日本国籍を有しない者にあっては、中長期残留者・特別永住者については「住民票」、短期在留者については「旅券その他の身分を証する書類」）に記載された文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記入し、一般財団法人日本救急医療財団において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、又は在籍している学校若しくは養成所の長（４の⑹に該当する者であって、病院、診療所等に勤務するものについては、当該病院、診療所等の長）又は一般財団法人日本救急医療財団の理事長により、写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

イ　４の⑴又は⑵に該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ウ　４の⑶に該当する者が提出する書類

㋐　卒業証明書又は卒業見込証明書

㋑　４の⑶の厚生労働大臣の指定する科目を修めたことを証する書類又は修める見込みであることを証する書類

エ　４の⑷に該当する者が提出する書類

㋐　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

㋑　救急業務に関する講習で規則第14条に規定するものの課程を修了し、５年（救急活動を行った時間が2,000時間に至った場合においては、それまでの間に救急業務に従事した期間）以上救急業務に従事した旨を証する書類

オ　４の⑸又は⑹に該当する者が提出する書類　厚生労働大臣の救急救命士国家試験受験資格認定書（以下「認定書」という。）の写し

受験資格の認定を受けようとする者は、令和７年11月21日（金曜日）までに厚生労働大臣あての救急救命士国家試験受験資格認定願を厚生労働省医政局地域医療計画課に提出した上、認定書の交付を受けること。

なお、イ、ウ㋐又はエ㋐により修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、修業証明書若しくは卒業証明書の提出を、ウ㋑で指定する科目を修める見込みであることを提出した者にあっては、指定する科目を修めたことを証する書類を令和８年３月16日（月曜日）午後５時までに提出すること。当該期日までに提出されないときは、当該受験は無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間及び提出先

ア　受験に関する書類は、令和８年１月５日（月曜日）から同年１月23日（金曜日）までに、一般財団法人日本救急医療財団へ提出すること。

イ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留によるものとし、令和８年１月23日（金曜日）までの消印があるものに限り受け付ける。

ウ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、30,300円とし、受験手数料の額を一般財団法人日本救急医療財団所定の用紙を用い、郵便局又は銀行で振り込むことにより納付すること。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付

受験票は、郵送により交付する（令和８年２月26日（木曜日）発送予定）。

6　合格者の発表　試験の合格者は、令和８年３月31日（火曜日）午後２時に、厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載し、一般財団法人日本救急医療財団のホームページにおいてもその受験地及び受験番号を掲載して発表する。

7　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、令和７年11月21日（金曜日）までに一般財団法人日本救急医療財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8　受験資格認定に関する照会先　厚生労働省医政局地域医療計画課　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　中央合同庁舎第５号館内　郵便番号100―8916　電話番号03（5253）1111（代表）　内線2550　ＦＡＸ番号03（3503）8562

9　受験願書等の入手方法その他試験に関する照会先　一般財団法人日本救急医療財団　東京都文京区湯島３丁目37番４号ＨＦ湯島ビルディング７階　郵便番号113－0034　電話番号03（3835）0099　ＦＡＸ番号03（3835）0299

令和７年度情報処理技術者試験合格者

令和７年度情報処理技術者試験（７月実施分）のうち、ＩＴパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験及び基本情報技術者試験の合格者を令和７年８月15日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

令和７年９月１日

経済産業大臣　武藤　容治

ＩＴパスポート試験に係るもの

IP24071EVW IP24071QPH IP24071XHN IP240729U6 IP24072MTX IP24072P8Y IP24072QVN IP240735VX IP240737MA IP24073G7T IP24073ZH5 IP24074AWZ IP24074RAP IP24074YM6 IP240752RV IP24075TAH IP24075WEQ IP24076HUX IP24076PNS IP24076ZE4
IP240773PE IP24077FE2 IP24077R69 IP24077V2W IP24078GPY IP24078U9S IP240799ZT IP24079CBF IP24079HZV IP24079NTZ IP24079QTF IP24079SNN IP2407E58A IP2407F9CX IP2407FQ2Y IP2407FVZ8 IP2407H36B IP2407H37A IP2407H9EW IP2407J35X
IP2407M75W IP2407N84W IP2407N94N IP2407P4Y9 IP2407QF7P IP2407QWU2 IP2407S6SV IP2407S7HA IP2407T9X6 IP2407W31B IP2407WYD2 IP2407Y57F IP2407Z7RJ IP24081TH8 IP24081UGD IP24081Y3H IP2408273Q IP24085WEC IP24087NN5 IP24088DSV
IP2408AP69 IP2408F9XW IP2408FD47 IP2408GJM8 IP2408GT3D IP2408MHR1 IP2408P9JX IP2408S61C IP2408W3ZV IP2408W4HV IP24091QRR IP2409249Z IP240925AZ IP24092B2Q IP24092NY9 IP24093YAN IP24095G6F IP24098Y8S IP2409A7VZ IP2409H6B3
IP2409J3RV IP2409N6J8 IP2409P463 IP2409P85H IP2409WEW9 IP2409XH57 IP24102HC5 IP241038BY IP24103F95 IP24103FRG IP24103UQG IP24103VP3 IP24105WVE IP24107VXF IP24107XD2 IP2410962D IP2410A9TT IP2410EVS3 IP2410H96P IP2410N16V
IP2410NU19 IP2410P2HE IP2410QX9H IP2410S21B IP2410T4E8 IP2410UR47 IP2410W1MV IP24111Y8X IP241131ES IP24113TGC IP241155PD IP24116FRM IP24116H5G IP2411BGN4 IP2411D6V1 IP2411F2D8 IP2411F55N IP2411M2RA IP2411P2US IP2411Q121
IP2411Q9Q4 IP2411VDH4 IP2411WD6Y IP2411YS2R IP24122CDQ IP241237ET IP24124DTQ IP24124TCM IP24124THE IP2412571P IP241259WP IP24126DNQ IP2412847Z IP24129AGW IP2412BCW8 IP2412E2BH IP2412M425 IP2412M7QM IP2412NT75 IP2412SE55
IP2412TC18 IP2412TSD2 IP2412U91X IP2412VA36 IP2412VN1U IP2412Z2Z5 IP2412Z7P5 IP250115MC IP25011WD9 IP250128GN IP25012UQQ IP25013NSF IP25013XM3 IP25014H7Q IP25015QPP IP25015XMP IP25018T5R IP25018XA5 IP25019D8Q IP25019GDT
IP2501AQ5C IP2501CFX3 IP2501CG4Q IP2501EP23 IP2501H75H IP2501J69A IP2501M1W7 IP2501N9YT IP2501QA91 IP2501QZY5 IP2501V7XB IP2501VGC4 IP2501W4PS IP2501X76A IP2501Y2JE IP2501Y751 IP2501YW2R IP25021U9M IP25021WWE IP2502276B
IP250228Z5 IP25022D3Q IP25022PU6 IP25023MXB IP25023VX2 IP25024EUS IP25024PPR IP250255TE IP25025BF3 IP25025CDF IP25025CZS IP25025J3W IP25025RXM IP25026F71 IP25026GCW IP25027JSC IP25027QZD IP25027SAS IP25029SAP IP25029SP8
IP25029UDC IP2502A15R IP2502A2D7 IP2502BMM3 IP2502BQ8S IP2502C1F2 IP2502CNB3 IP2502D47E IP2502EYN8 IP2502F12R IP2502FZG6 IP2502G65F IP2502H4GJ IP2502HS36 IP2502JAJ3 IP2502M2WJ IP2502N8V8 IP2502P77T IP2502PF2W IP2502Q1X2
IP2502QM4C IP2502QP3W IP2502S1E5 IP2502TUB9 IP2502UC1H IP2502W6T5 IP2502WS5W IP2502WVB3 IP2502XM16 IP2502ZMZ4 IP2502ZW1Y IP250312FG IP250314WT IP250315SJ IP250319TR IP25031CTP IP25031E3D IP25031JDX IP25031MQM IP25031PHQ
IP25031QT1 IP25031VY1 IP25032G6D IP25032UCN IP2503374M IP25033HQS IP25034B2J IP25034EDR IP25034M6J IP25034WQD IP25034XU3 IP25034YPN IP250351JQ IP250352VH IP25035BE5 IP25035F18 IP25035FA2 IP25035YB3 IP250361JD IP25036GVB
IP25036JAA IP25036N8C IP25037JQC IP25037SSX IP25037SZP IP25037XGE IP250385HV IP250388DR IP250388HB IP25038E1X IP25038EF9 IP25038HYF IP25038QXZ IP25038RMA IP25038XPB IP250393QM IP250397NC IP250399CA IP25039JTB IP2503A2T4
IP2503A4PM IP2503AE18 IP2503AQ23 IP2503AZ62 IP2503B5GQ IP2503B9BZ IP2503BP8S IP2503C5U1 IP2503CM4Z IP2503D686 IP2503D77P IP2503DT41 IP2503E1F9 IP2503E6VM IP2503E9AZ IP2503EP6S IP2503G2W8 IP2503GHQ7 IP2503J3H8 IP2503J5N5
IP2503J631 IP2503M5UT IP2503M63A IP2503N2CA IP2503P6ZX IP2503P8EF IP2503PJ21 IP2503PYZ4 IP2503Q7V5 IP2503QWR8 IP2503R9HG IP2503RSS7 IP2503S549 IP2503T49R IP2503T4BG IP2503TZY2 IP2503U19C IP2503U43Q IP2503UV56 IP2503UYQ1
IP2503VR4N IP2503W26U IP2503XHC5 IP2503XW57 IP2503Y8DR IP2503YAE9 IP2503YR1F IP2503Z4XX IP250412ZS IP250413SZ IP250414ND IP250415XH IP250416MG IP2504175U IP250417N1 IP25041A4C IP25041AFQ IP25041AH7 IP25041BEC IP25041FNX
IP25041GP5 IP25041HG8 IP25041HGR IP25041MSH IP25041P3T IP25041P3X IP25041R1W IP25041RAZ IP25041RN3 IP25041RRF IP25041SJE IP25041TD3 IP25041W8U IP25041WNV IP25041WUC IP25041X8B IP25041Y7J IP250421BP IP250423CW IP250424RY
IP250425DM IP250426D5 IP250427FX IP250428RM IP2504296R IP25042APH IP25042AZJ IP25042C4F IP25042CAW IP25042DFX IP25042E4A IP25042EMV IP25042JD9 IP25042MMU IP25042MUA IP25042MYM IP25042NAP IP25042NEB IP25042NTV IP25042NUJ
IP25042Q8C IP25042QB3 IP25042QDH IP25042QEM IP25042QPJ IP25042RRS IP25042S2P IP25042S7G IP25042SAE IP25042SJP IP25042SYC IP25042U9Z IP25042XEJ IP25042XG4 IP25042ZAG IP25042ZF5 IP250431AD IP250431MR IP250431X2 IP250432FE
IP250432ME IP2504331W IP250436PZ IP2504383J IP250439XT IP25043A1Q IP25043A5M IP25043CXS IP25043D9V IP25043DN2 IP25043EFS IP25043F3F IP25043F78 IP25043FFQ IP25043GN4 IP25043H35 IP25043H9A IP25043J8V IP25043ND4 IP25043Q4Z
IP25043QW9 IP25043RAY IP25043RP2 IP25043RVJ IP25043SJ2 IP25043SQR IP25043SW8 IP25043SYE IP25043T3B IP25043U5Q IP25043U9W IP25043VJY IP25043VZU IP25043W6Y IP25043Y5P IP25043YQN IP25043YU8 IP25043ZJT IP25043ZXR IP250441YA
IP250442D7 IP250443RX IP250443WT IP250443ZJ IP250444ZR IP2504451B IP250447TA IP250448AU IP25044AZC IP25044BDA IP25044DUC IP25044GDA IP25044GFD IP25044HGT IP25044HSC IP25044HTJ IP25044REE IP25044SYX IP25044U6V IP25044UN9
IP25044V8J IP25044VRJ IP25044W3M IP25044Y8X IP25044Z7R IP250451GS IP250451ZE IP250452WH IP250453UH IP250455TD IP2504565T IP250456JB IP250459JH IP25045BC6 IP25045C6Z IP25045D5Y IP25045D7W IP25045DNJ IP25045E6S IP25045F2P
IP25045G4P IP25045GGQ IP25045GNE IP25045M94 IP25045MQY IP25045N7X IP25045PZG IP25045QZA IP25045REB IP25045RES IP25045SWS IP25045UST IP25045WV9 IP25045XBR IP25045XD6 IP25045XVB IP25045ZSH IP250461QG IP250462YR IP2504646F
IP2504651H IP250466HH IP250466R6 IP250467S7 IP250468G2 IP250468HH IP250468R5 IP250468VQ IP25046A94 IP25046AMF IP25046BQR IP25046C7T IP25046DDY IP25046DXH IP25046EF9 IP25046F65 IP25046JXS IP25046M3V IP25046MN5 IP25046MT5
IP25046NPT IP25046P2R IP25046PB6 IP25046R35 IP25046RBC IP25046US1 IP25046WJG IP25046YQR IP25046ZM7 IP2504711H IP250472CS IP250472S7 IP250473DX IP250473EQ IP250475B9 IP250475BQ IP250475S9 IP2504769D IP250476GE IP250476QQ
IP250476VE IP2504775B IP250479PA IP250479QY IP25047ATN IP25047BC1 IP25047BTT IP25047C23 IP25047CTS IP25047DPV IP25047E91 IP25047F55 IP25047FDX IP25047FTQ IP25047FTV IP25047G1Y IP25047H8P IP25047J2X IP25047JB3 IP25047N5B
IP25047N9C IP25047NBJ IP25047NE7 IP25047NPA IP25047Q9Q IP25047SA8 IP25047SAR IP25047WXX IP25047X59 IP25047XJJ IP25047XT9 IP25047Z9A IP250482SG IP250482WS IP250483P2 IP250485MF IP250487F7 IP250489TZ IP25048AEM IP25048CPJ
IP25048D1U IP25048E6N IP25048E73 IP25048EZR IP25048FAP IP25048GPH IP25048H28 IP25048HWD IP25048MXJ IP25048NAG IP25048PCZ IP25048PTF IP25048R4Z IP25048S25 IP25048TM5 IP25048TRU IP25048VNB IP25048YXN IP25048ZS4 IP250491H1
IP250491RW IP250491XU IP2504933J IP250493CF IP250494W1 IP250495Y2 IP250496VY IP250497D8 IP250498HJ IP25049B4A IP25049C5M IP25049CJ2 IP25049DHN IP25049DV3 IP25049DV5 IP25049E3F IP25049F7F IP25049HRU IP25049JRF IP25049M6Q
IP25049ME6 IP25049MHW IP25049MMP IP25049MTZ IP25049MWP IP25049MZX IP25049NWP IP25049PJY IP25049QA6 IP25049QE1 IP25049R48 IP25049SGJ IP25049SRR IP25049TN9 IP25049TU5 IP25049U98 IP25049UF6 IP25049UFS IP25049UMD IP25049VB2
IP25049VDV IP25049VF1 IP25049VVC IP25049XA3 IP25049YAV IP25049YYV IP25049YZE IP25049ZTH IP2504A153 IP2504A3H2 IP2504A3M4 IP2504A6JC IP2504A7FE IP2504A7TF IP2504A8EF IP2504A9CY IP2504ACS7 IP2504AR6E IP2504AV2Q IP2504AZZ5
IP2504B1AC IP2504B1X3 IP2504B33E IP2504B37U IP2504B5V5 IP2504B6P7 IP2504BC57 IP2504BE9C IP2504BH2S IP2504BH6U IP2504BJN7 IP2504BNN4 IP2504BS5F IP2504BU4A IP2504BX95 IP2504C1TB IP2504C45A IP2504C7X7 IP2504C9B7 IP2504CB3P
IP2504CE27 IP2504CHW9 IP2504CQ96 IP2504CS65 IP2504CSX9 IP2504CY5P IP2504D1FY IP2504D1XU IP2504D21Q IP2504D2W1 IP2504D71Z IP2504D7DA IP2504D81Y IP2504D866 IP2504D88M IP2504D8FS IP2504D99H IP2504DB7U IP2504DCJ4 IP2504DD42
IP2504DF72 IP2504DFW9 IP2504DGN6 IP2504DJ1B IP2504DP94 IP2504E1CW IP2504E31N IP2504E3BA IP2504E3HZ IP2504E4A7 IP2504E7EN IP2504E7U6 IP2504E8UV IP2504E8Y6 IP2504E9R8 IP2504E9XN IP2504EC3F IP2504ED2A IP2504EE2Q IP2504EHF4
IP2504EJ5C IP2504ES68 IP2504EX52 IP2504F19C IP2504F2PQ IP2504F3QV IP2504F6HP IP2504F7BU IP2504F7RF IP2504FC1P IP2504FC6Z IP2504FD48 IP2504FDB3 IP2504FG9V IP2504FGY8 IP2504FM14 IP2504FM5W IP2504FP3T IP2504G19U IP2504G1BF
IP2504G24A IP2504G29V IP2504G2EC IP2504G2S2 IP2504G5D5 IP2504G5VV IP2504G62J IP2504G63H IP2504G7Q5 IP2504G7SW IP2504G7VM IP2504G87Q IP2504G88B IP2504G9PH IP2504GJ8T IP2504GM1Z IP2504GQ1U IP2504GQ6Y IP2504GUF3 IP2504GYD5
IP2504H1N9 IP2504H1TM IP2504H2YN IP2504H4M5 IP2504H4QS IP2504H4SX IP2504H5TZ IP2504H86G IP2504H8M8 IP2504HX3Q IP2504J2J9 IP2504J56H IP2504J7GT IP2504J9M8 IP2504J9R3 IP2504JA1J IP2504JD8R IP2504JHR8 IP2504JP59 IP2504JP5J
IP2504JZR9 IP2504M21V IP2504M22U IP2504M54M IP2504M5BE IP2504M5MP IP2504M654 IP2504M6EB IP2504M78Y IP2504M7PB IP2504M9DJ IP2504MBC8 IP2504MEQ8 IP2504MP24 IP2504MPX2 IP2504MTQ6 IP2504MVZ2 IP2504MW5C IP2504N15P IP2504N1P5
IP2504N31F IP2504N4PF IP2504N6CE IP2504N6H3 IP2504N71H IP2504N76P IP2504N818 IP2504N9QF IP2504NB7A IP2504ND9M IP2504NF4G IP2504NJ7H IP2504NNR8 IP2504NR5H IP2504NTG8 IP2504P19H IP2504P3XB IP2504P435 IP2504P5JW IP2504P751
IP2504P7HW IP2504P9WE IP2504PD71 IP2504PHD8 IP2504PMQ2 IP2504PQ93 IP2504PQF4 IP2504PW19 IP2504Q3HX IP2504Q71Y IP2504Q85R IP2504QDT2 IP2504QE4R IP2504QT6D IP2504QTW7 IP2504QVX8 IP2504QY1T IP2504R152 IP2504R199 IP2504R19W

IP2504R1ZD IP2504R34G IP2504R34W IP2504R5ZD IP2504R6JS IP2504R7WP IP2504R8F7 IP2504R9ME IP2504RBZ6 IP2504RG1Y IP2504RMA3 IP2504RME9 IP2504RN6B IP2504RP51 IP2504RS47 IP2504RUF5 IP2504RZ41 IP2504S211 IP2504S4P2 IP2504S5CR
IP2504S5UE IP2504S8S6 IP2504SA5Y IP2504SC5F IP2504SPR7 IP2504T183 IP2504T1W3 IP2504T2EF IP2504T3T2 IP2504T5G2 IP2504T5NM IP2504T6EN IP2504T6RY IP2504T82Z IP2504T8R6 IP2504T8ZN IP2504TH2P IP2504TJ2F IP2504TJ4W IP2504TP4E
IP2504TQ54 IP2504U12U IP2504U17D IP2504U1F9 IP2504U25H IP2504U2JY IP2504U39B IP2504U3GH IP2504U49C IP2504U6P7 IP2504U89Y IP2504U93N IP2504UBX1 IP2504UF27 IP2504UJ8F IP2504UJ9N IP2504UN23 IP2504UR7N IP2504UZ41 IP2504V22M
IP2504V233 IP2504V3CD IP2504V3Q6 IP2504V6FB IP2504V6NR IP2504V7WX IP2504V9AA IP2504VEC4 IP2504VG38 IP2504VJ3V IP2504VS7H IP2504VS82 IP2504VZ76 IP2504W11J IP2504W17S IP2504W3ST IP2504W659 IP2504W66E IP2504W8E1 IP2504W8M6
IP2504W995 IP2504W9GX IP2504WC4G IP2504WH14 IP2504WQP6 IP2504WR3B IP2504WTH9 IP2504WX1F IP2504WZP6 IP2504X1SF IP2504X22R IP2504X39A IP2504XAH4 IP2504XDD6 IP2504XF6M IP2504XH1C IP2504XH7B IP2504XHY2 IP2504XJ39 IP2504XJA7
IP2504XR1P IP2504XX2M IP2504Y3PN IP2504Y5M7 IP2504Y815 IP2504Y8CC IP2504Y8E8 IP2504Y8V4 IP2504YA3D IP2504YB4U IP2504YE7Q IP2504YF8F IP2504YQ4U IP2504YR2A IP2504YU37 IP2504YYD5 IP2504Z4E8 IP2504Z6EY IP2504Z74D IP2504Z7Z7
IP2504Z8T3 IP2504ZC9V IP2504ZGN6 IP2504ZU21 IP2504ZV7N IP2504ZYH1 IP2504ZZ57 IP250511HF IP250512P9 IP250512SJ IP250512UP IP250513QW IP250514PG IP250514U8 IP2505151C IP2505156S IP2505165S IP250516GW IP250516U7 IP250517FS
IP250518B3 IP250518T9 IP250519G4 IP250519YF IP25051A5J IP25051A6H IP25051AM8 IP25051AW2 IP25051B58 IP25051B6A IP25051B86 IP25051BNU IP25051CRV IP25051D7D IP25051DGG IP25051DW1 IP25051E6A IP25051EQ4 IP25051EU4 IP25051FFB
IP25051FN1 IP25051FRW IP25051FTF IP25051FUQ IP25051GF6 IP25051GHJ IP25051GRA IP25051HDB IP25051HJ2 IP25051JF6 IP25051JMR IP25051JRY IP25051JSG IP25051MR2 IP25051NEV IP25051NU3 IP25051PN3 IP25051PQZ IP25051PSF IP25051Q6E
IP25051QZM IP25051R3F IP25051RA3 IP25051RDJ IP25051RV5 IP25051S1R IP25051SBE IP25051SDV IP25051T1U IP25051TEB IP25051TZ9 IP25051U7R IP25051UE5 IP25051UJP IP25051VCW IP25051VMX IP25051VX3 IP25051WR3 IP25051WVF IP25051X7B
IP25051XM8 IP25051YR3 IP25051YZS IP25051ZED IP2505217G IP250522FP IP250522G5 IP250522RY IP250522U6 IP250522UY IP250522ZE IP250523CW IP250523VT IP2505247T IP250524D7 IP250524NP IP250525PZ IP250525VF IP250526A3 IP250526ES
IP250526TH IP2505274B IP250527DB IP250527PH IP250527Y6 IP250529BQ IP250529FZ IP250529VJ IP25052AFN IP25052ARG IP25052B27 IP25052B46 IP25052BEQ IP25052BR6 IP25052CA2 IP25052CBR IP25052CGF IP25052DAQ IP25052DSW IP25052E1A
IP25052E1B IP25052EER IP25052EVC IP25052F22 IP25052FAP IP25052FCJ IP25052FT1 IP25052GTC IP25052GZD IP25052H6B IP25052HBP IP25052HQS IP25052J1F IP25052J4F IP25052JMV IP25052JUZ IP25052JXV IP25052JYZ IP25052M2X IP25052M8S
IP25052MCP IP25052MM8 IP25052N1D IP25052NPF IP25052NVG IP25052PTW IP25052PVB IP25052PYN IP25052R42 IP25052RAS IP25052RV5 IP25052S1B IP25052SGH IP25052SMH IP25052SQX IP25052SR1 IP25052TDM IP25052THH IP25052UCH IP25052VPE
IP25052VPW IP25052W9Z IP25052WMA IP25052YA3 IP25052YNV IP25052YS9 IP25052Z5V IP25052ZT1 IP25052ZWE IP2505312R IP2505312T IP2505315B IP250531S5 IP250531WV IP250532GB IP250532RB IP2505332A IP2505337Q IP250534HF IP250534YS
IP250535AT IP250535V3 IP250538SV IP250539CP IP25053APD IP25053BF7 IP25053BNB IP25053C2M IP25053C5G IP25053CE6 IP25053CNA IP25053D1W IP25053D9Q IP25053E2N IP25053EMU IP25053EYS IP25053F31 IP25053F97 IP25053FTF IP25053G1Q
IP25053HAY IP25053HCV IP25053J4H IP25053J5Q IP25053JAV IP25053JBM IP25053MMT IP25053MR1 IP25053MXA IP25053MYW IP25053N1P IP25053NE8 IP25053NMW IP25053NR6 IP25053NWD IP25053P8H IP25053QC8 IP25053QPZ IP25053QVN IP25053R71
IP25053RVH IP25053SF8 IP25053SSX IP25053SYP IP25053TSV IP25053TXM IP25053U6Z IP25053UED IP25053VA8 IP25053VQW IP25053VUB IP25053W3Z IP25053W78 IP25053W7A IP25053WAW IP25053WR5 IP25053X5H IP25053X8G IP25053XJ1 IP25053XPJ
IP25053XQX IP25053XZ5 IP25053Y74 IP25053YP1 IP25053ZGS IP25053ZYM IP2505411Q IP250541CG IP250541RC IP250541VH IP250542HF IP250542MR IP2505433P IP250543J5 IP2505448S IP250544J8 IP250544QX IP250545HY IP250545S3 IP250546XV
IP250547DQ IP250547F1 IP250547JT IP250548CZ IP250548FS IP250548V7 IP250548WC IP250548YU IP2505497T IP250549BQ IP250549T6 IP25054AH6 IP25054ATG IP25054B2B IP25054B8F IP25054BMA IP25054BRR IP25054D1M IP25054D56 IP25054DGX
IP25054DJD IP25054DVE IP25054DYG IP25054E62 IP25054EAQ IP25054EGM IP25054FCD IP25054FXJ IP25054GDN IP25054GEQ IP25054GRR IP25054GTQ IP25054GXW IP25054HAD IP25054HDJ IP25054HDY IP25054HWM IP25054J4R IP25054J64 IP25054JA5
IP25054M2M IP25054M6N IP25054MC1 IP25054MCH IP25054MFD IP25054MPB IP25054N1R IP25054N73 IP25054NFG IP25054NPM IP25054NT3 IP25054NUC IP25054NW1 IP25054NZ5 IP25054P19 IP25054PB2 IP25054PEE IP25054PRJ IP25054PSH IP25054PUW
IP25054PWN IP25054PZR IP25054Q4F IP25054QSY IP25054RF3 IP25054RN2 IP25054RRZ IP25054TE4 IP25054U3V IP25054UVF IP25054VAZ IP25054VE3 IP25054W2D IP25054W5A IP25054WRU IP25054X7N IP25054YSY IP25054Z37 IP25054ZGM IP25054ZH8
IP25054ZMD IP25054ZP8 IP250551GY IP250551QV IP250551WQ IP250552T2 IP2505538B IP250553HT IP2505543F IP250554C2 IP250554H4 IP250555F1 IP250555RN IP250555WP IP250556AU IP250556FY IP250556GG IP250557SG IP2505589W IP250558S6
IP250558SG IP250558VW IP25055A3D IP25055AE9 IP25055AHF IP25055AMQ IP25055ASC IP25055B8S IP25055B9G IP25055BAG IP25055BV1 IP25055CFR IP25055CJ1 IP25055DC8 IP25055DPY IP25055E6W IP25055E72 IP25055ENR IP25055ES1 IP25055EX1
IP25055F2M IP25055GRH IP25055GTM IP25055GU9 IP25055GUJ IP25055GZT IP25055HEX IP25055HV2 IP25055JDG IP25055JNG IP25055JUC IP25055M4U IP25055MDD IP25055MHT IP25055NQ2 IP25055P6V IP25055Q3P IP25055Q41 IP25055QA3 IP25055QJS
IP25055QY4 IP25055RXX IP25055RZJ IP25055RZY IP25055S8G IP25055SGF IP25055SGN IP25055SHE IP25055SZ3 IP25055T17 IP25055T2J IP25055T5Q IP25055U9Y IP25055UM4 IP25055UMS IP25055UVH IP25055UZC IP25055VMW IP25055VQR IP25055VYS
IP25055W3M IP25055W7P IP25055WAU IP25055WD1 IP25055WNA IP25055WXG IP25055X5F IP25055XG5 IP25055XN1 IP25055XNR IP25055XRT IP25055XVN IP25055YG4 IP25055YNC IP25055Z1Y IP25055Z6H IP25055ZCM IP25055ZPB IP250561EM IP250561XS
IP250562RE IP250562ZH IP250563FX IP250563JW IP250564AB IP250564TX IP250564ZM IP250565HU IP250565UP IP250565VU IP2505668Z IP250566CD IP250566F5 IP250566JB IP250566PR IP250566ZA IP2505672E IP250568SQ IP2505693W IP250569N8
IP25056AMD IP25056AXG IP25056BH4 IP25056BJG IP25056BW8 IP25056BXS IP25056C7P IP25056CAN IP25056CAZ IP25056CGE IP25056CMS IP25056CX5 IP25056CYB IP25056DTQ IP25056DXA IP25056DZ2 IP25056EF6 IP25056FEQ IP25056FT3 IP25056FUC
IP25056FUP IP25056G6V IP25056GJN IP25056GM8 IP25056H3P IP25056H5T IP25056HE4 IP25056HJJ IP25056HRX IP25056HTZ IP25056HXZ IP25056HYD IP25056JBS IP25056JJ9 IP25056JVR IP25056M7A IP25056MHX IP25056MMG IP25056NT5 IP25056PFV
IP25056PG4 IP25056PRD IP25056PS2 IP25056PVJ IP25056PX9 IP25056PY5 IP25056QDQ IP25056QYA IP25056R47 IP25056R6Z IP25056RMQ IP25056RX5 IP25056S4B IP25056SF5 IP25056SGU IP25056SNX IP25056SY4 IP25056TG7 IP25056THQ IP25056TRN
IP25056TWN IP25056UCQ IP25056UMA IP25056UPZ IP25056V17 IP25056VCQ IP25056WNE IP25056XD7 IP25056Y2S IP25056Y8E IP25056YEU IP25056YFE IP25056YG2 IP25056YGE IP25056YHX IP25056YM3 IP25056Z9Q IP25056ZE5 IP25056ZE8 IP25056ZXV
IP250572DJ IP250572EA IP2505733J IP250573RT IP250574CQ IP250574DY IP250574NC IP250574PD IP250574W7 IP250574ZH IP250575T8 IP250575YV IP250575YZ IP250576EY IP250576T5 IP2505772C IP250577QX IP2505786M IP250578E3 IP250579D8
IP25057A61 IP25057AFQ IP25057AJE IP25057AQ5 IP25057AXY IP25057BPV IP25057BTS IP25057C4H IP25057C8P IP25057D57 IP25057DUM IP25057DX1 IP25057E9H IP25057EFN IP25057FY2 IP25057FYG IP25057FZG IP25057G5C IP25057GT6 IP25057GT7
IP25057GU8 IP25057HDY IP25057HWS IP25057HZF IP25057JJ2 IP25057JQ9 IP25057M3Y IP25057MAA IP25057ME3 IP25057MEB IP25057MFS IP25057MQJ IP25057MX9 IP25057MZY IP25057NEZ IP25057NJU IP25057PC1 IP25057PCW IP25057PF8 IP25057PNB
IP25057PWF IP25057PXQ IP25057R27 IP25057R63 IP25057R9T IP25057REA IP25057RHX IP25057RSB IP25057RTV IP25057S6N IP25057S6X IP25057T7B IP25057T9P IP25057TWS IP25057TY8 IP25057TZ1 IP25057U28 IP25057UQM IP25057UWN IP25057VE4
IP25057VES IP25057VEV IP25057VHV IP25057WNT IP25057WPV IP25057WSF IP25057WSV IP25057WVN IP25057WY5 IP25057X11 IP25057XHP IP25057XW7 IP25057XZJ IP25057Y7P IP25057Y9Z IP25057YEV IP25057YQH IP25057YX4 IP25057ZE1 IP25057ZVU
IP25057ZXV IP25057ZY3 IP2505819D IP250581UC IP250582BT IP250582DY IP250582YV IP250583CR IP250583MU IP250583U9 IP2505848N IP250584C7 IP250584CT IP250584EG IP2505851R IP250586PB IP2505873T IP250587B9 IP250587UY IP250587WA
IP2505885M IP2505889N IP250588DM IP2505893W IP250589BM IP250589DR IP250589GF IP250589MH IP250589QA IP250589RR IP250589ZD IP25058ADP IP25058AQ4 IP25058BCV IP25058BGG IP25058CNX IP25058CY5 IP25058D8G IP25058E1R IP25058E21
IP25058EA8 IP25058EMW IP25058FE9 IP25058FY3 IP25058HE6 IP25058HPH IP25058J73 IP25058JRA IP25058JVT IP25058MJW IP25058N72 IP25058N8B IP25058N99 IP25058NFB IP25058NSA IP25058PHH IP25058PPA IP25058PSZ IP25058PVP IP25058PWH
IP25058QRD IP25058R35 IP25058R6X IP25058RCN IP25058RGA IP25058RYC IP25058S8N IP25058SF1 IP25058SZ6 IP25058T9X IP25058TGC IP25058U2X IP25058UMB IP25058UMZ IP25058UQR IP25058USB IP25058V82 IP25058VEH IP25058VF7 IP25058VPJ
IP25058VPN IP25058W5A IP25058XME IP25058YH4 IP25058YM8 IP25058YVN IP25058YZ7 IP25058ZBU IP25058ZCV IP25058ZG4 IP25058ZJ8 IP2505922A IP250592DF IP250592FP IP250593DS IP250593QA IP250594SW IP250596TG IP250596XU IP250597AB
IP250598UN IP250598VX IP250598ZQ IP250599C2 IP250599GN IP250599WT IP25059A1P IP25059A5X IP25059ACW IP25059AFS IP25059AS3 IP25059AVM IP25059B29 IP25059CCG IP25059CGF IP25059CQV IP25059CUT IP25059CVM IP25059CXE IP25059CYP
IP25059D9M IP25059DFY IP25059F1W IP25059F7X IP25059FTQ IP25059G98 IP25059GS5 IP25059H1S IP25059H3Q IP25059HA8 IP25059HCA IP25059HGX IP25059HJZ IP25059HRY IP25059HZP IP25059J65 IP25059JDG IP25059JPR IP25059MPH IP25059MQ1

IP25059NDJ IP25059NR3 IP25059PE7 IP25059QA8 IP25059QHE IP25059QHV IP25059QRZ IP25059R3G IP25059RRS IP25059SEZ IP25059SYA IP25059SYQ IP25059SZU IP25059TT9 IP25059TXH IP25059U4D IP25059UDN IP25059V42 IP25059VR6 IP25059VV7
IP25059WSD IP25059WV5 IP25059WX8 IP25059WY6 IP25059WZR IP25059Y9P IP25059YN8 IP25059YUH IP25059ZN8 IP25059ZPP IP25059ZWJ IP2505A1EZ IP2505A243 IP2505A2YM IP2505A3TB IP2505A5A5 IP2505A5E5 IP2505A5YY IP2505A62D IP2505A65T
IP2505A68Z IP2505A6EN IP2505A6QJ IP2505A7HP IP2505A7MX IP2505A7XU IP2505A85J IP2505A9G9 IP2505A9PB IP2505AA76 IP2505AA79 IP2505AAA6 IP2505AAE2 IP2505AB48 IP2505AC46 IP2505AG9S IP2505AGH8 IP2505AN95 IP2505APV1 IP2505AQ43
IP2505AQ84 IP2505AQX7 IP2505ARU5 IP2505ATB4 IP2505ATD8 IP2505B1N4 IP2505B2DF IP2505B2JS IP2505B364 IP2505B386 IP2505B3HT IP2505B3S5 IP2505B56F IP2505B56U IP2505B5FX IP2505B66S IP2505B6BP IP2505B6CY IP2505B6E7 IP2505B73Z
IP2505B74Q IP2505B79F IP2505B7G1 IP2505B7NN IP2505B8A9 IP2505B961 IP2505B9DM IP2505BB2J IP2505BE68 IP2505BER7 IP2505BHQ4 IP2505BJ2Z IP2505BR5P IP2505BRZ9 IP2505BSF8 IP2505BT35 IP2505BU9G IP2505BWN2 IP2505BWY3 IP2505BXD2
IP2505BY1V IP2505BYF7 IP2505BYY1 IP2505BZ79 IP2505C17Y IP2505C212 IP2505C24J IP2505C31Y IP2505C42R IP2505C45C IP2505C54T IP2505C5DG IP2505C5DY IP2505C5VX IP2505C68B IP2505C7QU IP2505C7S6 IP2505C872 IP2505C8WQ IP2505C963
IP2505C97G IP2505C9BV IP2505C9G2 IP2505CC88 IP2505CF63 IP2505CG2A IP2505CG67 IP2505CJ54 IP2505CMM7 IP2505CP81 IP2505CR34 IP2505CT5M IP2505CTU5 IP2505CU73 IP2505CUW5 IP2505CXG7 IP2505CZN3 IP2505D1MD IP2505D1RC IP2505D21D
IP2505D21U IP2505D2AV IP2505D2JC IP2505D2XP IP2505D35A IP2505D488 IP2505D4G8 IP2505D4TQ IP2505D54J IP2505D56N IP2505D5FJ IP2505D5RN IP2505D6MB IP2505D81P IP2505D86Q IP2505D8CH IP2505D8SH IP2505D8SV IP2505D8SZ IP2505D91V
IP2505D98G IP2505D9AH IP2505D9WB IP2505DB3E IP2505DBM9 IP2505DD7S IP2505DE99 IP2505DF2Z IP2505DF54 IP2505DG3M IP2505DH49 IP2505DH7G IP2505DM4J IP2505DNV6 IP2505DS4Y IP2505DT28 IP2505DUE4 IP2505DY3H IP2505DY7R IP2505DZ5A
IP2505DZ89 IP2505E1P6 IP2505E1RN IP2505E2FS IP2505E2M9 IP2505E2PE IP2505E34U IP2505E3B6 IP2505E3DX IP2505E47Y IP2505E4DX IP2505E4G7 IP2505E4GC IP2505E4M2 IP2505E4NR IP2505E59A IP2505E633 IP2505E6HE IP2505E6JM IP2505E7A2
IP2505E84A IP2505E8CV IP2505E9TB IP2505EC2N IP2505EC9J IP2505ECF8 IP2505ECH8 IP2505EE6B IP2505EGH3 IP2505EHN7 IP2505EHS5 IP2505EJ8P IP2505EJS2 IP2505EP5C IP2505EP92 IP2505EQ5R IP2505ET5D IP2505EV49 IP2505EXJ5 IP2505EXS5
IP2505EZU8 IP2505F17P IP2505F1G5 IP2505F1PX IP2505F29D IP2505F2HM IP2505F2P9 IP2505F31S IP2505F3M4 IP2505F3Q3 IP2505F493 IP2505F4BW IP2505F4WC IP2505F5Q4 IP2505F5XR IP2505F61X IP2505F6UR IP2505F71H IP2505F7HN IP2505F7T7
IP2505F81M IP2505F84S IP2505F8CQ IP2505F8CR IP2505F9CM IP2505FDA2 IP2505FDZ3 IP2505FE9M IP2505FGG3 IP2505FGX5 IP2505FJ7N IP2505FS67 IP2505FT5P IP2505FU9H IP2505FW1Z IP2505FWT2 IP2505FZ8S IP2505G11Q IP2505G1EB IP2505G1F8
IP2505G246 IP2505G39J IP2505G3GH IP2505G4HZ IP2505G4WR IP2505G56N IP2505G5JU IP2505G5UN IP2505G5YS IP2505G6Y9 IP2505G6YH IP2505G7DJ IP2505G7GT IP2505G7N2 IP2505G8Z8 IP2505G9GH IP2505G9H6 IP2505G9YF IP2505GA5C IP2505GA7X
IP2505GB82 IP2505GC18 IP2505GDA3 IP2505GE2W IP2505GMB7 IP2505GP4J IP2505GQB9 IP2505GQC7 IP2505GS4V IP2505GS75 IP2505GT76 IP2505GV5T IP2505GXQ7 IP2505GXX7 IP2505GZ43 IP2505H1PD IP2505H1T9 IP2505H1VC IP2505H2C5 IP2505H2N4
IP2505H48J IP2505H4DG IP2505H4Q3 IP2505H7NG IP2505H9CG IP2505H9HR IP2505H9Q5 IP2505HA8B IP2505HC8U IP2505HE6N IP2505HGW8 IP2505HJ17 IP2505HJ6Y IP2505HM2W IP2505HM9A IP2505HN1J IP2505HN45 IP2505HS93 IP2505HTR2 IP2505HVC9
IP2505HW5E IP2505HZJ1 IP2505J171 IP2505J1G9 IP2505J2FB IP2505J34S IP2505J388 IP2505J58P IP2505J5AT IP2505J5Y8 IP2505J6JJ IP2505J7C2 IP2505J7TT IP2505J8C2 IP2505J8PC IP2505J97P IP2505J9FP IP2505J9WN IP2505JA4E IP2505JDJ7
IP2505JE2F IP2505JF68 IP2505JFM1 IP2505JH6J IP2505JMF3 IP2505JN9T IP2505JNR2 IP2505JP6H IP2505JS53 IP2505JSU9 IP2505JUV2 IP2505JVC9 IP2505JX63 IP2505JXG9 IP2505JYP5 IP2505M1AM IP2505M1V4 IP2505M1XH IP2505M22E IP2505M2DD
IP2505M2FM IP2505M2N7 IP2505M3JJ IP2505M3W9 IP2505M4PD IP2505M5E6 IP2505M6CF IP2505M6E2 IP2505M78B IP2505M7R5 IP2505M8XC IP2505M91E IP2505M9SX IP2505M9ZX IP2505MB4Q IP2505MC56 IP2505MCZ2 IP2505MD2B IP2505MD8Y IP2505MEH6
IP2505MF7Y IP2505MN19 IP2505MN9R IP2505MP9R IP2505MQU9 IP2505MRA8 IP2505MUQ9 IP2505MV5B IP2505MVX3 IP2505MW28 IP2505MW9J IP2505MXV5 IP2505N18E IP2505N1FF IP2505N1NV IP2505N234 IP2505N28A IP2505N2HT IP2505N2J3 IP2505N3H3
IP2505N4JF IP2505N4NN IP2505N4Q3 IP2505N5AX IP2505N5B8 IP2505N5NU IP2505N5XP IP2505N66F IP2505N6GZ IP2505N9CW IP2505N9J3 IP2505N9MD IP2505NA8V IP2505NAH3 IP2505NBY1 IP2505ND58 IP2505NDW3 IP2505NE4R IP2505NF1P IP2505NG5J
IP2505NH6S IP2505NH75 IP2505NJ7E IP2505NM4V IP2505NM87 IP2505NNY3 IP2505NR6J IP2505NS9Q IP2505NU52 IP2505NUD2 IP2505NUH9 IP2505NW1W IP2505NXE8 IP2505NXP4 IP2505NY3S IP2505NZN1 IP2505NZR6 IP2505P11A IP2505P24A IP2505P2B6
IP2505P32Q IP2505P3J1 IP2505P44Y IP2505P4FB IP2505P4G1 IP2505P4T4 IP2505P5QV IP2505P7CP IP2505P7V4 IP2505P8DB IP2505P8JT IP2505P8M7 IP2505P8M9 IP2505PAC4 IP2505PE52 IP2505PE7E IP2505PEX2 IP2505PGQ1 IP2505PH8J IP2505PH9F
IP2505PJ8F IP2505PJQ3 IP2505PNV4 IP2505PP25 IP2505PR8U IP2505PS94 IP2505PVT6 IP2505PXY3 IP2505PZ6U IP2505PZE6 IP2505Q15C IP2505Q1YJ IP2505Q27U IP2505Q2DE IP2505Q2XB IP2505Q3B1 IP2505Q3M1 IP2505Q4MF IP2505Q4XX IP2505Q54E
IP2505Q59B IP2505Q5F8 IP2505Q5QY IP2505Q64H IP2505Q651 IP2505Q7FF IP2505Q7QX IP2505Q8MJ IP2505Q97R IP2505Q9RH IP2505Q9S6 IP2505Q9WV IP2505Q9WZ IP2505Q9ZY IP2505QAG7 IP2505QF93 IP2505QFV8 IP2505QH69 IP2505QJE5 IP2505QM33
IP2505QN5U IP2505QQ59 IP2505QT9Q IP2505QTY7 IP2505QU7C IP2505QUQ9 IP2505QW43 IP2505QX4Z IP2505QX5T IP2505QY19 IP2505R11Z IP2505R1B8 IP2505R1BW IP2505R1MM IP2505R22F IP2505R2S8 IP2505R2V8 IP2505R417 IP2505R4MP IP2505R5U4
IP2505R67N IP2505R6BR IP2505R6ZW IP2505R7N5 IP2505R7PU IP2505R7XC IP2505R98G IP2505R9B4 IP2505R9CX IP2505R9VA IP2505R9WJ IP2505RA7Z IP2505RB6U IP2505RD5D IP2505RDU2 IP2505RG89 IP2505RGC2 IP2505RH5M IP2505RH6P IP2505RHB8
IP2505RN3Z IP2505RN4E IP2505RP1A IP2505RQ2M IP2505RQ7R IP2505RQ99 IP2505RR3H IP2505RS4S IP2505RS6E IP2505RT23 IP2505RT9A IP2505RTP5 IP2505RU5J IP2505RU89 IP2505RUN5 IP2505RVC5 IP2505S1DF IP2505S1ZH IP2505S2T9 IP2505S35Q
IP2505S3AG IP2505S3TS IP2505S4AV IP2505S4D7 IP2505S4UC IP2505S4VS IP2505S5B3 IP2505S5HW IP2505S5NA IP2505S5RN IP2505S74H IP2505S8D1 IP2505S8GY IP2505S8P4 IP2505S8WA IP2505S9A2 IP2505SA3X IP2505SBU4 IP2505SC5Z IP2505SF5M
IP2505SF8U IP2505SG62 IP2505SH15 IP2505SJ1Z IP2505SMT6 IP2505SN5E IP2505SNC7 IP2505SNJ6 IP2505SNR9 IP2505SRA2 IP2505ST22 IP2505SU1A IP2505SWY3 IP2505SY7R IP2505SZ4U IP2505T219 IP2505T2QN IP2505T346 IP2505T389 IP2505T3YX
IP2505T42V IP2505T4A6 IP2505T4HV IP2505T4J3 IP2505T4MD IP2505T63Z IP2505T6YB IP2505T7ZG IP2505T81Z IP2505T9UN IP2505TBZ5 IP2505TD9M IP2505TJ59 IP2505TM5Q IP2505TV67 IP2505TW2A IP2505TWD2 IP2505TX8G IP2505TXY4 IP2505TY3C
IP2505TY9D IP2505U155 IP2505U1B2 IP2505U1V6 IP2505U1YW IP2505U1ZU IP2505U21Q IP2505U367 IP2505U3D9 IP2505U3F6 IP2505U3WU IP2505U51G IP2505U52C IP2505U5B5 IP2505U6ZS IP2505U75T IP2505U7EC IP2505U7GS IP2505U7X2 IP2505U7Y7
IP2505U9FR IP2505UA9A IP2505UB39 IP2505UBH1 IP2505UC68 IP2505UE61 IP2505UG3N IP2505UGA6 IP2505UND6 IP2505UPD5 IP2505URB7 IP2505UWM6 IP2505UY6C IP2505UZ68 IP2505V12W IP2505V1CQ IP2505V1P4 IP2505V1V3 IP2505V2DG IP2505V2NB
IP2505V3ZQ IP2505V4BQ IP2505V4JM IP2505V4R3 IP2505V5ND IP2505V5Z5 IP2505V6QT IP2505V71P IP2505V783 IP2505V7DA IP2505V7PE IP2505V8J3 IP2505V8SN IP2505V93R IP2505V9N6 IP2505V9W1 IP2505VAY4 IP2505VB46 IP2505VB89 IP2505VB8C
IP2505VES1 IP2505VHF5 IP2505VHV8 IP2505VMW8 IP2505VQ5B IP2505VR79 IP2505VS7R IP2505VUC7 IP2505VV82 IP2505VWZ3 IP2505W1TE IP2505W3TH IP2505W4BJ IP2505W4RJ IP2505W56Q IP2505W56T IP2505W5A1 IP2505W5JC IP2505W5PY IP2505W6GE
IP2505W7MN IP2505W7W4 IP2505W7XR IP2505W824 IP2505W8MQ IP2505W8U2 IP2505W8X9 IP2505W9Y9 IP2505WDE2 IP2505WDN2 IP2505WDR1 IP2505WE6B IP2505WE7U IP2505WF47 IP2505WFC9 IP2505WG9R IP2505WH55 IP2505WJS2 IP2505WP11 IP2505WPD9
IP2505WQC1 IP2505WR6J IP2505WRE4 IP2505WTF8 IP2505WU68 IP2505WWE9 IP2505WWP3 IP2505WXE8 IP2505WYA7 IP2505WZ19 IP2505X178 IP2505X1NF IP2505X1WE IP2505X2AX IP2505X2Q2 IP2505X2QF IP2505X2X2 IP2505X38T IP2505X3A4 IP2505X3U2
IP2505X46F IP2505X4GY IP2505X4JJ IP2505X4Q6 IP2505X62A IP2505X687 IP2505X6A4 IP2505X6SV IP2505X6U6 IP2505X7EY IP2505X7Q8 IP2505X7R7 IP2505X7VE IP2505X865 IP2505X8EA IP2505X8Q5 IP2505X8TG IP2505X8XP IP2505X92G IP2505X9A2
IP2505X9DB IP2505X9R3 IP2505XA5M IP2505XC5M IP2505XDF6 IP2505XDS4 IP2505XE3P IP2505XN1B IP2505XNU1 IP2505XPV2 IP2505XQE1 IP2505XR3C IP2505XR6R IP2505XS9E IP2505XTP2 IP2505XUJ3 IP2505XWU3 IP2505XY66 IP2505XZ8A IP2505Y1JZ
IP2505Y1UX IP2505Y26U IP2505Y2FQ IP2505Y2FZ IP2505Y328 IP2505Y4E2 IP2505Y52J IP2505Y5NW IP2505Y5P8 IP2505Y5XM IP2505Y5Y3 IP2505Y67U IP2505Y69P IP2505Y6E9 IP2505Y6EU IP2505Y6FR IP2505Y6V6 IP2505Y6WJ IP2505Y8Z9 IP2505Y93R
IP2505Y95N IP2505Y9QG IP2505YBX9 IP2505YGN7 IP2505YH7C IP2505YHY9 IP2505YJ5R IP2505YP2U IP2505YPB1 IP2505YQ23 IP2505YT6S IP2505YU62 IP2505YV1E IP2505YX8R IP2505YXS2 IP2505YZD9 IP2505Z1NE IP2505Z222 IP2505Z31E IP2505Z3TF
IP2505Z449 IP2505Z49R IP2505Z4YP IP2505Z58J IP2505Z5R3 IP2505Z6FT IP2505Z6P9 IP2505Z6RW IP2505Z799 IP2505Z7E2 IP2505Z7J9 IP2505Z83R IP2505Z8AU IP2505ZD57 IP2505ZEX3 IP2505ZF9N IP2505ZGF4 IP2505ZGJ8 IP2505ZQA3 IP2505ZR5M
IP2505ZU7U IP2505ZU86 IP2505ZVD7 IP250611EQ IP250611PB IP250611PT IP250611VN IP250611XU IP2506129F IP250612ER IP250612SV IP250613C2 IP250613HP IP2506141J IP2506144Y IP250614SV IP2506154V IP2506159C IP250615DG IP250615QT
IP250615R9 IP2506165V IP250616JG IP250616Q9 IP250616YF IP250617A6 IP250617B6 IP250617BZ IP250617MC IP250617MZ IP250617TW IP250617YE IP2506189Q IP250618TR IP250618TU IP250618UU IP250619ET IP250619J6 IP250619MF IP250619QN
IP250619WP IP25061A15 IP25061A4F IP25061A84 IP25061AE7 IP25061AUR IP25061AWY IP25061B8P IP25061BAE IP25061BE7 IP25061BH9 IP25061BN5 IP25061BRQ IP25061BWN IP25061BYE IP25061BYH IP25061BZG IP25061CDN IP25061CFN IP25061CFQ

IP25061CHU IP25061CME IP25061CZQ IP25061D8C IP25061DDX IP25061DMW IP25061DQ8 IP25061DR2 IP25061DTJ IP25061E7R IP25061EHR IP25061EPN IP25061EV9 IP25061EW9 IP25061EYF IP25061FEN IP25061FFQ IP25061FN3 IP25061FPT IP25061FZM
IP25061G2D IP25061G3M IP25061G4A IP25061GHA IP25061GRY IP25061GYQ IP25061H4V IP25061HA3 IP25061HJ8 IP25061HVP IP25061J59 IP25061J8U IP25061JC8 IP25061JJ2 IP25061JMX IP25061JP9 IP25061JVT IP25061JY2 IP25061JYZ IP25061M7N
IP25061MEX IP25061MJC IP25061MM8 IP25061MNB IP25061MRP IP25061MTB IP25061N4N IP25061N65 IP25061NAH IP25061NM8 IP25061NR8 IP25061NV7 IP25061P3T IP25061P7W IP25061P8A IP25061PBB IP25061PE7 IP25061PS8 IP25061PX6 IP25061PXN
IP25061QMU IP25061QW3 IP25061QXQ IP25061R28 IP25061R9J IP25061RCF IP25061RDU IP25061RF2 IP25061RGR IP25061S11 IP25061SDN IP25061SDV IP25061SV7 IP25061T3B IP25061TH8 IP25061TR5 IP25061UG3 IP25061UG6 IP25061UPM IP25061UUC
IP25061UWH IP25061UX9 IP25061UXJ IP25061VRQ IP25061VWU IP25061VYZ IP25061W8B IP25061W8F IP25061WBJ IP25061WTR IP25061WV6 IP25061WXA IP25061X2T IP25061XED IP25061XNX IP25061XQH IP25061YHS IP25061YHU IP25061YM4 IP25061YNA
IP25061YQ8 IP25061Z93 IP25061ZJQ IP25061ZMG IP25061ZUQ IP25061ZUT IP25061ZYR IP250621BX IP250621DJ IP2506222G IP250622GJ IP250622NB IP250622PE IP250622QY IP250622VS IP2506231D IP250623AS IP250623NU IP250624CR IP250624EQ
IP250624FE IP250624H9 IP2506256H IP250625JC IP250625M2 IP250625RS IP250625UJ IP250625VB IP2506262G IP250626BM IP250626CF IP250626JM IP250626SC IP250626WD IP250627GV IP250627MG IP250627V6 IP250627VZ IP250627Z6 IP250627ZM
IP2506286X IP250628BE IP250628QQ IP250628S2 IP2506292T IP250629AJ IP250629MZ IP250629NY IP250629U1 IP250629W1 IP250629WT IP25062A2N IP25062A52 IP25062AB9 IP25062AJR IP25062ARQ IP25062ASG IP25062AU7 IP25062AV6 IP25062AVX
IP25062AZT IP25062BHT IP25062BSJ IP25062BVF IP25062C1G IP25062C9V IP25062CNF IP25062D7M IP25062DDU IP25062DU9 IP25062E51 IP25062E5X IP25062E7X IP25062E86 IP25062EPZ IP25062ERY IP25062EVT IP25062F7G IP25062F91 IP25062FCZ
IP25062FH5 IP25062FHR IP25062FM9 IP25062FUU IP25062G8W IP25062GQP IP25062GRM IP25062GW9 IP25062GY6 IP25062GY9 IP25062GZY IP25062H4X IP25062H9H IP25062HA5 IP25062HCA IP25062HFV IP25062HHZ IP25062HMY IP25062HPS IP25062HT2
IP25062HT8 IP25062HZ1 IP25062J83 IP25062JAG IP25062JMW IP25062JNR IP25062JS9 IP25062JVS IP25062M2M IP25062M4A IP25062M7G IP25062MPY IP25062MR1 IP25062MUF IP25062MYR IP25062N24 IP25062N46 IP25062N58 IP25062NB8 IP25062NGN
IP25062NJ9 IP25062NJH IP25062NP7 IP25062P13 IP25062P4G IP25062PFG IP25062PXN IP25062Q1Y IP25062QCP IP25062QDU IP25062QVX IP25062QXH IP25062RDP IP25062RJG IP25062RMA IP25062RRP IP25062RS5 IP25062RVG IP25062S7U IP25062SCQ
IP25062SNN IP25062SWY IP25062T1C IP25062T25 IP25062TB8 IP25062TFM IP25062THQ IP25062TMX IP25062TYG IP25062U91 IP25062UA9 IP25062UBQ IP25062UF7 IP25062UHH IP25062URE IP25062UX9 IP25062V5M IP25062VEE IP25062VGE IP25062VNN
IP25062VT2 IP25062VYH IP25062VZA IP25062W7S IP25062W9F IP25062WU7 IP25062X5U IP25062XE2 IP25062XHW IP25062XM7 IP25062XTP IP25062XWH IP25062XXM IP25062Y5D IP25062YDJ IP25062YQA IP25062YRA IP25062YWF IP25062YX4 IP25062ZCA
IP25062ZF9 IP25062ZJA IP25062ZM2 IP25062ZZH IP250631H7 IP250631MB IP250631QQ IP250631RF IP2506325Q IP250632FA IP250632R6 IP250632RY IP250632ZW IP250633EN IP250633HS IP2506344P IP250634CS IP250634MN IP250634MW IP250635HJ
IP250635PA IP250635UT IP2506365M IP250636FY IP250636NU IP250636RU IP2506378W IP250637US IP250637X6 IP250638AV IP250638FB IP250638HB IP250638MY IP250638N7 IP250638XZ IP250638ZM IP2506391A IP2506395J IP250639NW IP25063A85
IP25063A8U IP25063AGX IP25063APV IP25063AWA IP25063AZ1 IP25063B3Y IP25063BAN IP25063BGC IP25063BP2 IP25063BSQ IP25063BVN IP25063C11 IP25063C1T IP25063C83 IP25063CCZ IP25063CGD IP25063CH1 IP25063CYB IP25063DNR IP25063DSR
IP25063DWA IP25063E9F IP25063EB9 IP25063EDU IP25063EHX IP25063ESA IP25063FAF IP25063FNM IP25063FYN IP25063G8G IP25063GBF IP25063GVT IP25063HR4 IP25063HX4 IP25063HZ6 IP25063J2C IP25063J5W IP25063JBV IP25063JED IP25063JFB
IP25063JHR IP25063JJH IP25063JVB IP25063JWY IP25063JZP IP25063M13 IP25063M4U IP25063M6V IP25063M6X IP25063N4Y IP25063N6Z IP25063NAG IP25063NR7 IP25063NW4 IP25063P8N IP25063PBP IP25063PGQ IP25063PHJ IP25063Q84 IP25063Q8D
IP25063QAE IP25063QG2 IP25063QZM IP25063R7B IP25063RA3 IP25063RJD IP25063RPB IP25063RS1 IP25063S9Y IP25063SD4 IP25063SDT IP25063SEP IP25063SF2 IP25063SGZ IP25063SJ7 IP25063SNN IP25063SPY IP25063SZD IP25063TCQ IP25063THG
IP25063TS4 IP25063TSF IP25063TX5 IP25063TYF IP25063UM1 IP25063USA IP25063UUA IP25063UUV IP25063V1J IP25063V4P IP25063VAA IP25063VAQ IP25063VC8 IP25063VDG IP25063VEC IP25063VGG IP25063VJZ IP25063VND IP25063VVP IP25063VXT
IP25063VYV IP25063W3A IP25063W8E IP25063W9B IP25063WEY IP25063WFJ IP25063WNC IP25063WRB IP25063WZR IP25063X4T IP25063XET IP25063XHE IP25063YB4 IP25063YEM IP25063YR8 IP25063YTM IP25063Z5H IP25063ZEQ IP25063ZFG IP25063ZGD
IP25063ZJW IP25063ZNT IP25063ZPT IP25063ZQW IP25063ZRT IP25063ZSE IP25063ZSJ IP25063ZUM IP2506416Q IP250641A7 IP250641HV IP250641UH IP250641VX IP250642BC IP250642BT IP250642D5 IP250642D9 IP250642DS IP250642XF IP250642YU
IP2506437H IP250643AA IP250643BD IP250643DU IP250643UT IP250644J5 IP250644JF IP250644S9 IP250645H1 IP250645HU IP250645M6 IP250645YX IP250645ZB IP250645ZM IP2506464Y IP2506468Q IP250646ZW IP250647R5 IP250647RG IP250647XW
IP250648FV IP250648H2 IP250649F5 IP250649T1 IP25064ACW IP25064AH9 IP25064ANU IP25064AS5 IP25064ASX IP25064AVQ IP25064B1Y IP25064BB9 IP25064BCG IP25064BF5 IP25064BJH IP25064BNQ IP25064BRW IP25064C8Z IP25064CGJ IP25064CGT
IP25064CN3 IP25064CNG IP25064CUG IP25064CVW IP25064CWC IP25064D35 IP25064DFZ IP25064DUR IP25064E34 IP25064EA3 IP25064EB1 IP25064EDP IP25064EU6 IP25064F1A IP25064FHD IP25064FNN IP25064FQN IP25064FQU IP25064FXR IP25064G3T
IP25064G9D IP25064GBH IP25064GBU IP25064GCF IP25064GJW IP25064GZA IP25064H11 IP25064H2Z IP25064H5M IP25064HB6 IP25064HHG IP25064HNQ IP25064HS9 IP25064HTY IP25064J2F IP25064J3P IP25064JBC IP25064JCU IP25064JFJ IP25064JMJ
IP25064JWM IP25064JWN IP25064JY6 IP25064M7D IP25064MD1 IP25064MMC IP25064MQ5 IP25064MTM IP25064MVP IP25064N7A IP25064NDR IP25064NFW IP25064NNF IP25064NQS IP25064NT5 IP25064NY4 IP25064NYS IP25064PRF IP25064PRX IP25064PTW
IP25064PXU IP25064Q3A IP25064Q8X IP25064Q9M IP25064QFE IP25064QJD IP25064R4U IP25064R96 IP25064RM4 IP25064RP5 IP25064RR1 IP25064RRB IP25064RZ6 IP25064RZH IP25064S27 IP25064SC4 IP25064SHD IP25064TA3 IP25064TE5 IP25064TGW
IP25064TPB IP25064TQX IP25064TXR IP25064U2P IP25064U3T IP25064UAV IP25064UH4 IP25064UM6 IP25064UMU IP25064UNR IP25064UY1 IP25064VEV IP25064VH4 IP25064VST IP25064WD9 IP25064WU6 IP25064WVV IP25064XQQ IP25064XTU IP25064XWT
IP25064XYH IP25064Y14 IP25064Y29 IP25064Y4M IP25064Y8H IP25064YTB IP25064YUJ IP25064YV1 IP25064YZB IP25064Z4X IP25064Z6T IP25064Z6W IP25064ZBZ IP25064ZG8 IP25064ZMA IP25064ZRC IP25064ZUW IP250651DF IP250651X9 IP250651YY
IP250652N3 IP250652RF IP250652T2 IP250652UH IP2506533D IP250653NG IP250653NS IP250653QV IP2506542A IP250654BB IP250654NH IP250654X7 IP250655D6 IP250655DP IP250655N3 IP250655NN IP250655ZA IP250656BE IP250656MM IP250656U8
IP250656Y2 IP250656ZT IP250657A5 IP250657HM IP250657NS IP250657V6 IP250657VP IP2506581Q IP2506583N IP250658A1 IP250658NV IP250658P3 IP250659BC IP250659BX IP250659TR IP25065A1S IP25065A2F IP25065AY8 IP25065BGF IP25065BR9
IP25065C4E IP25065C67 IP25065CQD IP25065D6A IP25065D9G IP25065DDM IP25065DEX IP25065DPH IP25065DW7 IP25065DX8 IP25065E73 IP25065E8N IP25065E9S IP25065EP5 IP25065EPJ IP25065EZ6 IP25065F3W IP25065FAE IP25065FVE IP25065FVR
IP25065G42 IP25065G5E IP25065GA7 IP25065GD1 IP25065GSE IP25065GTH IP25065GYU IP25065H9T IP25065HB8 IP25065HM2 IP25065HQJ IP25065HWR IP25065HZ1 IP25065J3M IP25065J75 IP25065JG3 IP25065JGE IP25065M9U IP25065MAA IP25065MC3
IP25065ME6 IP25065MGV IP25065MM7 IP25065MSC IP25065MVR IP25065MYC IP25065N1W IP25065NBG IP25065NFM IP25065NQS IP25065NUC IP25065NYF IP25065P17 IP25065P8V IP25065PDA IP25065PDE IP25065PFM IP25065PNT IP25065PR6 IP25065PRH
IP25065PRW IP25065QFC IP25065QNE IP25065QNX IP25065QQT IP25065R4W IP25065RMX IP25065RSG IP25065RVD IP25065S28 IP25065S93 IP25065SB2 IP25065SB5 IP25065SFA IP25065SFS IP25065SH3 IP25065SUF IP25065T3R IP25065TAR IP25065TCP
IP25065TFF IP25065TGM IP25065TR2 IP25065TRC IP25065TY8 IP25065UGA IP25065UJB IP25065UUS IP25065UV4 IP25065UWD IP25065V4C IP25065V7M IP25065V7W IP25065VP4 IP25065WEQ IP25065WQM IP25065WUQ IP25065WV8 IP25065X13 IP25065XAU
IP25065XEA IP25065XGP IP25065XJ8 IP25065XRX IP25065XVA IP25065XYD IP25065XZD IP25065Y1M IP25065YG8 IP25065YHY IP25065YUV IP25065YV8 IP25065Z9U IP25065ZDY IP25065ZQJ IP25065ZV3 IP2506615Y IP250661D8 IP250661DF IP250661QC
IP250661SY IP250662AC IP250662PY IP250662SB IP250662VQ IP2506635T IP250663MQ IP250663PH IP250663WD IP250663YU IP250664CW IP250664HW IP250664N7 IP250664U6 IP250664UA IP2506653Z IP2506657M IP250665AP IP250665PR IP250665SF
IP250665U2 IP250665YA IP250666CW IP250666HZ IP250666JV IP250666SX IP250666TW IP250666YC IP250667A4 IP250667A8 IP250667BV IP250667SD IP250667U2 IP2506687F IP250668UV IP250668WC IP250669AV IP250669EX IP250669SS IP250669X1
IP250669ZV IP25066AAD IP25066AAV IP25066ABY IP25066AR5 IP25066AWP IP25066BDB IP25066BGM IP25066BJV IP25066C57 IP25066C6U IP25066C7T IP25066CD1 IP25066CDW IP25066CDZ IP25066CE1 IP25066CJ9 IP25066CJW IP25066CQ3 IP25066CXV
IP25066D5R IP25066D9N IP25066DDF IP25066DF5 IP25066DHW IP25066DM4 IP25066DTD IP25066DV2 IP25066DYB IP25066E51 IP25066E6F IP25066E8P IP25066E8W IP25066EDH IP25066ENU IP25066ESB IP25066F3F IP25066F43 IP25066F7J IP25066F8N
IP25066FG7 IP25066FHZ IP25066FM7 IP25066FQQ IP25066FSF IP25066G6R IP25066GF8 IP25066GGR IP25066GPX IP25066GTQ IP25066GTY IP25066GUG IP25066HFY IP25066HN8 IP25066HTB IP25066HVM IP25066HWB IP25066JD2 IP25066JJQ IP25066JMB
IP25066JPC IP25066JPT IP25066JQY IP25066JXD IP25066MBC IP25066MP2 IP25066MPF IP25066MRB IP25066MUY IP25066MVS IP25066MXS IP25066N51 IP25066N87 IP25066NG9 IP25066NHJ IP25066P23 IP25066PE9 IP25066PNF IP25066PSS IP25066QFY

IP25066QHC IP25066QJW IP25066QRA IP25066QUH IP25066QVV IP25066QW7 IP25066R2U IP25066R46 IP25066R5E IP25066RBZ IP25066RP2 IP25066S5D IP25066S8A IP25066SJC IP25066SMT IP25066SN5 IP25066T65 IP25066T7F IP25066TC4 IP25066TEH
IP25066TES IP25066TJH IP25066TUF IP25066U3U IP25066UAH IP25066UQ4 IP25066UQM IP25066USZ IP25066UZ9 IP25066V15 IP25066V9G IP25066VZT IP25066W2S IP25066W6Y IP25066W7G IP25066WBD IP25066WC6 IP25066WDC IP25066WFU IP25066WN5
IP25066WPY IP25066WYS IP25066X2X IP25066X5Z IP25066X9C IP25066XDC IP25066XF9 IP25066XX4 IP25066Y4H IP25066Y5D IP25066Y8Q IP25066Y9X IP25066YFS IP25066YJP IP25066YP9 IP25066Z1R IP25066Z1X IP25066Z2R IP25066Z42 IP2506717P
IP250671JY IP250671UX IP250671VC IP250671WR IP250671XY IP2506725N IP250672A6 IP250672DM IP250672FW IP250672HN IP250672J1 IP2506731B IP2506736W IP2506739T IP250673A2 IP250673DW IP250673ZV IP250674G1 IP250674NS IP250674Q5
IP250674VY IP250674YS IP250675ET IP250675FR IP250675GF IP250675NJ IP250676F6 IP250676GT IP250677G4 IP250677GT IP250677NX IP250677QH IP250677W8 IP250677WM IP250677Z4 IP2506785X IP250678TW IP250678VT IP250678XC IP250679CM
IP250679GP IP25067AXY IP25067AYT IP25067AZ8 IP25067B87 IP25067B9X IP25067BHT IP25067BTQ IP25067BYX IP25067C4D IP25067C8Y IP25067CEM IP25067CG4 IP25067CMW IP25067CZN IP25067DBJ IP25067DFE IP25067DMB IP25067DYM IP25067E29
IP25067EBD IP25067ECB IP25067EG4 IP25067ENC IP25067EV4 IP25067F5S IP25067FY6 IP25067G7W IP25067GHF IP25067GPB IP25067GS3 IP25067GSA IP25067GVY IP25067GYQ IP25067H2G IP25067H4S IP25067H51 IP25067H63 IP25067HDN IP25067HJG
IP25067HNS IP25067HSZ IP25067HVA IP25067J2R IP25067JD7 IP25067JDE IP25067JH3 IP25067JV5 IP25067JVH IP25067JWB IP25067M72 IP25067M9M IP25067MBU IP25067MP1 IP25067MW2 IP25067N9G IP25067NFQ IP25067NMA IP25067NNJ IP25067NT3
IP25067NZA IP25067P1A IP25067PDR IP25067PSC IP25067PSG IP25067Q5B IP25067QBQ IP25067QCT IP25067QHM IP25067QMY IP25067QRX IP25067QS4 IP25067QXF IP25067R3D IP25067RA3 IP25067RDE IP25067RGF IP25067RP8 IP25067RQS IP25067S1N
IP25067S6P IP25067S81 IP25067SCN IP25067SF9 IP25067SGX IP25067T3B IP25067TDE IP25067TEQ IP25067TU7 IP25067UAE IP25067UFM IP25067UUJ IP25067V2M IP25067V54 IP25067V5S IP25067VBP IP25067VPJ IP25067VQ6 IP25067VRJ IP25067VSV
IP25067W12 IP25067W76 IP25067W82 IP25067W86 IP25067WAP IP25067WSG IP25067WV3 IP25067WYM IP25067X4C IP25067X6R IP25067X7Q IP25067Y2G IP25067YBR IP25067YC3 IP25067YHW IP25067YQ3 IP25067YRA IP25067YT4 IP25067YTA IP25067YWT
IP25067YYW IP25067Z4P IP25067Z5E IP25067ZCG IP25067ZJM IP250681EQ IP250681QE IP250681U6 IP250682A1 IP250682CU IP250682TF IP250682ZA IP2506833W IP250683BT IP250683ED IP250683JF IP250683SH IP250683TF IP2506849S IP250684EX
IP250684G5 IP250684GT IP250684V2 IP250684W8 IP2506852D IP250685AP IP250685CV IP250685FX IP250685QV IP250685TM IP250685ZP IP2506868M IP250686AZ IP2506873M IP2506879D IP250687FF IP250687JR IP250687VJ IP250687WF IP2506883C
IP250688MB IP250688NB IP250688NY IP250688RV IP250688ZN IP2506897C IP250689QM IP250689RZ IP250689V6 IP250689VZ IP250689WS IP250689YP IP25068A77 IP25068A8Y IP25068AEG IP25068AQQ IP25068ARA IP25068AX5 IP25068AXW IP25068B3S
IP25068BDD IP25068BND IP25068BSV IP25068C8Q IP25068CC6 IP25068CRR IP25068CT3 IP25068CVN IP25068CWR IP25068CYC IP25068DXW IP25068E96 IP25068EGX IP25068EMG IP25068EN4 IP25068ETN IP25068EXG IP25068EYD IP25068F42 IP25068F9Y
IP25068FFY IP25068FQR IP25068FRW IP25068G7H IP25068GA9 IP25068GCJ IP25068GD1 IP25068GMA IP25068GTH IP25068H8D IP25068HC5 IP25068HCQ IP25068HZ6 IP25068J6U IP25068JJ5 IP25068JNG IP25068M6J IP25068M9T IP25068MA6 IP25068MDU
IP25068MPX IP25068MQ7 IP25068N3A IP25068NFC IP25068NRT IP25068NRW IP25068NX4 IP25068P3X IP25068PBM IP25068PC5 IP25068PGC IP25068PJN IP25068PM4 IP25068PPY IP25068PVJ IP25068PVT IP25068PZP IP25068QBY IP25068QCC IP25068QE1
IP25068QJE IP25068QNT IP25068QYU IP25068R5X IP25068S2M IP25068S2Z IP25068S37 IP25068S4Q IP25068SE7 IP25068SVD IP25068SZT IP25068T2N IP25068T91 IP25068TMU IP25068TUT IP25068U9A IP25068US6 IP25068UT4 IP25068UYS IP25068VAH
IP25068VFP IP25068VG9 IP25068VJE IP25068VJZ IP25068VPF IP25068VTR IP25068VZ6 IP25068W54 IP25068W55 IP25068W6M IP25068XBB IP25068XBZ IP25068XCH IP25068XCU IP25068XQC IP25068XSM IP25068XUV IP25068XWS IP25068Y7J IP25068Y8C
IP25068YQ3 IP25068YRF IP25068YSX IP25068YYU IP25068Z2U IP25068Z6M IP25068Z7C IP25068ZAB IP25068ZBD IP25068ZCN IP25068ZNV IP25068ZRY IP25068ZU4 IP2506913W IP250691AU IP250691EN IP250691ME IP250691ZF IP2506923E IP250692AQ
IP250692BF IP250692BG IP250692DQ IP250692EG IP250692UD IP250692UJ IP250693J8 IP250693SU IP250693X7 IP250694GP IP250694QP IP250695A5 IP250695NH IP250695W9 IP250695WF IP250695WH IP2506962E IP250696E8 IP250696XG IP250697AQ
IP250697AR IP250697ER IP250697SG IP250697TC IP2506988R IP250698AS IP250698PN IP2506996E IP250699AX IP250699HJ IP250699J5 IP250699JF IP25069A2C IP25069ACM IP25069AGX IP25069AMZ IP25069AS1 IP25069B7R IP25069BP2 IP25069BYP
IP25069BYY IP25069C65 IP25069C8Q IP25069CAD IP25069CC2 IP25069CF7 IP25069CHR IP25069CN4 IP25069CNS IP25069CPY IP25069CZ7 IP25069CZG IP25069D4N IP25069DP5 IP25069DPP IP25069DTY IP25069E95 IP25069EDR IP25069ESX IP25069EWT
IP25069EYS IP25069F7U IP25069FCC IP25069FEF IP25069FM3 IP25069FME IP25069FMM IP25069FMX IP25069FNG IP25069FNT IP25069FRD IP25069FSH IP25069FUQ IP25069FW8 IP25069FWW IP25069G4N IP25069G4U IP25069GB4 IP25069GHW IP25069GM4
IP25069GNX IP25069GS8 IP25069GX4 IP25069GX9 IP25069GY3 IP25069GZZ IP25069H4M IP25069H5D IP25069H6T IP25069H7Q IP25069HDV IP25069HF3 IP25069HMD IP25069HMV IP25069HQH IP25069HSV IP25069J3D IP25069J9M IP25069JCV IP25069JDQ
IP25069JM8 IP25069JSU IP25069M8B IP25069M9Z IP25069MDW IP25069MSW IP25069MUG IP25069MVB IP25069MVM IP25069MZ9 IP25069N1U IP25069N2X IP25069N63 IP25069N7D IP25069N9N IP25069NAS IP25069NFB IP25069NNE IP25069NQ7 IP25069NS1
IP25069P78 IP25069P9X IP25069PFR IP25069PH4 IP25069PM5 IP25069PQ3 IP25069PVR IP25069PVT IP25069Q2F IP25069QBB IP25069QP8 IP25069QRE IP25069RE4 IP25069RJD IP25069RMF IP25069RR2 IP25069RTJ IP25069RWR IP25069S1Q IP25069S5C
IP25069SHW IP25069SU1 IP25069SZ8 IP25069T52 IP25069TY4 IP25069TYV IP25069U1U IP25069U6T IP25069U99 IP25069UF8 IP25069UHR IP25069VAQ IP25069VHH IP25069VJF IP25069VYG IP25069VZ3 IP25069WEN IP25069WH2 IP25069WSX IP25069XCJ
IP25069XE4 IP25069XP2 IP25069Y3M IP25069Y4B IP25069Y4G IP25069YJQ IP25069Z3E IP25069ZA8 IP25069ZAQ IP25069ZES IP25069ZPB IP25069ZRB IP25069ZXZ IP25069ZYV IP25069ZZS IP25069ZZZ IP2506A1D8 IP2506A1GN IP2506A1N8 IP2506A1U3
IP2506A1XZ IP2506A1Y9 IP2506A23X IP2506A2AM IP2506A2GS IP2506A2HJ IP2506A2J6 IP2506A2MR IP2506A2PS IP2506A2UQ IP2506A2X7 IP2506A368 IP2506A39Z IP2506A3DV IP2506A3F2 IP2506A3NA IP2506A3NM IP2506A3PA IP2506A3TG IP2506A3TN
IP2506A3V9 IP2506A4CJ IP2506A4MC IP2506A4VR IP2506A5AA IP2506A5AW IP2506A5JJ IP2506A6AE IP2506A6HH IP2506A6HJ IP2506A6QC IP2506A784 IP2506A7GT IP2506A7HZ IP2506A7MU IP2506A7PV IP2506A81D IP2506A82E IP2506A8CF IP2506A8F3
IP2506A8N3 IP2506A8XT IP2506A92S IP2506A94Z IP2506A9CT IP2506A9MM IP2506AA9F IP2506ACF5 IP2506AD19 IP2506AD5U IP2506AE5S IP2506AEG2 IP2506AEQ2 IP2506AF2U IP2506AG2U IP2506AG7Y IP2506AGV9 IP2506AH4W IP2506AHA9 IP2506AJA1
IP2506AM26 IP2506AM34 IP2506AMG8 IP2506AMN9 IP2506AN75 IP2506AN7E IP2506ANC1 IP2506AP6Z IP2506AP7A IP2506AQ5X IP2506AR9V IP2506ATH5 IP2506AV2U IP2506AV4F IP2506AVC5 IP2506AW57 IP2506AX3S IP2506AXJ4 IP2506AY87 IP2506AZN2
IP2506B146 IP2506B1NE IP2506B1QC IP2506B272 IP2506B299 IP2506B2E7 IP2506B2QJ IP2506B2RZ IP2506B2Z9 IP2506B33X IP2506B3NT IP2506B3PB IP2506B45D IP2506B4JU IP2506B4U1 IP2506B54H IP2506B552 IP2506B55H IP2506B5CQ IP2506B5DW
IP2506B5E3 IP2506B5HC IP2506B5Q2 IP2506B5ZH IP2506B65X IP2506B6AX IP2506B6P5 IP2506B6VM IP2506B6XP IP2506B6Z7 IP2506B71A IP2506B7WQ IP2506B8BH IP2506B8PU IP2506B8SC IP2506B9CD IP2506B9DR IP2506B9SH IP2506B9X3 IP2506BA4X
IP2506BA7Z IP2506BA83 IP2506BB2S IP2506BC33 IP2506BD6H IP2506BE5D IP2506BEU3 IP2506BF17 IP2506BF53 IP2506BF7Q IP2506BFE1 IP2506BG3W IP2506BG88 IP2506BH1Y IP2506BHJ9 IP2506BM36 IP2506BN8D IP2506BNG7 IP2506BP87 IP2506BPB1
IP2506BR31 IP2506BR7X IP2506BRM3 IP2506BRR2 IP2506BS18 IP2506BS1V IP2506BSF7 IP2506BSQ4 IP2506BT33 IP2506BTN1 IP2506BU86 IP2506BW79 IP2506BWQ8 IP2506BWW6 IP2506BX57 IP2506C16V IP2506C1PN IP2506C22J IP2506C26U IP2506C2RW
IP2506C2Z4 IP2506C2ZB IP2506C34X IP2506C36V IP2506C3AC IP2506C3BS IP2506C3GM IP2506C3J1 IP2506C3QN IP2506C3UC IP2506C439 IP2506C473 IP2506C4NN IP2506C4QM IP2506C4V4 IP2506C4VZ IP2506C4YA IP2506C59E IP2506C5DJ IP2506C5Q6
IP2506C5R8 IP2506C63V IP2506C6BX IP2506C6CZ IP2506C6JP IP2506C6Z2 IP2506C75X IP2506C7E4 IP2506C7QW IP2506C7S4 IP2506C7XA IP2506C83Q IP2506C85N IP2506C8EP IP2506C8V8 IP2506C968 IP2506C9HV IP2506C9P9 IP2506C9T9 IP2506CA2R
IP2506CA85 IP2506CD21 IP2506CET1 IP2506CF6H IP2506CGJ1 IP2506CH2J IP2506CJ9P IP2506CM62 IP2506CM9M IP2506CNA6 IP2506CP5W IP2506CP9H IP2506CPU1 IP2506CR5M IP2506CRY8 IP2506CSN9 IP2506CTQ9 IP2506CTV8 IP2506CU4H IP2506CU75
IP2506CUS6 IP2506CV8X IP2506CW73 IP2506CW8B IP2506CX9H IP2506CXC5 IP2506CXY5 IP2506CY48 IP2506CY8Z IP2506CYR7 IP2506CZ4A IP2506CZ53 IP2506D11Z IP2506D1CP IP2506D1YB IP2506D24E IP2506D2AN IP2506D2D7 IP2506D2WQ IP2506D3AP
IP2506D3B1 IP2506D3H7 IP2506D3R6 IP2506D465 IP2506D57F IP2506D5G5 IP2506D5NX IP2506D5SB IP2506D5U7 IP2506D619 IP2506D61Y IP2506D68Z IP2506D6BP IP2506D6CZ IP2506D6GC IP2506D6UJ IP2506D6XS IP2506D7TR IP2506D7US IP2506D8U8
IP2506D93R IP2506D9H9 IP2506D9N1 IP2506D9XM IP2506D9Y7 IP2506DA44 IP2506DA8T IP2506DC4R IP2506DC7G IP2506DC8Z IP2506DD2U IP2506DD6V IP2506DDW9 IP2506DF7P IP2506DFE1 IP2506DFM6 IP2506DFY7 IP2506DG5R IP2506DG5W IP2506DGD3
IP2506DGP9 IP2506DGZ8 IP2506DHG8 IP2506DHR1 IP2506DJ26 IP2506DM4B IP2506DM8X IP2506DM9M IP2506DMD4 IP2506DN5P IP2506DN9N IP2506DPN3 IP2506DQ85 IP2506DRJ8 IP2506DRN9 IP2506DS3W IP2506DT3G IP2506DTM3 IP2506DU57 IP2506DV28
IP2506DV7A IP2506DVC8 IP2506DWV6 IP2506DX4H IP2506DXG9 IP2506DXM4 IP2506DYA9 IP2506DZ7B IP2506DZM9 IP2506E154 IP2506E2JC IP2506E2JU IP2506E2NJ IP2506E33M IP2506E34M IP2506E366 IP2506E36G IP2506E467 IP2506E4AZ IP2506E4DD

IP2506E69V IP2506E6FX IP2506E6SV9 IP2506E6B6B IP2506E6B6C6 IP2506E6D6D5 IP2506E6E76Q IP2506E6E7CT IP2506E6ETEW IP2506E6ENB IP2506E6E84A IP2506E6E84W IP2506E6E96G IP2506E6EFN IP2506E6H8Z IP2506E6K4T IP2506E6K8V IP2506E6W2S IP2506E6Y4Y
IP2506E6F1S IP2506E6F7Z IP2506E6F9E6 IP2506E6GU3 IP2506E6H1N IP2506E6HJF2 IP2506E6M2M IP2506E6M49 IP2506E6R2E IP2506E6RA9 IP2506E6RM8 IP2506E6RR2 IP2506E6T14 IP2506E6T17 IP2506E6T6T IP2506E6TE6 IP2506E6TF6
IP2506E6G3B IP2506E6G3C IP2506E6G3T1 IP2506E6G4Q IP2506E6G4V IP2506E6G4W IP2506E6G5Q IP2506E6G6D IP2506E6G6P IP2506E6G6Q IP2506E6G6U IP2506E6G7E IP2506E6G7G IP2506E6G7J IP2506E6G7N IP2506E6G7T IP2506E6G8Q
IP2506E6J3P IP2506E6J3S IP2506E6J4B IP2506E6J4F IP2506E6J4G IP2506E6J5I2 IP2506E6J5N IP2506E6J5Q IP2506E6J6E IP2506E6J6N IP2506E6J7C IP2506E6J7F IP2506E6J7G IP2506E6J7I IP2506E6J7N IP2506E6J8A IP2506E6J8S
IP2506E6K9T IP2506E6KA1 IP2506E6KA2 IP2506E6KA4 IP2506E6KA5 IP2506E6KA6 IP2506E6KA7 IP2506E6KA8 IP2506E6KAA IP2506E6KAB IP2506E6KAC IP2506E6KAD IP2506E6KAE IP2506E6KAF IP2506E6KAG IP2506E6KAH IP2506E6KAJ
IP2506E6M2P IP2506E6M3C IP2506E6M4Q IP2506E6M4Y IP2506E6M5A IP2506E6M5B IP2506E6M5C IP2506E6M5D IP2506E6M5E IP2506E6M5F IP2506E6M5G IP2506E6M5H IP2506E6M5J IP2506E6M5K IP2506E6M5L IP2506E6M5M IP2506E6M5N
IP2506E6P4Z IP2506E6P4TM IP2506E6P4TX IP2506E6P5J IP2506E6P5V7 IP2506E6P5VR IP2506E6P5W IP2506E6P6TB IP2506E6P6Z IP2506E6P7C6 IP2506E6P7F6 IP2506E6P7L IP2506E6P7Y IP2506E6P8Z8 IP2506E6P8Z9 IP2506E6P8ZC
IP2506E6R3B IP2506E6R3C IP2506E6R3D IP2506E6R4H IP2506E6R4V IP2506E6R5A2 IP2506E6R5J IP2506E6R5K IP2506E6R5M IP2506E6R5N IP2506E6R5P IP2506E6R5Q IP2506E6R5R IP2506E6R5T IP2506E6R5V IP2506E6R6A IP2506E6R6B
IP2506E6S4V IP2506E6S5E6 IP2506E6S5M IP2506E6S5N IP2506E6S5V IP2506E6S5XZ IP2506E6S61D IP2506E6S654 IP2506E6S6A IP2506E6S6C9 IP2506E6S6JF IP2506E6S6W IP2506E6S752 IP2506E6S7T6 IP2506E6S7U3 IP2506E6S7V2 IP2506E6S7Z
IP2506E6T5V IP2506E6T626 IP2506E6T6GC IP2506E6T6GJ IP2506E6T6N IP2506E6T6P IP2506E6T6U IP2506E6T6Y IP2506E6T74F IP2506E6T75T IP2506E6T76X IP2506E6T78Q IP2506E6T79Z IP2506E6T7AV IP2506E6T7BV IP2506E6T7C2
IP2506E6V4F IP2506E6V4G IP2506E6V4H IP2506E6V4J IP2506E6V4K IP2506E6V4L IP2506E6V4M IP2506E6V4N IP2506E6V4P IP2506E6V4Q IP2506E6V4R IP2506E6V4S IP2506E6V4T IP2506E6V4V IP2506E6V4W IP2506E6V4X IP2506E6V4Y
IP2506E6W9Q IP2506E6W9R IP2506E6W9T IP2506E6WA0 IP2506E6WA1 IP2506E6WA2 IP2506E6WA3 IP2506E6WA4 IP2506E6WA5 IP2506E6WA6 IP2506E6WA7 IP2506E6WA8 IP2506E6WA9 IP2506E6WAA IP2506E6WAB IP2506E6WAC IP2506E6WAD
IP2506E6X5Y IP2506E6X5Z IP2506E6X60 IP2506E6X61 IP2506E6X62 IP2506E6X63 IP2506E6X64 IP2506E6X65 IP2506E6X66 IP2506E6X67 IP2506E6X68 IP2506E6X69 IP2506E6X6A IP2506E6X6B IP2506E6X6C IP2506E6X6D IP2506E6X6E
IP2506E6Y4Q IP2506E6Y4R IP2506E6Y4S IP2506E6Y4T IP2506E6Y4V IP2506E6Y4W IP2506E6Y4X IP2506E6Y4Y IP2506E6Y4Z IP2506E6Y50 IP2506E6Y51 IP2506E6Y52 IP2506E6Y53 IP2506E6Y54 IP2506E6Y55 IP2506E6Y56 IP2506E6Y57
IP2506E6Z2Q IP2506E6Z2R IP2506E6Z2S IP2506E6Z2T IP2506E6Z2U IP2506E6Z2V IP2506E6Z2W IP2506E6Z2X IP2506E6Z2Y IP2506E6Z2Z IP2506E6Z30 IP2506E6Z31 IP2506E6Z32 IP2506E6Z33 IP2506E6Z34 IP2506E6Z35 IP2506E6Z36
IP2506E6ZZ6 IP2506E6ZZ7 IP2506E6ZZ8 IP2506E6ZZ9 IP2506E6ZZB IP2506E6ZZC IP2506E6ZZD IP2506E6ZZF IP2506E6ZZG IP2506E6ZZH IP2506E6ZZJ IP2506E6ZZK IP2506E6ZZL IP2506E6ZZM IP2506E6ZZN IP2506E6ZZP IP2506E6ZZQ
IP2506E71Q IP2506E71R IP2506E71S IP2506E71T IP2506E71V IP2506E71W IP2506E71X IP2506E71Y IP2506E71Z IP2506E720 IP2506E721 IP2506E722 IP2506E723 IP2506E724 IP2506E725 IP2506E726 IP2506E727
IP2506E7AF1 IP2506E7B96 IP2506E7BC6 IP2506E7C1H IP2506E7D4H IP2506E7D62 IP2506E7D72 IP2506E7DH4 IP2506E7DP4 IP2506E7GSN IP2506E7G64 IP2506E7H2M IP2506E7HW IP2506E7HW6W IP2506E7J85 IP2506E7NZQ IP2506E7NW8 IP2506E7P3U IP2506E7P9Q

IP2506TPD3 IP2506TPQ7 IP2506TQ7R IP2506TQ8J IP2506TR65 IP2506TRD4 IP2506TU36 IP2506TU3E IP2506TU9D IP2506TU9W IP2506TUE6 IP2506TV56 IP2506TVF3 IP2506TW7Y IP2506TWP2 IP2506TWV5 IP2506TXR3 IP2506TXX2 IP2506TY2Q IP2506TY46
IP2506TY7P IP2506TZ42 IP2506TZ44 IP2506TZ69 IP2506TZ88 IP2506U19Z IP2506U1ND IP2506U1R7 IP2506U1TT IP2506U1VT IP2506U22W IP2506U23G IP2506U2AS IP2506U2VV IP2506U321 IP2506U36C IP2506U38R IP2506U3EX IP2506U3HY IP2506U3P9
IP2506U3YQ IP2506U3YW IP2506U4CP IP2506U566 IP2506U58R IP2506U5R1 IP2506U5ZV IP2506U63H IP2506U683 IP2506U6RY IP2506U6V5 IP2506U71X IP2506U7BH IP2506U7N6 IP2506U7YB IP2506U84A IP2506U86H IP2506U8CG IP2506U8TD IP2506U93S
IP2506U988 IP2506U9ED IP2506U9ZH IP2506UAZ7 IP2506UB1P IP2506UC35 IP2506UC3A IP2506UC65 IP2506UDD7 IP2506UF4N IP2506UFD1 IP2506UFF8 IP2506UFT8 IP2506UG45 IP2506UG77 IP2506UH8E IP2506UHS5 IP2506UJ38 IP2506UJ3Q IP2506UM4T
IP2506UP4S IP2506UPY5 IP2506UR8E IP2506URT1 IP2506US1E IP2506US9W IP2506UTJ8 IP2506UUZ7 IP2506UV1H IP2506UVF3 IP2506UW3E IP2506UW4S IP2506UXC2 IP2506UY91 IP2506UYD6 IP2506UYR7 IP2506UYU3 IP2506UYX3 IP2506UZ35 IP2506UZR9
IP2506V13R IP2506V1AS IP2506V1D2 IP2506V1EJ IP2506V1H9 IP2506V1SH IP2506V21P IP2506V2CC IP2506V2GN IP2506V2VX IP2506V2YW IP2506V3ZS IP2506V4C9 IP2506V4EX IP2506V4MF IP2506V4SP IP2506V4YU IP2506V59N IP2506V5JN IP2506V5YT
IP2506V656 IP2506V67W IP2506V69W IP2506V6DU IP2506V71S IP2506V7JE IP2506V7TN IP2506V7TY IP2506V7V3 IP2506V7WR IP2506V7YB IP2506V89S IP2506V8AN IP2506V8F2 IP2506V8RW IP2506V8XE IP2506V91P IP2506V98A IP2506V9D2 IP2506V9MA
IP2506V9NH IP2506V9X9 IP2506V9YB IP2506VB7T IP2506VBM1 IP2506VD2W IP2506VD2X IP2506VDY2 IP2506VEP4 IP2506VG81 IP2506VHA6 IP2506VHE4 IP2506VJ59 IP2506VJ81 IP2506VJT9 IP2506VME4 IP2506VP47 IP2506VP57 IP2506VQ8P IP2506VR4M
IP2506VRS4 IP2506VS5X IP2506VS9D IP2506VT22 IP2506VT42 IP2506VT6F IP2506VV4F IP2506VV96 IP2506VW4Z IP2506VXR2 IP2506VXX1 IP2506VY35 IP2506VY73 IP2506VZ8V IP2506W1AU IP2506W22W IP2506W24Z IP2506W27B IP2506W27Z IP2506W2D9
IP2506W2EZ IP2506W2FZ IP2506W2SM IP2506W2Y3 IP2506W3EY IP2506W3U4 IP2506W44M IP2506W48T IP2506W4J6 IP2506W4SZ IP2506W4XF IP2506W5DD IP2506W5F3 IP2506W5G2 IP2506W5JN IP2506W5RP IP2506W5SD IP2506W5TX IP2506W5XW IP2506W62W
IP2506W69H IP2506W6BE IP2506W6UB IP2506W6VJ IP2506W7AF IP2506W7DE IP2506W7EB IP2506W7FE IP2506W7J4 IP2506W7J9 IP2506W822 IP2506W87N IP2506W8U8 IP2506W8W3 IP2506W912 IP2506W93B IP2506W93V IP2506W9B9 IP2506W9C3 IP2506W9GV
IP2506W9WD IP2506WA28 IP2506WA47 IP2506WB2J IP2506WBD1 IP2506WD6Q IP2506WE42 IP2506WF1T IP2506WF5C IP2506WGB7 IP2506WGD3 IP2506WGF8 IP2506WH67 IP2506WJ1Y IP2506WJ3T IP2506WMB9 IP2506WMM4 IP2506WMR8 IP2506WNZ9 IP2506WPF8
IP2506WPR9 IP2506WQ69 IP2506WQY9 IP2506WR41 IP2506WR9M IP2506WS49 IP2506WS4W IP2506WS65 IP2506WT47 IP2506WTA8 IP2506WUU1 IP2506WW2M IP2506WX8C IP2506WX95 IP2506WY4R IP2506WYV6 IP2506WZ6P IP2506WZ6U IP2506X138 IP2506X18F
IP2506X1C8 IP2506X1DC IP2506X1M2 IP2506X1PY IP2506X1S8 IP2506X1XJ IP2506X1XN IP2506X26S IP2506X2N5 IP2506X2SN IP2506X2WU IP2506X34F IP2506X3FP IP2506X3Z6 IP2506X43U IP2506X4C9 IP2506X4HT IP2506X4UD IP2506X4XR IP2506X55N
IP2506X63N IP2506X68W IP2506X6CE IP2506X6FU IP2506X6G1 IP2506X6W3 IP2506X6X4 IP2506X74X IP2506X75P IP2506X794 IP2506X7AT IP2506X832 IP2506X8RB IP2506X8TH IP2506X8ZU IP2506X95X IP2506X99U IP2506X9NR IP2506XA61 IP2506XAW6
IP2506XB8R IP2506XD9J IP2506XE3Y IP2506XF3D IP2506XF4Q IP2506XF66 IP2506XGP4 IP2506XH46 IP2506XH4Y IP2506XHV2 IP2506XJ1T IP2506XJ6N IP2506XJW2 IP2506XMC9 IP2506XME4 IP2506XMS9 IP2506XN4F IP2506XNT4 IP2506XR4G IP2506XS7N
IP2506XU9S IP2506XUW3 IP2506XV2G IP2506XV63 IP2506XW2H IP2506XW7P IP2506XXJ7 IP2506XXR4 IP2506XZ7H IP2506XZ8Q IP2506Y13H IP2506Y14Y IP2506Y18E IP2506Y1BE IP2506Y1NH IP2506Y1YR IP2506Y233 IP2506Y24N IP2506Y26F IP2506Y26X
IP2506Y29C IP2506Y2NE IP2506Y2NZ IP2506Y2SJ IP2506Y342 IP2506Y39B IP2506Y3B1 IP2506Y3JZ IP2506Y41A IP2506Y47N IP2506Y48G IP2506Y48H IP2506Y48J IP2506Y4AU IP2506Y4BH IP2506Y4GG IP2506Y4UD IP2506Y52H IP2506Y5V1 IP2506Y65J
IP2506Y6QF IP2506Y6UV IP2506Y6WQ IP2506Y6Z7 IP2506Y71X IP2506Y78E IP2506Y7GQ IP2506Y7GW IP2506Y7PS IP2506Y7RX IP2506Y81V IP2506Y88X IP2506Y8R8 IP2506Y8T2 IP2506Y9CN IP2506Y9HH IP2506Y9M8 IP2506Y9QJ IP2506Y9VV IP2506YA5N
IP2506YCS2 IP2506YE65 IP2506YF4A IP2506YFZ9 IP2506YG1H IP2506YG78 IP2506YH55 IP2506YHJ8 IP2506YM7T IP2506YMJ6 IP2506YMQ4 IP2506YP52 IP2506YP67 IP2506YPZ8 IP2506YQ1N IP2506YQ51 IP2506YQ6H IP2506YQB8 IP2506YQH7 IP2506YR99
IP2506YRX7 IP2506YS87 IP2506YSE3 IP2506YSX3 IP2506YT2J IP2506YT47 IP2506YTZ3 IP2506YU91 IP2506YV93 IP2506YVM4 IP2506YW74 IP2506YW7D IP2506YW88 IP2506YX9R IP2506YY6F IP2506YY6Q IP2506Z115 IP2506Z1FA IP2506Z253 IP2506Z25J
IP2506Z27Z IP2506Z2HN IP2506Z2M9 IP2506Z2Q7 IP2506Z2VW IP2506Z325 IP2506Z32A IP2506Z34M IP2506Z36Z IP2506Z3B1 IP2506Z3JX IP2506Z3MJ IP2506Z3NH IP2506Z3Q5 IP2506Z3TS IP2506Z3Y6 IP2506Z45W IP2506Z4E7 IP2506Z4PF IP2506Z4ZB
IP2506Z58Q IP2506Z58R IP2506Z5AJ IP2506Z5PA IP2506Z5Q4 IP2506Z621 IP2506Z63G IP2506Z67C IP2506Z67U IP2506Z6AE IP2506Z6CT IP2506Z6MS IP2506Z6R6 IP2506Z71B IP2506Z7AY IP2506Z7F1 IP2506Z7M4 IP2506Z7SH IP2506Z847 IP2506Z8D3
IP2506Z8EB IP2506Z8NP IP2506Z9A8 IP2506Z9C5 IP2506Z9E6 IP2506Z9G3 IP2506Z9P2 IP2506Z9YM IP2506Z9Z3 IP2506ZAZ1 IP2506ZB79 IP2506ZBT5 IP2506ZC66 IP2506ZCF7 IP2506ZE3G IP2506ZE8J IP2506ZEW3 IP2506ZF3X IP2506ZFP3 IP2506ZH4C
IP2506ZH6F IP2506ZH95 IP2506ZHJ9 IP2506ZM1S IP2506ZM3W IP2506ZM8U IP2506ZMY7 IP2506ZN51 IP2506ZN59 IP2506ZN5M IP2506ZN5Q IP2506ZN86 IP2506ZNH1 IP2506ZNR3 IP2506ZNX1 IP2506ZP97 IP2506ZPS6 IP2506ZPU3 IP2506ZR27 IP2506ZS9R
IP2506ZSU9 IP2506ZSV9 IP2506ZTU9 IP2506ZV81 IP2506ZV9R IP2506ZVC9 IP2506ZVZ1 IP2506ZW33 IP2506ZW4Y IP2506ZW5P IP2506ZWN9 IP2506ZX5Y IP2506ZX87 IP2506ZY7Z IP2506ZYM8 IP2506ZYY1 IP2506ZZ28 IP250711CF IP250711EU IP250711PU
IP250711ZQ IP2507126X IP2507129Q IP250712MU IP250712NU IP250712RJ IP250713Y5 IP2507149H IP250714CN IP250714CU IP250714H9 IP250714TN IP250715AX IP250715UD IP250715YB IP250715YJ IP2507162Y IP2507164T IP250716FW IP250716JX
IP250716U3 IP2507178S IP250717FW IP250717NX IP250717YN IP2507185V IP250718EN IP250718HC IP250718JY IP250718VY IP250718YV IP2507193A IP2507197Y IP250719DA IP250719G4 IP250719TH IP25071A9D IP25071AE8 IP25071AED IP25071AF3
IP25071AP8 IP25071AU2 IP25071B2N IP25071B5G IP25071B9T IP25071BBC IP25071BG7 IP25071BS4 IP25071BTN IP25071BUM IP25071BXW IP25071BZC IP25071C2Y IP25071C6J IP25071CS7 IP25071CVZ IP25071CY7 IP25071CYH IP25071CZV IP25071D13
IP25071DAU IP25071DMH IP25071DMM IP25071DNW IP25071DVB IP25071DY6 IP25071E7J IP25071EBG IP25071EMU IP25071EP7 IP25071F2Y IP25071F3J IP25071F59 IP25071F5M IP25071F6Z IP25071FFB IP25071FS5 IP25071FTP IP25071G1N IP25071G2C
IP25071GN2 IP25071GSA IP25071H2W IP25071H5J IP25071H9G IP25071HAH IP25071HPD IP25071HT6 IP25071J2M IP25071J2Q IP25071J8M IP25071JEB IP25071JHT IP25071JZN IP25071M34 IP25071M4R IP25071MGA IP25071MNA IP25071MRJ IP25071MWB
IP25071MZM IP25071N4Q IP25071N58 IP25071N5M IP25071NBN IP25071NDZ IP25071NJ7 IP25071NNC IP25071NTA IP25071NV6 IP25071PSE IP25071PW6 IP25071Q3J IP25071Q3W IP25071Q6D IP25071Q8D IP25071Q8J IP25071QBJ IP25071QD1 IP25071QE1
IP25071QG9 IP25071QMJ IP25071R8C IP25071RGZ IP25071RPB IP25071RQM IP25071RRX IP25071RWR IP25071S2N IP25071SA6 IP25071SHP IP25071SMJ IP25071SMX IP25071SYW IP25071TFQ IP25071THS IP25071TNC IP25071UAB IP25071UBZ IP25071UD6
IP25071UM2 IP25071UUZ IP25071UVD IP25071UZ7 IP25071V1V IP25071V4X IP25071VCG IP25071VEA IP25071VPP IP25071VUS IP25071VVU IP25071VW3 IP25071VZ2 IP25071WT6 IP25071WVQ IP25071X1D IP25071XM2 IP25071XTU IP25071Y2W IP25071Y7X
IP25071YQJ IP25071Z24 IP25071Z4H IP25071ZPJ IP250721AZ IP250721SB IP250721SH IP2507224Z IP250722BV IP250722FE IP250722XP IP250722ZM IP250723AE IP250723AR IP250723B2 IP250723CM IP250723PG IP250723W1 IP250723W4 IP250723WB
IP250723ZJ IP2507245M IP250724AR IP250724MW IP250724T2 IP250724UB IP2507255V IP250725F9 IP250725Q7 IP250725RD IP250725T7 IP250725XZ IP250725ZT IP250726FU IP250726ZR IP2507275B IP2507279P IP250727FW IP250727YJ IP250728CV
IP250728D9 IP250728RG IP250728WD IP250728YT IP2507292A IP2507298X IP250729AD IP250729H4 IP250729TJ IP25072AFF IP25072AS7 IP25072BC9 IP25072BDD IP25072BHY IP25072BV1 IP25072BXG IP25072BZ8 IP25072C3G IP25072CA7 IP25072CJ5
IP25072CJ8 IP25072CP5 IP25072CPQ IP25072CQV IP25072CVJ IP25072CYR IP25072CZ6 IP25072D18 IP25072D7S IP25072DD8 IP25072DHY IP25072DW6 IP25072E21 IP25072E2W IP25072E4F IP25072E7S IP25072EC9 IP25072EHJ IP25072EHX IP25072EJ8
IP25072EJG IP25072EPV IP25072ESQ IP25072EU5 IP25072F5S IP25072F8P IP25072F95 IP25072FMB IP25072FP5 IP25072FRH IP25072FTH IP25072FYR IP25072FYT IP25072G4M IP25072GMM IP25072GSM IP25072GZ4 IP25072GZB IP25072H14 IP25072H2H
IP25072H7J IP25072H7P IP25072HN2 IP25072HTQ IP25072HX2 IP25072J4U IP25072J6S IP25072JJH IP25072JJP IP25072JPX IP25072JTE IP25072M8J IP25072MNM IP25072MPW IP25072MQ3 IP25072N89 IP25072NCG IP25072NTH IP25072P1Y IP25072P2N
IP25072P64 IP25072P8R IP25072PA7 IP25072PFN IP25072PH2 IP25072PPU IP25072PQA IP25072PTZ IP25072QHE IP25072QJB IP25072QP8 IP25072QQB IP25072QWV IP25072QXN IP25072RAW IP25072RCZ IP25072RH2 IP25072RSB IP25072S2B IP25072S56
IP25072S6P IP25072S8Y IP25072ST6 IP25072STR IP25072SWU IP25072SZZ IP25072T4P IP25072T64 IP25072T7F IP25072TH6 IP25072U72 IP25072U75 IP25072UB2 IP25072UH4 IP25072UHJ IP25072UPM IP25072UX1 IP25072VDG IP25072VGU IP25072VJT
IP25072VNJ IP25072VNN IP25072VPV IP25072VYZ IP25072W11 IP25072W1Q IP25072WE7 IP25072WFR IP25072WXF IP25072WYR IP25072XAE IP25072XZQ IP25072YDV IP25072YTJ IP25072Z3H IP25072ZAJ IP25072ZF6 IP25072ZWR IP250731QF IP250731UR
IP250732A5 IP250732D4 IP250732HX IP250732QJ IP250732XG IP250732XX IP250733JJ IP250733N6 IP250733TG IP250734EF IP250734VA IP250734W7 IP250735EP IP250735ST IP250736AE IP250736AP IP250736M5 IP250736TV IP250737CS IP250737GE
IP250737YH IP2507387N IP250738EV IP250738HY IP250739CF IP250739SP IP250739WH IP250739XR IP250739ZG IP25073A44 IP25073A67 IP25073AQM IP25073ATA IP25073ATG IP25073BDN IP25073BWT IP25073C3R IP25073C9G IP25073CDX IP25073CGC

IP25073DB6 IP25073DCZ IP25073DH7 IP25073E5B IP25073E5C IP25073E63 IP25073E6B IP25073EHQ IP25073EHS IP25073EY4 IP25073F7V IP25073FC8 IP25073FEJ IP25073FGV IP25073FJH IP25073FMB IP25073FNS IP25073FQX IP25073FTX IP25073G1T
IP25073G3Z IP25073GAX IP25073GCT IP25073GJZ IP25073GPC IP25073GXM IP25073GYY IP25073H9E IP25073HAX IP25073HBC IP25073HCG IP25073HD9 IP25073HEF IP25073HGD IP25073HQH IP25073HZU IP25073J9R IP25073JB6 IP25073JQJ IP25073JVC
IP25073JWX IP25073M9E IP25073MA8 IP25073MC2 IP25073MDY IP25073MM6 IP25073MVU IP25073MYX IP25073N4Q IP25073NA3 IP25073NBG IP25073NE1 IP25073NSM IP25073P5B IP25073P5R IP25073P8V IP25073PCW IP25073PE9 IP25073PHA IP25073PPG
IP25073QBZ IP25073QCC IP25073QDM IP25073QW7 IP25073QXJ IP25073QXZ IP25073R4H IP25073R95 IP25073REY IP25073RMC IP25073RN5 IP25073RQT IP25073RR9 IP25073RTX IP25073RUY IP25073RYE IP25073RZX IP25073S8B IP25073S9Y IP25073SFW
IP25073SGY IP25073SHV IP25073T7X IP25073TA8 IP25073TDS IP25073TMB IP25073TNG IP25073TPJ IP25073TY3 IP25073U25 IP25073UFP IP25073UPG IP25073URJ IP25073UZN IP25073V25 IP25073V7N IP25073V9D IP25073V9T IP25073VDW IP25073VMS
IP25073VV6 IP25073VV8 IP25073VW2 IP25073W5P IP25073W9C IP25073WN9 IP25073WR4 IP25073WRS IP25073WUU IP25073WZ7 IP25073X9A IP25073XAN IP25073XN6 IP25073XQF IP25073XYB IP25073XYE IP25073Y7A IP25073YDS IP25073YJT IP25073YN3
IP25073YN9 IP25073YNX IP25073YRH IP25073YWE IP25073Z5V IP25073ZC1 IP25073ZED IP25073ZGP IP25073ZGW IP25073ZJ1 IP25073ZS1 IP25073ZUQ IP25073ZZM IP250741DR IP250741G7 IP250741MJ IP250741MP IP250741NE IP250741T8 IP250741ZE
IP250742BF IP250742BN IP250742BY IP250742JC IP250743BQ IP250743C1 IP250743EF IP250743MR IP250743QG IP250743QP IP250743TT IP2507449Y IP250744RA IP250744RV IP250744VQ IP250744WR IP2507451M IP250745CP IP250745YM IP250745YQ
IP250746JJ IP250746SP IP2507474P IP250747A3 IP250747B4 IP250747EG IP250747T4 IP250747XA IP2507487A IP250748AZ IP250748ET IP250748FP IP250748GF IP250748QV IP250748UA IP250749DE IP250749EM IP250749HP IP250749J2 IP25074A1U
IP25074ABB IP25074AC2 IP25074B4C IP25074B7W IP25074BDD IP25074BN6 IP25074BQZ IP25074BT8 IP25074C26 IP25074C7E IP25074CBA IP25074CCS IP25074CMG IP25074CNN IP25074CPZ IP25074CVW IP25074CXA IP25074D2Z IP25074DDB IP25074DDX
IP25074DFR IP25074DPN IP25074DUQ IP25074DX7 IP25074E4R IP25074E96 IP25074EBY IP25074EEW IP25074EFJ IP25074ENP IP25074ER4 IP25074ESR IP25074ESY IP25074EV1 IP25074EX8 IP25074F5J IP25074F67 IP25074FXF IP25074FZT IP25074GJ6
IP25074GNB IP25074H2Z IP25074H88 IP25074HB4 IP25074HET IP25074HMD IP25074HQF IP25074HS5 IP25074HYP IP25074HZW IP25074J5E IP25074J8D IP25074JF2 IP25074JJE IP25074JMY IP25074JNT IP25074JRP IP25074JRV IP25074JZV IP25074M2Q
IP25074M37 IP25074M66 IP25074M77 IP25074M9Y IP25074MBH IP25074MBY IP25074MDY IP25074MPD IP25074MR8 IP25074MV4 IP25074N1S IP25074N4Z IP25074N5M IP25074NC3 IP25074NE4 IP25074NSS IP25074NUW IP25074NX8 IP25074P3G IP25074P7J
IP25074P9V IP25074Q3B IP25074Q4D IP25074Q8A IP25074QNB IP25074QNC IP25074QQ1 IP25074QQD IP25074QT7 IP25074QYC IP25074R55 IP25074RDU IP25074REH IP25074RMM IP25074RVW IP25074S21 IP25074SMR IP25074SV7 IP25074SV8 IP25074T23
IP25074T4V IP25074TH3 IP25074TT1 IP25074TTN IP25074TYW IP25074U57 IP25074U6B IP25074U8F IP25074U8Z IP25074U9N IP25074UF9 IP25074UJV IP25074UWS IP25074V8B IP25074VA4 IP25074VP4 IP25074VQ3 IP25074VWA IP25074W7Z IP25074W9T
IP25074WT9 IP25074WX5 IP25074X1D IP25074X2S IP25074X4U IP25074XBE IP25074XNT IP25074XQN IP25074XTW IP25074XXW IP25074Y3D IP25074YCA IP25074YFR IP25074YRW IP25074YVP IP25074YW9 IP25074YWS IP25074Z1P IP25074Z1T IP25074ZAZ
IP25074ZMA IP25074ZUC IP25074ZV1 IP25074ZZY IP2507515J IP2507516H IP2507517Y IP250751CW IP250751DS IP250751F1 IP250751MY IP250751X4 IP250751YB IP250752B1 IP250752E9 IP250752MH IP2507536R IP2507536W IP2507539V IP250753NZ
IP250753XQ IP2507544X IP2507545G IP250754EC IP250754QT IP250754RE IP250754RZ IP2507559T IP250755FN IP250755G9 IP250755JZ IP250755MN IP250755TN IP250755YV IP2507561S IP2507569M IP250756AC IP250756EB IP250756F3 IP250756J4
IP250756SB IP250756XB IP2507576Z IP250757F8 IP250757GC IP250758AR IP250758DV IP250758HG IP250758SP IP250758SX IP250758WY IP250759CT IP250759GV IP250759JP IP250759UG IP25075AHY IP25075ASC IP25075ASD IP25075AYB IP25075BRS
IP25075BSF IP25075BT4 IP25075BTB IP25075BUP IP25075BYG IP25075C6D IP25075CC5 IP25075CD9 IP25075CMY IP25075CNN IP25075CNS IP25075CUQ IP25075CZF IP25075CZW IP25075DJ2 IP25075DTZ IP25075DZU IP25075E1N IP25075E3M IP25075E9Z
IP25075EBF IP25075EFB IP25075EJ6 IP25075EPS IP25075ETS IP25075EUE IP25075F7X IP25075F8X IP25075FE9 IP25075FPH IP25075FQQ IP25075FRS IP25075FSY IP25075FVH IP25075FVW IP25075GED IP25075GFU IP25075GHW IP25075GJP IP25075H2V
IP25075H6G IP25075HA5 IP25075HBD IP25075HEF IP25075HFF IP25075HS5 IP25075HT1 IP25075J9C IP25075JMM IP25075JP5 IP25075JUW IP25075JVV IP25075M7G IP25075MBW IP25075MC1 IP25075N6S IP25075NAU IP25075NJP IP25075NJS IP25075NSH
IP25075NSW IP25075NVT IP25075NY1 IP25075P2Z IP25075P3J IP25075PC4 IP25075PD7 IP25075PJE IP25075PQE IP25075PRG IP25075PSM IP25075Q17 IP25075Q3T IP25075Q9Q IP25075QJ6 IP25075QMA IP25075QME IP25075QNX IP25075QQ5 IP25075QW2
IP25075QWB IP25075QX8 IP25075QZ2 IP25075R9Z IP25075RDW IP25075RTF IP25075RV3 IP25075RZT IP25075S43 IP25075SH1 IP25075SPG IP25075SSP IP25075TAN IP25075TEF IP25075THS IP25075TNX IP25075TQU IP25075TR7 IP25075TT6 IP25075TXX
IP25075U8Q IP25075UHA IP25075UTT IP25075UWJ IP25075V5D IP25075V86 IP25075V9X IP25075VAV IP25075VD1 IP25075VFU IP25075VHJ IP25075VR1 IP25075VX1 IP25075VZ2 IP25075WBF IP25075WN9 IP25075WQ6 IP25075X7F IP25075X7T IP25075XAM
IP25075XBY IP25075XEQ IP25075XFA IP25075XHM IP25075XU7 IP25075YA6 IP25075YA8 IP25075YHA IP25075YN3 IP25075YV9 IP25075YYG IP25075YZ6 IP25075Z7U IP25075ZEX IP25075ZFP IP25075ZMR IP25075ZNS IP25075ZRB IP250761DB IP250761RM
IP250762CE IP250762CZ IP250762N5 IP2507633Z IP250763A3 IP250763GN IP250763JH IP250763PZ IP250763T9 IP250763WQ IP250763ZU IP250764G7 IP250764NG IP250764UG IP250764WD IP2507651A IP250765JU IP250765P1 IP250765WW IP250765ZF
IP2507666F IP250766JG IP250766JV IP250766R6 IP2507677W IP2507678B IP250767JX IP250767SM IP250767VR IP2507685U IP250768DV IP250768YS IP2507696N IP250769C6 IP250769M5 IP250769UM IP250769XB IP25076A2A IP25076A3Y IP25076ACC
IP25076ASF IP25076B29 IP25076C2E IP25076CDU IP25076CDX IP25076CST IP25076CTY IP25076CVV IP25076CWF IP25076D7P IP25076DQS IP25076DVA IP25076E71 IP25076EG4 IP25076EQW IP25076ES4 IP25076EUP IP25076EZ7 IP25076F2Z IP25076F3X
IP25076F9V IP25076FHA IP25076G8J IP25076GDB IP25076GMU IP25076GUB IP25076GVN IP25076GW4 IP25076GYU IP25076H6E IP25076HA1 IP25076HC5 IP25076HEJ IP25076HJQ IP25076HMS IP25076HPB IP25076HV9 IP25076HVS IP25076JE4 IP25076JMX
IP25076JN2 IP25076JXE IP25076JYE IP25076M2Y IP25076MT4 IP25076MVT IP25076MWQ IP25076NA7 IP25076NBG IP25076NYS IP25076NZ1 IP25076NZV IP25076P1N IP25076P5A IP25076PVT IP25076PYM IP25076PZW IP25076QJV IP25076QRZ IP25076QV4
IP25076R7G IP25076RGT IP25076RJ9 IP25076RSA IP25076RV5 IP25076S3G IP25076S5C IP25076SEF IP25076SFU IP25076SQH IP25076SST IP25076TZQ IP25076U1M IP25076U3E IP25076UBJ IP25076UNG IP25076UQT IP25076US4 IP25076US8 IP25076UTQ
IP25076UX3 IP25076V5E IP25076V86 IP25076VDG IP25076VFC IP25076VPM IP25076VQJ IP25076VU2 IP25076W53 IP25076WMV IP25076WSE IP25076WTB IP25076WY5 IP25076X9R IP25076XEP IP25076XPB IP25076XT8 IP25076Y37 IP25076YGB IP25076YRW
IP25076YW2 IP25076Z77 IP25076ZE3 IP25076ZF3 IP25076ZQD IP25076ZU6 IP2507712X IP250771BT IP250771DC IP250771HW IP2507728P IP2507729T IP250772XM IP2507732D IP250773JA IP250773S7 IP2507741C IP250774E6 IP250774WX IP250775EV
IP250775WB IP250775WF IP2507769T IP250776QU IP250776SJ IP250776TH IP2507774F IP250777AD IP250777XE IP250778B6 IP250778FP IP250778JJ IP250778PH IP2507795V IP250779AY IP250779EA IP250779FF IP250779G1 IP250779J4 IP250779W5
IP25077AA1 IP25077AAS IP25077ADE IP25077AE3 IP25077AEJ IP25077AJ7 IP25077ATZ IP25077AYU IP25077BCU IP25077BNU IP25077BPW IP25077BU9 IP25077BWD IP25077C2V IP25077CAC IP25077CEF IP25077CN1 IP25077CVA IP25077CVF IP25077CXD
IP25077CXP IP25077D3M IP25077D4Z IP25077D53 IP25077DCN IP25077DD2 IP25077DMJ IP25077DT1 IP25077DYJ IP25077E2N IP25077E45 IP25077EE8 IP25077EEH IP25077EEV IP25077ER1 IP25077ES9 IP25077EW9 IP25077F6S IP25077F78 IP25077FM1
IP25077FT3 IP25077FTT IP25077FUR IP25077FVP IP25077G5P IP25077G97 IP25077GCH IP25077GEM IP25077GNT IP25077GSV IP25077GYN IP25077H6N IP25077HF8 IP25077HRH IP25077J46 IP25077JCS IP25077JDG IP25077JME IP25077JNZ IP25077M7Y
IP25077MJS IP25077MNN IP25077MX3 IP25077MXH IP25077MZQ IP25077N2Q IP25077N76 IP25077NC6 IP25077NR2 IP25077P37 IP25077P7R IP25077P97 IP25077PBN IP25077PCA IP25077PCZ IP25077PE1 IP25077PXV IP25077Q6F IP25077Q9N IP25077QAY
IP25077QBC IP25077QE4 IP25077QF5 IP25077QGQ IP25077QH8 IP25077QQT IP25077QXC IP25077QZ6 IP25077R27 IP25077R5U IP25077R98 IP25077RMA IP25077RR2 IP25077RTJ IP25077RWC IP25077RYJ IP25077S4E IP25077S4J IP25077S9G IP25077SBF
IP25077SPN IP25077SRR IP25077SSY IP25077SVF IP25077T4Z IP25077THN IP25077TNN IP25077TQJ IP25077TSR IP25077TT2 IP25077TXT IP25077U2T IP25077U79 IP25077UF8 IP25077UJW IP25077UNC IP25077UW7 IP25077V3U IP25077V66 IP25077V6Q
IP25077V9J IP25077VMU IP25077VZ2 IP25077W4Q IP25077W7Y IP25077WMW IP25077X16 IP25077X55 IP25077XW8 IP25077XYU IP25077YHV IP25077YM3 IP25077YNR IP25077YZ8 IP25077Z4V IP25077Z85 IP25077ZGY IP25077ZHD IP25077ZND IP25077ZTX
IP25077ZW2 IP2507818G IP250781EA IP250781TW IP250781W4 IP250781WE IP2507823D IP2507829T IP250782ZY IP250783GU IP250783JY IP250783ZS IP250784JW IP250785P2 IP250785PA IP250785UG IP250785ZJ IP250786B8 IP250786CF IP250786MF
IP250786UE IP250786VX IP250786ZB IP2507875M IP250787EN IP250787MT IP250787ZC IP2507887C IP250788C4 IP250788C7 IP250788GX IP250788NX IP250788XN IP250789DM IP250789HP IP250789HU IP250789JU IP250789SJ IP250789V3 IP250789VT
IP250789WM IP250789XG IP25078A8H IP25078ABC IP25078ABW IP25078AD9 IP25078AEQ IP25078AQF IP25078AQU IP25078ASF IP25078ATV IP25078AX7 IP25078B28 IP25078B4W IP25078B6J IP25078B8N IP25078BCF IP25078BE4 IP25078BU5 IP25078BWA

IP2507BBWS IP2507C9GH IP2507CJE IP2507C9CJW IP2507CMXX IP2507BDAZ IP2507BDC7 IP2507BDEH IP2507BDFV IP2507BDJC IP2507BDZ1 IP2507BE48 IP2507BE6G IP2507BE8M IP2507BEFV IP2507BEHC IP2507BEJ7 IP2507BEMX
IP2507BFAV IP2507BFPJ IP2507BFPV IP2507BFSP IP2507BFTB IP2507BFTJ IP2507BFYX IP2507BGC7 IP2507BGF8 IP2507BGH3 IP2507BGM4 IP2507BGVR IP2507BH2S IP2507BHBX IP2507BHSD IP2507BHWM IP2507BJ9S IP2507BJGV IP2507BJQF IP2507BJSP
IP2507BJW5 IP2507BM9P IP2507BMER IP2507BMGW IP2507BNG3 IP2507BNHY IP2507BNNT IP2507BNZA IP2507BP84 IP2507BPDH IP2507BPNV IP2507BPPA IP2507BPXT IP2507BQ9F IP2507BQB2 IP2507BQBX IP2507BQHP IP2507BQK7 IP2507BQU3 IP2507BQU9 IP2507BQUG IP2507BQWX IP2507BQYB IP2507BRAA IP2507BRBV IP2507BRRV IP2507BS6R IP2507BSA7 IP2507BT79 IP2507BTFV
IP2507BTFY IP2507BTH2 IP2507BTM9 IP2507BTPQ IP2507BTUV IP2507BTZJ IP2507BU4U IP2507BU7U IP2507BUM2 IP2507BUW7 IP2507BVD1 IP2507BVDQ IP2507BVH3 IP2507BVNX IP2507BVP3 IP2507BWE7 IP2507BXJ5 IP2507BXRQ
IP2507BXU8 IP2507BXY2 IP2507BY1U IP2507BY2N IP2507BYB6 IP2507BYTN IP2507BZ8N IP2507BZ8R IP2507BZCS IP2507BZEQ IP2507C1LX IP2507C1LY IP2507C1LZ IP2507C1PX IP2507C1QA IP2507C1QB IP2507C1QC IP2507C1QD
IP2507C1Z8 IP2507C29R IP2507C2A7 IP2507C2FF IP2507C2FX IP2507C2G6 IP2507C2G6 IP2507C2GR IP2507C2NQ IP2507C93R IP2507C93V IP2507C94A IP2507C94C IP2507C94D IP2507C94E IP2507C94F IP2507C94G IP2507C94H IP2507C94J
IP2507C95Q IP2507C961T IP2507C965T IP2507C96F2 IP2507C96GJ IP2507C96Q0 IP2507C96V0 IP2507C96XF IP2507C97BW IP2507C97C8 IP2507C97NU IP2507C97U1 IP2507C97VG IP2507C98CC IP2507C98T8 IP2507C98ZE IP2507C991Z IP2507C992Y IP2507C993 IP2507C994 IP2507C995 IP2507C996 IP2507C997 IP2507C998
IP2507C999 IP2507C99F7 IP2507C99JH IP2507C99MV IP2507C99NS IP2507C99SA IP2507C9A1N IP2507C9AEA IP2507C9AEH IP2507C9AYA IP2507C9BT7 IP2507C9BUR IP2507C9BW5 IP2507C9C2Q IP2507C9C6R IP2507C9C7M IP2507C9CAF IP2507C9CBE IP2507C9CFZ IP2507C9D2G IP2507C9DBR
IP2507C9DHR IP2507C9DPC IP2507C9DW7 IP2507C9E4M IP2507C9E9U IP2507C9F2N IP2507C9FM7 IP2507C9FTA IP2507C9FUW IP2507C9G3G IP2507C9G6E IP2507C9G6R IP2507C9G6W IP2507C9G9C IP2507C9GC3 IP2507C9GF6 IP2507C9HJ6 IP2507C9HVT IP2507C9HWC IP2507C9J67 IP2507C9JF1 IP2507C9JFM IP2507C9JRB IP2507C9JSQ IP2507C9JUQ IP2507C9M2A IP2507C9MB8 IP2507C9MF9 IP2507C9MJR IP2507C9MQP IP2507C9NS6 IP2507C9NSW IP2507C9NV IP2507C9NW IP2507C9NX1 IP2507C9NXQ IP2507C9NY9
IP2507C9P16 IP2507C9P4P IP2507C9P8X IP2507C9P9DV IP2507C9PJ1 IP2507C9Q17 IP2507C9QRS IP2507C9QXV IP2507C9RBA IP2507C9RD9 IP2507C9RRE IP2507C9RWR IP2507C9S82 IP2507C9SCW IP2507C9T4A IP2507C9TDQ IP2507C9TMJ IP2507C9TZ8 IP2507C9U6N IP2507C9UAT IP2507C9W27 IP2507C9WB8 IP2507C9WBT IP2507C9X3E IP2507C9XGZ IP2507C9XUQ IP2507C9YBM IP2507C9YPV IP2507C9YQB IP2507C9YUX IP2507C9YWC IP2507C9YWQ IP2507C9YZU IP2507C9Z5Y IP2507C9ZHX IP2507C9ZJ6 IP2507C9ZR2 IP2507C9ZV6 IP2507CA1C5 IP2507CA1ED IP2507CA1GR IP2507CA1TS IP2507CA1WD IP2507CA24P IP2507CA29Q IP2507CA2Q8 IP2507CA356 IP2507CA37X IP2507CA38D IP2507CA3A8 IP2507CA3EF
IP2507CA3GS IP2507CA3H9 IP2507CA3J2 IP2507CA4XY IP2507CA52D IP2507CA62F IP2507CA666 IP2507CA69W IP2507CA6FD IP2507CA6J3 IP2507CA6QA IP2507CA6U6 IP2507CA6WS IP2507CA764 IP2507CA7BQ IP2507CA8BQ IP2507CA8B9
IP2507CA8H IP2507CA95R IP2507CA99H IP2507CA9AV IP2507CA9BA IP2507CA9BQ1 IP2507CACSS IP2507CAD83 IP2507CAD8H IP2507CADP4 IP2507CADS2 IP2507CAE7C IP2507CAF98 IP2507CAHN4 IP2507CAJC3 IP2507CAN5P IP2507CANQ6 IP2507CAPB5 IP2507CAQ1G
IP2507CAQF5 IP2507CARE6 IP2507CAS2A IP2507CASE5 IP2507CASE9 IP2507CATE5 IP2507CAU67 IP2507CAUJ2 IP2507CAUT2 IP2507CAV21 IP2507CAY62 IP2507CAYA6 IP2507CAYW8 IP2507CAZ2S IP2507CAZG5 IP2507CB12E IP2507CB1Z2 IP2507CB1AD
IP2507CB1H1 IP2507CB24S IP2507CB29Q IP2507CB2VT IP2507CB3A3 IP2507CB3F6 IP2507CB3MT IP2507CB3NP IP2507CB3T8 IP2507CB3V2 IP2507CB54U IP2507CB57X IP2507CB5CJC IP2507CB5MH IP2507CB5NY IP2507CB6AY IP2507CB6BQ
IP2507CB6R4 IP2507CB5UB IP2507CB6QC IP2507CB6TD IP2507CB74A IP2507CB7BH IP2507CB7BN IP2507CB7XG IP2507CB83Q IP2507CB8TS IP2507CB8U2 IP2507CB8WW IP2507CB9CC IP2507CB9CW IP2507CBA66 IP2507CBAN1 IP2507CBD14
IP2507CBD5T IP2507CBD79 IP2507CBD91 IP2507CBE14 IP2507CBE29 IP2507CBF2Y IP2507CBH37 IP2507CBH9C IP2507CBHB4 IP2507CBJ13 IP2507CBJG8 IP2507CBNW5 IP2507CBP3Y IP2507CBQW3 IP2507CBRR3 IP2507CBS65 IP2507CBTV1
IP2507CBTX9 IP2507CBW46 IP2507CBW67 IP2507CBWC6 IP2507CBX61 IP2507CBX69 IP2507CBXA9 IP2507CBXC5 IP2507CBZ7B IP2507CC146 IP2507CC1E5 IP2507CC1ED IP2507CC1F7 IP2507CC1NW IP2507CC1UT IP2507CC1ZZ IP2507CC24B
IP2507CC29F IP2507CC2A5 IP2507CC2DC IP2507CC2RG IP2507CC2XJ IP2507CC2Z2 IP2507CC3HB IP2507CC45X IP2507CC4FS IP2507CC4HN IP2507CC4M6 IP2507CC4VQ IP2507CC527 IP2507CC5GS IP2507CC5NA IP2507CC5SA IP2507CC5TA
IP2507CC5W6 IP2507CC63S IP2507CC6FQ IP2507CC6GH IP2507CC6S1 IP2507CC6VN IP2507CC7WD IP2507CC8AP IP2507CC8CC IP2507CC8MY IP2507CC8NT IP2507CC8PH IP2507CC8QV IP2507CC8RC IP2507CC8TA IP2507CC8TC IP2507CC8TD
IP2507CBX7 IP2507CCA1 IP2507CCD4T IP2507CCD62 IP2507CCDCT IP2507CCE1R IP2507CCEB5 IP2507CCFG4 IP2507CCFJ8 IP2507CCG53 IP2507CCG7X IP2507CC8GP IP2507CC8HY IP2507CC8JG IP2507CCJT6 IP2507CCMAZ3 IP2507CCMX8
IP2507CCN2 IP2507CCP2B IP2507CCP7M IP2507CCQ2Z IP2507CCR69 IP2507CCR9A IP2507CCSY8 IP2507CCT8Z IP2507CCTM6 IP2507CCU31 IP2507CCV54 IP2507CCV8G IP2507CCVE7 IP2507CCVT2 IP2507CCW8E IP2507CCWP1 IP2507CCX3M IP2507CCX76 IP2507CCX8C IP2507CCXN9 IP2507CCY99 IP2507CCZ5F IP2507CD0AH
IP2507CD1PB IP2507CD1XM IP2507CD1Y1 IP2507CD1Y6 IP2507CD2ZX IP2507CD2ZT IP2507CD3AC IP2507CD44R IP2507CD4AA IP2507CD4JS IP2507CD4QH IP2507CD4S8 IP2507CD4UT IP2507CD5BR IP2507CD6FU IP2507CD6M9 IP2507CD6XH
IP2507CD6Z7 IP2507CD726 IP2507CD7A4 IP2507CD7DM IP2507CD7F1 IP2507CD7H7 IP2507CD8G9 IP2507CD8RW IP2507CD8V1 IP2507CD93F IP2507CD9H1 IP2507CD9M3 IP2507CD9PD IP2507CD9RC IP2507CDA2Y IP2507CDA4Q IP2507CDA5Y
IP2507CDB3N IP2507CDB7W IP2507CDBF8 IP2507CDBJ3 IP2507CDBQ7 IP2507CDC34 IP2507CDC8J IP2507CDD5M IP2507CDD7J IP2507CDE3S IP2507CDG9J IP2507CDHT4 IP2507CDHA8 IP2507CDM73 IP2507CDMD4 IP2507CDNV6 IP2507CDP49 IP2507CDPP1 IP2507CDS1U
IP2507CDS56 IP2507CDU23 IP2507CDV3B IP2507CDV76 IP2507CDV8G IP2507CDVZ4 IP2507CDW23 IP2507CDW8M IP2507CDWB3 IP2507CDY7E IP2507CDYSU IP2507CDZ5V IP2507CDZZ9 IP2507CE16T IP2507CE1J6 IP2507CE1LJD IP2507CE1MM IP2507CE1QA IP2507CE1SA IP2507CE1WH
IP2507CE28B IP2507CE3EV IP2507CE3HT IP2507CE3NM IP2507CE3PS IP2507CE4G2 IP2507CE4SV IP2507CE4Z8 IP2507CE55W IP2507CE5CT IP2507CE5H1 IP2507CE5Q4 IP2507CE5QX IP2507CE6BM IP2507CE6BS IP2507CE6GA IP2507CE74V IP2507CE77Q IP2507CE7JV
IP2507CE7N3 IP2507CE89A IP2507CE8NS IP2507CE8P8 IP2507CE8WM IP2507CE93J IP2507CE9AQ IP2507CE9XG IP2507CE9Z9 IP2507CEA7A IP2507CEA8H IP2507CEB1S IP2507CEB21 IP2507CEB2E IP2507CED1C IP2507CEE88 IP2507CEF5Z IP2507CEFV9 IP2507CEG5C IP2507CEGT3
IP2507CEHF5 IP2507CEJ28 IP2507CEN5 IP2507CEN6 IP2507CEN9M IP2507CENF1 IP2507CEP1P IP2507CEQ92 IP2507CEQH2 IP2507CEQX5 IP2507CESU6 IP2507CET7M IP2507CET7N IP2507CEUB3 IP2507CEUS8 IP2507CEVG5 IP2507CEVH7 IP2507CEWM5
IP2507CEWV8 IP2507CEXF5 IP2507CEYU5 IP2507CEZ5J IP2507CEZM4 IP2507CF1AN IP2507CF1IS9 IP2507CF1V1 IP2507CF1Z0 IP2507CF25E IP2507CF26R IP2507CF2NP IP2507CF2P9 IP2507CF2RW IP2507CF2UM IP2507CF2WV IP2507CF31B
IP2507CF3WC IP2507CF3XU IP2507CF45B IP2507CF47S IP2507CF4D6 IP2507CF4JU IP2507CF4WP IP2507CF57P IP2507CF59A IP2507CF5PG IP2507CF6FH IP2507CF6GY IP2507CF6JS IP2507CF6M4 IP2507CF6S7 IP2507CF783 IP2507CFTUZ IP2507CFTX1
IP2507CF8JT IP2507CF9C5 IP2507CF9N9 IP2507CF9NN IP2507CFBV3 IP2507CFC9D IP2507CFD5Q IP2507CFE69 IP2507CFEM7 IP2507CFEZ8 IP2507CFF55 IP2507CFFD1 IP2507CFHY3 IP2507CFHZ8 IP2507CFJ73 IP2507CFJU7 IP2507CFMN8 IP2507CFN17 IP2507CFN1Q IP2507CFN9X
IP2507CFNT5 IP2507CFPS5 IP2507CFR7Q IP2507CFRD1 IP2507CFS9Q IP2507CFT94 IP2507CFT9E IP2507CFW9P IP2507CFWB3 IP2507CFWC5 IP2507CFYN8 IP2507CG13J IP2507CG1EP IP2507CG29F IP2507CG2DM IP2507CG2F7 IP2507CG2V3
IP2507CG2XS IP2507CG2ZQ IP2507CG32A IP2507CG33H IP2507CG3AJ IP2507CG3BC IP2507CG3VN IP2507CG3ZB IP2507CG4EV IP2507CG51F IP2507CG53C IP2507CG55P IP2507CG57E IP2507CG5A2 IP2507CG5EC IP2507CG5R4 IP2507CG65G IP2507CG6DG
IP2507CG6F9 IP2507CG6T5 IP2507CG7D9 IP2507CG7G5 IP2507CG7HR IP2507CG7M6 IP2507CG7RD IP2507CG7TC IP2507CG86G IP2507CG8TA IP2507CG8X4 IP2507CG91A IP2507CG948 IP2507CG9C3 IP2507CG9ES IP2507CG9HJ IP2507CG9P2 IP2507CG9XD IP2507CGA5R IP2507CGAD3
IP2507CGB83 IP2507CGBJ1 IP2507CGBT8 IP2507CGC1U IP2507CGCV5 IP2507CGD5W IP2507CGD9V IP2507CGDE6 IP2507CGDS2 IP2507CGDV2 IP2507CGDZ4 IP2507CGE9V IP2507CGEW9 IP2507CGHG6 IP2507CGHU6 IP2507CGHW5 IP2507CGJ2F IP2507CGJ38
IP2507CGM12 IP2507CGM1G IP2507CGM26 IP2507CGM59 IP2507CGM86 IP2507CGMW7 IP2507CGQ17 IP2507CGQA3 IP2507CGR42 IP2507CGR7N IP2507CGRT1 IP2507CGT2H IP2507CGT57 IP2507CGTV2 IP2507CGX62 IP2507CGXZ2 IP2507CGY27 IP2507CGYX4 IP2507CH1A8 IP2507CH1R3 IP2507CH1UA IP2507CH1V3 IP2507CH2CQ
IP2507CH2EZ IP2507CH2UG IP2507CH2XD IP2507CH34W IP2507CH39T IP2507CH3B8 IP2507CH3XD IP2507CH3XP IP2507CH42J IP2507CH4H5 IP2507CH56B IP2507CH5GQ IP2507CH66R IP2507CH6HQ IP2507CH6QR IP2507CH77Z IP2507CHFJQ IP2507CHFLT IP2507CHFNT IP2507CHG2Y IP2507CHG3Y IP2507CHGAT IP2507CHGJ3
IP2507CHT76 IP2507CHT7U5 IP2507CHX1V IP2507CHY4J IP2507CHYJ4 IP2507CHZ3Y IP2507CJ0CX IP2507CJ0HG IP2507CJ0Q1 IP2507CJ0UM IP2507CJ0VB IP2507CJ0WC IP2507CJ0WH IP2507CJ0XA IP2507CJ0XC IP2507CJ0XE IP2507CJ0XF
IP2507CJ1HS IP2507CJ1N8 IP2507CJ1QT IP2507CJ214 IP2507CJ24T IP2507CJ2CH IP2507CJ2QZ IP2507CJ2S9 IP2507CJ2TB IP2507CJ2UA IP2507CJ31G IP2507CJ33X IP2507CJ3T9 IP2507CJ3UM IP2507CJ43C IP2507CJ44S IP2507CJ484 IP2507CJ48N IP2507CJ4FZ IP2507CJ4N2

IP2507J4QS IP2507J4SU IP2507J4V6 IP2507J4YD IP2507J54D IP2507J5NV IP2507J6NS IP2507J6ZX IP2507J716 IP2507J73T IP2507J7E4 IP2507J7H2 IP2507J7H6 IP2507J7HQ IP2507J7PA IP2507J7X8
IP2507J96X IP2507J9T5 IP2507JB41 IP2507JB46 IP2507JB5X IP2507JBBJ IP2507JC9F IP2507JGR6 IP2507JJ21 IP2507JJ6S IP2507JMB5 IP2507JMH7 IP2507JN1Z IP2507JN55 IP2507JNG4 IP2507JNX5 IP2507JP41 IP2507JQ1G IP2507JQ2G
IP2507JQE7 IP2507JRC5 IP2507JS16 IP2507JSJ3 IP2507JT4W IP2507JTU4 IP2507JUA8 IP2507JUE8 IP2507JUY3 IP2507JW3 IP2507JWB7 IP2507JXW7 IP2507JZ28 IP2507JZ60 IP2507JZJ3 IP2507JZT6 IP2507K2MB IP2507K5R8
IP2507M1JU IP2507M1PM IP2507M1UB IP2507M1VS IP2507M1WP IP2507M22X IP2507M321 IP2507M34R IP2507M382 IP2507M3B1 IP2507M3N6 IP2507M4FG IP2507M4GU IP2507M4S9 IP2507M4TF IP2507M4W6 IP2507M61Z IP2507M6AS IP2507M6HN IP2507M6R8
IP2507M6BQ IP2507M6CE IP2507M6GT3 IP2507M6VH IP2507M73J IP2507M79C IP2507M7AV IP2507M7G3 IP2507M912 IP2507M95P IP2507M96F IP2507M9QT IP2507MA4F IP2507MBB3 IP2507MBE4 IP2507MCE1 IP2507MD59 IP2507MD81
IP2507MDV4 IP2507ME15 IP2507ME4J IP2507ME7T IP2507MEM8 IP2507MF1W IP2507MF4D IP2507MGX3 IP2507MH45 IP2507MM77 IP2507MMT2 IP2507MN8X IP2507MNT9 IP2507MQ4A IP2507MQ6U IP2507MR7A IP2507MR7R
IP2507MTW6 IP2507NNH7 IP2507NNT5 IP2507NNU2 IP2507P11S IP2507P1H8 IP2507P1IBR IP2507P1W2 IP2507P1ZA IP2507P2A2 IP2507P2C2 IP2507P2R3 IP2507P3Y5 IP2507P3A2 IP2507P3PQ IP2507P3U1
IP2507P3XF IP2507P434 IP2507P442 IP2507P46P IP2507P4DV IP2507P4JN IP2507P4R1 IP2507P4WP IP2507P52M IP2507P5HG IP2507P616 IP2507P64U IP2507P65V IP2507P6E3 IP2507P6F6 IP2507P6N6
IP2507P6YU IP2507PBS IP2507PTDN IP2507PTU8 IP2507PTY7 IP2507PZ7C IP2507PB1D IP2507PB9B IP2507PBS2 IP2507PD8 IP2507PJ33 IP2507PJ99 IP2507PAD2 IP2507PB4W IP2507PCW1
IP2507PE8Z IP2507PF1V IP2507PF8 IP2507PG4N IP2507PM5C IP2507PMQ4 IP2507PN44 IP2507PP8V IP2507PPA9 IP2507PQ65 IP2507PQR3 IP2507PQZ4 IP2507PT4X IP2507PU8H IP2507PU52 IP2507PW2J IP2507PW7B IP2507PX22
IP2507PXB3 IP2507PXR3 IP2507PY9Z IP2507Q11X IP2507QZ2F IP2507Q35N IP2507Q3U6 IP2507Q3U8 IP2507Q3U9 IP2507Q3W6 IP2507Q4A9 IP2507Q4FA IP2507Q4G9 IP2507Q4K6
IP2507Q565 IP2507Q5BY IP2507Q5VY IP2507Q662Z IP2507Q696G IP2507Q6HN IP2507Q73W IP2507Q76X IP2507Q7FP IP2507Q7WH IP2507Q84U IP2507Q8E3 IP2507Q8VU IP2507Q8WZ IP2507Q903 IP2507Q9RB IP2507Q9YC IP2507QA53
IP2507QB22 IP2507QB51 IP2507QBC2 IP2507QBY IP2507QC3S IP2507QC7B IP2507QD4G IP2507QD76 IP2507QDT2 IP2507QE12 IP2507QF5M IP2507QF81 IP2507QFM4 IP2507QG5R IP2507QG47 IP2507QH67 IP2507QHW4 IP2507QJ73
IP2507QJ8A IP2507QJC7 IP2507QJC9 IP2507QM3J IP2507QM4W IP2507QM5E IP2507QMC8 IP2507QN5D IP2507QN88 IP2507QP4T IP2507QP63 IP2507QPS4 IP2507QQ15 IP2507QQ55 IP2507QQD5 IP2507QR7M IP2507QTY6 IP2507QU3Y IP2507QUR7
IP2507QVZ1 IP2507QXU9 IP2507QZ66 IP2507R3MZ IP2507R5Q9 IP2507R61F IP2507R6JC IP2507R6RX IP2507R6XC IP2507R6YB IP2507R6YD IP2507R6YG IP2507R6YL IP2507R6YQ IP2507R6YT IP2507R6ZA IP2507R6ZB IP2507R6ZC
IP2507R63P IP2507R675S IP2507R69Q IP2507R6B9 IP2507R6BV IP2507R6BX IP2507R6C4 IP2507R6C5 IP2507R6C6 IP2507R6C7 IP2507R6C8 IP2507R6CB IP2507R6CC IP2507R6CD IP2507R6CF IP2507R6CG IP2507R6CH IP2507R6CJ
IP2507R8UD IP2507R94Q IP2507R96X IP2507R9NF IP2507RAM8 IP2507RBS2 IP2507RC4Y IP2507RE5P IP2507REP6 IP2507REV1 IP2507RF5C IP2507RF7A IP2507RF89 IP2507RGT8 IP2507RJ7S IP2507RJJ2 IP2507RJN7 IP2507RM6X IP2507RN3P IP2507RN6T
IP2507RRD2 IP2507RRE3 IP2507RRG2 IP2507RRJ4 IP2507RRV6 IP2507RV6B IP2507RV9Y IP2507RVE6 IP2507RX1A IP2507RX5Q IP2507RZ9H IP2507S1X8 IP2507S1CW IP2507S1M4 IP2507S1XY IP2507S1ZD IP2507S247
IP2507S28Q IP2507S29V IP2507S2A9 IP2507S2BQ IP2507S2CG IP2507S2EC IP2507S2VZ IP2507S37X IP2507S38J IP2507S3E7 IP2507S3Y6 IP2507S43C IP2507S4CD IP2507S4CZ IP2507S4G6 IP2507S4WB IP2507S4WW IP2507S5DB
IP2507S5JY IP2507S5QM IP2507S6H2 IP2507S7J4 IP2507S7R2 IP2507S7WS IP2507S84Y IP2507S86G IP2507S8AD IP2507S8BN IP2507S8P2 IP2507S93Y IP2507S9D8 IP2507S9G6 IP2507S9U IP2507S9ZF IP2507SA5Z IP2507SAC8 IP2507SAR9
IP2507SBG9 IP2507SC5Q IP2507SD88 IP2507SE9F IP2507SEN9 IP2507SFS2 IP2507SG7S IP2507SG8V IP2507SH2 IP2507SH4P IP2507SH54 IP2507SHP5 IP2507SHP6 IP2507SM3H IP2507SP97 IP2507SPZ4 IP2507SQD2
IP2507T4QM IP2507T54Q IP2507T56V IP2507T58Y IP2507T5XG IP2507T6BS IP2507T6C7 IP2507T6G3 IP2507T6Q5 IP2507T77Z IP2507T7D6 IP2507T7EA IP2507T7EB IP2507T7UE IP2507T85Y IP2507T8M1
IP2507T8NB IP2507T8P6 IP2507T96X IP2507T9GB IP2507T9HD IP2507T9JB IP2507T9JC IP2507TA9Q IP2507TADS IP2507TB3G IP2507TBB6 IP2507TCTE IP2507TEE5 IP2507TFP2 IP2507THH6
IP2507TJF IP2507TM6Y IP2507TN1G IP2507TNR IP2507TNS8 IP2507TNV6 IP2507TP74 IP2507TP8Q IP2507TPS4 IP2507TRG3 IP2507TS38 IP2507TT25 IP2507TTS7 IP2507TU1B IP2507TU27 IP2507TW6Z IP2507TW81 IP2507TXF7
IP2507TZ19 IP2507U249 IP2507U297 IP2507U29W IP2507U2X9 IP2507V1EF IP2507V1M2 IP2507V1P2 IP2507V2FG IP2507V2PC IP2507V325 IP2507V3HT IP2507V3JJ IP2507V3JN IP2507V3S8 IP2507V3SD IP2507V3UH IP2507V3Y6 IP2507V3YJ
IP2507U2U9 IP2507V41Z IP2507V4J7 IP2507V4L9 IP2507V4R8 IP2507V5B IP2507V5UE IP2507V5Y9 IP2507V6H8 IP2507V6P8 IP2507V6S IP2507V7PG IP2507V7VX IP2507V8R3 IP2507V8TM IP2507V9B8 IP2507V9ZR
IP2507V9ZV IP2507VA3A IP2507VB1Z IP2507VBT1 IP2507VC7 IP2507VD32 IP2507VF3V IP2507VF54 IP2507VFV5 IP2507VFV8 IP2507VG16 IP2507VG9E IP2507VHD1 IP2507VJ5G IP2507VM6D IP2507VMV6 IP2507VP59 IP2507VP76 IP2507VR25 IP2507VS3T IP2507VS8Q
IP2507VS8Z IP2507VS9N IP2507VT51 IP2507VTW4 IP2507VTZ5 IP2507VU5E IP2507VW54 IP2507VWN6 IP2507VYA4 IP2507W18E IP2507W1B9 IP2507W22A IP2507W26Y IP2507W2JA IP2507W3NQ IP2507W3QX IP2507W428 IP2507W49R IP2507W4DG
IP2507W4R8 IP2507W58M IP2507W5MT IP2507W5NG IP2507W5V3 IP2507W665E IP2507W66U IP2507W6J7 IP2507W79N IP2507W7B5 IP2507W7DF IP2507W7Z4 IP2507W815 IP2507W8AV IP2507W8E4 IP2507W8SF IP2507W8XE IP2507W8YF
IP2507W8E8 IP2507W8HE IP2507W97N IP2507W98X IP2507W9M6 IP2507WA5T IP2507WB8P IP2507WBH4 IP2507WC1D IP2507WD1E IP2507WD65 IP2507WE5P IP2507WE7D IP2507WF1Y IP2507WFW3 IP2507WFZ1 IP2507WG1C
IP2507WG38 IP2507WH8E IP2507WJ7H IP2507WNE3 IP2507WPF5 IP2507WR32 IP2507WR8H IP2507WRS8 IP2507WT2M IP2507WTG6 IP2507WW73 IP2507WZ4 IP2507WZ5A IP2507WZ7 IP2507WZ8 IP2507WZ9 IP2507WZ27 IP2507WZ37 IP2507WZ4G
IP2507X1HM IP2507X1UW IP2507X1WU IP2507X2WN IP2507X2Z4 IP2507X36G IP2507X3HG IP2507X3RR IP2507X3ST IP2507X3UV IP2507X48C IP2507X4CE IP2507X4D4 IP2507X4M5 IP2507X4XW IP2507X55H IP2507X59R IP2507X5XA
IP2507X66F IP2507X6AF IP2507X6CH IP2507X6EP IP2507X6HU IP2507X755 IP2507X7F6 IP2507X7RY IP2507X7TX IP2507X83J IP2507X8NX IP2507X8QD IP2507X8QH IP2507X8RE IP2507X8RS IP2507X8S5 IP2507X914 IP2507X95P
IP2507X99F IP2507X9CU IP2507X9J5 IP2507X9VG IP2507XA3C IP2507XAC46 IP2507XEM3 IP2507XF39 IP2507XF65 IP2507XF7U IP2507XFC9 IP2507XFM4 IP2507XFZ9 IP2507XGE9 IP2507XH48 IP2507XJ85 IP2507XM63 IP2507XP6Z IP2507XPF3
IP2507XPX2 IP2507XQ3R IP2507XQV2 IP2507XR2H IP2507XR6M IP2507XRD6 IP2507XS6H IP2507XS79 IP2507XSE5 IP2507XSP8 IP2507XT24 IP2507XTG4 IP2507XV93 IP2507XVC5 IP2507XW8 IP2507XWY5 IP2507XYN8 IP2507Y152
IP2507Y172 IP2507Y1F1 IP2507Y1PC IP2507Y2C5 IP2507Y2UT IP2507Y2W2 IP2507Y3DE IP2507Y3FH IP2507Y3T3 IP2507Y3VM IP2507Y4AN IP2507Y4CT IP2507Y4NV IP2507Y4UR IP2507Y546 IP2507Y5E6 IP2507Y5G5 IP2507Y5HG IP2507Y5N6
IP2507Y5PN IP2507Y5TB IP2507Y678 IP2507Y68G IP2507Y6B4 IP2507Y6M9 IP2507Y6VJ IP2507Y73M IP2507Y7AP IP2507Y7WH IP2507Y83V IP2507Y83Y IP2507Y8JD IP2507Y8NU IP2507Y8WB IP2507Y93U IP2507Y9H4 IP2507Y9Q7 IP2507Y9U3
IP2507Y9YU IP2507YB2U IP2507YBC8 IP2507YBV9 IP2507YC19 IP2507YC5G IP2507YCS5 IP2507YCW6 IP2507YDC1 IP2507YE5U IP2507YE9P IP2507YG23 IP2507YH3H IP2507YH5R IP2507YM1B IP2507YMV IP2507YMW2 IP2507YN12 IP2507YN6D
IP2507YP62 IP2507YP8U IP2507YPC3 IP2507YPH2 IP2507YPM5 IP2507YQ6J IP2507YRC6 IP2507YT7J IP2507YT88 IP2507YT8R IP2507YV3B IP2507YVR4 IP2507YW38 IP2507YX2U IP2507YX6Z IP2507YY16 IP2507YY2R IP2507YY5A IP2507Z14G
IP2507YW2 IP2507YW9U IP2507YXB2 IP2507YXC19 IP2507YXG5 IP2507YXM6 IP2507YXP8 IP2507YXR7 IP2507YXT8 IP2507YXV8 IP2507YXW8 IP2507YXX8 IP2507YXZ8 IP2507YY2Y IP2507YY3Q IP2507YY4Y IP2507YY5Y IP2507YY6Y IP2507YY7Y
IP2507YZ1M IP2507YZ1Q IP2507YZ1T IP2507YZ2C IP2507YZ2G IP2507YZ2N IP2507YZ3Y IP2507YZ4W IP2507YZ4Y IP2507YZ4Z IP2507YZ4_ IP2507YZ5B IP2507YZ5C IP2507YZ5D IP2507YZ5E IP2507YZ5F IP2507YZ5G IP2507YZ5H IP2507YZ5J
IP2507YZ5K IP2507YZ5L IP2507YZ5M IP2507YZ5N IP2507YZ5P IP2507YZ5Q IP2507YZ5R IP2507YZ5S IP2507YZ5T IP2507YZ5V IP2507YZ5W IP2507YZ5X IP2507YZ5Y IP2507YZ5Z IP2507YZ62 IP2507YZ63 IP2507YZ64 IP2507YZ65 IP2507YZ66
IP2507YZ67 IP2507YZ68 IP2507YZ69 IP2507YZ6A IP2507YZ6B IP2507YZ6C IP2507YZ6D IP2507YZ6E IP2507YZ6F IP2507YZ6G IP2507YZ6H IP2507YZ6J IP2507YZ6K IP2507YZ6L IP2507YZ6M IP2507YZ6N IP2507YZ6P IP2507YZ6Q IP2507YZ6R
IP2507YZ6S IP2507YZ6T IP2507YZ6V IP2507YZ6W IP2507YZ6X IP2507YZ6Y IP2507YZ6Z IP2507YZ70 IP2507YZ71 IP2507YZ72 IP2507YZ73 IP2507YZ74 IP2507YZ75 IP2507YZ76 IP2507YZ77 IP2507YZ78 IP2507YZ79 IP2507YZ7A IP2507YZ7B
IP2507YZ7C IP2507YZ7D IP2507YZ7E IP2507YZ7F IP2507YZ7G IP2507YZ7H IP2507YZ7J IP2507YZ7K IP2507YZ7L IP2507YZ7M IP2507YZ7N IP2507YZ7P IP2507YZ7Q IP2507YZ7R IP2507YZ7S IP2507YZ7T IP2507YZ7V IP2507YZ7W IP2507YZ7X
IP2507YZ7Y IP2507YZ7Z IP2507YZ81 IP2507YZ82 IP2507YZ83 IP2507YZ84 IP2507YZ85 IP2507YZ86 IP2507YZ87 IP2507YZ88 IP2507YZ89 IP2507YZ8A IP2507YZ8B IP2507YZ8C IP2507YZ8D IP2507YZ8E IP2507YZ8F IP2507YZ8G IP2507YZ8H
IP2507YZ8J IP2507YZ8K IP2507YZ8L IP2507YZ8M IP2507YZ8N IP2507YZ8P IP2507YZ8Q IP2507YZ8R IP2507YZ8S IP2507YZ8T IP2507YZ8V IP2507YZ8W IP2507YZ8X IP2507YZ8Y IP2507YZ8Z IP2507YZ91 IP2507YZ92 IP2507YZ93 IP2507YZ94
IP2507YZ95 IP2507YZ96 IP2507YZ97 IP2507YZ98 IP2507YZ99 IP2507YZ9A IP2507YZ9B IP2507YZ9C IP2507YZ9D IP2507YZ9E IP2507YZ9F IP2507YZ9G IP2507YZ9H IP2507YZ9J IP2507YZ9K IP2507YZ9L IP2507YZ9M IP2507YZ9N IP2507YZ9P
IP2507YZ9Q IP2507YZ9R IP2507YZ9S IP2507YZ9T IP2507YZ9V IP2507YZ9W IP2507YZ9X IP2507YZ9Y IP2507YZ9Z IP2507YZA1 IP2507YZA2 IP2507YZA3 IP2507YZA4 IP2507YZA5 IP2507YZA6 IP2507YZA7 IP2507YZA8 IP2507YZA9 IP2507YZAA
IP2507YZAB IP2507YZAC IP2507YZAD IP2507YZAE IP2507YZAF IP2507YZAG IP2507YZAH IP2507YZAJ IP2507YZAK IP2507YZAL IP2507YZAM IP2507YZAN IP2507YZAP IP2507YZAQ IP2507YZAR IP2507YZAS IP2507YZAT IP2507YZAV IP2507YZAW
IP2507YZAX IP2507YZAY IP2507YZAZ IP2507YZB1 IP2507YZB2 IP2507YZB3 IP2507YZB4 IP2507YZB5 IP2507YZB6 IP2507YZB7 IP2507YZB8

情報セキュリティマネジメント試験に係るもの

SG2507O1JW SG2507O33E SG2507O3NK SG2507O3PN SG2507O3XD SG2507O497 SG2507O4DR SG2507O4LB SG2507O4UB SG2507O4VW SG2507O55J SG2507O59Q SG2507O5OQ SG2507O5S8 SG2507O6JP SG2507O6MZ SG2507O6N8 SG2507O776 SG2507O7F1 SG2507O7WQ
SG2507O81U SG2507O8UC SG2507O93Q SG2507O99M SG2507O9E9 SG2507O9T SG2507O9XC SG2507O9Y9 SG2507O9YM SG2507OAJ9 SG2507OBHS SG2507OBW SG2507OCUJ SG2507ODIV SG2507ODL1 SG2507OEMB SG2507OH23 SG2507OH2X SG2507OITT SG2507OJ64
SG2507OJDI SG2507OKHM SG2507OLKH SG2507OMDG SG2507ON40 SG2507ONC2 SG2507ONL3 SG2507ONOZ SG2507OOW1 SG2507OPK7 SG2507OQK6 SG2507ORYK SG2507OS1O SG2507OT3L SG2507OT7J SG2507OTUJ
SG2507OUCE SG2507OUDY SG2507OURY SG2507OVM2 SG2507OXU3 SG2507OYFD SG2507OYSW SG2507OYU6 SG2507O1OCR SG2507O1RG SG2507O1S1 SG2507O1T4 SG2507O1YY SG2507O44W SG2507O4RD SG2507O52A SG2507O5H4
SG2507O7CM SG2507O7K1 SG2507O82S SG2507O8ER SG2507O8G3 SG2507O92N SG2507O1AD SG2507O1AKO SG2507O1AWD SG2507O1B2M SG2507O1B35 SG2507O1BDP SG2507O1BIM SG2507O1BVW SG2507O1C13 SG2507O1CMY SG2507O1D04 SG2507O1D7M
SG2507O1EBV SG2507O1EGO SG2507O1EHC SG2507O1ERO SG2507O1EWB SG2507O1F6J SG2507O1GDL SG2507O1GKZ SG2507O1GOV SG2507O1GTW SG2507O1HTG SG2507O1JSG SG2507O1JT7 SG2507O1KJM SG2507O1L4R SG2507O1MTU SG2507O1MRA SG2507O1N6X SG2507O1NDG SG2507O1NGO
SG2507O1NNV SG2507O1PTN SG2507O1QAB SG2507O1QLB SG2507O1QMM SG2507O1QZS SG2507O1RR4 SG2507O1SYZ SG2507O1TDS SG2507O1TNG SG2507O1TUW SG2507O1V7H SG2507O1V2 SG2507O1W0E SG2507O1WVX SG2507O1WWA SG2507O1XJU SG2507O1XVN SG2507O1Y1S SG2507O1YTV
SG2507O1ZCQ SG2507O206P SG2507O21A2 SG2507O21CK SG2507O21P1 SG2507O22B2 SG2507O22C7 SG2507O22J3 SG2507O22M9 SG2507O23B2 SG2507O23FR SG2507O243L SG2507O246T SG2507O249G SG2507O24ER SG2507O24GS SG2507O24LO SG2507O257G SG2507O25VU
SG2507O27NE SG2507O289F SG2507O28NA SG2507O28NX SG2507O2A38 SG2507O2ABF SG2507O2BUC SG2507O2BZY SG2507O2CSX SG2507O2DQI SG2507O2E11 SG2507O2E95 SG2507O2E5 SG2507O2F6W SG2507O2FA5 SG2507O2FMP SG2507O2FWI SG2507O213P
SG2507O216Y SG2507O21M SG2507O21R0 SG2507O21U1 SG2507O21X SG2507O22LX SG2507O22NP2 SG2507O22NX3 SG2507O22P8X SG2507O22P08 SG2507O22RWF SG2507O22SMZ SG2507O22TLI SG2507O22TNC SG2507O22TVI
SG2507O2UCY SG2507O2UU0 SG2507O2VC9 SG2507O2VFC SG2507O2VH1 SG2507O2VUE SG2507O2WVS SG2507O2X1E SG2507O2YDP SG2507O303A SG2507O338N SG2507O358G SG2507O365C1 SG2507O396M SG2507O39VJ SG2507O3AEX SG2507O3AT0
SG2507O3B32 SG2507O3BE6 SG2507O3C70 SG2507O3CI8 SG2507O3CWO SG2507O3DS6 SG2507O3EKY SG2507O3EN0 SG2507O3EVP SG2507O3F6R SG2507O3H1L SG2507O3HUX SG2507O3IEL SG2507O3J6Y SG2507O3JSD SG2507O3K3J SG2507O3KD6
SG2507O3KYC SG2507O3LOE SG2507O3NFV SG2507O3NJB SG2507O3NKE SG2507O3P1S SG2507O3PCE SG2507O3Q6F SG2507O3QB0 SG2507O3Q11 SG2507O3RNS SG2507O3S3Z SG2507O3TM5 SG2507O3TRT SG2507O3U7L SG2507O3UCD SG2507O3UN5
SG2507O3V48 SG2507O3W9B SG2507O3WKO SG2507O3X3N SG2507O3X7B SG2507O3Y2H SG2507O3Y9U SG2507O3Z7N SG2507O40C5 SG2507O40U SG2507O41TZ SG2507O4109 SG2507O42E6 SG2507O42F6 SG2507O43MQ SG2507O446F SG2507O4481 SG2507O45QM SG2507O45QX
SG2507O45RG SG2507O45U0 SG2507O45X4 SG2507O47TE SG2507O484F SG2507O488E SG2507O49AE SG2507O49RT SG2507O4A1F SG2507O4AV7 SG2507O4BBJ SG2507O4BH9 SG2507O4BRP SG2507O4C2D SG2507O4CSB SG2507O4D57 SG2507O4D6O SG2507O4EMZ SG2507O4EUX
SG2507O4EZH SG2507O4FYO SG2507O4GVA SG2507O4H4R SG2507O4HZN SG2507O4J7J SG2507O4L1M SG2507O4LYV SG2507O4MO8 SG2507O4N3A SG2507O4NXC SG2507O400A SG2507O4P8Q SG2507O4PAY SG2507O4PKQ SG2507O4QVO SG2507O4R1V SG2507O4R6Q SG2507O4RSC
SG2507O4RUW SG2507O4SPO SG2507O4SS1 SG2507O4TUK SG2507O4UW4 SG2507O4UX2 SG2507O4VNR SG2507O4YXP SG2507O4YX8 SG2507O4WT2 SG2507O4X08 SG2507O4Z1I SG2507O4Z81 SG2507O4ZCQ SG2507O50MM SG2507O51RJ SG2507O5292 SG2507O52UA SG2507O53A3 SG2507O53V3
SG2507O55VQ SG2507O560I SG2507O5612 SG2507O56XP SG2507O57YY SG2507O58B6 SG2507O58Y8 SG2507O594H SG2507O598J SG2507O59NX SG2507O59SN SG2507O59UW SG2507O5ACS SG2507O5ADM SG2507O5AYM SG2507O5B2F SG2507O5BA7 SG2507O5BD6 SG2507O5D2N SG2507O5DB7
SG2507O5EPQ SG2507O5ES4 SG2507O5FEH SG2507O5FOW SG2507O5FYB SG2507O5G0V SG2507O5GGU SG2507O5GJZ SG2507O5GVD SG2507O5HGI SG2507O5HHO SG2507O5ICY SG2507O5ING SG2507O5IU0 SG2507O5J2W SG2507O5J57 SG2507O5J7Y SG2507O5KKS
SG2507O5L32 SG2507O5MMN SG2507O5MRT SG2507O5OA5 SG2507O5OCS SG2507O5P5E SG2507O5PB9 SG2507O5Q8 SG2507O5T4B SG2507O5TUET SG2507O5V48 SG2507O5VPQ SG2507O5WO4 SG2507O5WET SG2507O5X5T SG2507O5X6S SG2507O5X7Z SG2507O60HT SG2507O60VC
SG2507O60YB SG2507O6160 SG2507O630N SG2507O633Y SG2507O63KI SG2507O65H5 SG2507O65LB SG2507O664G SG2507O67LN SG2507O68VB SG2507O68XD SG2507O699F SG2507O6A2U SG2507O6AW5 SG2507O6BM7 SG2507O6BSE SG2507O6BWC SG2507O6C8F SG2507O6C1P SG2507O6CNO
SG2507O6DTU SG2507O6DW6 SG2507O6EPO SG2507O6F1D SG2507O6FT2 SG2507O6G2H SG2507O6GSB SG2507O6HHD SG2507O6HRR SG2507O761F1 SG2507O761P2 SG2507O76JTG SG2507O76JRQ SG2507O76KQA SG2507O76KTF SG2507O76LU2 SG2507O76LUH SG2507O76M5X SG2507O76MHI
SG2507O76N16 SG2507O602C SG2507O6064 SG2507O660K3 SG2507O660RL SG2507O660XV SG2507O66OZO SG2507O6833 SG2507O6Q4F SG2507O6QDI SG2507O6RZ4 SG2507O6SAP SG2507O6TLY SG2507O6U4Z SG2507O6UAH SG2507O6UFJ SG2507O6UWC SG2507O6VWM SG2507O6W9Z
SG2507O6X3X SG2507O6YOS SG2507O6Y3N SG2507O6YBV SG2507O6YUY SG2507O6ZFQ SG2507O6ZJ3 SG2507O72KB SG2507O736M SG2507O73FC SG2507O73IY SG2507O74KW SG2507O75X5 SG2507O75X6 SG2507O75XZ SG2507O760HT SG2507O760VC
SG2507O790A SG2507O79SE SG2507O79U7 SG2507O7AMN SG2507O7COB SG2507O7DB2 SG2507O7EPC SG2507O7GWX SG2507O7GZV SG2507O7HAV SG2507O7HLK SG2507O7I1L SG2507O7JGA SG2507O7JDR SG2507O7JSK SG2507O7KAM SG2507O7KYI SG2507O7L7P SG2507O7M8N
SG2507O7MAP SG2507O7N2X SG2507O7N8N SG2507O7OAX SG2507O7OF0 SG2507O7OU4 SG2507O7QKB SG2507O7QVX SG2507O7S3G SG2507O7T1E SG2507O7T6O SG2507O7UMF SG2507O7VOX SG2507O7VC8 SG2507O7WTJ SG2507O7XTB SG2507O7ZMM
SG2507O7ZNM SG2507O81FH SG2507O83XC SG2507O84SJ SG2507O85O5 SG2507O85VW SG2507O872T SG2507O88J0 SG2507O894U SG2507O89V2 SG2507O89WF SG2507O89X1 SG2507O8A8J SG2507O8ASZ SG2507O8AZM SG2507O8BGR SG2507O8C44 SG2507O8C5Y
SG2507O8CJZ SG2507O8CQ2 SG2507O8CWU SG2507O8E7W SG2507O8EN1 SG2507O8FBL SG2507O8F05 SG2507O8GMC SG2507O8HIN SG2507O8I9E SG2507O8I1C5 SG2507O8L1J SG2507O8L6U SG2507O8L7Y SG2507O8LVL SG2507O8MZH SG2507O8MES SG2507O8NS1 SG2507O80FH SG2507O80PI
SG2507O80QE SG2507O8P36 SG2507O8PBQ SG2507O8PJ2 SG2507O8PZN SG2507O8QXY SG2507O8RDI SG2507O8T3R SG2507O8TUZ SG2507O8U76 SG2507O8U46 SG2507O8VP4 SG2507O8VUV SG2507O8W5K SG2507O8WMX SG2507O8XOB
SG2507O8XE2 SG2507O8Y3E SG2507O8Y6V SG2507O8Z6Y SG2507O8ZAU SG2507O8ZG7 SG2507O92FI SG2507O92LU SG2507O93JB SG2507O94K0 SG2507O95NJ SG2507O965A SG2507O976 SG2507O980 SG2507O98UX SG2507O99S0 SG2507O99V1 SG2507O9A1A SG2507O9B7D
SG2507O9BDS SG2507O9C56 SG2507O9D83 SG2507O9DC2 SG2507O9DYL SG2507O9EFU SG2507O9EZ4 SG2507O9FU1 SG2507O9FZ0 SG2507O9G8N SG2507O9GJV SG2507O9GLV SG2507O9HTJ SG2507O9INE SG2507O9K30 SG2507O9KMX SG2507O9MZ8 SG2507O9OEI
SG2507O9PPQ SG2507O9QJQ SG2507O9R80 SG2507O9RVN SG2507O9X2S SG2507O9XVW SG2507O9YH1 SG2507O9YM0 SG2507OA0G6 SG2507OA0K0 SG2507OA12N SG2507OA466 SG2507OA694 SG2507OA6Z1 SG2507OA9DK SG2507OA8U5 SG2507OA9F8 SG2507OAB4L SG2507OAD08
SG2507OAFJ0 SG2507OAFN1 SG2507OAG88 SG2507OAHD3 SG2507OAHN1 SG2507OAHU4 SG2507OAID8 SG2507OAIKR SG2507OAJBM SG2507OAJF8 SG2507OAKOR SG2507OAKXZ SG2507OAL8J SG2507OAM6W SG2507OAMDK SG2507OAMM9 SG2507OAN6Q SG2507OANVD SG2507OAO87 SG2507OAP50
SG2507OAPH2 SG2507OAPVO SG2507OAQ14 SG2507OARAC SG2507OAS34 SG2507OASBP SG2507OASQQ SG2507OAT4V SG2507OAU3Y SG2507OAV0O SG2507OAWDO SG2507OAX8P SG2507OAX8V SG2507OAY1S SG2507OAYNB SG2507OAZ4T SG2507OAZAS SG2507OAZTW SG2507OB0CG
SG2507OB2TY SG2507OB2BM SG2507OB2I4 SG2507OB3W5 SG2507OB3XW SG2507OB4DV SG2507OB4LV SG2507OB4MU SG2507OB6JO SG2507OB7ZK SG2507OB9HY SG2507OB9LQ SG2507OB9M1 SG2507OBA8F SG2507OBCOP SG2507OBD22 SG2507OBD5V SG2507OBEEJ SG2507OBEZB SG2507OBH3K
SG2507OBJ12 SG2507OBJT3 SG2507OBJOX SG2507OBKNZ SG2507OBL7Q SG2507OBLFH SG2507OBLQT SG2507OBLY5 SG2507OBM7S SG2507OBNAS SG2507OBNG4 SG2507OBNNU SG2507OBNOM SG2507OBPJW SG2507OBPPE SG2507OBPPE SG2507OBQLG SG2507OBQON
SG2507OBRR1 SG2507OBRTS SG2507OBS7S SG2507OBSNV SG2507OBT4H SG2507OBTGK SG2507OBTUN SG2507OBU97 SG2507OBU99 SG2507OBV1S SG2507OBVYU SG2507OBVZF SG2507OBW61 SG2507OBY80 SG2507OBYOX SG2507OBYTZ SG2507OBYZ0 SG2507OBZMJ SG2507OC0HE
SG2507OC13X SG2507OC1CB SG2507OC2TT SG2507OC3FY SG2507OC46X SG2507OC4FG SG2507OC4PG SG2507OC582 SG2507OC60B SG2507OC74G SG2507OC7C9 SG2507OC7TR SG2507OC8CQ SG2507OC8MI SG2507OCAOJ SG2507OCAEQ SG2507OCB9S SG2507OCBW2 SG2507OCCAR
SG2507OCCC9 SG2507OCD12 SG2507OCDEI SG2507OCFOP SG2507OCFKW SG2507OCGCO SG2507OCGF9 SG2507OCGXX SG2507OCHM0 SG2507OCHWA SG2507OCIOY SG2507OCK25 SG2507OCKEV SG2507OCL30 SG2507OCLLU SG2507OCLQL SG2507OCNZZ SG2507OCNBG SG2507OCOZO
SG2507OCPBW SG2507OCPDV SG2507OCRG2 SG2507OCRGB SG2507OCRKY SG2507OCS6O SG2507OCT6E SG2507OCT8B SG2507OCTS0 SG2507OCTXP SG2507OCU6B SG2507OCUMN SG2507OCUP6 SG2507OCUWQ SG2507OCV55 SG2507OCWLV SG2507OCWO6 SG2507OCYMO SG2507OCYRD SG2507OC1V
SG2507OC2BM SG2507OC2EX SG2507OC2WS SG2507OD0E9 SG2507OD0NK SG2507OD1PS SG2507OD2TF SG2507OD2UF SG2507OD30E SG2507OD40N SG2507OD4CA SG2507OD4NP SG2507OD4UM SG2507OD550 SG2507OD5JA SG2507OD6GM SG2507OD75B SG2507OD887 SG2507OD8PX SG2507OD992
SG2507OD9P0 SG2507ODABX SG2507OADM6 SG2507ODAI0 SG2507ODAMG SG2507ODASJ SG2507ODAUZ SG2507ODAWU SG2507ODBU6 SG2507ODCFE SG2507ODDK2 SG2507ODDYN SG2507ODE7E SG2507ODE9G SG2507ODE9N SG2507ODEDT SG2507ODEIN SG2507ODF6V SG2507OD7U SG2507ODGBS SG2507ODGXS

SG2507DHQS SG2507DI1OS SG2507DIM1 SG2507DJ7D SG2507DJAT SG2507DJJY9 SG2507DKBM SG2507DKO2 SG2507DMC7 SG2507DMML SG2507DMYX SG2507DNAA SG2507DNAG SG2507DOE5 SG2507DOGJ SG2507DQZ4 SG2507DPG7 SG2507DPL9 SG2507DQ1P SG2507DQRD
SG2507DRHM SG2507DRW5 SG2507DSKW SG2507DSZ3 SG2507DUT0 SG2507DVP4O SG2507DVY2 SG2507DW10 SG2507DW2H SG2507DW47 SG2507DX8O SG2507DXIL SG2507DXSR SG2507DXTC SG2507DYD6 SG2507DYID SG2507DYKB SG2507DYXW SG2507DZ4W
SG2507DZLJ SG2507E0Y8 SG2507E1JE SG2507E3AL SG2507E4HD SG2507E5CC SG2507E6RK SG2507E6WA SG2507E6X0 SG2507E7JT SG2507E8R0 SG2507E8WV SG2507E9XO SG2507EBJB SG2507ECYT
SG2507EDRD SG2507EE5S SG2507EF5M SG2507EFAI SG2507EG96 SG2507EHA9 SG2507EHI7 SG2507EHIV SG2507EHY9 SG2507EL62 SG2507EMD2 SG2507EMMQ SG2507EMS7 SG2507ENOH SG2507ENGF SG2507ENJO SG2507EQRS SG2507ER0R
SG2507ERFO SG2507ES21 SG2507ESEU SG2507ESLX SG2507EUCF SG2507EWEF SG2507EWER SG2507EX2E SG2507EXBZ SG2507EXLT SG2507EXPA SG2507EZMG SG2507EZST SG2507EZUJ SG2507F0EA SG2507F1VN SG2507F2S8 SG2507F2CM SG2507F2O6 SG2507F38Q
SG2507F4MZ SG2507F4NU SG2507F4ZV SG2507F6KJ SG2507F6S6 SG2507FF89 SG2507FF9V SG2507FFSJ SG2507FG8V SG2507FH5J SG2507FHBL SG2507FHCA SG2507FHEB SG2507FJ7Y SG2507FJEC
SG2507FJF SG2507FJHC2 SG2507FJPC SG2507FJQ6 SG2507FJTF SG2507FJF2 SG2507FJH2 SG2507FJRJ SG2507FK09 SG2507FLLD SG2507FLOV SG2507FLSW SG2507FLU2 SG2507FN76 SG2507FNFW SG2507FO8Z SG2507FPWG SG2507FQNF SG2507FRIQ
SG2507FS46 SG2507FSDP SG2507FSHN SG2507FST6 SG2507FTY5 SG2507FU3T SG2507FUXM SG2507FVB0 SG2507FVGO SG2507FVLF SG2507FWKO SG2507FWLM SG2507FY9V SG2507FZ7D SG2507FZYS SG2507G04J SG2507G0LJ SG2507G0U1 SG2507G28Q
SG2507G299 SG2507G2ZM SG2507G331 SG2507G3F9 SG2507G5P0 SG2507G6MZ SG2507G7SN SG2507G7CJ SG2507G7EN SG2507G8SV SG2507G9E3 SG2507GAJ3 SG2507GAPW SG2507GB40 SG2507GB4H SG2507GCCC SG2507GCNF
SG2507GEHR SG2507GHDR SG2507GHL6 SG2507GKX0 SG2507GL70 SG2507GLXX SG2507GNBV SG2507GNKQ SG2507GNME SG2507GO1E SG2507GOJA SG2507GOVH SG2507GPAJ SG2507GPHR SG2507GQ8D SG2507GRJK SG2507GRRP SG2507GSRU SG2507GTF1
SG2507GTT3 SG2507GVMT SG2507GX02 SG2507GXWE SG2507GXYX SG2507GY9P SG2507GYYF SG2507H0AS SG2507H0KP SG2507H0WP SG2507H1HO SG2507H2TQ SG2507H4L0 SG2507H6V1 SG2507H629 SG2507H780 SG2507H7TA SG2507H8LG
SG2507H8TN SG2507H92H SG2507H98R SG2507HABP SG2507HAFB SG2507HAJF SG2507HBSP SG2507HCAQ SG2507HE21 SG2507HE2W SG2507HED7 SG2507HF0Y SG2507HG4N SG2507HGGC SG2507HGWN SG2507HH63 SG2507HIWE SG2507HJE9 SG2507HKMQ SG2507HKOW
SG2507HLD3 SG2507HOFG SG2507HOZQ SG2507HQ2T SG2507HQ4F SG2507HQSA SG2507HQ1J SG2507HS41 SG2507HTPV SG2507HVDV SG2507HWCA SG2507HZAA SG2507I0BY SG2507I0QO SG2507I0WZ SG2507I1KK SG2507I1XC SG2507I2JX SG2507I3Z5
SG2507I4JP SG2507I55H SG2507I5NI SG2507I63F SG2507I6HQ SG2507I6P9 SG2507I8WG SG2507I963 SG2507I91W SG2507I9YZ SG2507IA1O SG2507IAWV SG2507IBQ3 SG2507IBT2 SG2507IC3P SG2507IDJL SG2507IDRH SG2507IE7U SG2507IECP
SG2507IF8W SG2507IF95 SG2507IGEV SG2507IHBO SG2507IHKJ SG2507IJXU SG2507IKXY SG2507IL5S SG2507IMF2 SG2507IMMQ SG2507IN0C SG2507IO6U SG2507IP53 SG2507IQ3E SG2507IQNU SG2507IQSX
SG2507ISBV SG2507ITRY SG2507IV6F SG2507IWAC SG2507IWRA SG2507IXUP SG2507IYVG SG2507IYZ5 SG2507IZIT SG2507J02B SG2507J0KX SG2507J0QK SG2507J3J6 SG2507J3JM SG2507J41O SG2507J43B SG2507J5HS SG2507J5NO
SG2507J5XB SG2507J6TG SG2507J7WR SG2507J8DO SG2507J8KS SG2507J9W5 SG2507JA3L SG2507JAW8 SG2507JBFX SG2507JBKF SG2507JBLS SG2507JCHE SG2507JCHY SG2507JCTM SG2507JDBI SG2507JDAU SG2507JEKA SG2507JENK SG2507JEPH
SG2507JF35 SG2507JF8J SG2507JFVL SG2507JGWT SG2507JH37 SG2507JH47 SG2507JHZ5 SG2507JI81 SG2507JIQC SG2507JJQL SG2507JK3M SG2507JKX3 SG2507JL30 SG2507JP6Z SG2507JPZ3 SG2507JQBF SG2507JQDN SG2507JQXQ SG2507JRNY
SG2507JRQO SG2507JSGV SG2507JTIW SG2507JTPE SG2507JUJV SG2507JUY8 SG2507JVDD SG2507JW71 SG2507JW7P SG2507JW8I SG2507JWOE SG2507JWQ8 SG2507JWTW SG2507JYOU SG2507JYL7 SG2507JZJO SG2507JZXD SG2507K07A SG2507K0NE SG2507K1S1
SG2507K2B0 SG2507K3QJ SG2507K4T4 SG2507K5OV SG2507K6OT SG2507KFHK SG2507KTP6 SG2507KU9X SG2507KU9Y SG2507KWS SG2507KX36 SG2507KY0Y SG2507KZ3Q SG2507KCWB SG2507KCZO SG2507KF9R SG2507KGAW SG2507KGO1
SG2507KH16 SG2507KHAB SG2507KHGW SG2507KHV6 SG2507KKB6 SG2507KKB7 SG2507KKU2 SG2507KL8Z SG2507KLTU SG2507KMB2 SG2507KMCN SG2507KMZ7 SG2507KO58 SG2507KOCP SG2507KOML SG2507KOSA SG2507KOXN SG2507KRDR SG2507KRIT SG2507KRKC
SG2507KS1X SG2507KT65 SG2507KTIV SG2507KTQ5 SG2507KURK SG2507KWYZ SG2507KX15 SG2507KYC7 SG2507KZRZ SG2507KZTX SG2507L2NZ SG2507L4PV SG2507L5TU SG2507L809 SG2507L84T SG2507L8RC SG2507L8S5 SG2507L95B SG2507LAAJ
SG2507LBS5 SG2507LCE5 SG2507LCLS SG2507LCZO SG2507LEBR SG2507LFGH SG2507LGK1 SG2507LJMR SG2507LJSB SG2507LKI5 SG2507LKS8 SG2507LLJ4 SG2507LLOD SG2507LN2X SG2507LO8S SG2507LPDY SG2507LQ93 SG2507LQCM SG2507LQDX SG2507LQH1 SG2507LQSP SG2507LRIQ SG2507LSHR SG2507LTYN SG2507LUHQ SG2507LUP6 SG2507LUSY SG2507LV2P SG2507LVTH SG2507LVX3
SG2507LWBJ SG2507LWES SG2507LWZH SG2507LXTT SG2507LZJV SG2507LZPH SG2507M01P SG2507M0MC SG2507M2BO SG2507M2CI SG2507M3B1 SG2507M3UF SG2507M44E SG2507M4HD SG2507M4LE SG2507M54P SG2507M5B6 SG2507M6KK SG2507M6VG
SG2507M6WE SG2507M7AO SG2507M7GO SG2507M7UK SG2507M81E SG2507M8T4 SG2507M923 SG2507M950 SG2507M9SS SG2507M9Y9 SG2507MC1D SG2507MCT0 SG2507MDHD SG2507MDMW SG2507MDPE SG2507MDUF SG2507MEI0 SG2507MEOO SG2507MEQE
SG2507MF2V SG2507MGSK SG2507MHLV SG2507MHQB SG2507MIC7 SG2507MJ6T SG2507MJIF SG2507MKG6 SG2507MKI2 SG2507MM6K SG2507MNNK SG2507MNUL SG2507MO1V SG2507MPKD SG2507MPRO SG2507MPUI SG2507MQ7B SG2507MRIG SG2507MRM7
SG2507MSGH SG2507MTP6 SG2507MU7P SG2507MUGS SG2507MUP5 SG2507MUV2 SG2507MVOA SG2507MWSF SG2507MWFA SG2507MY2S SG2507MZK5 SG2507N0B2 SG2507N1CU SG2507N2B4 SG2507N2C5 SG2507N2EZ SG2507N2M7 SG2507N2T1 SG2507N3Q4 SG2507N3YQ
SG2507N4M7 SG2507N4SK SG2507N5QF SG2507N66T SG2507N73F SG2507N77K SG2507NTP7 SG2507N837 SG2507N8L1 SG2507NAUU SG2507NB0O SG2507NBWO SG2507NBX9 SG2507NC0E SG2507NCB9 SG2507NCH6 SG2507NCJ6 SG2507NCQJ SG2507NCVZ
SG2507NEL2 SG2507NFNY SG2507NHCK SG2507NJ6T SG2507NLXT SG2507NMB0 SG2507NMO4 SG2507NNQ8 SG2507NP1N SG2507NPNU SG2507NRDV SG2507NRQF SG2507NS1J SG2507NTGY SG2507NTHG SG2507NU1T SG2507NUUG
SG2507NV6E SG2507NXNS SG2507NY1V SG2507O0X3 SG2507O0ZX SG2507O1TH SG2507O1H8 SG2507O1K7 SG2507O1T2 SG2507O2WX SG2507O37D SG2507O3U7 SG2507O3UR SG2507O4FG SG2507O4NM SG2507O69M SG2507O6S7 SG2507O6XD SG2507O7G6 SG2507O7V1
SG2507O7XW SG2507O8ID SG2507O8JC SG2507O91S SG2507O9AE SG2507O9DB SG2507OA6I SG2507OBQQ SG2507OBXC SG2507OBSS SG2507OCQC SG2507OD67 SG2507OEBC SG2507OEV3 SG2507OFWL SG2507OG47 SG2507OHWL SG2507OIIM SG2507OIKE SG2507OITJ SG2507OLQ2 SG2507OKJW
SG2507OM5W SG2507ON7N SG2507ONM1 SG2507OO1Q SG2507OOEG SG2507OOTL SG2507OOV9 SG2507OPX4 SG2507OQ27 SG2507OQD0 SG2507OQPG SG2507OQWL SG2507ORC5 SG2507OT3V SG2507OU1V SG2507OUSR SG2507OW6Y SG2507OWT6 SG2507OX3F
SG2507OMSQ SG2507OZNU SG2507P06Y SG2507P08K SG2507P16Z SG2507P1JH SG2507P1PF SG2507P2IX SG2507P2XY SG2507P3YD SG2507P3RI SG2507P4RV SG2507P53X SG2507P5D2 SG2507P6G4 SG2507P6I8 SG2507P7PU SG2507P7RZ SG2507P7ZH
SG2507P8TL SG2507P8YB SG2507P93Y SG2507P971 SG2507P98M SG2507P9LF SG2507PAS4 SG2507PC3Z SG2507PCDV SG2507PCE1 SG2507PDLI SG2507PEPL SG2507PF5Q SG2507PG7A SG2507PGKT SG2507PGKF SG2507PHIX SG2507PI1F SG2507PI1P
SG2507PLMA SG2507PM2K SG2507PNBX SG2507PNFB SG2507PNJ5 SG2507PNO6 SG2507POAE SG2507PQJ2 SG2507PQW0 SG2507PRSU SG2507PSXK SG2507PT0O SG2507PV54 SG2507PWZC SG2507PXUH SG2507PYWV SG2507PY6J SG2507PZ4J
SG2507PZEB SG2507PZPA SG2507PZPR SG2507Q084 SG2507Q0GA SG2507Q0V4 SG2507Q1DR SG2507Q1PN SG2507Q1TC SG2507Q284 SG2507Q2CK SG2507Q30A SG2507Q3QJ SG2507Q48J SG2507Q4B5 SG2507Q4C7 SG2507Q4XX SG2507Q51D SG2507Q6Q2
SG2507Q70P SG2507Q7BU SG2507Q7X1 SG2507Q90B SG2507QARX SG2507QB2I SG2507QC7J SG2507QDGJ SG2507QDX2 SG2507QEI0 SG2507QFVM SG2507QGT1 SG2507QI5G SG2507QI5S SG2507QIJJ SG2507QLJX SG2507QJCV SG2507QK6L SG2507QKU3 SG2507QLAJ
SG2507QLMJ SG2507QMLJ SG2507QMDH SG2507QNGT SG2507QNJ0 SG2507QNX1 SG2507QNZE SG2507QO3R SG2507QOOC SG2507QOOU SG2507QOSD SG2507QOTM SG2507QOTO SG2507QP6E SG2507QPD7 SG2507QPL3 SG2507QQ1D SG2507QQGG SG2507QQLW SG2507QQVH
SG2507QRDG SG2507QRDV SG2507QRJN SG2507QT3C SG2507QT5P SG2507QTQT SG2507QTT8 SG2507QTT1 SG2507QTX3 SG2507QU2L SG2507QUJJ SG2507QW98 SG2507QWLS SG2507QXV0 SG2507QYNR SG2507QZK9 SG2507R04H SG2507R4BF SG2507R4UA
SG2507R56F SG2507R5TK SG2507R6LU SG2507R709 SG2507RA3Q SG2507RAT2 SG2507RAZ1 SG2507RB20 SG2507RBYI SG2507RBYP SG2507RC6U SG2507RD4K SG2507RE3J SG2507RF5T SG2507RFLI SG2507RI7Q SG2507RICE SG2507RINO SG2507RIO7 SG2507RJV5
SG2507RK8T SG2507RKFJ SG2507RKOA SG2507RKVE SG2507RLMI SG2507RLYW SG2507RM6C SG2507RNTP SG2507RNKT SG2507RNJA SG2507RQAV SG2507RPAC SG2507RQX9 SG2507RRW SG2507RRFY SG2507RSP1 SG2507RTUL SG2507RUQ2 SG2507RX4P SG2507RXG1
SG2507RYAU SG2507RYMQ SG2507RZYH SG2507S007 SG2507S295 SG2507S2WD SG2507S3KZ SG2507S309 SG2507S465 SG2507S4PJ SG2507S64Q SG2507S6P2 SG2507S6Q8 SG2507S6WI SG2507S7C6 SG2507S80H SG2507S84V SG2507S882 SG2507S885
SG2507S9FW SG2507S9TD SG2507SABP SG2507SAD5 SG2507SBIJ SG2507SCB1 SG2507SDGA SG2507SDGF SG2507SEMW SG2507SG1M SG2507SGEH SG2507SH43 SG2507SH6T SG2507SHTT SG2507ST5U SG2507SHY5 SG2507SJ1U7 SG2507SJVE SG2507SJZH SG2507SK13 SG2507SKBE
SG2507SKDS SG2507SKZ6 SG2507SLN0 SG2507SMID SG2507SNMB SG2507SNUN SG2507SO7F SG2507SO7N SG2507SOTS SG2507SRND SG2507SRNK SG2507STP6 SG2507STPM SG2507STPU SG2507SU70 SG2507SVZZ SG2507SVFJ SG2507SVP2 SG2507SWU0 SG2507SX18

SG2507SVF4 SG2507SVQ6 SG2507SZB6 SG2507SZLS SG2507SZLW SG2507T0SD SG2507T128 SG2507T141 SG2507T1IE SG2507T2S0 SG2507T2UQ SG2507T2XM SG2507T3EZ SG2507T41Z SG2507T5FR SG2507T61Y SG2507T6UQ SG2507T63A SG2507T6A0 SG2507T6EE
SG2507TAAA SG2507TT59 SG2507TBDX SG2507TBX4 SG2507TD6Y SG2507TE9F SG2507TF1U SG2507TJHT SG2507TJKO SG2507TJXW SG2507TJZL SG2507TKBP SG2507TC9I SG2507TCF8 SG2507TCKL SG2507TDJZ SG2507TEF4 SG2507TF36 SG2507TG75 SG2507TG9J
SG2507TGDI SG2507TGN0 SG2507TH6S SG2507THM7 SG2507TI1X SG2507TIWF SG2507TJ9S SG2507TJZ5 SG2507TL4C SG2507TL6J SG2507TLAT SG2507TLB4 SG2507TLY SG2507TMAT SG2507TMJ7 SG2507TNJ2 SG2507TNZ SG2507TOR2 SG2507TOXZ SG2507TQ9W SG2507TQWL
SG2507TRQI SG2507TRVV SG2507TUCU SG2507TUPY SG2507TUV8 SG2507TV42 SG2507TVYX SG2507TVZX SG2507TWJ2 SG2507TWPM SG2507TWSR SG2507TWU4 SG2507TX3R SG2507TYFM SG2507TYYJ SG2507TZ2O SG2507TZFK SG2507TZHJ SG2507TZJY SG2507U03F SG2507U090 SG2507U0BU
SG2507U0YL SG2507U2B7 SG2507U367 SG2507U3PW SG2507U3UN SG2507U4AO SG2507U4D2 SG2507U4GR SG2507U4Y2 SG2507U5C4 SG2507U5FC SG2507U6S6 SG2507U7LD SG2507U88X SG2507U8KW SG2507U910 SG2507U96H SG2507U9NN SG2507UCGS SG2507UD08
SG2507UEGB SG2507UFD5 SG2507UG1Q SG2507UGBV SG2507UGWJ SG2507UHLS SG2507UHZG SG2507UIE8 SG2507UII4 SG2507UJZG SG2507UKIW SG2507ULOJ SG2507ULV8 SG2507ULX SG2507UMGB SG2507UN67 SG2507UNDE SG2507UOD5 SG2507UOKA SG2507UPG5
SG2507UQTD SG2507URD7 SG2507URTM SG2507USDW SG2507USGU SG2507USQ2 SG2507USU4 SG2507UUAH SG2507UUVH SG2507UWFP SG2507UXS2 SG2507UZOA SG2507UZPL SG2507V01R SG2507V0YA SG2507V15L SG2507V1EG SG2507V1RV
SG2507V1YF SG2507V2E8 SG2507V2MK SG2507V4YQ SG2507V6G0 SG2507V6LJ SG2507V6RT SG2507V716 SG2507V8GS SG2507V9AT SG2507V9RH SG2507VA95 SG2507VADZ SG2507VC1S SG2507VCLC SG2507VDRY SG2507VDUY SG2507VFGA
SG2507VGDJ SG2507VGVQ SG2507VHKF SG2507VHWX SG2507VJ6E SG2507VJB0 SG2507VJJ8 SG2507VJTO SG2507VJTF SG2507VL62 SG2507VMHY SG2507VMK5 SG2507VMQK SG2507VNGX SG2507VO3P SG2507VO8T SG2507VP1I SG2507VRRZ
SG2507VTD3 SG2507VUHC SG2507VUHJ SG2507VURO SG2507VVJ1 SG2507VVJG SG2507VW6E SG2507VWJZ SG2507VXZN SG2507VXBQ SG2507VXXJ SG2507VY2H SG2507VZ8M SG2507VZL1 SG2507VZTE SG2507W0D5 SG2507W0WY SG2507W18A SG2507W1MF
SG2507W3G8 SG2507W3KD SG2507W3O2 SG2507W3SR SG2507W5ZS SG2507W6S8 SG2507W6P8 SG2507W6V4 SG2507W78P SG2507W7RJ SG2507WARS SG2507WBAN SG2507WC64 SG2507WC7I SG2507WDOY SG2507WECO SG2507WG2P SG2507WG40
SG2507WGKA SG2507WH9L SG2507WHMF SG2507WI0F SG2507WI61 SG2507WIDF SG2507WISW SG2507WK44 SG2507WKXF SG2507WLPZ SG2507WNWS SG2507WPH9 SG2507WPSB SG2507WR0A SG2507WR3U SG2507WSN8 SG2507WT1W SG2507WTAC SG2507WUCV
SG2507WUNX SG2507WUTP SG2507WW8H SG2507WWEC SG2507WWLN SG2507WWRQ SG2507WWZ3 SG2507WX2Z SG2507WXA3 SG2507WZJD SG2507WZZJ SG2507X02I SG2507X106 SG2507X19Z SG2507X25A SG2507X2DT SG2507XZJ4 SG2507X37R SG2507X380 SG2507X3W6
SG2507X4DL SG2507X4M0 SG2507X4Z3 SG2507X544 SG2507X5GZ SG2507X5H9 SG2507X5RU SG2507X6RE SG2507X79R SG2507X7EP SG2507X83U SG2507X86E SG2507XAMP SG2507XCPH SG2507XCZ8 SG2507XDHA SG2507XFWK SG2507XG3G SG2507XGW5 SG2507XGYY
SG2507XH64 SG2507XH8H SG2507XHKU SG2507XHNE SG2507XHUV SG2507XI1O SG2507XLJU SG2507XLRO SG2507XJO1 SG2507XJ75 SG2507XJTZ SG2507XKHN SG2507XKL1 SG2507XLE6 SG2507XLGW SG2507XMJ6 SG2507XO4L SG2507XOLY SG2507XP1H SG2507XP30
SG2507XPE5X SG2507XPFW SG2507XPXW SG2507XQE1 SG2507XQF8 SG2507XRG2 SG2507XSDC SG2507XSU6 SG2507XSU7 SG2507XTT3 SG2507XTZB SG2507XTZJ SG2507XU7F SG2507XUNP SG2507XVPR SG2507XVTX SG2507XVXP SG2507XW1E SG2507XWZK
SG2507XY00 SG2507XYH9 SG2507XYKY SG2507XYLZ SG2507XYXR SG2507Y0HD SG2507Y14U SG2507Y1DF SG2507Y1WP SG2507Y2VG SG2507Y2X5 SG2507Y3PU SG2507Y3UB SG2507Y4KY SG2507Y4NV SG2507Y5V7 SG2507Y627 SG2507Y6TN SG2507Y71K SG2507Y79I
SG2507Y7KU SG2507Y7M2 SG2507Y7TV SG2507Y87D SG2507Y96R SG2507Y9ZF SG2507YA0T SG2507YAG2 SG2507YAGN SG2507YCO7 SG2507YCRA SG2507YDZ3 SG2507YFE1 SG2507YFI8 SG2507YFMD SG2507YFS3 SG2507YG66 SG2507YGCX SG2507YGVS SG2507YICC
SG2507YIRW SG2507YJ61 SG2507YJ6A SG2507YJ6G SG2507YJLY SG2507YJR5 SG2507YK3L SG2507YKHF SG2507YKTZ SG2507YM0G SG2507YN36 SG2507YN6E SG2507YNCZ SG2507YO6J SG2507YOH1 SG2507YPDG SG2507YPNZ SG2507YQM2 SG2507YQQQ SG2507YQXI
SG2507YR47 SG2507YRHW SG2507YS2O SG2507YSTX SG2507YSUY SG2507YSWJ SG2507YSWV SG2507YTSJ SG2507YTUP SG2507YTY8 SG2507YU6V SG2507YV5O SG2507YV8D SG2507YWGY SG2507YWR2 SG2507YWUX SG2507YXR9 SG2507YXV4 SG2507YYIG SG2507YZWN
SG2507YZV5 SG2507YZYT SG2507Z06T SG2507Z08Z SG2507Z0AE SG2507Z1UT SG2507Z1V4 SG2507Z228 SG2507Z28E SG2507Z2ZS SG2507Z38E SG2507Z3DND SG2507Z3EB SG2507Z4BQ SG2507Z4RY SG2507Z52U SG2507Z5BE SG2507Z5EM SG2507Z5VG SG2507Z6DM SG2507Z6M7 SG2507Z6WF SG2507Z6XA SG2507Z6YA SG2507Z70A SG2507Z71A SG2507Z71Y SG2507Z7BJ SG2507Z7BL SG2507Z7BZ SG2507Z7C4 SG2507Z7CU SG2507Z7DA SG2507Z7DB SG2507Z7DC SG2507Z7DD SG2507Z7DE SG2507Z7DF SG2507Z7DG SG2507Z7DH SG2507Z7DI SG2507Z7DJ SG2507Z7DK SG2507Z7DL SG2507Z7DM SG2507Z7DN SG2507Z7DO SG2507Z7DP SG2507Z7DQ SG2507Z7DR SG2507Z7DS SG2507Z7DT SG2507Z7DU SG2507Z7DV SG2507Z7DW SG2507Z7DX SG2507Z7DY SG2507Z7DZ SG2507Z7E0 SG2507Z7E1 SG2507Z7E2 SG2507Z7E3 SG2507Z7E4 SG2507Z7E5 SG2507Z7E6 SG2507Z7E7 SG2507Z7E8 SG2507Z7E9 SG2507Z7EA SG2507Z7EB SG2507Z7EC SG2507Z7ED SG2507Z7EE SG2507Z7EF SG2507Z7EG SG2507Z7EH SG2507Z7EI SG2507Z7EJ SG2507Z7EK SG2507Z7EL SG2507Z7EM SG2507Z7EN SG2507Z7EO SG2507Z7EP SG2507Z7EQ SG2507Z7ER SG2507Z7ES SG2507Z7ET SG2507Z7EU SG2507Z7EV SG2507Z7EW SG2507Z7EX SG2507Z7EY SG2507Z7EZ SG2507Z7F0 SG2507Z7F1 SG2507Z7F2 SG2507Z7F3 SG2507Z7F4 SG2507Z7F5 SG2507Z7F6 SG2507Z7F7 SG2507Z7F8 SG2507Z7F9 SG2507Z7FA SG2507Z7FB SG2507Z7FC SG2507Z7FD SG2507Z7FE SG2507Z7FF SG2507Z7FG SG2507Z7FH SG2507Z7FI SG2507Z7FJ SG2507Z7FK SG2507Z7FL SG2507Z7FM SG2507Z7FN SG2507Z7FO SG2507Z7FP SG2507Z7FQ SG2507Z7FR SG2507Z7FS SG2507Z7FT SG2507Z7FU SG2507Z7FV SG2507Z7FW SG2507Z7FX SG2507Z7FY SG2507Z7FZ SG2507Z7G0 SG2507Z7G1 SG2507Z7G2 SG2507Z7G3 SG2507Z7G4 SG2507Z7G5 SG2507Z7G6 SG2507Z7G7 SG2507Z7G8 SG2507Z7G9 SG2507Z7GA SG2507Z7GB SG2507Z7GC SG2507Z7GD SG2507Z7GE SG2507Z7GF SG2507Z7GG SG2507Z7GH SG2507Z7GI SG2507Z7GJ SG2507Z7GK SG2507Z7GL SG2507Z7GM SG2507Z7GN SG2507Z7GO SG2507Z7GP SG2507Z7GQ SG2507Z7GR SG2507Z7GS SG2507Z7GT SG2507Z7GU SG2507Z7GV SG2507Z7GW SG2507Z7GX SG2507Z7GY SG2507Z7GZ SG2507Z7H0 SG2507Z7H1 SG2507Z7H2 SG2507Z7H3 SG2507Z7H4 SG2507Z7H5 SG2507Z7H6 SG2507Z7H7 SG2507Z7H8 SG2507Z7H9 SG2507Z7HA SG2507Z7HB SG2507Z7HC SG2507Z7HD SG2507Z7HE SG2507Z7HF SG2507Z7HG SG2507Z7HH SG2507Z7HI SG2507Z7HJ SG2507Z7HK SG2507Z7HL SG2507Z7HM SG2507Z7HN SG2507Z7HO SG2507Z7HP SG2507Z7HQ SG2507Z7HR SG2507Z7HS SG2507Z7HT SG2507Z7HU SG2507Z7HV SG2507Z7HW SG2507Z7HX SG2507Z7HY SG2507Z7HZ SG2507Z7I0 SG2507Z7I1 SG2507Z7I2 SG2507Z7I3 SG2507Z7I4 SG2507Z7I5 SG2507Z7I6 SG2507Z7I7 SG2507Z7I8 SG2507Z7I9 SG2507Z7IA SG2507Z7IB SG2507Z7IC SG2507Z7ID SG2507Z7IE SG2507Z7IF SG2507Z7IG SG2507Z7IH SG2507Z7II SG2507Z7IJ SG2507Z7IK SG2507Z7IL SG2507Z7IM SG2507Z7IN SG2507Z7IO SG2507Z7IP SG2507Z7IQ SG2507Z7IR SG2507Z7IS SG2507Z7IT SG2507Z7IU SG2507Z7IV SG2507Z7IW SG2507Z7IX SG2507Z7IY SG2507Z7IZ SG2507Z7J0 SG2507Z7J1 SG2507Z7J2 SG2507Z7J3 SG2507Z7J4 SG2507Z7J5 SG2507Z7J6 SG2507Z7J7 SG2507Z7J8 SG2507Z7J9 SG2507Z7JA SG2507Z7JB SG2507Z7JC SG2507Z7JD SG2507Z7JE SG2507Z7JF SG2507Z7JG SG2507Z7JH SG2507Z7JI SG2507Z7JJ SG2507Z7JK SG2507Z7JL SG2507Z7JM SG2507Z7JN SG2507Z7JO SG2507Z7JP SG2507Z7JQ SG2507Z7JR SG2507Z7JS SG2507Z7JT SG2507Z7JU SG2507Z7JV SG2507Z7JW SG2507Z7JX SG2507Z7JY SG2507Z7JZ SG2507Z7K0 SG2507Z7K1 SG2507Z7K2 SG2507Z7K3 SG2507Z7K4 SG2507Z7K5 SG2507Z7K6 SG2507Z7K7 SG2507Z7K8 SG2507Z7K9 SG2507Z7KA SG2507Z7KB SG2507Z7KC SG2507Z7KD SG2507Z7KE SG2507Z7KF SG2507Z7KG SG2507Z7KH SG2507Z7KI SG2507Z7KJ SG2507Z7KK SG2507Z7KL SG2507Z7KM SG2507Z7KN SG2507Z7KO SG2507Z7KP SG2507Z7KQ SG2507Z7KR SG2507Z7KS SG2507Z7KT SG2507Z7KU SG2507Z7KV SG2507Z7KW SG2507Z7KX SG2507Z7KY SG2507Z7KZ SG2507Z7L0 SG2507Z7L1 SG2507Z7L2 SG2507Z7L3 SG2507Z7L4 SG2507Z7L5 SG2507Z7L6 SG2507Z7L7 SG2507Z7L8 SG2507Z7L9 SG2507Z7LA SG2507Z7LB SG2507Z7LC SG2507Z7LD SG2507Z7LE SG2507Z7LF SG2507Z7LG SG2507Z7LH SG2507Z7LI SG2507Z7LJ SG2507Z7LK SG2507Z7LL SG2507Z7LM SG2507Z7LN SG2507Z7LO SG2507Z7LP SG2507Z7LQ SG2507Z7LR SG2507Z7LS SG2507Z7LT SG2507Z7LU SG2507Z7LV SG2507Z7LW SG2507Z7LX SG2507Z7LY SG2507Z7LZ SG2507Z7M0 SG2507Z7M1 SG2507Z7M2 SG2507Z7M3 SG2507Z7M4 SG2507Z7M5 SG2507Z7M6 SG2507Z7M7 SG2507Z7M8 SG2507Z7M9 SG2507Z7MA SG2507Z7MB SG2507Z7MC SG2507Z7MD SG2507Z7ME SG2507Z7MF SG2507Z7MG SG2507Z7MH SG2507Z7MI SG2507Z7MJ SG2507Z7MK SG2507Z7ML SG2507Z7MM SG2507Z7MN SG2507Z7MO SG2507Z7MP SG2507Z7MQ SG2507Z7MR SG2507Z7MS SG2507Z7MT SG2507Z7MU SG2507Z7MV SG2507Z7MW SG2507Z7MX SG2507Z7MY SG2507Z7MZ SG2507Z7N0 SG2507Z7N1 SG2507Z7N2 SG2507Z7N3 SG2507Z7N4 SG2507Z7N5 SG2507Z7N6 SG2507Z7N7 SG2507Z7N8 SG2507Z7N9 SG2507Z7NA SG2507Z7NB SG2507Z7NC SG2507Z7ND SG2507Z7NE SG2507Z7NF SG2507Z7NG SG2507Z7NH SG2507Z7NI SG2507Z7NJ SG2507Z7NK SG2507Z7NL SG2507Z7NM SG2507Z7NN SG2507Z7NO SG2507Z7NP SG2507Z7NQ SG2507Z7NR SG2507Z7NS SG2507Z7NT SG2507Z7NU SG2507Z7NV SG2507Z7NW SG2507Z7NX SG2507Z7NY SG2507Z7NZ SG2507Z7P0 SG2507Z7P1 SG2507Z7P2 SG2507Z7P3 SG2507Z7P4 SG2507Z7P5 SG2507Z7P6 SG2507Z7P7 SG2507Z7P8 SG2507Z7P9 SG2507Z7PA SG2507Z7PB SG2507Z7PC SG2507Z7PD SG2507Z7PE SG2507Z7PF SG2507Z7PG SG2507Z7PH SG2507Z7PI SG2507Z7PJ SG2507Z7PK SG2507Z7PL SG2507Z7PM SG2507Z7PN SG2507Z7PO SG2507Z7PP SG2507Z7PQ SG2507Z7PR SG2507Z7PS SG2507Z7PT SG2507Z7PU SG2507Z7PV SG2507Z7PW SG2507Z7PX SG2507Z7PY SG2507Z7PZ SG2507Z7Q0 SG2507Z7Q1 SG2507Z7Q2 SG2507Z7Q3 SG2507Z7Q4 SG2507Z7Q5 SG2507Z7Q6 SG2507Z7Q7 SG2507Z7Q8 SG2507Z7Q9 SG2507Z7QA SG2507Z7QB SG2507Z7QC SG2507Z7QD SG2507Z7QE SG2507Z7QF SG2507Z7QG SG2507Z7QH SG2507Z7QI SG2507Z7QJ SG2507Z7QK SG2507Z7QL SG2507Z7QM SG2507Z7QN SG2507Z7QO SG2507Z7QP SG2507Z7QQ SG2507Z7QR SG2507Z7QS SG2507Z7QT SG2507Z7QU SG2507Z7QV SG2507Z7QW SG2507Z7QX SG2507Z7QY SG2507Z7QZ SG2507Z7R0 SG2507Z7R1 SG2507Z7R2 SG2507Z7R3 SG2507Z7R4 SG2507Z7R5 SG2507Z7R6 SG2507Z7R7 SG2507Z7R8 SG2507Z7R9 SG2507Z7RA SG2507Z7RB SG2507Z7RC SG2507Z7RD SG2507Z7RE SG2507Z7RF SG2507Z7RG SG2507Z7RH SG2507Z7RI SG2507Z7RJ SG2507Z7RK SG2507Z7RL SG2507Z7RM SG2507Z7RN SG2507Z7RO SG2507Z7RP SG2507Z7RQ SG2507Z7RR SG2507Z7RS SG2507Z7RT SG2507Z7RU SG2507Z7RV SG2507Z7RW SG2507Z7RX SG2507Z7RY SG2507Z7RZ SG2507Z7S0 SG2507Z7S1 SG2507Z7S2 SG2507Z7S3 SG2507Z7S4 SG2507Z7S5 SG2507Z7S6 SG2507Z7S7 SG2507Z7S8 SG2507Z7S9 SG2507Z7SA SG2507Z7SB SG2507Z7SC SG2507Z7SD SG2507Z7SE SG2507Z7SF SG2507Z7SG SG2507Z7SH SG2507Z7SI SG2507Z7SJ SG2507Z7SK SG2507Z7SL SG2507Z7SM SG2507Z7SN SG2507Z7SO SG2507Z7SP SG2507Z7SQ SG2507Z7SR SG2507Z7SS SG2507Z7ST SG2507Z7SU SG2507Z7SV SG2507Z7SW SG2507Z7SX SG2507Z7SY SG2507Z7SZ SG2507Z7T0 SG2507Z7T1 SG2507Z7T2 SG2507Z7T3 SG2507Z7T4 SG2507Z7T5 SG2507Z7T6 SG2507Z7T7 SG2507Z7T8 SG2507Z7T9 SG2507Z7TA SG2507Z7TB SG2507Z7TC SG2507Z7TD SG2507Z7TE SG2507Z7TF SG2507Z7TG SG2507Z7TH SG2507Z7TI SG2507Z7TJ SG2507Z7TK SG2507Z7TL SG2507Z7TM SG2507Z7TN SG2507Z7TO SG2507Z7TP SG2507Z7TQ SG2507Z7TR SG2507Z7TS SG2507Z7TT SG2507Z7TU SG2507Z7TV SG2507Z7TW SG2507Z7TX SG2507Z7TY SG2507Z7TZ SG2507Z7U0 SG2507Z7U1 SG2507Z7U2 SG2507Z7U3 SG2507Z7U4 SG2507Z7U5 SG2507Z7U6 SG2507Z7U7 SG2507Z7U8 SG2507Z7U9 SG2507Z7UA SG2507Z7UB SG2507Z7UC SG2507Z7UD SG2507Z7UE SG2507Z7UF SG2507Z7UG SG2507Z7UH SG2507Z7UI SG2507Z7UJ SG2507Z7UK SG2507Z7UL SG2507Z7UM SG2507Z7UN SG2507Z7UO SG2507Z7UP SG2507Z7UQ SG2507Z7UR SG2507Z7US SG2507Z7UT SG2507Z7UU SG2507Z7UV SG2507Z7UW SG2507Z7UX SG2507Z7UY SG2507Z7UZ SG2507Z7V0 SG2507Z7V1 SG2507Z7V2 SG2507Z7V3 SG2507Z7V4 SG2507Z7V5 SG2507Z7V6 SG2507Z7V7 SG2507Z7V8 SG2507Z7V9 SG2507Z7VA SG2507Z7VB SG2507Z7VC SG2507Z7VD SG2507Z7VE SG2507Z7VF SG2507Z7VG SG2507Z7VH SG2507Z7VI SG2507Z7VJ SG2507Z7VK SG2507Z7VL SG2507Z7VM SG2507Z7VN SG2507Z7VO SG2507Z7VP SG2507Z7VQ SG2507Z7VR SG2507Z7VS SG2507Z7VT SG2507Z7VU SG2507Z7VV SG2507Z7VW SG2507Z7VX SG2507Z7VY SG2507Z7VZ SG2507Z7W0 SG2507Z7W1 SG2507Z7W2 SG2507Z7W3 SG2507Z7W4 SG2507Z7W5 SG2507Z7W6 SG2507Z7W7 SG2507Z7W8 SG2507Z7W9 SG2507Z7WA SG2507Z7WB SG2507Z7WC SG2507Z7WD SG2507Z7WE SG2507Z7WF SG2507Z7WG SG2507Z7WH SG2507Z7WI SG2507Z7WJ SG2507Z7WK SG2507Z7WL SG2507Z7WM SG2507Z7WN SG2507Z7WO SG2507Z7WP SG2507Z7WQ SG2507Z7WR SG2507Z7WS SG2507Z7WT SG2507Z7WU SG2507Z7WV SG2507Z7WW SG2507Z7WX SG2507Z7WY SG2507Z7WZ SG2507Z7X0 SG2507Z7X1 SG2507Z7X2 SG2507Z7X3 SG2507Z7X4 SG2507Z7X5 SG2507Z7X6 SG2507Z7X7 SG2507Z7X8 SG2507Z7X9 SG2507Z7XA SG2507Z7XB SG2507Z7XC SG2507Z7XD SG2507Z7XE SG2507Z7XF SG2507Z7XG SG2507Z7XH SG2507Z7XI SG2507Z7XJ SG2507Z7XK SG2507Z7XL SG2507Z7XM SG2507Z7XN SG2507Z7XO SG2507Z7XP SG2507Z7XQ SG2507Z7XR SG2507Z7XS SG2507Z7XT SG2507Z7XU SG2507Z7XV SG2507Z7XW SG2507Z7XX SG2507Z7XY SG2507Z7XZ SG2507Z7Y0 SG2507Z7Y1 SG2507Z7Y2 SG2507Z7Y3 SG2507Z7Y4 SG2507Z7Y5 SG2507Z7Y6 SG2507Z7Y7 SG2507Z7Y8 SG2507Z7Y9 SG2507Z7YA SG2507Z7YB SG2507Z7YC SG2507Z7YD SG2507Z7YE SG2507Z7YF SG2507Z7YG SG2507Z7YH SG2507Z7YI SG2507Z7YJ SG2507Z7YK SG2507Z7YL SG2507Z7YM SG2507Z7YN SG2507Z7YO SG2507Z7YP SG2507Z7YQ SG2507Z7YR SG2507Z7YS SG2507Z7YT SG2507Z7YU SG2507Z7YV SG2507Z7YW SG2507Z7YX SG2507Z7YY SG2507Z7YZ SG2507Z7Z0 SG2507Z7Z1 SG2507Z7Z2 SG2507Z7Z3 SG2507Z7Z4 SG2507Z7Z5 SG2507Z7Z6 SG2507Z7Z7 SG2507Z7Z8 SG2507Z7Z9 SG2507Z7ZA SG2507Z7ZB SG2507Z7ZC SG2507Z7ZD SG2507Z7ZE SG2507Z7ZF SG2507Z7ZG SG2507Z7ZH SG2507Z7ZI SG2507Z7ZJ SG2507Z7ZK SG2507Z7ZL SG2507Z7ZM SG2507Z7ZN SG2507Z7ZO SG2507Z7ZP SG2507Z7ZQ SG2507Z7ZR SG2507Z7ZS

基本情報技術者試験に係るもの

FE2507004Q FE250700KT FE250700QO FE250701KH FE250701MO FE250701QI FE2507021V FE2507029A FE250702B5 FE250703G8 FE250703HG FE250704YQ FE250704ZR FE2507051W FE2507056V FE250705SP FE2507066F FE250706FK FE2507076Y FE250707EU
FE2507080Y FE25070823 FE2507088A FE2507088I FE250708C2 FE250708HG FE250708J3 FE25070956 FE250709AF FE250709VY FE25070AKU FE25070AMD FE25070BZW FE25070CGJ FE25070CGT FE25070CLW FE25070CVV FE25070CYO FE25070D3W FE25070D63
FE25070DBF FE25070DTF FE25070EFQ FE25070EKW FE25070ELE FE25070F6S FE25070G06 FE25070GFI FE25070GI1 FE25070HK3 FE25070HNK FE25070I41 FE25070I5D FE25070IKK FE25070IM1 FE25070IT3 FE25070J93 FE25070JKG FE25070JYC FE25070K2N
FE25070KCC FE25070KWE FE25070L5V FE25070L61 FE25070L6F FE25070LQL FE25070MJ7 FE25070MV7 FE25070MWD FE25070MX7 FE25070N69 FE25070N7B FE25070NBK FE25070NNO FE25070OB3 FE25070ORE FE25070P08 FE25070P11 FE25070P5L FE25070PFR
FE25070PH5 FE25070PVF FE25070PWO FE25070QCX FE25070QD6 FE25070QLB FE25070QNO FE25070QNQ FE25070REI FE25070RY3 FE25070RZT FE25070SOU FE25070SVN FE25070T6W FE25070T8L FE25070TBU FE25070TIL FE25070TON FE25070TU3 FE25070U02
FE25070U2S FE25070U8V FE25070ULM FE25070V84 FE25070VEB FE25070VGE FE25070WOL FE25070WDE FE25070WDQ FE25070WQC FE25070WTU FE25070X06 FE25070XGO FE25070XXU FE25070YC5 FE25070YKF FE25070YZE FE25070Z7R FE25070Z8D FE25070ZJD
FE25070ZKU FE25070ZTX FE25070ZVP FE25070ZZJ FE2507107Q FE250710T4 FE250710XK FE2507116P FE250711A2 FE250711FC FE250711X5 FE2507120D FE250712ML FE250712VU FE25071337 FE250713A9 FE250713CO FE250713E7 FE250713FS FE250713GK
FE250714ET FE2507159V FE250715CW FE250715K7 FE2507163H FE250716LZ FE250717IK FE250717R6 FE250717TW FE250718KK FE250718TW FE2507191E FE25071955 FE2507195Q FE250719KG FE250719MZ FE250719S5 FE25071AD4 FE25071AXV FE25071BBU
FE25071BLF FE25071CZ5 FE25071D73 FE25071DC3 FE25071DGH FE25071E8G FE25071E9X FE25071EMJ FE25071ER5 FE25071F12 FE25071FLV FE25071GFE FE25071GKH FE25071HCF FE25071HOD FE25071IE1 FE25071J5V FE25071JEK FE25071JQT FE25071K25
FE25071KEQ FE25071KQR FE25071KRD FE25071KRG FE25071L1S FE25071LQP FE25071LU2 FE25071M8H FE25071MNO FE25071MOK FE25071MTP FE25071MVX FE25071N08 FE25071N27 FE25071N4A FE25071NA6 FE25071NLH FE25071OLY FE25071OWB FE25071OZ9
FE25071PL8 FE25071PPI FE25071Q2R FE25071QN6 FE25071QNI FE25071QOM FE25071QWC FE25071ROD FE25071RNN FE25071SAY FE25071SGF FE25071SZB FE25071TOB FE25071TV6 FE25071U6Y FE25071UKR FE25071WOP FE25071WIM FE25071WOO FE25071WSU
FE25071X5Z FE25071XG7 FE25071YJW FE25071Z22 FE25071Z8B FE25071ZB8 FE25071ZJ1 FE2507205W FE2507208E FE250720BF FE250720KR FE2507217W FE250721MM FE2507227A FE250722HO FE250722KE FE250722NU FE2507235C FE2507236N FE2507243X
FE250724C5 FE250724E6 FE250724JT FE2507257I FE2507257S FE250725B8 FE250725YG FE25072600 FE2507268G FE2507269N FE250726QF FE250726US FE250727D5 FE250727LC FE250728KV FE25072806 FE250728TD FE250728Z2 FE2507295C FE250729FW
FE250729VR FE25072AQ1 FE25072B29 FE25072B3S FE25072B51 FE25072B8I FE25072BKJ FE25072BPJ FE25072BR1 FE25072C7F FE25072CHE FE25072D58 FE25072E3Z FE25072E8B FE25072EMN FE25072EVO FE25072FCR FE25072FS7 FE25072FVJ FE25072GUX
FE25072GVW FE25072H7R FE25072HNL FE25072HVP FE25072I15 FE25072ICF FE25072IGG FE25072J3E FE25072JB8 FE25072JDU FE25072JES FE25072JS4 FE25072JVS FE25072KJA FE25072KYS FE25072KZG FE25072L5N FE25072L80 FE25072L06 FE25072LON
FE25072LYE FE25072M8A FE25072MAC FE25072ME3 FE25072MZK FE25072NAR FE25072NRM FE25072OK7 FE25072OXN FE25072PZQ FE25072Q1S FE25072Q5F FE25072QAC FE25072QTE FE25072QV9 FE25072QVJ FE25072R9X FE25072RM6 FE25072RTF FE25072S82
FE25072SCA FE25072SGG FE25072SUW FE25072T2I FE25072TFI FE25072TN5 FE25072TXK FE25072UE4 FE25072UEK FE25072UKS FE25072UVA FE25072UYO FE25072V1D FE25072VBJ FE25072VD9 FE25072VHE FE25072VQE FE25072VVG FE25072VWP FE25072VXT
FE25072W03 FE25072WOY FE25072WI3 FE25072WKV FE25072WXO FE25072X4D FE25072X9X FE25072XF9 FE25072XPJ FE25072XSZ FE25072XUC FE25072YKS FE25072YSH FE25072YWO FE2507307S FE250730A9 FE250730SU FE2507311L FE250731OE FE250731YL
FE250732CG FE250732GX FE250732H3 FE250732S9 FE250732SJ FE250733EI FE250733FJ FE250733FR FE2507347J FE2507360D FE2507365A FE2507372H FE250737A9 FE250737D8 FE250737W4 FE25073816 FE250738FI FE250738FN FE250738I1 FE2507393U
FE25073954 FE250739EO FE250739PE FE250739Q1 FE25073A3E FE25073ACY FE25073AEJ FE25073ARD FE25073AZE FE25073BF2 FE25073BKM FE25073CLJ FE25073CNX FE25073CUI FE25073DET FE25073DQL FE25073E8W FE25073EC9 FE25073EGK FE25073EIE
FE25073EPO FE25073EST FE25073FAO FE25073FGJ FE25073FNU FE25073FS5 FE25073FW4 FE25073GTP FE25073GU2 FE25073HLA FE25073HN4 FE25073HUF FE25073I9W FE25073IBY FE25073IH6 FE25073IVO FE25073IY2 FE25073JAC FE25073JZC FE25073KBJ
FE25073KDD FE25073KSE FE25073LC8 FE25073LQZ FE25073LXJ FE25073LZ6 FE25073MB4 FE25073MEX FE25073MS2 FE25073MUK FE25073N29 FE25073N6L FE25073NAM FE25073NOO FE25073NRL FE25073OBK FE25073ODY FE25073OOB FE25073OU8 FE25073OUD
FE25073OZK FE25073P51 FE25073PE4 FE25073PKW FE25073PVZ FE25073PY5 FE25073QC8 FE25073QGT FE25073QP6 FE25073RB8 FE25073TOZ FE25073T2S FE25073T6L FE25073TPM FE25073TR7 FE25073U9Q FE25073UUI FE25073UZ8 FE25073UZP FE25073VH5
FE25073VUA FE25073X3U FE25073X4D FE25073XAW FE25073XCI FE25073XGL FE25073YM9 FE25073YRJ FE25073ZIN FE25073ZP3 FE25073ZQ4 FE25073ZXI FE2507409K FE250740CY FE250740CZ FE250740Z5 FE2507415S FE2507417W FE250741AT FE250741CI
FE250741FG FE250741HT FE250741T8 FE250741VT FE2507422H FE250742FD FE250742T8 FE2507438N FE2507439L FE250743GF FE2507444T FE250744L5 FE250744S1 FE25074599 FE250745E1 FE250745MJ FE250745MY FE250745ND FE250745YC FE2507463I
FE250746ET FE250746JX FE250746UP FE2507472F FE250747EU FE250747Q1 FE2507486U FE250748RF FE2507493E FE250749LY FE250749M5 FE25074AAX FE25074ABF FE25074AFO FE25074AUY FE25074B3C FE25074B68 FE25074BI7 FE25074C5M FE25074D64
FE25074D9G FE25074D9L FE25074DIY FE25074DMN FE25074ECE FE25074F14 FE25074F24 FE25074F31 FE25074FTZ FE25074FUJ FE25074GC8 FE25074GEO FE25074HO7 FE25074HTV FE25074I44 FE25074I5A FE25074J4R FE25074JH3 FE25074JIF FE25074JLU
FE25074K20 FE25074KAR FE25074LEH FE25074LRE FE25074LYA FE25074M13 FE25074MSE FE25074MYW FE25074N6W FE25074NEL FE25074NGV FE25074NNO FE25074NPY FE25074NRU FE25074NSG FE25074NTE FE2507402N FE25074OAE FE25074OIG FE25074OIU
FE25074OQB FE25074OUQ FE25074PPS FE25074PS3 FE25074Q6H FE25074Q8T FE25074QE8 FE25074QIO FE25074QOF FE25074QUL FE25074R7X FE25074R8B FE25074RC2 FE25074RT1 FE25074RUR FE25074RXH FE25074SOL FE25074S4S FE25074S8P FE25074SMR
FE25074SQW FE25074SRG FE25074SRN FE25074STB FE25074SUE FE25074T72 FE25074TT4 FE25074TX9 FE25074U2A FE25074UDI FE25074UKB FE25074UOA FE25074UYK FE25074V2R FE25074V33 FE25074V8M FE25074W20 FE25074WJO FE25074WMK FE25074WZY
FE25074X1I FE25074XBY FE25074XIM FE25074XOG FE25074Y4Q FE25074YAH FE25074YU5 FE25074Z2V FE25074Z8L FE25074ZBL FE25074ZJY FE25074ZOJ FE25074ZRV FE2507509R FE250750AC FE2507512P FE250751MZ FE250751PW FE250751YQ FE250752GC
FE250752IV FE250753AJ FE250753RY FE250754NC FE2507551I FE25075595 FE250755AN FE250755BT FE250756AG FE250756IE FE250756K6 FE250757CM FE250757EG FE250757LO FE250757LM FE2507589R FE250758BI FE250758UM FE250758XN FE25075919
FE25075923 FE25075A6P FE25075ABY FE25075AKY FE25075BJB FE25075BQS FE25075CAE FE25075D21 FE25075DCJ FE25075E3E FE25075EFU FE25075ETV FE25075EYE FE25075FAI FE25075FIH FE25075FLD FE25075FW1 FE25075GAZ FE25075GC2 FE25075GC8
FE25075GG3 FE25075GKE FE25075GRJ FE25075GZ4 FE25075H1J FE25075HE5 FE25075HLS FE25075HU2 FE25075HYM FE25075IA4 FE25075IH7 FE25075II5 FE25075IMZ FE25075J42 FE25075J69 FE25075JCL FE25075JOX FE25075KBE FE25075KMC FE25075KN8
FE25075KSY FE25075KW3 FE25075L07 FE25075LHF FE25075LZN FE25075M1K FE25075M2T FE25075MJ7 FE25075MK1 FE25075MSO FE25075N28 FE25075N54 FE25075NC4 FE25075NF7 FE25075NVD FE2507503D FE250750BJ FE25075PMD FE25075PO5 FE25075PU2
FE25075Q6I FE25075Q6S FE25075QGO FE25075QTJ FE25075RFS FE25075RNT FE25075RYO FE25075T6Q FE25075TD8 FE25075TZ2 FE25075UUI FE25075V2K FE25075V4P FE25075V77 FE25075VIJ FE25075VMO FE25075VXH FE25075W1E FE25075W6J FE25075WMN
FE25075X57 FE25075X6X FE25075XBI FE25075XG8 FE25075XHE FE25075XHG FE25075XQ3 FE25075XUU FE25075XVO FE25075YEQ FE25075YHP FE25075YIT FE25075Z4K FE25075ZDB FE25075ZVC FE2507602D FE250760MH FE2507618Y FE25076222 FE25076246
FE2507625B FE25076291 FE250762GL FE250763HA FE250763OT FE250763VZ FE250763WO FE250764EG FE250764KU FE2507640Z FE250764RQ FE25076587 FE250765SV FE250765XO FE2507663M FE2507664T FE2507666S FE250766DW FE2507678D FE2507679L
FE250767B8 FE250767X6 FE2507689T FE250768J4 FE250768YG FE250769D3 FE250769D8 FE250769DZ FE250769PL FE25076ARO FE25076AWY FE25076BFG FE25076BFS FE25076BNK FE25076C2U FE25076C9S FE25076CW1 FE25076D27 FE25076D7J FE25076DP4
FE25076EWQ FE25076F4A FE25076F9S FE25076FOW FE25076FUG FE25076FUZ FE25076G0Q FE25076GDJ FE25076GJ3 FE25076GXF FE25076H8E FE25076HDQ FE25076HJ9 FE25076HN9 FE25076I7O FE25076IQL FE25076J6A FE25076JEK FE25076JWU FE25076K14
FE25076K2L FE25076K48 FE25076KFH FE25076LQZ FE25076M5B FE25076N8N FE25076NDT FE25076NK7 FE25076NKJ FE25076NMO FE2507606V FE250760AV FE250760I7 FE250760ZI FE25076Q8N FE25076QJZ FE25076QQZ FE25076QW9 FE25076QYH FE25076R2O
FE25076RKO FE25076RLK FE25076RNV FE25076S1C FE25076SAS FE25076SIR FE25076SXY FE25076TID FE25076TSF FE25076TT5 FE25076TW9 FE25076UOI FE25076UBU FE25076UEN FE25076UVQ FE25076VBB FE25076VQS FE25076W21 FE25076W2S FE25076W3T

FE2507W8I FE2507W8W FE2507X04 FE2507XWZ FE2507XYB FE2507Y11 FE2507Y2M FE2507YAV FE2507YLJ FE2507Z6Q FE2507Z6Y FE2507ZXJ FE2507ZF9 FE2507ZQ FE2507ZZ FE2507_0NW FE2507_1CJ FE2507_1HD FE2507_1PF FE2507_20J FE2507_30M
FE2507_3SI FE2507_3BN FE2507_40J FE2507_4SA FE2507_4TW FE2507_4VC FE2507_53Z FE2507_590 FE2507_5GL FE2507_60N FE2507_6R2 FE2507_6Y FE2507_703 FE2507_715 FE2507_72R FE2507_7LZ FE2507_7ZA FE2507_841
FE2507_8NT FE2507_8L3 FE2507_9CV FE2507_9D3 FE2507_9EW FE2507_9L FE2507_9YR FE2507_A0B FE2507_A48 FE2507_AVE FE2507_B4N FE2507_BQY FE2507_C30 FE2507_CJ2 FE2507_CT8 FE2507_DD3
FE2507_DBA FE2507_DTG FE2507_DU1 FE2507_E8B FE2507_EDU FE2507_EHW FE2507_EK2 FE2507_EW3 FE2507_FLP FE2507_FWE FE2507_FZW FE2507_G2P FE2507_G6X FE2507_GVO FE2507_GXQ FE2507_HAM FE2507_HNJ
FE2507_JEL FE2507_JH2 FE2507_JQC FE2507_KMC FE2507_LB1 FE2507_LV4 FE2507_MDY FE2507_MN6 FE2507_N9L FE2507_NLN FE2507_NVE FE2507_NVJ FE2507_OS7 FE2507_PG9 FE2507_PTA FE2507_QBM FE2507_QJO FE2507_QM3 FE2507_QSJ
FE2507_QT2 FE2507_S0D FE2507_S4G FE2507_S7H FE2507_SCO FE2507_SBQ FE2507_SZJ FE2507_TGN FE2507_TKB FE2507_UTX FE2507_V6R FE2507_V0H FE2507_VQV FE2507_VS1 FE2507_WEJ FE2507_WNX FE2507_WTC FE2507_XPJ
FE2507_XFT FE2507_YZL FE2507_YF8 FE2507_YPD FE2507_ZBN FE2507_Z19 FE2507_809 FE2507_80U FE2507_80W FE2507_81A FE2507_81Z FE2507_836 FE2507_83M FE2507_83W FE2507_84M FE2507_84S FE2507_84Y2
FE2507_8AQ FE2507_8AT FE2507_8AV FE2507_8BM FE2507_8BW FE2507_8CA2 FE2507_8CL FE2507_8DA1 FE2507_8DU2 FE2507_8EAY FE2507_8ECU FE2507_8EW5 FE2507_8EZ6 FE2507_8F09 FE2507_8F3R FE2507_8F3U
FE2507_8FV FE2507_8H2 FE2507_8H5O FE2507_8HCP FE2507_8I5B FE2507_8I9K FE2507_8IDY FE2507_8IXU FE2507_8JDM FE2507_8JTH FE2507_8JWR FE2507_8KIS FE2507_8KKV FE2507_8KVB FE2507_8LIX FE2507_8LDQ FE2507_8LYH
FE2507_8M3 FE2507_8MQZ FE2507_8MTQ FE2507_8NYF FE2507_8MZ5 FE2507_8NJO FE2507_8NS1 FE2507_8PH1 FE2507_8PTR FE2507_8PZH FE2507_8PZC FE2507_8RY FE2507_8RZ FE2507_8RYD
FE2507_8S40 FE2507_8S8K FE2507_8SB7 FE2507_8SRG FE2507_8T49 FE2507_8T9R FE2507_8T12 FE2507_8TQR FE2507_8U3K FE2507_8UM2 FE2507_8VKD FE2507_8YXV FE2507_8WLM FE2507_8WR6 FE2507_8XEG FE2507_8XG4
FE2507_8XMC FE2507_8XT5 FE2507_8Y2U FE2507_8T5W FE2507_8TPF FE2507_8ZIH FE2507_9090 FE2507_91A5 FE2507_91HC FE2507_91WT FE2507_9286 FE2507_92FX FE2507_92GG FE2507_92P FE2507_9311 FE2507_939E FE2507_93CT
FE2507_93RT FE2507_93UH FE2507_9460 FE2507_962M FE2507_967H FE2507_969R FE2507_96AS FE2507_973X FE2507_97A5 FE2507_97MW FE2507_97UB FE2507_97X FE2507_98RO FE2507_9912 FE2507_99BY FE2507_9AC
FE2507_9ED FE2507_99XK FE2507_9A7U FE2507_9AGS FE2507_9B6M FE2507_9DJV FE2507_9E22 FE2507_9E2Z FE2507_9E3N FE2507_9EC8 FE2507_9EZW FE2507_9F2 FE2507_9F3 FE2507_9F4 FE2507_9F5 FE2507_9F6 FE2507_9F7
FE2507_9G8 FE2507_9J69 FE2507_9J FE2507_9JI7 FE2507_9JZO FE2507_9K4Q FE2507_9KJ8 FE2507_9KKT FE2507_9KM7 FE2507_9KMA FE2507_9KUR FE2507_9L7N FE2507_9LGU FE2507_9M1K FE2507_9MAW FE2507_9MC
FE2507_9MQO FE2507_9MUP FE2507_9NW3 FE2507_9NHU FE2507_9NDJ FE2507_9O41 FE2507_9O8E FE2507_9P0Y FE2507_9P7E FE2507_9PNC FE2507_9PQK FE2507_9PSD FE2507_9Q0Z FE2507_9Q85 FE2507_9QF9 FE2507_9R8B FE2507_9R8U FE2507_9RAW
FE2507_9RBM FE2507_9SJO FE2507_9SLQ FE2507_9T7C FE2507_9TEX FE2507_9TWZ FE2507_9U4U FE2507_9U5D FE2507_9UDH FE2507_9UHG FE2507_9UIV FE2507_9UPK FE2507_9UG FE2507_9V1W FE2507_9W71 FE2507_9W7C
FE2507_9XGD FE2507_9XTF FE2507_9XXE FE2507_9Y06 FE2507_9YJX FE2507_9YNA FE2507_9Z0T FE2507_9Z3R FE2507_9ZFC FE2507_9ZHK FE2507_9ZN6 FE2507_9ZW FE2507_A03U FE2507_A0AL FE2507_A0MV FE2507_A1N5 FE2507_A21M FE2507_A2BZ
FE2507_A2OP FE2507_A2Z9 FE2507_A4BM FE2507_A4DC FE2507_A4WT FE2507_A5A0 FE2507_A5EO FE2507_A5NN FE2507_A6SH FE2507_A6SZ FE2507_A743 FE2507_A7CN FE2507_A7FV FE2507_A80C FE2507_A8G7 FE2507_A8T3 FE2507_A96O FE2507_A9CL FE2507_A9DZ
FE2507_A9KO FE2507_A9PH FE2507_A9W6 FE2507_AA2W FE2507_AA35 FE2507_ABSU FE2507_ABTL FE2507_ABX8 FE2507_ACOK FE2507_ACCE FE2507_ACJT FE2507_ACKB FE2507_ADQJ FE2507_ADV2 FE2507_AEXX FE2507_AFD1 FE2507_AFPF FE2507_AFPJ FE2507_AFRD
FE2507_AG3B FE2507_AGTL FE2507_AH30 FE2507_AHC0 FE2507_AHN0 FE2507_AI0E FE2507_AJ72 FE2507_AJ8G FE2507_AJEX FE2507_AJZX FE2507_AK4Y FE2507_AKUB FE2507_AL3D FE2507_AL56 FE2507_AM5G FE2507_AMBQ FE2507_AMRA FE2507_AN1F FE2507_AP3J
FE2507_ANG FE2507_ANK5 FE2507_ANQE FE2507_ANUA FE2507_ANZG FE2507_AO1O FE2507_AO83 FE2507_AOLJ FE2507_AONE FE2507_AOPQ FE2507_AP30 FE2507_APAN FE2507_APEJ FE2507_AQ8F FE2507_AQCB FE2507_AQ1Q FE2507_AQ4Z
FE2507_AQBU FE2507_AR9R FE2507_ARGN FE2507_ARV5 FE2507_AS02 FE2507_ATCB FE2507_AUPV FE2507_AUW4 FE2507_AV36 FE2507_AW7C FE2507_AX8B FE2507_AYAF FE2507_AYLT FE2507_AYOF FE2507_AYJD FE2507_AZ8L FE2507_AZ97 FE2507_AZET
FE2507_AZWG FE2507_B03A FE2507_B0J0 FE2507_B0A1 FE2507_B0MC FE2507_BOW0 FE2507_B12B FE2507_B15S FE2507_B18B FE2507_B1CH FE2507_BLJU FE2507_B1KD FE2507_B1LB FE2507_B1YR FE2507_B25S FE2507_B3SG FE2507_B3XN
FE2507_B49S FE2507_B4HH FE2507_B4PJ FE2507_B4XR FE2507_B57L FE2507_B6W6 FE2507_B634 FE2507_B79B FE2507_B7R3 FE2507_B7Y4 FE2507_B80P FE2507_B83B FE2507_B964 FE2507_B9LB FE2507_B9G4 FE2507_B9GR FE2507_B9LR FE2507_B9XB FE2507_BB0W FE2507_BBCB
FE2507_BIC FE2507_BBIV FE2507_BCEZ FE2507_BCMY FE2507_BCNP FE2507_BD90 FE2507_BDH1 FE2507_BDOR FE2507_BDTK FE2507_BEC7 FE2507_BEL2 FE2507_BEP4 FE2507_BEVY FE2507_BF91 FE2507_BGDD FE2507_BGUX FE2507_BGZG FE2507_BH12
FE2507_BIVV FE2507_BLWK FE2507_BM3L FE2507_BK9I FE2507_BKH2 FE2507_BLH2 FE2507_BLR8 FE2507_BM8C FE2507_BMCN FE2507_BMFM FE2507_BMW6 FE2507_BMW1 FE2507_BN06 FE2507_BN4C FE2507_BNAM FE2507_BNHH FE2507_BNSY FE2507_BNWT FE2507_BOOZ FE2507_BOB8
FE2507_BOCT FE2507_BOTB FE2507_BPP6 FE2507_BPPL FE2507_BQRC FE2507_BQRK FE2507_BRAA FE2507_BRYK FE2507_BSJ6 FE2507_BSOP FE2507_BSX3 FE2507_BSYH FE2507_BU8E FE2507_BUYM FE2507_BVK7 FE2507_BVU9 FE2507_BVYV FE2507_BWE0
FE2507_BWVE FE2507_BXK3 FE2507_BY5M FE2507_BYAQ FE2507_BYG1 FE2507_BYNF FE2507_BZ6U FE2507_BZFS FE2507_BZLA FE2507_BZLP FE2507_BZSV FE2507_BZW6 FE2507_C00D FE2507_C1L3 FE2507_C2ES FE2507_C2XJ FE2507_C34H FE2507_C3GU
FE2507_C3LM FE2507_C328 FE2507_C429 FE2507_C4LY FE2507_C4N3 FE2507_C54Q FE2507_C5E5 FE2507_C5JH FE2507_C5OC FE2507_C5QQ FE2507_C668 FE2507_C66I FE2507_C6A9 FE2507_C6AP FE2507_C6ES FE2507_C7C7 FE2507_C7C9 FE2507_C7LL
FE2507_C81M FE2507_C99Q FE2507_C9PU FE2507_C2P FE2507_CAOW FE2507_CAMK FE2507_CBLK FE2507_CBQB FE2507_CBV2 FE2507_CBX8 FE2507_CCA0 FE2507_CCC6 FE2507_CCLR FE2507_CDWN FE2507_CF4G FE2507_CFP9 FE2507_CFW8
FE2507_CFBI FE2507_CFPF FE2507_CG8V FE2507_CHEU FE2507_CHG1 FE2507_CHKJ FE2507_C10T FE2507_C13B FE2507_C1B2 FE2507_C1DN FE2507_C1G3 FE2507_C1JL FE2507_CKEE FE2507_CKEU FE2507_CKHX FE2507_CL13 FE2507_CLDF FE2507_CLE1
FE2507_CLM6 FE2507_CM75 FE2507_CM83 FE2507_CNNW FE2507_CNW3 FE2507_CNX0 FE2507_CNXQ FE2507_CNYB FE2507_CO0Z FE2507_CO80 FE2507_COFE FE2507_COJU FE2507_COU4 FE2507_CP8T FE2507_CQF1 FE2507_CQOA FE2507_CQOE FE2507_CQVV FE2507_CRDV
FE2507_CS76 FE2507_CS8G FE2507_CS8M FE2507_CS9W FE2507_CSLO FE2507_CSSN FE2507_CT83 FE2507_CTTK FE2507_CUN5 FE2507_CUUU FE2507_CUZF FE2507_CV18 FE2507_CV7Z FE2507_CVJC FE2507_CVJV FE2507_CVY9 FE2507_CW9W FE2507_CWY0
FE2507_CXA FE2507_CXT3 FE2507_CYP0 FE2507_CYQD FE2507_CYYD FE2507_CZ28 FE2507_CZAF FE2507_CZR FE2507_CZG9 FE2507_CZKE FE2507_CZR7 FE2507_CZT7 FE2507_CZZN FE2507_D0OH FE2507_D0OJ FE2507_D0E1 FE2507_D0F3 FE2507_D0T3
FE2507_D1Q4 FE2507_D1T8 FE2507_D1X7 FE2507_D2JC FE2507_D2K0 FE2507_D3GX FE2507_D3SL FE2507_D3XN FE2507_D3YO FE2507_D49H FE2507_D4HD FE2507_D4P1 FE2507_D4TN FE2507_D5B8 FE2507_D5G5 FE2507_D5S3 FE2507_D5W3
FE2507_D5NV FE2507_D62X FE2507_D66L FE2507_D68C FE2507_D6BX FE2507_D76R FE2507_D78M FE2507_D7A FE2507_D8I7 FE2507_D8KY FE2507_D8WI FE2507_D999 FE2507_D9TZ FE2507_D9X9 FE2507_DAV9 FE2507_DB3C FE2507_DBUK FE2507_DBWF FE2507_DCED
FE2507_DD8F FE2507_DDJW FE2507_DDLV FE2507_DE2B FE2507_DEQH FE2507_DEW FE2507_DFGL FE2507_DFNP FE2507_DG5D FE2507_DGDM FE2507_DI3Y FE2507_DI0C FE2507_DJ4L FE2507_DKQS FE2507_DL8M FE2507_DLVV FE2507_DLX0
FE2507_DMJG FE2507_DMMR FE2507_DNQK FE2507_DOAR FE2507_DOCH FE2507_DOT5 FE2507_DOTB FE2507_DP3J FE2507_DP7C FE2507_DPCQ FE2507_DPT7 FE2507_DPW7 FE2507_DPY7 FE2507_DQ78 FE2507_DQKM FE2507_DR7T FE2507_DRRI FE2507_DRXH
FE2507_DMW FE2507_DS5 FE2507_DS6Z FE2507_DS8 FE2507_DSS7 FE2507_DSXE FE2507_DT5H FE2507_DTBR FE2507_DTNE FE2507_DU0F FE2507_DUWS FE2507_DVV4 FE2507_DW8I FE2507_DWFD FE2507_DX08 FE2507_DX40 FE2507_DXE8 FE2507_DXOG FE2507_DY9J FE2507_DYS7
FE2507_DVV FE2507_DW8 FE2507_DXV FE2507_DZC6 FE2507_E0FQ FE2507_E0ID FE2507_E10P FE2507_E1EO FE2507_E1EY FE2507_E1FO FE2507_E2HP FE2507_E46K FE2507_E47A FE2507_E4D1 FE2507_E4MX FE2507_E4TC FE2507_E59E FE2507_E5EG
FE2507_E5GC FE2507_E5MT FE2507_E661 FE2507_E6GV FE2507_E6U6 FE2507_E70Y FE2507_E7C6 FE2507_E7DX FE2507_E8RU FE2507_E8ST FE2507_E93Z FE2507_E960 FE2507_E9MD FE2507_E9QA FE2507_EA03 FE2507_EB15 FE2507_EBKA FE2507_EBRD FE2507_EC09 FE2507_ECQ3
FE2507_ED44 FE2507_EDX4 FE2507_EDRJ FE2507_EEHM FE2507_EEP FE2507_EFDD FE2507_EFF5 FE2507_EFFQ FE2507_EFHX FE2507_EFQ0 FE2507_EFQD FE2507_EFZC FE2507_EG1O FE2507_EG9C FE2507_EGWC FE2507_EGLB FE2507_EH4Y FE2507_EHDP
FE2507_EHJ5 FE2507_EHK7 FE2507_EHS2 FE2507_EHW1 FE2507_EI1S FE2507_EILL FE2507_EIO2 FE2507_EIRO FE2507_EITR FE2507_EJAQ FE2507_EJB5 FE2507_EJKE FE2507_EKTU FE2507_EKS4 FE2507_ELRY FE2507_ELUN FE2507_EM1E FE2507_EMB8 FE2507_EMDT
FE2507_EHH FE2507_EHT FE2507_EHZ FE2507_EIA FE2507_EIJ FE2507_EIP FE2507_EIW FE2507_EJ0 FE2507_EJE FE2507_EJQ FE2507_EJZ FE2507_EKA FE2507_EKJ FE2507_EKZ FE2507_ELA FE2507_ELJ FE2507_ELP FE2507_ELW FE2507_EM0 FE2507_EM2 FE2507_EM3

FE2507ENN7 FE2507ENXC FE2507E0H0 FE2507EP2Q FE2507EP4E FE2507EPM7 FE2507EQB6 FE2507EQF6 FE2507EQQT FE2507ERHG FE2507ERK2 FE2507ERN4 FE2507ESMT FE2507ET27 FE2507ETE4 FE2507ETQL FE2507ETUT
FE2507ET76 FE2507EU3L FE2507EU49 FE2507EUDT FE2507EUJ9 FE2507EUNJ FE2507EUX8 FE2507EUXE FE2507EV3G FE2507EVHA FE2507EVNR FE2507EVRL FE2507EW7Q FE2507EWW2 FE2507EWW9 FE2507EWWC FE2507EXNW
FE2507EXQL FE2507EXYO FE2507EYDN FE2507EYM7 FE2507EZ2A FE2507F0M5 FE2507F6M3 FE2507F6R3 FE2507F6WS FE2507F6Z9 FE2507F7LT FE2507F7LW FE2507F7SS1 FE2507F7SST FE2507F8YK FE2507F9ZY2 FE2507F9EE
FE2507F44D FE2507F495 FE2507F4UI FE2507F4YB FE2507F51S FE2507F5LO FE2507F6MT FE2507F6Q3 FE2507F6Y4 FE2507F7LF FE2507F7R3 FE2507F7XH FE2507FCD8 FE2507FCP2 FE2507FDDQ FE2507FE0V FE2507FE6M FE2507FEOU FE2507FEYO FE2507FF1K FE2507FF7L FE2507FF9G FE2507FFDY2 FE2507FFDV8 FE2507FFJP FE2507FH8M FE2507FHAV FE2507FHE3 FE2507FHNH FE2507FIVU FE2507FIX6 FE2507FIXC
FE2507FIXR FE2507FJPE FE2507FJV8 FE2507FK8Z FE2507FKLS FE2507FKOP FE2507FL26 FE2507FLOB FE2507FM74 FE2507FN0O FE2507FO1C FE2507FOMU FE2507FPKF FE2507FQFP FE2507FRBC
FE2507FRZN FE2507FSSE FE2507FSM6 FE2507FSOC FE2507FT41 FE2507FTDF FE2507FTJD FE2507FTRT FE2507FTT5 FE2507FTVJ FE2507FV4E FE2507FVBR FE2507FVV0 FE2507FVVJ FE2507FWDR FE2507FWHE FE2507FWUQ
FE2507FXB6 FE2507FXTA FE2507FYVQ FE2507FYWT FE2507FYR5 FE2507FYTP FE2507F29J FE2507F2O3 FE2507F2O6 FE2507F2W0 FE2507F2Y2 FE2507F3EE FE2507F3WQ
FE2507G2O5 FE2507G2P7 FE2507G2PM FE2507G3TX FE2507G3W FE2507G3PK FE2507G4VO FE2507G5HP FE2507G64A FE2507G64H FE2507G75E5 FE2507G7RN FE2507G7W FE2507G94B FE2507G9M0 FE2507G9W3 FE2507GB1V FE2507GB22
FE2507GBAV FE2507GC3M FE2507GC4A2 FE2507GCIV FE2507GCZZ FE2507GD5O FE2507GDVN FE2507GEGU FE2507GFLX FE2507GGDY FE2507GGHY FE2507GGPZ FE2507GHC2 FE2507GHL1 FE2507GHMC FE2507GHZJ FE2507GI3F
FE2507GIGU FE2507GIR6 FE2507GIVR FE2507GIZ8 FE2507GJJS FE2507GKY7 FE2507GL7Q FE2507GL9X FE2507GLP8 FE2507GLU5 FE2507GMMT FE2507GMWR FE2507GNGO FE2507GNJ2 FE2507GNNT FE2507GOR7
FE2507GOVW FE2507GOXB FE2507GPPQ FE2507GPPZ FE2507GPXE FE2507GQ6D FE2507GQGQ FE2507GQL5 FE2507GR9H FE2507GRVV FE2507GSEC FE2507GSHV FE2507GSN2 FE2507GT0P FE2507GTC7 FE2507GTW1 FE2507GUCD
FE2507GUE0 FE2507GUON FE2507GV3S FE2507GVEI FE2507GVJL FE2507GVS2 FE2507GWF1 FE2507GWVB FE2507GWY7 FE2507GXLQ FE2507GXTO FE2507GXWR FE2507GY4A FE2507GYJL FE2507GZ24 FE2507GZ53 FE2507GZPX FE2507GZSH FE2507GZW2
FE2507H01L FE2507H0BX FE2507H0L3 FE2507H0L9 FE2507H0OM FE2507H0P0 FE2507H160 FE2507H1CJ FE2507H1ER FE2507H1LQ FE2507H1NX FE2507H27U FE2507H2LB FE2507H2T9 FE2507H3T4 FE2507H3X7 FE2507H4QW
FE2507H5C1 FE2507H5H3 FE2507H5L9 FE2507H60T FE2507H660 FE2507H6F5 FE2507H7UB FE2507H80Z FE2507H81R FE2507H8U0 FE2507H9MP FE2507HA6H FE2507HAO9 FE2507HAVI FE2507HAYW FE2507HB6J
FE2507HBTM FE2507HBP1 FE2507HCN3 FE2507HDDU FE2507HE84 FE2507HENB FE2507HF1X FE2507HF6Z FE2507HFCU FE2507HFJ8 FE2507HGX9 FE2507HHN1 FE2507HHTK FE2507HHZP FE2507HJC8
FE2507HJJE FE2507HKAK FE2507HKIE FE2507HKPG FE2507HKPT FE2507HL1G FE2507HLIV FE2507HLT7 FE2507HLZA FE2507HM52 FE2507HMQF FE2507HN20 FE2507HNK9 FE2507HOOY FE2507HOO8 FE2507HOSY FE2507HP0Y FE2507HP14 FE2507HP2H
FE2507HPTQ FE2507HQ1N FE2507HQ64 FE2507HQA4 FE2507HQB5 FE2507HQEA FE2507HQFY FE2507HQIX FE2507HRU1 FE2507HRX4 FE2507HS5P FE2507HSBG FE2507HTFT FE2507HTJ6 FE2507HUBB
FE2507HUIX FE2507HUIV FE2507HW56 FE2507HW7J FE2507HWU5 FE2507HWZW FE2507HWCN FE2507HWRZ FE2507HWRE FE2507HXIF FE2507HXK1 FE2507HXNX FE2507HYB2 FE2507HYDP FE2507HZ1K FE2507HZGA FE2507HZO8 FE2507I16C FE2507I1RO
FE2507I2DM FE2507I2ZI FE2507I3CI FE2507I44D FE2507I454 FE2507I49Z FE2507I4JI FE2507I4YG FE2507I5UZ FE2507I6A3 FE2507I6DT FE2507I7R2 FE2507I8PW FE2507I8Y1 FE2507IAEN FE2507IAKX
FE2507IATS FE2507IB8X FE2507IBW8 FE2507IBX5 FE2507ICY6 FE2507IDA8 FE2507IDJQ FE2507IEFS FE2507IEDP FE2507IEI1 FE2507IEW6 FE2507IF4F FE2507IFDY FE2507IFVE FE2507IG2O FE2507IGBH FE2507IGS1 FE2507IGYQ FE2507IHC8
FE2507IHKX FE2507IHW3 FE2507IIKR FE2507IIQL FE2507IKG0 FE2507ILH7 FE2507ILK2 FE2507ILP6 FE2507ILZ2 FE2507IMTU FE2507IMSZ FE2507INW8 FE2507INX8 FE2507IO41 FE2507IOCU FE2507IONY
FE2507IOOV FE2507IPW6 FE2507IPOZ FE2507IPTZ FE2507IPXN FE2507IQ5I FE2507IRHF FE2507IRSM FE2507IRWC FE2507ISAC FE2507ISCN FE2507ISLN FE2507ISMG FE2507ISN8 FE2507ITA3 FE2507IU94 FE2507IUUP
FE2507IV69 FE2507IW2Q FE2507IW4D FE2507IW7W FE2507IWJW FE2507IWPO FE2507IX6P FE2507IXLP FE2507IXM1 FE2507IXQZ FE2507IXXR FE2507IY0P FE2507IY74 FE2507IY8K FE2507IY9U FE2507IYU8 FE2507IZ56 FE2507IZ8X FE2507IZL1
FE2507IZMV FE2507J0ST FE2507J1CV FE2507J1NM FE2507J1U7 FE2507J1VD FE2507J21T FE2507J2BX FE2507J2CG FE2507J2QJ FE2507J2PA FE2507J2XT FE2507J2YL FE2507J3AY FE2507J3RY FE2507J3UW FE2507J44D FE2507J454 FE2507J5AR
FE2507J5F1 FE2507J5IF FE2507J5K7 FE2507J5QA FE2507J5WE FE2507J6AL FE2507J6OA FE2507J6SW FE2507J79W FE2507J7EB FE2507J7IX FE2507J7MO FE2507J7TV FE2507J8L3 FE2507J8Y7 FE2507J99V FE2507J9RQ FE2507J9SC FE2507JA2L
FE2507JA9Q FE2507JAD1 FE2507JAIP FE2507JAYP FE2507JC55 FE2507JDT5 FE2507JDXF FE2507JDY7 FE2507JF0R FE2507JFP2 FE2507JFUW FE2507JGO8 FE2507JGS7 FE2507JH5X FE2507JHMH FE2507JI5W
FE2507JIIY FE2507JIYC FE2507JIZR FE2507JJPF FE2507JJUP FE2507JKZ5 FE2507JLC9 FE2507JLRY FE2507JM7G FE2507JMJN FE2507JOI1 FE2507JOUG FE2507JPJQ FE2507JPRR FE2507JQ3V FE2507JQB0 FE2507JQKL FE2507JQW3
FE2507JR8X FE2507JRWX FE2507JS1Q FE2507JSA3 FE2507JSIY FE2507JSLR FE2507JSN1 FE2507JSPW FE2507JST1 FE2507JSVM FE2507JSZY FE2507JTKF FE2507JTN4 FE2507JTPV FE2507JUDS FE2507JUZ0 FE2507JV29 FE2507JV8X FE2507JVIX
FE2507JVKX FE2507JVLV FE2507JV02 FE2507JVU8 FE2507JVUE FE2507JVXP FE2507JW83 FE2507JW96 FE2507JWUT FE2507JXID FE2507JXW5 FE2507JXZP FE2507JYUX FE2507JZ1B FE2507JZYH FE2507K04Z FE2507K0F3 FE2507K0S6
FE2507K1GH FE2507K1TS FE2507K1VR FE2507K26L FE2507K2F4 FE2507K2GM FE2507K2ZC FE2507K32P FE2507K34U FE2507K3K9 FE2507K3PQ FE2507K3VM FE2507K41B FE2507K45O FE2507K46T FE2507K49P FE2507K5MI FE2507K6VK
FE2507K6WP FE2507KC7G FE2507KCDW FE2507KD08 FE2507KE8B FE2507KF8Q FE2507KGV5 FE2507KH9P FE2507KJ9S FE2507KK9I FE2507KN6N FE2507KPAD FE2507KRDE FE2507KSRV FE2507KU4J FE2507KUBJ
FE2507KBVT FE2507KC7K FE2507KCLW FE2507KCX4 FE2507KD2Z FE2507KDAN FE2507KDM2 FE2507KDNB FE2507KEVW FE2507KFHW FE2507KFLZ FE2507KFWT FE2507KHQ2 FE2507KHVK FE2507KI7S FE2507KICT
FE2507KICU FE2507KITS FE2507KIU0 FE2507KIWK FE2507KJ6G FE2507KJNK FE2507KJOG FE2507KJQ6 FE2507KJS4 FE2507KKIS FE2507KKMT FE2507KLAT FE2507KLB3 FE2507KM67 FE2507KN3N FE2507KN8P FE2507KOOS
FE2507KIOJ FE2507KIOQ FE2507KIOV FE2507KJ0W FE2507KJWA FE2507KKFV FE2507KKRG FE2507KKRO FE2507KKRU7 FE2507KKU7 FE2507KKSQ FE2507KKTF1 FE2507KKTR3 FE2507KKUZM
FE2507KKVL4 FE2507KKVM FE2507KKWA FE2507KKWU FE2507KKY7 FE2507KKYT FE2507KKYU FE2507KKYV FE2507KKYW FE2507KKZ1 FE2507KKZ2 FE2507KKZ5 FE2507KKZC1 FE2507KKZE1 FE2507KKZEV FE2507KKZUL FE2507KL0D2
FE2507KL0DN FE2507KL0J8 FE2507KL0VN FE2507KL0ZF FE2507KL1H2 FE2507KL1VJ FE2507KL2A8 FE2507KL2M9 FE2507KL2OQ FE2507KL3F1 FE2507KL46E FE2507KL49M FE2507KL4CJ FE2507KL4M9 FE2507KL4U2 FE2507KL4UT FE2507KL52P FE2507KL59S FE2507KL5EP
FE2507KL5IH FE2507KL73X FE2507KL76X FE2507KL7Q8 FE2507KL7W2 FE2507KL7ZY FE2507KL84B FE2507KL85C FE2507KL89U FE2507KL8FP FE2507KL8SI FE2507KL96W FE2507KL9K3 FE2507KL9OR FE2507KLACH FE2507KLAEK FE2507KLAJ2 FE2507KLAJZ
FE2507KLAKO FE2507KLB4R FE2507KLBAV FE2507KLBJY FE2507KLBY4 FE2507KLCOU FE2507KLDUF FE2507KLEGO FE2507KLFG9 FE2507KLFP2 FE2507KLFSV FE2507KLFY2 FE2507KLFYT FE2507KLG13 FE2507KLG49 FE2507KLG8D FE2507KLG9A FE2507KLGSE
FE2507KLGVO FE2507KLGWT FE2507KLGYK FE2507KLGZO FE2507KLH2S FE2507KLH3C FE2507KLHEZ FE2507KLHJC FE2507KLHJE FE2507KLHUE FE2507KLHWT FE2507KLIB FE2507KLIP8 FE2507KLIUQ FE2507KLJ6T FE2507KLJNG FE2507KLK6F FE2507KLK8E FE2507KLKXW
FE2507KLL7S FE2507KLLBD FE2507KLLED FE2507KLLRH FE2507KLLTK FE2507KLLX3 FE2507KLMKM FE2507KLMLM FE2507KLMWV FE2507KLNOG FE2507KLNUD FE2507KLO0S FE2507KLO78 FE2507KLOIX FE2507KLOWD FE2507KLP3J FE2507KLP8S FE2507KLPH4
FE2507KLPOW FE2507KLPVT FE2507KLQH6 FE2507KLQKP FE2507KLQL7 FE2507KLQT7 FE2507KLQT9 FE2507KLQUP FE2507KLQVI FE2507KLR09 FE2507KLR4 FE2507KLR98 FE2507KLSH5 FE2507KLSZ5 FE2507KLSZO FE2507KLTC5 FE2507KLTC7 FE2507KLU3R FE2507KLU7C
FE2507KLU8E FE2507KLUXV FE2507KLV2R FE2507KLVWE FE2507KLVZ9 FE2507KLW3D FE2507KLW5M FE2507KLWCH FE2507KLWPG FE2507KLWRW FE2507KLWVK FE2507KLWYV FE2507KLWYY FE2507KLX94 FE2507KLXQN FE2507KLXTG FE2507KLYES FE2507KLYZO FE2507KLZ2M
FE2507KLZ4R FE2507KLZ91 FE2507KLZMX FE2507KLZN6 FE2507KLZPS FE2507KM1IT FE2507KM1LT FE2507KM1LU FE2507KM1PN FE2507KM1TO FE2507KM2E0 FE2507KM2EO FE2507KM2XZ FE2507KM2ZK FE2507KM3IH FE2507KM3JD FE2507KM405 FE2507KM4HU
FE2507M4Y5 FE2507M546 FE2507M6EU FE2507M6T9 FE2507M6YI FE2507M6YU FE2507M6YV FE2507M6YW FE2507M70Q FE2507M8AJ FE2507M8AY5 FE2507M91T FE2507M96S FE2507M98A FE2507M9XU FE2507MAMY FE2507MAWS

FE2507MBH0 FE2507MBRK FE2507MCEM FE2507MCF7 FE2507MD07 FE2507MD51 FE2507MD5A FE2507MDCV FE2507MDF1 FE2507MDOU FE2507MDPW FE2507MDQS FE2507MEH2 FE2507MEP6 FE2507MEZA FE2507MF9J FE2507MFC0 FE2507MGBT
FE2507MGG1 FE2507MH1G FE2507MH80 FE2507MHNJ FE2507MHVA FE2507MI49 FE2507MI4J FE2507MIN9 FE2507MJ06 FE2507MJ0L FE2507MJ58 FE2507MJ59 FE2507MJF5 FE2507MJKS FE2507MK0B FE2507MKB5 FE2507MKIC FE2507MKJ0 FE2507MKMA FE2507MLOH
FE2507MLJU FE2507MLP5 FE2507MMDU FE2507MMIC FE2507MMQ5 FE2507MMV3 FE2507MMXV FE2507MN1L FE2507MP8H FE2507MPAS FE2507MPFZ FE2507MQC8 FE2507MRD2 FE2507MRI0 FE2507MR2W FE2507MRAP
FE2507MRFH FE2507MRSA FE2507MRW3 FE2507MSJ7 FE2507MSN8 FE2507MSV6 FE2507MT05 FE2507MT82 FE2507MTFF FE2507MTHD FE2507MV6Q FE2507MV6L FE2507MV76 FE2507MVKO FE2507MVMQ FE2507MW71 FE2507MWEL FE2507MWRO FE2507MXDQ FE2507MXWA
FE2507MXY2 FE2507MY4D FE2507MYR1 FE2507N041 FE2507N09K FE2507N0RB FE2507N1M7 FE2507N207 FE2507N208 FE2507N287 FE2507N2Z7 FE2507N2ZL FE2507N320 FE2507N33M FE2507N3BU FE2507N43F FE2507N4QT FE2507N4WB
FE2507N64D FE2507N6DX FE2507N6BI FE2507N6NA FE2507N6OJ FE2507N774 FE2507N7TA FE2507N87H FE2507N8D1 FE2507N8N7 FE2507N9EU FE2507NAJE FE2507NAMT FE2507NAU2 FE2507NB15 FE2507NBP6 FE2507NCAZ FE2507NCDI
FE2507NCFX FE2507ND7F FE2507ND9E FE2507NDHZ FE2507NE3G FE2507NE9T FE2507NEC5 FE2507NEOU FE2507NEZL FE2507NFA6 FE2507NGLE FE2507NGVX FE2507NHW6 FE2507NHWQ FE2507NI07 FE2507NJBH FE2507NJUN
FE2507NK3I FE2507NK7G FE2507NK8F FE2507NKKD FE2507NLIG FE2507NL95 FE2507NLEA FE2507NLJS FE2507NLKL FE2507NM30 FE2507NME7 FE2507NN8W FE2507NO8X FE2507NOOA FE2507NPGK FE2507NPK8 FE2507NPV2
FE2507NQ8D FE2507NQAB FE2507NQCI FE2507NR2N FE2507NRB9 FE2507NRKO FE2507NS7H FE2507NSG1 FE2507NSN6 FE2507NSSW FE2507NT5E FE2507NT65 FE2507NTJ1 FE2507NTPW FE2507NTQW FE2507NULI FE2507NV30 FE2507NV8R
FE2507NVOZ FE2507NYSK FE2507NWK6 FE2507NWL3 FE2507NWZF FE2507NX14 FE2507NXOM FE2507NY83 FE2507NYPW FE2507NZ4B FE2507NZDP FE2507O11Q FE2507O136 FE2507O1GL FE2507O20V FE2507O2YD FE2507O3JA
FE2507O4B9 FE2507O4O1 FE2507O4UU FE2507O4YD FE2507O52C FE2507O6B1 FE2507O6GX FE2507O6PD FE2507O6VJ FE2507O6Y9 FE2507O6YX FE2507O6ZB FE2507O887 FE2507O8WW FE2507O8Z8 FE2507O911 FE2507O91V
FE2507O9NW FE2507O9US FE2507OA8G FE2507OAAY FE2507OAO7 FE2507OAUP FE2507OBSW FE2507OC82 FE2507ODYS FE2507OEJN FE2507OESN FE2507OFG1 FE2507OG6S FE2507OG7E FE2507OGPD FE2507OHH7 FE2507OHTF FE2507OI1N
FE2507OI9X FE2507OIE8 FE2507OIJR FE2507OIYM FE2507OJ2F FE2507OJFB FE2507OJHO FE2507OJNZ FE2507OJRM FE2507OLOP FE2507OLO6 FE2507OLKZ FE2507OM2K FE2507OMNV FE2507OMS3 FE2507ON2A FE2507OO03Y FE2507OO074 FE2507OOOO3
FE2507OP2L FE2507OPAY FE2507OPG3 FE2507OPV2 FE2507OPVM FE2507OQ4O FE2507OQAH FE2507OQMP FE2507OQNG FE2507OR1T FE2507OR8H FE2507OSY7 FE2507OT18 FE2507OT63 FE2507OT12 FE2507OU1Y FE2507OUWE
FE2507OV2D FE2507OVEE FE2507OVOO FE2507OVUT FE2507OWB8 FE2507OWTU FE2507OXBN FE2507OXQ9 FE2507OY7G FE2507OYG8 FE2507OYO5 FE2507OYWF FE2507OZ28 FE2507OZ55 FE2507OZTR FE2507P04C FE2507P0AB
FE2507P0VN FE2507P1HI FE2507P1IN2 FE2507P1OR FE2507P1RQ FE2507P1SP FE2507P1WO FE2507P29E FE2507P2CW FE2507P2GQ FE2507P2IX FE2507P2JW FE2507P2ZY FE2507P436 FE2507P45B FE2507P4BD FE2507P4DA
FE2507P5KR FE2507P5PK FE2507P5R1 FE2507P68U FE2507P6TT FE2507P7AC FE2507P7JR FE2507P7TV FE2507P81M FE2507P82F FE2507P88P FE2507P8JB FE2507P92N FE2507P97T FE2507P983 FE2507P9DI FE2507P9LB FE2507PA6A FE2507PA9E
FE2507PAE2 FE2507PAN0 FE2507PBLW FE2507PCCO FE2507PCWB FE2507PD0L FE2507PD4C FE2507PDB9 FE2507PDFM FE2507PDRS FE2507PE77 FE2507PE8R FE2507PF9U FE2507PFNK FE2507PFUE FE2507PFW4 FE2507PGAB FE2507PGAE
FE2507PGLE FE2507PHB1 FE2507PHPX FE2507PI2Y FE2507PIXI FE2507PJ6U FE2507PJBL FE2507PJQQ FE2507PK21 FE2507PK7R FE2507PLST FE2507PLV2 FE2507PMAH FE2507PMCA FE2507PMNE FE2507PNP1 FE2507PNQQ
FE2507POAP FE2507POJS FE2507POST FE2507PPBE FE2507PPDH FE2507PPHJ FE2507PPWT FE2507PPXN FE2507PQ0S FE2507PRMU FE2507PRND FE2507PS2Z FE2507PSCD FE2507PSF4 FE2507PSRM FE2507PTF3 FE2507PTI4
FE2507PTV3 FE2507PTWP FE2507PVXF FE2507PWKM FE2507PXI3 FE2507PXNB FE2507PYC6 FE2507PYEY FE2507PYKF FE2507PZJA FE2507Q1CF FE2507Q1LT FE2507Q1PU FE2507Q1WT FE2507Q2CU FE2507Q2GX FE2507Q2MD
FE2507Q31A FE2507Q3A0 FE2507Q3FX FE2507Q3HU FE2507Q3PG FE2507Q4AF FE2507Q4MA FE2507Q4NZ FE2507Q4UX FE2507Q4YG FE2507Q508 FE2507Q6N4 FE2507Q6NT FE2507Q6NU FE2507Q6VE FE2507Q6YX FE2507Q8KH
FE2507Q8JK FE2507Q8N6 FE2507Q8N8 FE2507Q8NK FE2507Q8RO FE2507Q8XD FE2507Q90H FE2507Q9KC FE2507QAA1 FE2507QAJ1 FE2507QBLV FE2507QBQD FE2507QCQ9 FE2507QD2J FE2507QD4Q FE2507QDUH FE2507QE2A FE2507QE56
FE2507QEED FE2507QEO5 FE2507QF5K FE2507QFAR FE2507QFEO FE2507QHH0 FE2507QF1W FE2507QGOY FE2507QK06 FE2507QKB6 FE2507QHLI FE2507QHOH FE2507QIFT FE2507QJ48 FE2507QKNV FE2507QKWO FE2507QL7Z FE2507QLIU
FE2507QLTJ FE2507QMCS FE2507QMXQ FE2507QN2F FE2507QN4N FE2507QNJP FE2507QOCF FE2507QOUX FE2507QP11 FE2507QPFO FE2507QPIV FE2507QQK3 FE2507QQM5 FE2507QQW3 FE2507QRLD FE2507QRN7 FE2507QRX5 FE2507QS0A
FE2507QSKJ FE2507QSTF FE2507QSXX FE2507QTC1 FE2507QTGV FE2507QTUG FE2507QU3D FE2507QU68 FE2507QUUH FE2507QV00 FE2507QV6P FE2507QVAL FE2507QVAQ FE2507QVCI FE2507QVJ5 FE2507QVVZ FE2507QWFM FE2507QWJM
FE2507QWK7 FE2507QX5Q FE2507QXFN FE2507QYLA FE2507QYRC FE2507QZ8U FE2507QZBX FE2507QZMH FE2507R2CV FE2507R3TW FE2507R5IJ FE2507R5T5 FE2507R6S5 FE2507R6YT FE2507R7RA FE2507R7VB FE2507R7XW
FE2507R8AK FE2507R8I1 FE2507R8ZZ FE2507R93F FE2507R9DM FE2507R9K7 FE2507RA9M FE2507RAOX FE2507RAV1 FE2507RBO7 FE2507RBS8 FE2507RDRS FE2507RE03 FE2507REAF FE2507REEX FE2507REVZ FE2507RF1V
FE2507RFP1 FE2507RFX9 FE2507RG66 FE2507RG6U FE2507RHBX FE2507RIF9 FE2507RIS3 FE2507RIUF FE2507RJI1 FE2507RJH8 FE2507RKOB FE2507RKV6 FE2507RLB1 FE2507RLH8 FE2507RLGO FE2507RLKI FE2507RM8R
FE2507RMEZ FE2507RNHV FE2507RNM1 FE2507RNO3 FE2507RNQP FE2507ROVY FE2507RP7A FE2507RPTS FE2507RQH9 FE2507RR67 FE2507RRUO FE2507RS3E FE2507RSAC FE2507RSAL FE2507RSON FE2507RSW8 FE2507RTRO
FE2507RTZJ FE2507RUDO FE2507RUVN FE2507RV2H FE2507RVG8 FE2507RVPN FE2507RVYG FE2507RWF FE2507RWXX FE2507RX6G FE2507RYOY FE2507RYRS FE2507RZAN FE2507S02D FE2507S04S FE2507S07A FE2507S07W
FE2507S0AA FE2507S0Y7 FE2507S1UT FE2507S1WJ FE2507S24B FE2507S261 FE2507S3H8 FE2507S3KP FE2507S3YU FE2507S4CZ FE2507S4GH FE2507S4ZQ FE2507S588 FE2507S5BR FE2507S5WS FE2507S5WZ FE2507S5XO
FE2507S5Y7 FE2507S629 FE2507S6AM FE2507S7AW FE2507S8TF FE2507S94D FE2507S9CG FE2507S9FF FE2507S9XI FE2507SA7L FE2507SA9H FE2507SAS1 FE2507SBP0 FE2507SC1A FE2507SC2T FE2507SC39 FE2507SD14
FE2507SD1J FE2507SD2Q FE2507SDBQ FE2507SE6H FE2507SEGY FE2507SFH5 FE2507SFJP FE2507SFO0 FE2507SFSD FE2507SG28 FE2507SG4A FE2507SG4V FE2507SGG1 FE2507SGZS FE2507SH2X FE2507SHVO FE2507SHZ0
FE2507SI28 FE2507SI90 FE2507SIEC FE2507SIHY FE2507SING FE2507SJAL FE2507SJOL FE2507SJWS FE2507SKDC FE2507SKH0 FE2507SKLI FE2507SKO0 FE2507SLCC FE2507SLRH FE2507SLZQ FE2507SMRT FE2507SMV6 FE2507SN31 FE2507SN7R
FE2507SNBW FE2507SNXA FE2507SOBG FE2507SOJN FE2507SPT0 FE2507SPT4 FE2507SQ62 FE2507SQWA FE2507SQWS FE2507SRIN FE2507SRIY FE2507SRZ5 FE2507SROF FE2507SRR7 FE2507SS04 FE2507SS54 FE2507SS6H FE2507SSEH
FE2507SSP2 FE2507SST5 FE2507ST1S FE2507ST82 FE2507STMT FE2507STNC FE2507STU9 FE2507STUL FE2507STUUC FE2507SV15 FE2507SVC7 FE2507SVD1 FE2507SVQ5 FE2507SVVB FE2507SWPX FE2507SWV1 FE2507SXK4 FE2507SY6Z FE2507SYIJ
FE2507SYQJ FE2507SZXX FE2507T00I FE2507T0SP FE2507T155 FE2507T18V FE2507T1XA FE2507T1Y3 FE2507T2AD FE2507T2FI FE2507T2HP FE2507T37R FE2507T3KL FE2507T4D8 FE2507T4SC FE2507T570 FE2507T5A4 FE2507T5E6 FE2507T5FV FE2507T5QB
FE2507T5W9 FE2507T63W FE2507T6G7 FE2507T6HU FE2507T6PH FE2507T6Y4 FE2507T731 FE2507T74P FE2507T7GA FE2507T7JD FE2507T7L4 FE2507T7MZ FE2507T7ZX FE2507T8EX FE2507T8JV FE2507T8SN FE2507T9CA FE2507T9FV FE2507T9I5
FE2507TA2Q FE2507TAAM FE2507TAFV FE2507TALB FE2507TBDC FE2507TBH4 FE2507TBWC FE2507TCEA FE2507TD4H FE2507TDA2 FE2507TDVK FE2507TEA1 FE2507TELN FE2507TENU FE2507TF3R FE2507TFB8 FE2507TFPG FE2507TFV1
FE2507TG3Y FE2507TGB7 FE2507TGHG FE2507TGJR FE2507TGRV FE2507TGVL FE2507TGW0 FE2507TGZ5 FE2507THON FE2507THWS FE2507TIC0 FE2507TIFL FE2507TIJ0D FE2507TIY2 FE2507TKNZ FE2507TKWF FE2507TLR3
FE2507TLTG FE2507TLWH FE2507TM69 FE2507TM9N FE2507TMG1 FE2507TMJU FE2507TMLU FE2507TN9S FE2507TNXT FE2507TNY FE2507TNYV FE2507TOUL FE2507TPP8 FE2507TPX2 FE2507TQ2J FE2507TQ51 FE2507TQ5J FE2507TQWS
FE2507TRNU FE2507TSEJ FE2507TSF3 FE2507TSOD FE2507TSQC FE2507TT11 FE2507TTB1 FE2507TTMW FE2507TTU9 FE2507TV98 FE2507TWTS FE2507TX0D FE2507TX5Z FE2507TXB2 FE2507TXDM
FE2507TXGT FE2507TXMQ FE2507TYVO FE2507TYUJ FE2507TZJY FE2507U078 FE2507U0QE FE2507U10H FE2507U12U FE2507U1A2 FE2507U1FA FE2507U1UX FE2507U1YK FE2507U1YV FE2507U2H2 FE2507U3FC FE2507U3FW FE2507U3R5 FE2507U3ZV FE2507U43W

FE2507U44Y FE2507U5GQ FE2507U5JR FE2507U5WS FE2507U6H4 FE2507U6NK FE2507U6ZL FE2507U6ZN FE2507U7ZX FE2507U8J2 FE2507U90M FE2507U9XJ FE2507UAGS FE2507UBBP FE2507UBGL FE2507UBOJ FE2507UBPV FE2507UCVE
FE2507UDDC FE2507UDDU FE2507UDSS FE2507UDVM FE2507UEHD FE2507UEMJ FE2507UF8E FE2507UFS2 FE2507UG2L FE2507UGC9 FE2507UH44 FE2507UHFG FE2507UHW2 FE2507UJ3W FE2507UJBD FE2507UJKR FE2507UKF9
FE2507UKKJ FE2507UKY2 FE2507UKYR FE2507UL0V FE2507UL31 FE2507UL8T FE2507UMB3 FE2507UMEQ FE2507UMJ7 FE2507UMTV FE2507UNRX FE2507UNZ7 FE2507UO2X FE2507UO7W FE2507UO82 FE2507UP53 FE2507UPBM
FE2507UPFH FE2507UQBR FE2507UQVU FE2507UQXY FE2507UR07 FE2507URB2 FE2507URUY FE2507UW24 FE2507UX14 FE2507USJP FE2507USQZ FE2507USUO FE2507UT33 FE2507UT3Y FE2507UT43 FE2507UT91 FE2507UTGV
FE2507UTH4 FE2507UTH8 FE2507UTLW FE2507UTS7 FE2507UU06 FE2507UUOJ FE2507UV55 FE2507UVB8 FE2507UVC7 FE2507UVDL FE2507UVG0 FE2507UVH4 FE2507UWJN FE2507UWOH FE2507UWTZ FE2507UWU5 FE2507UX49 FE2507UX8Q FE2507UWGX FE2507UWS5
FE2507UWTH FE2507UWXF FE2507UXTX FE2507UXUL FE2507UXX7 FE2507UY49 FE2507UY8Z FE2507UYOH FE2507UYOQE FE2507V147 FE2507V237 FE2507V2JG FE2507V2RU FE2507V2ZD FE2507V3DD FE2507V3DZ
FE2507V4DF FE2507V4DW FE2507V4FU FE2507V54N FE2507V5HB FE2507V5P1 FE2507V6C3 FE2507V6BO FE2507V6PM FE2507V71G FE2507V72D FE2507V77P FE2507V7BV FE2507V7EV FE2507V7HP FE2507V7J5 FE2507V8LQ
FE2507V8JH FE2507V8X3 FE2507V8XW FE2507V90E FE2507V9B4 FE2507V9DW FE2507V9GA FE2507V9RA FE2507V9RV FE2507VA5C FE2507VAPY FE2507VAWT FE2507VB2L FE2507VC36 FE2507VCGE FE2507VCLT FE2507VCUP FE2507VCWV
FE2507VD50 FE2507VDD8 FE2507VDW0 FE2507VE8Z FE2507VEB9 FE2507VEBN FE2507VEBP FE2507VEFR FE2507VFK2 FE2507VFS6 FE2507VG8S FE2507VGAG FE2507VGBL FE2507VGMB FE2507VH1V FE2507VH33
FE2507VHFK FE2507VHFW FE2507VHWU FE2507VHXZ FE2507VLRT FE2507VM4B FE2507VMRI FE2507VN2Q FE2507VNNO FE2507VNO0 FE2507VNO5 FE2507VP47 FE2507VP7T FE2507VQBH FE2507VQMZ FE2507VR12 FE2507VR3J FE2507VRAW FE2507VRL
FE2507VRNS FE2507VRRI FE2507VRXK FE2507VSIM FE2507VT17 FE2507VTE7 FE2507VTP4 FE2507VU8S FE2507VUOV FE2507VURF FE2507VV3H FE2507VWA9 FE2507VWLY FE2507VXOY FE2507VX3N FE2507VX51 FE2507VX8U
FE2507VXAO FE2507VYJ8 FE2507VZ6K FE2507VZ7M FE2507VZSK FE2507W19K FE2507W1JU FE2507W2LB FE2507W3C9 FE2507W3ML FE2507W41K FE2507W46E FE2507W4ZJ FE2507W5C9 FE2507W5KL FE2507W60E FE2507W63N FE2507W6LI
FE2507W7MF FE2507W7NZ FE2507W7V4 FE2507W83D FE2507W9NC FE2507W9OD FE2507WA1G FE2507WAFE FE2507WAGG FE2507WBRS FE2507WC8B FE2507WCJJ FE2507WCOF FE2507WCQA FE2507WCQC FE2507WDEP FE2507WDVP
FE2507WF11 FE2507WFKD FE2507WFTS FE2507WG89 FE2507WGOC FE2507WH1A FE2507WH3W FE2507WH64 FE2507WHBY FE2507WL7K FE2507WL95 FE2507WLEF FE2507WLHP FE2507WMG6 FE2507WMK8 FE2507WMKV FE2507WMDV FE2507WMQA
FE2507WNAN FE2507WNAG FE2507WNJT FE2507WNNX FE2507WNND6 FE2507WNWZ FE2507WO1M FE2507WOZ5 FE2507WP13 FE2507WP1G FE2507WP2X FE2507WPHM FE2507WPJD FE2507WPLF9 FE2507WQIM FE2507WQVT FE2507WQWZ
FE2507WRAN FE2507WRJN FE2507WRR4G FE2507WRCF FE2507WRM9 FE2507WS48 FE2507WS8F FE2507WSBA FE2507WSYU FE2507WT0T FE2507WTWW FE2507WU0Q FE2507WU64 FE2507WUZO FE2507WV53 FE2507WVQR FE2507WVVQ FE2507WWJN FE2507WW7Z
FE2507WWEV FE2507WZ7Y FE2507WZBY FE2507WZCT FE2507WZP3 FE2507WZSB FE2507X15B FE2507X16Z FE2507X1D6 FE2507X2FT FE2507X3R7 FE2507X478 FE2507X4F7 FE2507X4FU FE2507X4H0 FE2507X4JN FE2507X4LY FE2507X4YF FE2507X4ZZ
FE2507X54E FE2507X569 FE2507X56T FE2507X5AC FE2507X5FW FE2507X5NO FE2507X5VO FE2507X63R FE2507X693 FE2507X6JV FE2507X759 FE2507X7FJ FE2507X7MQ FE2507X7Z4 FE2507X8D3 FE2507X8ET FE2507X8IU FE2507X8OZ FE2507X92Y FE2507X93G
FE2507X94J FE2507X96H FE2507XA3Z FE2507XA48 FE2507XAPN FE2507XATS FE2507XAWR FE2507XB4L FE2507XB5C FE2507XBPV FE2507XCOZ FE2507XC8Q FE2507XCCF FE2507XCNI FE2507XD3M FE2507XDKU FE2507XDOO
FE2507XDSN FE2507XEQI FE2507XERG FE2507XEUM FE2507XFCM FE2507XFD0 FE2507XFWX FE2507XFX2 FE2507XGB0 FE2507XGEF FE2507XH8S FE2507XHL3 FE2507XHX4 FE2507XHY2 FE2507XI8L FE2507XI96 FE2507XJ7P FE2507XJMB
FE2507XJME FE2507XJOK FE2507XJVS FE2507XK3T FE2507XK52 FE2507XL68 FE2507XLDC FE2507XLKV FE2507XMOS FE2507XMWU FE2507XN6F FE2507XNB4 FE2507XNH1 FE2507XNMM FE2507XNRB FE2507XNWN FE2507XO4K
FE2507XQEU FE2507XOV2 FE2507XOVA FE2507XOX9 FE2507XOXX FE2507XOZF FE2507XPCL FE2507XPLA FE2507XPV7 FE2507XQ2A FE2507XQLO FE2507XQWL FE2507XQN5 FE2507XR0R FE2507XRJH FE2507XRXW FE2507XTVX
FE2507XU27 FE2507XU5I FE2507XU82 FE2507XUG1 FE2507XUXV FE2507XV03 FE2507XVAX FE2507XVVC FE2507XW57 FE2507XWMC FE2507XX90 FE2507XXLO FE2507XXOD FE2507XY43 FE2507XYKC FE2507XYWC FE2507XYX3 FE2507XZ2C
FE2507XZ2D FE2507XZGF FE2507XZGV FE2507XZIT FE2507XZUN FE2507Y0L9 FE2507Y1LW FE2507Y1UH FE2507Y25Z FE2507Y2DN FE2507Y329 FE2507Y3B0 FE2507Y3R2 FE2507Y3UX FE2507Y3XL FE2507Y415 FE2507Y4AO FE2507Y4ZZ
FE2507YSNK FE2507Y682 FE2507Y6BS FE2507Y6GR FE2507Y6RJ FE2507Y6W6 FE2507Y8I4 FE2507Y8Y9 FE2507Y98X FE2507YA8Y FE2507YAY1 FE2507YBBR FE2507YBF0 FE2507YBIB FE2507YCEW FE2507YCPH FE2507YD1C FE2507YD3A FE2507YDN2
FE2507YE1P FE2507YE6T FE2507YE6W FE2507YEZW FE2507YFD3 FE2507YFLQ FE2507YGJG FE2507YGLI FE2507YGVK FE2507YHZX FE2507YI55 FE2507YIK8 FE2507YIQQ FE2507YITC FE2507YIYW FE2507YJJ7
FE2507YJPA FE2507YK0H FE2507YK18 FE2507YKFL FE2507YKG2 FE2507YKJD FE2507YKWH FE2507YLDG FE2507YLI4 FE2507YLPG FE2507YLRU FE2507YMIW FE2507YMPB FE2507YMWI FE2507YN78 FE2507YN96 FE2507YNUP
FE2507YNVG FE2507YQF8 FE2507YO14 FE2507YOWP FE2507YOY0 FE2507YP4I FE2507YP9X FE2507YPLR FE2507YPQA FE2507YQG8 FE2507YQN3 FE2507YRS2 FE2507YRVE FE2507YS7S FE2507YSI2 FE2507YSMW FE2507YSVD FE2507YSXN FE2507YT1E
FE2507YT38 FE2507YT4T FE2507YTTQ FE2507YU2I FE2507YUQ8 FE2507YV7U FE2507YVAO FE2507YVC0 FE2507YVGY FE2507YVTC FE2507YWGY FE2507YWJP FE2507YWZ1 FE2507YXLO FE2507YXPE FE2507YY0Q FE2507YY9Q
FE2507YY9V FE2507Y02X FE2507Y069 FE2507Y06I FE2507Y0TN FE2507Y1QT FE2507Y1S9 FE2507Y22L FE2507Y2FT FE2507Y2P5 FE2507Y2PM FE2507Y4KK FE2507Y4LB FE2507Y53M FE2507Y55F FE2507Y5HW FE2507Y5ZH
FE2507Y6ZW FE2507Y6ZX FE2507Y6R3 FE2507Y76Y FE2507Y78Y FE2507Y7EJ FE2507Y7FJ FE2507Y7O4 FE2507Y7P5 FE2507Y835 FE2507Y8NX FE2507Y8WC FE2507Y950 FE2507Y94J FE2507Y96N FE2507YA13 FE2507YANM FE2507YAY8
FE2507YB4W FE2507YB4Y FE2507YB6G FE2507YB8W FE2507YBJB FE2507YBUU FE2507YC1G FE2507YCOT FE2507YCQS FE2507YD0K FE2507YDPD FE2507YDT9 FE2507YE24 FE2507YEA9 FE2507YF0C FE2507YFMJ FE2507YFPF FE2507YGHU FE2507YGTZ FE2507YGV2 FE2507YH0H FE2507YH2P
FE2507YH34 FE2507YH5N FE2507YHFK FE2507YHM7 FE2507YI1S FE2507YIHA FE2507YIQ1 FE2507YIT9 FE2507YJ52 FE2507YJS8 FE2507YKB8 FE2507YKHN FE2507YKUI FE2507YKUJ FE2507YKUM FE2507YL9H FE2507YLP2 FE2507YLUN FE2507YLW2
FE2507YMR1 FE2507YN82 FE2507YNEV FE2507YO1U FE2507YO79 FE2507YOC9 FE2507YOG0 FE2507YP0E FE2507YPK9 FE2507YPWQ FE2507YR59 FE2507YRLD FE2507YRMA FE2507YRRG FE2507YS0D FE2507YS9M FE2507YSUG FE2507YT04 FE2507YT8V
FE2507YTQM FE2507YTXB FE2507YU7P FE2507YUGV FE2507YUOR FE2507YVKW FE2507YW09 FE2507YY4 FE2507YZ1C FE2507YZ6B FE2507YZNC FE2507YZY5 FE2507YZY72 FE2507ZZZZ

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

免責許可決定

独立行政法人自動車技術総合機構令和６年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、令和６年度独立行政法人自動車技術総合機構の財務諸表について次のとおり公告します。

令和７年９月１日

東京都新宿区四谷本塩町４―41　住友生命四谷ビル４階
独立行政法人自動車技術総合機構　理事長　木村　隆秀

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）

法人単位　　（単位：円）

資産の部			
Ⅰ流動資産			
現金及び預金		17,876,930,760	
棚卸資産		279,594,855	
前払手数料		22,076,295	
前払費用		920,607	
未収収益		530,820	
未収金		3,275,795,289	
未収還付消費税等		8,002,200	
立替金		13,865,489	
賞与引当金見返(注)		112,556,403	
その他の流動資産		773,744	
流動資産合計			21,591,046,462
Ⅱ固定資産			
１．有形固定資産			
建物	46,078,103,018		
建物減価償却累計額	△ 27,336,781,847	18,741,321,171	
構築物	2,061,788,372		
構築物減価償却累計額	△ 864,411,974	1,197,376,398	
機械装置	42,798,186,697		
機械装置減価償却累計額	△ 25,657,885,114	17,140,301,583	
車両運搬具	580,179,589		
車両運搬具減価償却累計額	△ 425,554,001	154,625,588	
工具器具備品	12,217,586,945		
工具器具備品減価償却累計額	△ 6,948,638,398	5,268,948,547	
土地		8,091,378,459	
建設仮勘定		464,355,672	
有形固定資産合計		51,058,307,418	
２．無形固定資産			
電話加入権		5,541,900	
ソフトウエア		2,976,731,844	
その他の無形固定資産		407,395	
無形固定資産合計		2,982,681,139	
３．投資その他の資産			
敷金・保証金		357,653,724	
預託金		2,134,200	
退職給付引当金見返(注)		408,994,327	
投資その他の資産合計		768,782,251	
固定資産合計			54,809,770,808
資産合計			76,400,817,270
負債の部			
Ⅰ流動負債			
未払金		9,007,277,863	
前受金		236,724,294	
前受審査手数料		2,273,149,580	
預り金		37,979,067	
引当金			
賞与引当金		807,893,721	
流動負債合計			12,363,024,525
Ⅱ固定負債			
資産見返負債(注)			
資産見返運営費交付金	3,846,351,224		
資産見返寄附金	861,660		
資産見返物品受贈額	264		
建設仮勘定見返施設費	363,075,676		
建設仮勘定見返運営費交付金	0	4,210,288,824	
引当金			
退職給付引当金		1,222,348,496	
資産除去債務		3,320,653,873	
固定負債合計			8,753,291,193
負債合計			21,116,315,718
純資産の部			
Ⅰ資本金			
政府出資金		24,867,147,322	
資本金合計			24,867,147,322

Ⅱ資本剰余金			
資本剰余金		57,780,613,092	
その他行政コスト累計額㈱			
減価償却相当累計額（△）	△ 39,265,577,943		
減損損失相当累計額（△）	△ 9,769,500		
利息費用相当累計額（△）	△ 1,176,641,153		
除売却差額相当累計額（△）	△ 15,104,143,800	△ 55,556,132,396	
資本剰余金合計			2,224,480,696
Ⅲ利益剰余金			28,192,873,534
純資産合計			55,284,501,552
負債・純資産合計			76,400,817,270

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

法人単位　　（単位：円）

経常費用			
研究業務費			
給与、賞与及び手当	352,314,449		
賞与引当金繰入	47,757,102		
法定福利費・福利厚生費	70,621,141		
退職給付費用	23,781,386		
その他人件費	105,078,339		
業務委託費	436,448,903		
賃借料	9,646,069		
運送費	1,856,809		
旅費交通費	47,152,638		
備品費	20,085,571		
消耗品費	71,142,296		
維持・修繕費	89,103,524		
水道光熱費	19,874,225		
支払保険料	729,072		
減価償却費	288,219,271		
図書印刷費	12,049,573		
通信費	2,066,423		
その他	73,740,518	1,671,667,309	
審査業務費			
給与、賞与及び手当	5,513,327,359		
賞与引当金繰入	674,450,721		
法定福利費・福利厚生費	1,092,711,948		
退職給付費用	244,825,514		
その他人件費	1,552,185,804		
業務委託費	1,593,580,082		
支払リース料	649,365		
賃借料	117,525,023		
運送費	6,023,865		
旅費交通費	183,836,244		
備品費	75,133,280		
消耗品費	450,837,090		
維持・修繕費	5,005,663,817		
水道光熱費	455,163,431		
支払手数料	554,401,405		
審査証紙売捌手数料	197,754,127		
支払保険料	737,622		
減価償却費	4,205,055,440		
固定資産除却損	394,786		
審査証紙印刷費	6,580,010		
図書印刷費	31,193,889		
通信費	20,481,465		
その他	18,417,303	22,000,929,590	
一般管理費			
役員報酬・賞与	113,539,053		
給与、賞与及び手当	572,873,320		
賞与引当金繰入	85,685,898		
法定福利費・福利厚生費	146,818,531		
退職給付費用	39,802,898		
その他人件費	145,924,146		
業務委託費	781,689,236		
賃借料	216,748,496		
旅費交通費	80,185,616		
備品費	65,448,381		
消耗品費	218,701,639		
維持・修繕費	432,831,844		
水道光熱費	20,570,113		
支払手数料	31,800,482		
減価償却費	253,562,524		
研修費	12,339,960		
図書印刷費	8,930,507		
通信費	86,544,753		
租税公課	57,240,747		
その他	106,422,946	3,477,661,090	
財務費用			
支払利息		120,241	
経常費用合計			27,150,378,230

経常収益		
運営費交付金収益(注)		2,089,338,310
審査手数料収益		25,494,099,200
受託収入		
政府受託収入	1,065,726,894	
その他受託収入	421,702,668	1,487,429,562
資産貸付料収入		11,787,291
資産見返負債戻入(注)		
資産見返運営費交付金戻入	1,057,428,415	
資産見返寄附金戻入	104,727	
資産見返物品受贈額戻入	37	1,057,533,179
賞与引当金見返に係る収益(注)		112,556,403
退職給付引当金見返に係る収益(注)		40,338,803
財務収益		
受取利息	863,800	
雑益	20,979,575	
経常収益合計		30,314,926,123
経常利益		3,164,547,893
当期純利益		3,164,547,893
前中期目標期間繰越積立金取崩額(注)		326,457,416
当期総利益		3,491,005,309

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

純資産変動計算書（令和６年４月１日～令和７年３月31日）(**法人単位**)

（単位：円）

	Ⅰ　資本金	Ⅱ　資本剰余金					Ⅲ　利益剰余金	純資産合計
	政府出資金	資本剰余金	その他行政コスト累計額					
			減価償却相当累計額（△）	減損損失相当累計額（△）	利息費用相当累計額（△）	除売却差額相当累計額（△）		
当期首残高	24,867,147,322	55,436,087,444	△37,614,471,895	△9,769,500	△1,114,919,803	△14,057,580,629	25,558,745,641	53,065,238,580
当期変動額								
Ⅰ　資本金の当期変動額								
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額								
固定資産の取得		1,814,105,648						1,814,105,648
固定資産の除売却			1,029,858,273			△1,046,563,171		△16,704,898
減価償却			△2,680,964,321					△2,680,964,321
時の経過による資産除去債務の増加			—		△61,721,350			△61,721,350
Ⅲ　利益剰余金の当期変動額（純額）		530,420,000					2,634,127,893	3,164,547,893
当期変動額合計	—	2,344,525,648	△1,651,106,048	—	△61,721,350	△1,046,563,171	2,634,127,893	2,219,262,972
当期末残高	24,867,147,322	57,780,613,092	△39,265,577,943	△9,769,500	△1,176,641,153	△15,104,143,800	28,192,873,534	55,284,501,552

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

【法人単位】

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
業務支出	△9,379,692,943
人件費支出	△10,449,571,486
一般管理支出	△1,724,927,274
運営費交付金収入	2,931,627,000
受託収入	1,508,073,609
審査手数料収入	25,176,413,503
賃貸料収入	11,298,968
消費税の支払額	△79,669,100
その他の収入	110,886,466
小計	8,104,438,743
利息の受取額	341,610
利息の支払額	△173,638
業務活動によるキャッシュ・フロー	8,104,606,715

Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△	6,812,578,037
無形固定資産の取得による支出	△	463,812,756
施設費による収入		871,365,287
預託金による支出	△	102,490
敷金・保証金の差入による支出	△	137,753,376
定期預金預入に伴う支出	△	2,500,000,000
定期預金払戻に伴う収入		2,500,000,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	6,542,881,372
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△	39,185,242
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	39,185,242
Ⅳ　資金に係る換算差額	△	1,883,316
Ⅴ　資金増加額		1,520,656,785
Ⅵ　資金期首残高		13,856,273,975
Ⅶ　資金期末残高		15,376,930,760

注記事項（法人単位）

［重要な会計方針］

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

２．棚卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　貯蔵品

最終仕入原価法による低価法を採用しております。

⑵　未成受託研究支出金

個別法による低価法を採用しております。

３．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２年～50年
構築物	２年～50年
機械装置	２年～13年
車両運搬具	２年～６年
工具器具備品	２年～20年

なお、受託収入等自己収入で取得した固定資産は使用予定期間で償却しております。

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウエアにつきましては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

４．賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与のうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込額については、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

５．退職給付に係る引当金の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における期末要支給額を計上しております。このうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

６．リース取引の処理の方法

リース料総額が３百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が３百万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

７．収益及び費用の計上基準

⑴　自動車検査に係る収益

自動車検査に係る収益は、道路運送車両法に基づく各種検査（新規検査・継続検査・構造等変更検査、臨時検査、予備検査）のため顧客が支払う審査手数料であり、顧客からの申し込みに基づいて検査サービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は、当法人が顧客へ検査サービスを提供した日の一時点において、顧客が当該サービス等に対する支配を獲得して充足されると判断し、検査サービスを提供した日で収益を認識しております。

なお、技術情報管理手数料については、当該手数料の納付者は独立行政法人会計基準第86に定める「顧客」の定義に該当しないことから、独立行政法人会計基準第86で定める会計処理の対象外としております。技術情報管理手数料は、技術情報管理手数料の徴収対象となる検査実績に基づき手数料を徴収しており、同額で収益を計上しております。

⑵　型式審査に係る収益

型式審査に係る収益は、道路運送車両法に基づく自動車型式指定審査、装置型式指定審査、共通構造部型式指定審査のため顧客が支払う審査手数料であり、顧客と合意した審査サービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は、当法人が顧客への審査サービスの提供が完了する一時点において、顧客が当該サービス等に対する支配を獲得して充足されると判断し、審査サービスの提供が完了した日で収益を認識しております。

⑶　受託研究及び受託事業に係る収益

受託研究及び受託事業に係る収益は、主に国又は民間企業から支出された委託費であり、委託契約等に基づいてサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、当法人が顧客へサービス等を引き渡す一時点において、顧客が当該サービス等に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

８．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

９．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

［貸借対照表関係］

出資を財源に取得した資産に係るその他行政コスト累計額の合計額	△15,092,397,313円

［行政コスト計算書関係］

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	29,909,768,799円
自己収入等	△27,014,874,155円
法人税等及び国庫納付額	0円
機会費用	1,385,768,241円
独立行政法人の運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	4,280,662,885円

２．機会費用の計上方法

⑴　国有財産の無償使用による機会費用の計算方法

近隣の地代や賃貸料を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しております。

⑶　国との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国に復帰後退職する際に支払われる退職給与のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、独立行政法人自動車技術総合機構退職手当支給規程に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。ただし、国との人事交流による出向職員のうち、退職給与を支給しないことが独立行政法人の給与規程等において明らかとなっていない出向職員については、退職給付引当金を計上しており、機会費用の算定は行っておりません。

［損益計算書関係］

ファイナンス・リース取引が、損益に与える影響額は607,395円であり、当該影響額を除いた当期総利益は3,490,397,914円であります。

［キャッシュ・フロー計算書関係］

資金の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目別の内訳

現金及び預金勘定	17,876,930,760円
定期預金	2,500,000,000円
資金期末残高	15,376,930,760円

［金融商品の時価等に関する事項］

金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定して運用しております。

［資産除去債務関係］

契約及び法令上の義務に関して、以下の資産除去債務を計上しております。

＜一般勘定＞

交通安全環境研究所の一部に石綿及びＰＣＢを使用した建物を有しているため、法令の定める方法により石綿及びＰＣＢを適切に処分する債務

＜審査勘定＞

本部事務室の不動産賃貸借契約に係る賃貸借契約の終了時、または国から国有財産使用許可を受けている検査場の建替・移転時に原状回復する義務

交通安全環境研究所の一部に石綿を使用した建物を有しているため、法令の定める方法により石綿を適切に処分する債務

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込み期間は２年から60年、割引率は0.063％から2.5％を採用しております。

当該事業年度における資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	3,258,730,067円
時の経過による調整額	61,923,806円
資産除去債務の発生に伴う増加額	0円
期末残高	3,320,653,873円

［退職給付関係］

１．採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

⑴　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,028,051,056円
退職給付費用	280,311,322円
退職給付の支払額	△　86,013,882円
期末における退職給付引当金	1,222,348,496円

⑵　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	280,311,322円

３．退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、50,014,370円であります。

［収益認識に関する注記］

当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

収益の分解情報については、以下に記載のとおりであります。なお、当法人の中期目標における「一定の事業等のまとまり」は勘定区分と一致しているため、一般勘定及び審査勘定の分解情報を記載しております。

（単位：円）

		一般勘定	審査勘定
審査手数料収益	自動車検査手数料		8,921,131,200
	技術情報管理手数料㈱		16,015,184,000
	型式審査手数料		557,784,000
受託収入	受託研究収入（政府）	1,018,615,796	22,883,697
	受託研究収入（その他）	191,580,974	
	受託事業収入（政府）		24,227,401
	受託事業収入（その他）		230,121,694

㈱　技術情報管理手数料は、独立行政法人会計基準第86で定める会計処理の対象外です。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　契約資産及び契約負債の残高等

未収金のうち、顧客との契約から生じた債権は1,187,140,979円です。

⑷　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当法人は、当初に予想される契約期間が１年以内の契約に係るものについては、実務上の便法を適用し、残存履行義務の注記対象外としています。自動車検査手数料、型式審査手数料については、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、注記を省略しております。

受託研究収入（政府）及び受託研究収入（その他）：当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、139,118,631円であり、当法人は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて令和７年度中に収益を認識することを見込んでいます。

受託事業収入（政府）及び受託事業収入（その他）：当該事業年度末における残存履行義務は、先行受託試験等に係るものであり、業務完了までは契約額が確定しないため、記載しておりません。

［重要な後発事象］

該当なし

［重要な債務負担行為］

当期中に契約を締結し、翌期以降に支払を予定している債務負担行為は次のとおりです。

件　　名	契　約　金　額	翌期以降支払額
車両情報連携システム（仮称）に係る設計・開発等	1,218,800,000円	1,218,800,000円
ＹＯＴＳＵＹＡ　ＴＯＷＥＲ賃貸借契約について	712,989,712円	710,061,841円
書面審査システム（仮称）に係る開発・運用保守業務	692,615,000円	692,615,000円
独立行政法人自動車技術総合機構　機構本部オンプレミス環境基盤に係る設計・構築及び運用・保守業務	432,736,700円	432,736,700円

［リース取引関係］

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：円）

	当　　期
１年内	269,978,069
１年超	592,591,424
合計	862,569,493

［区分経理］

独立行政法人自動車技術総合機構法に基づき、審査等業務に係る経理（審査勘定）とその他の業務に係る経理（一般勘定）とに区分しております。

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）

一般勘定　　（単位：円）

資産の部		
Ⅰ流動資産		
現金及び預金	212,539,500	
棚卸資産	265,706,247	
未収金	1,338,453,386	
未収還付消費税等	2,151,590	
立替金	179,722	
賞与引当金見返(注)	47,110,646	
その他の流動資産	67,425	
流動資産合計		1,866,208,516
Ⅱ固定資産		
１．有形固定資産		
建物	1,547,130,361	
建物減価償却累計額	△ 739,900,864	807,229,497
構築物	73,804,319	
構築物減価償却累計額	△ 57,473,034	16,331,285
機械装置	1,184,372,935	
機械装置減価償却累計額	△ 594,931,464	589,441,471
車両運搬具	156,552,337	
車両運搬具減価償却累計額	△ 121,640,053	34,912,284
工具器具備品	1,270,403,207	
工具器具備品減価償却累計額	△ 1,113,373,010	157,030,197
土地	3,493,000,000	
建設仮勘定	865,000	
有形固定資産合計	5,098,809,734	
２．無形固定資産		
電話加入権	18,000	
ソフトウエア	28,589,138	
無形固定資産合計	28,607,138	
３．投資その他の資産		
預託金	464,670	
退職給付引当金見返(注)	304,796,757	
投資その他の資産合計	305,261,427	
固定資産合計		5,432,678,299
資産合計		7,298,886,815

負債の部				
Ⅰ流動負債				
未払金			687,119,796	
前受金			233,266,794	
預り金			4,702,242	
引当金				
賞与引当金			56,074,539	
勘定間借入金			570,783,803	
流動負債合計				1,551,947,174
Ⅱ固定負債				
資産見返負債(注)				
資産見返運営費交付金	77,994,191			
資産見返寄附金	493,844			
資産見返物品受贈額	19		78,488,054	
引当金				
退職給付引当金			317,357,469	
資産除去債務			31,076,294	
固定負債合計				426,921,817
負債合計				1,978,868,991
純資産の部				
Ⅰ資本金				
政府出資金			4,554,004,187	
資本金合計				4,554,004,187
Ⅱ資本剰余金				
資本剰余金			655,441,294	
その他行政コスト累計額(注)				
減価償却相当累計額（△）	△ 831,082,772			
利息費用相当累計額（△）	△ 6,460,799			
除売却差額相当累計額(△)	△ 11,093,162		△ 848,636,733	
資本剰余金合計				△ 193,195,439
Ⅲ利益剰余金				
前中期目標期間繰越積立金(注)			162,223,673	
積立金(注)			605,358,693	
当期未処分利益			191,626,710	
（うち当期総利益 191,626,710円）				
利益剰余金合計				959,209,076
純資産合計				5,320,017,824
負債・純資産合計				7,298,886,815

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

一般勘定　　（単位：円）

経常費用		
研究業務費		
給与、賞与及び手当	352,314,449	
賞与引当金繰入	47,757,102	
法定福利費・福利厚生費	70,621,141	
退職給付費用	23,781,386	
その他人件費	105,078,339	
業務委託費	436,448,903	
賃借料	9,646,069	
運送費	1,856,809	
旅費交通費	47,152,638	
備品費	20,085,571	
消耗品費	71,142,296	
維持・修繕費	89,103,524	
水道光熱費	19,874,225	
支払保険料	729,072	
減価償却費	288,219,271	
図書印刷費	12,049,573	
通信費	2,066,423	
その他	73,740,518	1,671,667,309
一般管理費		
役員報酬・賞与	17,635,515	
給与、賞与及び手当	65,760,941	
賞与引当金繰入	8,317,437	
法定福利費・福利厚生費	17,363,015	
退職給付費用	6,811,191	
その他人件費	14,673,191	
業務委託費	14,841,647	
賃借料	670,268	
旅費交通費	1,567,348	
備品費	246,670	
消耗品費	2,079,407	
維持・修繕費	24,633,104	
水道光熱費	5,325,681	
支払手数料	1,190,029	
減価償却費	13,278,104	

研修費	161,524		
図書印刷費	190,937		
通信費	1,973,764		
租税公課	43,654,849		
その他	8,655,820	249,030,442	
財務費用			
支払利息		50,501	
経常費用合計			1,920,748,252
経常収益			
運営費交付金収益(注)		661,901,854	
受託収入			
政府受託収入	1,018,615,796		
その他受託収入	191,580,974	1,210,196,770	
資産貸付料収入		378,316	
資産見返負債戻入(注)			
資産見返運営費交付金戻入	24,510,698		
資産見返寄附金戻入	10,507		
資産見返物品受贈額戻入	2	24,521,207	
賞与引当金見返に係る収益(注)		47,110,646	
退職給付引当金見返に係る収益(注)		21,665,457	
雑益		3,163,364	
経常収益合計			1,968,937,614
経常利益			48,189,362
当期純利益			48,189,362
前中期目標期間繰越積立金取崩額(注)			143,437,348
当期総利益			191,626,710

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

純資産変動計算書（令和６年４月１日～令和７年３月31日）(**一般勘定**)

（単位：円）

	Ⅰ　資本金	Ⅱ　資本剰余金				Ⅲ　利益剰余金				純資産合計
	政府出資金	資本剰余金	その他行政コスト累計額			前中期目標期間繰越積立金	積　立　金	当期未処分利益	うち当期総利益	
			減価償却相当累計額（△）	利息費用相当累計額（△）	除売却差額相当累計額（△）					
当期首残高	4,554,004,187	401,341,294	△ 733,903,237	△ 6,460,799	△ 11,086,614	305,661,021	348,286,597	257,072,096	—	5,114,914,545
当期変動額										
Ⅰ　資本金の当期変動額										
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額										
固定資産の取得		254,100,000								254,100,000
固定資産の除売却					△ 6,548					△ 6,548
減価償却			△ 97,179,535							△ 97,179,535
Ⅲ　利益剰余金の当期変動額										
(1)利益の処分又は損失の処理										
利益処分による積立							257,072,096	△ 257,072,096		—
(2)その他										
当期純利益								48,189,362	48,189,362	48,189,362
前中期目標期間繰越積立金取崩額						△ 143,437,348		143,437,348	143,437,348	—
当期変動額合計	—	254,100,000	△ 97,179,535	—	△ 6,548	△ 143,437,348	257,072,096	△ 65,445,386	191,626,710	205,103,279
当期末残高	4,554,004,187	655,441,294	△ 831,082,772	△ 6,460,799	△ 11,093,162	162,223,673	605,358,693	191,626,710	191,626,710	5,320,017,824

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

【一般勘定】　（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー		
業務支出	△	960,142,072
人件費支出	△	708,975,933
一般管理支出	△	44,957,762
運営費交付金収入		776,181,000
受託収入		1,193,635,751
審査手数料収入		0
賃貸料収入		375,477
消費税の支払額	△	52,496,984
その他の収入		9,241,273
小計		212,860,750
利息の支払額	△	72,928
業務活動によるキャッシュ・フロー		212,787,822
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△	138,226,710
無形固定資産の取得による支出	△	10,858,758
預託金による支出	△	58,520
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	149,143,988
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△	16,457,799
勘定間借入による収入		650,079,460
勘定間借入返済による支出	△	836,081,204
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	202,459,543
Ⅳ　資金に係る換算差額		0
Ⅴ　資金増加額	△	138,815,709
Ⅵ　資金期首残高		351,355,209
Ⅶ　資金期末残高		212,539,500

利益の処分に関する書類

一般勘定　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		191,626,710
当期総利益	191,626,710	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	191,626,710	191,626,710

注記事項（一般勘定）

［重要な会計方針］

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

２．棚卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　貯蔵品

最終仕入原価法による低価法を採用しております。

⑵　未成受託研究支出金

個別法による低価法を採用しております。

３．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２年～50年
構築物	２年～50年
機械装置	２年～13年
車両運搬具	２年～６年
工具器具備品	２年～20年

なお、受託収入等自己収入で取得した固定資産は使用予定期間で償却しております。

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウエアにつきましては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

４．賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与のうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込額については、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

５．退職給付に係る引当金の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における期末要支給額を計上しております。このうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

６．リース取引の処理の方法

リース料総額が３百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が３百万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

７．収益及び費用の計上基準

⑴　受託研究に係る収益

受託研究に係る収益は、主に国又は民間企業から支出された委託費であり、委託契約等に基づいてサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、サービス等を引き渡す一時点において、顧客が当該サービス等に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

８．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

［貸借対照表関係］

出資を財源に取得した資産に係るその他行政コスト累計額の合計額	△　741,863,073円

［行政コスト計算書関係］

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	2,017,934,335円
自己収入等	△1,213,358,957円
法人税等及び国庫納付額	0円
機会費用	63,688,867円
独立行政法人の運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	868,264,245円

２．機会費用の計上方法

⑴　国有財産の無償使用による機会費用の計算方法

近隣の地代や賃貸料を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しております。

⑶　国との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国に復帰後退職する際に支払われる退職給与のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、独立行政法人自動車技術総合機構退職手当支給規程に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。ただし、国との人事交流による出向職員については、退職給与を支給しないことが独立行政法人の給与規程等において明らかとなっていないため、退職給付引当金を計上しており、機会費用の算定は行っておりません。

［損益計算書関係］

ファイナンス・リース取引が、損益に与える影響額は255,106円であり、当該影響額を除いた当期総利益は191,371,604円であります。

［キャッシュ・フロー計算書関係］

資金の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目別の内訳

現金及び預金勘定	212,539,500円
資金期末残高	212,539,500円

［金融商品の時価等に関する事項］

金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定して運用しております。

［資産除去債務関係］

契約及び法令上の義務に関して、以下の資産除去債務を計上しております。

交通安全環境研究所の一部に石綿及びＰＣＢを使用した建物を有しているため、法令の定める方法により石綿及びＰＣＢを適切に処分する債務

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込み期間は２年から50年、割引率は0.063％から1.968％を採用しております。

当該事業年度における資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	31,076,294円
資産除去債務の発生に伴う増加額	0円
期末残高	31,076,294円

［退職給付関係］

１．採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

⑴　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	345,039,494円
退職給付費用	30,592,577円
退職給付の支払額	△　58,274,602円
期末における退職給付引当金	317,357,469円

⑵　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	30,592,577円

３．退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、3,350,962円であります。

［収益認識に関する注記］

当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

収益の分解情報については、以下に記載のとおりであります。なお、当法人の中期目標における「一定の事業等のまとまり」は勘定区分と一致しているため、一般勘定の分解情報を記載しております。

（単位：円）

		一般勘定
受託収入	受託研究収入（政府）	1,018,615,796
	受託研究収入(その他)	191,580,974

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　契約資産及び契約負債の残高等

未収金のうち、顧客との契約から生じた債権は1,084,353,386円です。

⑷　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当法人は、当初に予想される契約期間が１年以内の契約に係るものについては、実務上の便法を適用し、残存履行義務の注記対象外としています。

受託研究収入（政府）及び受託研究収入（その他）：当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、139,118,631円であり、当法人は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて令和７年度中に収益を認識することを見込んでいます。

［重要な後発事象］
　該当なし
［重要な債務負担行為］
　該当なし
［区分経理］
　独立行政法人自動車技術総合機構法に基づき、審査等業務に係る経理（審査勘定）とその他の業務に係る経理（一般勘定）とに区分しております。

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）

審査勘定　　（単位：円）

資産の部			
Ⅰ流動資産			
現金及び預金		17,664,391,260	
棚卸資産		13,888,608	
前払手数料		22,076,295	
前払費用		920,607	
未収収益		530,820	
未収金		1,937,341,903	
未収還付消費税等		5,850,610	
立替金		13,685,767	
賞与引当金見返(注)		65,445,757	
勘定間貸付金		570,783,803	
その他の流動資産		706,319	
流動資産合計			20,295,621,749
Ⅱ固定資産			
１．有形固定資産			
建物	44,530,972,657		
建物減価償却累計額	△ 26,596,880,983	17,934,091,674	
構築物	1,987,984,053		
構築物減価償却累計額	△ 806,938,940	1,181,045,113	
機械装置	41,613,813,762		
機械装置減価償却累計額	△ 25,062,953,650	16,550,860,112	
車両運搬具	423,627,252		
車両運搬具減価償却累計額	△ 303,913,948	119,713,304	
工具器具備品	10,947,183,738		
工具器具備品減価償却累計額	△ 5,835,265,388	5,111,918,350	
土地		4,598,378,459	
建設仮勘定		463,490,672	
有形固定資産合計		45,959,497,684	
２．無形固定資産			
電話加入権		5,523,900	
ソフトウエア		2,948,142,706	
その他の無形固定資産		407,395	
無形固定資産合計		2,954,074,001	
３．投資その他の資産			
敷金・保証金		357,653,724	
預託金		1,669,530	
退職給付引当金見返(注)		104,197,570	
投資その他の資産合計		463,520,824	
固定資産合計			49,377,092,509
資産合計			69,672,714,258
負債の部			
Ⅰ流動負債			
未払金		8,320,158,067	
前受金		3,457,500	
前受審査手数料		2,273,149,580	
預り金		33,276,825	
引当金			
賞与引当金		751,819,182	
流動負債合計			11,381,861,154
Ⅱ固定負債			
資産見返負債(注)			
資産見返運営費交付金	3,768,357,033		
資産見返寄附金	367,816		
資産見返物品受贈額	245		
建設仮勘定見返施設費	363,075,676		
建設仮勘定見返運営費交付金	0	4,131,800,770	
引当金			
退職給付引当金		904,991,027	
資産除去債務		3,289,577,579	
固定負債合計			8,326,369,376
負債合計			19,708,230,530
純資産の部			
Ⅰ資本金			
政府出資金		20,313,143,135	
資本金合計			20,313,143,135

Ⅱ資本剰余金			
資本剰余金		57,125,171,798	
その他行政コスト累計額㈱			
減価償却相当累計額（△）	△ 38,434,495,171		
減損損失相当累計額（△）	△ 9,769,500		
利息費用相当累計額（△）	△ 1,170,180,354		
除売却差額相当累計額（△）	△ 15,093,050,638	△ 54,707,495,663	
資本剰余金合計			2,417,676,135
Ⅲ利益剰余金			
前中期目標期間繰越積立金㈱		1,259,327,355	
積立金㈱		22,674,958,504	
当期未処分利益		3,299,378,599	
（うち当期総利益 3,299,378,599円）			
利益剰余金合計			27,233,664,458
純資産合計			49,964,483,728
負債・純資産合計			69,672,714,258

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

審査勘定　　（単位：円）

経常費用			
審査業務費			
給与、賞与及び手当	5,513,327,359		
賞与引当金繰入	674,450,721		
法定福利費・福利厚生費	1,092,711,948		
退職給付費用	244,825,514		
その他人件費	1,552,185,804		
業務委託費	1,593,580,082		
支払リース料	649,365		
賃借料	117,525,023		
運送費	6,023,865		
旅費交通費	183,836,244		
備品費	75,133,280		
消耗品費	450,837,090		
維持・修繕費	5,005,663,817		
水道光熱費	455,163,431		
支払手数料	554,401,405		
審査証紙売捌手数料	197,754,127		
支払保険料	737,622		
減価償却費	4,205,055,440		
固定資産除却損	394,786		
審査証紙印刷費	6,580,010		
図書印刷費	31,193,889		
通信費	20,481,465		
その他	18,417,303	22,000,929,590	
一般管理費			
役員報酬・賞与	95,903,538		
給与、賞与及び手当	507,112,379		
賞与引当金繰入	77,368,461		
法定福利費・福利厚生費	129,455,516		
退職給付費用	32,991,707		
その他人件費	131,250,955		
業務委託費	766,847,589		
賃借料	216,078,228		
旅費交通費	78,618,268		
備品費	65,201,711		
消耗品費	216,622,232		
維持・修繕費	408,198,740		
水道光熱費	15,244,432		
支払手数料	30,610,453		
減価償却費	240,284,420		
研修費	12,178,436		
図書印刷費	8,739,570		
通信費	84,570,989		
租税公課	13,585,898		
その他	97,767,126	3,228,630,648	
財務費用			
支払利息		69,740	
経常費用合計			25,229,629,978
経常収益			
運営費交付金収益㈱		1,427,436,456	
審査手数料収益		25,494,099,200	
受託収入			
政府受託収入	47,111,098		
その他受託収入	230,121,694	277,232,792	
資産貸付料収入		11,408,975	
資産見返負債戻入㈱			
資産見返運営費交付金戻入	1,032,917,717		
資産見返寄附金戻入	94,220		
資産見返物品受贈額戻入	35	1,033,011,972	

賞与引当金見返に係る収益(注)	65,445,757	
退職給付引当金見返に係る収益(注)	18,673,346	
財務収益		
受取利息	863,800	
雑益	17,816,211	
経常収益合計		28,345,988,509
経常利益		3,116,358,531

当期純利益	3,116,358,531
前中期目標期間繰越積立金取崩額(注)	183,020,068
当期総利益	3,299,378,599

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

純資産変動計算書（令和６年４月１日～令和７年３月31日）（**審査勘定**）

（単位：円）

	Ⅰ　資本金	Ⅱ　資本剰余金					Ⅲ　利益剰余金				純資産合計
	政府出資金	資本剰余金	その他行政コスト累計額				前中期目標期間繰越積立金	積　立　金	当期未処分利益	うち当期総利益	
			減価償却相当累計額（△）	減損損失相当累計額（△）	利息費用相当累計額（△）	除売却差額相当累計額（△）					
当期首残高	20,313,143,135	55,034,746,150	△ 36,880,568,658	△ 9,769,500	△ 1,108,459,004	△ 14,046,494,015	1,972,767,423	16,144,316,897	6,530,641,607	—	47,950,324,035
当期変動額											
Ⅰ　資本金の当期変動額											
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額											
固定資産の取得		1,560,005,648									1,560,005,648
固定資産の除売却			1,029,858,273			△ 1,046,556,623					△ 16,698,350
減価償却			△ 2,583,784,786								△ 2,583,784,786
時の経過による資産除去債務の増加					△ 61,721,350						△ 61,721,350
Ⅲ　利益剰余金の当期変動額											
(1)利益の処分又は損失の処理											
利益処分による積立								6,530,641,607	△ 6,530,641,607		—
(2)その他											
当期純利益									3,116,358,531	3,116,358,531	3,116,358,531
前中期目標期間繰越積立金取崩額		530,420,000					△ 713,440,068		183,020,068	183,020,068	—
当期変動額合計	—	2,090,425,648	△ 1,553,926,513	—	△ 61,721,350	△ 1,046,556,623	△ 713,440,068	6,530,641,607	△ 3,231,263,008	3,299,378,599	2,014,159,693
当期末残高	20,313,143,135	57,125,171,798	△ 38,434,495,171	△ 9,769,500	△ 1,170,180,354	△ 15,093,050,638	1,259,327,355	22,674,958,504	3,299,378,599	3,299,378,599	49,964,483,728

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

【審査勘定】　（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー		
業務支出		△ 8,419,550,871
人件費支出		△ 9,740,595,553
一般管理支出		△ 1,679,969,512
運営費交付金収入		2,155,446,000
受託収入		314,437,858
審査手数料収入		25,176,413,503
賃貸料収入		10,923,491
消費税の支払額		△ 27,172,116
その他の収入		101,645,193
小計		7,891,577,993
利息の受取額		341,610
利息の支払額		△ 100,710
業務活動によるキャッシュ・フロー		7,891,818,893
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		△ 6,674,351,327
無形固定資産の取得による支出		△ 452,953,998
施設費による収入		871,365,287
預託金による支出		△ 43,970
敷金・保証金の差入による支出		△ 137,753,376
定期預金預入に伴う支出		△ 2,500,000,000
定期預金払戻に伴う収入		2,500,000,000
勘定間貸付による支出		△ 650,079,460
勘定間貸付回収による収入		836,081,204
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 6,207,735,640
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出		△ 22,727,443
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 22,727,443
Ⅳ　資金に係る換算差額		△ 1,883,316
Ⅴ　資金増加額		1,659,472,494
Ⅵ　資金期首残高		13,504,918,766
Ⅶ　資金期末残高		15,164,391,260

利益の処分に関する書類

審査勘定　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		3,299,378,599
当期総利益	3,299,378,599	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	3,299,378,599	3,299,378,599

注記事項（審査勘定）

［重要な会計方針］

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

２．棚卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　貯蔵品

最終仕入原価法による低価法を採用しております。

⑵　未成受託研究支出金

個別法による低価法を採用しております。

３．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２年～50年
構築物	２年～50年
機械装置	２年～13年
車両運搬具	２年～６年
工具器具備品	２年～20年

なお、受託収入等自己収入で取得した固定資産は使用予定期間で償却しております。

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウエアにつきましては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

４．賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与のうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込額については、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

５．退職給付に係る引当金の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における期末要支給額を計上しております。このうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

６．リース取引の処理の方法

リース料総額が３百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が３百万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

７．収益及び費用の計上基準

⑴　自動車検査に係る収益

自動車検査に係る収益は、道路運送車両法に基づく各種検査（新規検査・継続検査・構造等変更検査、臨時検査、予備検査）のため顧客が支払う審査手数料であり、顧客からの申し込みに基づいて検査サービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は、当法人が顧客へ検査サービスを提供した日の一時点において、顧客が当該サービス等に対する支配を獲得して充足されると判断し、検査サービスを提供した日で収益を認識しております。

なお、技術情報管理手数料については、当該手数料の納付者は独立行政法人会計基準第86に定める「顧客」の定義に該当しないことから、独立行政法人会計基準第86で定める会計処理の対象外としております。技術情報管理手数料は、技術情報管理手数料の徴収対象となる検査実績に基づき手数料を徴収しており、同額で収益を計上しております。

⑵　型式審査に係る収益

型式審査に係る収益は、道路運送車両法に基づく自動車型式指定審査、装置型式指定審査、共通構造部型式指定審査のため顧客が支払う審査手数料であり、顧客と合意した審査サービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は、当法人が顧客への審査サービスの提供が完了する一時点において、顧客が当該サービス等に対する支配を獲得して充足されると判断し、審査サービスの提供が完了した日で収益を認識しております。

⑶　受託研究及び受託事業に係る収益

受託研究及び受託事業に係る収益は、主に国又は民間企業から支出された委託費であり、委託契約等に基づいてサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、サービス等を引き渡す一時点において、顧客が当該サービス等に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

８．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

９．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

［貸借対照表関係］

出資を財源に取得した資産に係るその他行政コスト累計額の合計額	△14,350,534,240円

［行政コスト計算書関係］

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	27,891,834,464円
自己収入等	△25,801,515,198円
法人税等及び国庫納付額	0円
機会費用	1,322,079,374円
独立行政法人の運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	3,412,398,640円

２．機会費用の計上方法

⑴　国有財産の無償使用による機会費用の計算方法

近隣の地代や賃貸料を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しております。

⑶　国との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国に復帰後退職する際に支払われる退職給与のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、独立行政法人自動車技術総合機構退職手当支給規程に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。ただし、国との人事交流による出向職員のうち、退職給与を支給しないことが独立行政法人の給与規程等において明らかとなっていない出向職員については、退職給付引当金を計上しており、機会費用の算定は行っておりません。

［損益計算書関係］

ファイナンス・リース取引が、損益に与える影響額は352,289円であり、当該影響額を除いた当期総利益は3,299,026,310円であります。

［キャッシュ・フロー計算書関係］

資金の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目別の内訳

現金及び預金勘定	17,664,391,260円
定期預金	2,500,000,000円
資金期末残高	15,164,391,260円

［金融商品の時価等に関する事項］

金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定して運用しております。

［資産除去債務関係］

契約及び法令上の義務に関して、以下の資産除去債務を計上しております。

本部事務室の不動産賃貸借契約に係る賃貸借契約の終了時、または国から国有財産使用許可を受けている検査場の建替・移転時に原状回復する義務

交通安全環境研究所の一部に石綿を使用した建物を有しているため、法令の定める方法により石綿を適切に処分する債務

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込み期間は６年から60年、割引率は0.063％から2.5％を採用しております。

当該事業年度における資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	3,227,653,773円
時の経過による調整額	61,923,806円
期末残高	3,289,577,579円

［退職給付関係］

１．採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

⑴　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	683,011,562円
退職給付費用	249,718,745円
退職給付の支払額	△　27,739,280円
期末における退職給付引当金	904,991,027円

⑵　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	249,718,745円

３．退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、46,663,408円であります。

［収益認識に関する注記］

当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

収益の分解情報については、以下に記載のとおりであります。なお、当法人の中期目標における「一定の事業等のまとまり」は勘定区分と一致しているため、審査勘定の分解情報を記載しております。

（単位：円）

		審査勘定
審査手数料収益	自動車検査手数料	8,921,131,200
	技術情報管理手数料㈱	16,015,184,000
	型式審査手数料	557,784,000
受託収入	受託研究収入（政府）	22,883,697
	受託事業収入（政府）	24,227,401
	受託事業収入（その他）	230,121,694

㈱　技術情報管理手数料は、独立行政法人会計基準第86で定める会計処理の対象外です。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　契約資産及び契約負債の残高等

未収金のうち、顧客との契約から生じた債権は102,787,593円です。

⑷　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当法人は、当初に予想される契約期間が１年以内の契約に係るものについては、実務上の便法を適用し、残存履行義務の注記対象外としています。自動車検査手数料、型式審査手数料、受託研究収入（政府）については、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、注記を省略しております。

受託事業収入（政府）及び受託事業収入（その他）：当該事業年度末における残存履行義務は、先行受託試験等に係るものであり、業務完了までは契約額が確定しないため、記載しておりません。

［重要な後発事象］

該当なし

［重要な債務負担行為］

当期中に契約を締結し、翌期以降に支払を予定している債務負担行為は次のとおりです。

件　　名	契約金額	翌期以降支払額
車両情報連携システム（仮称）に係る設計・開発等	1,218,800,000円	1,218,800,000円
ＹＯＴＳＵＹＡ　ＴＯＷＥＲ賃貸借契約について	712,989,712円	710,061,841円
書面審査システム（仮称）に係る開発・運用保守業務	692,615,000円	692,615,000円
独立行政法人自動車技術総合機構　機構本部オンプレミス環境基盤に係る設計・構築及び運用・保守業務	432,736,700円	432,736,700円

［リース取引関係］

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：円）

	当　期
１年内	269,978,069
１年超	592,591,424
合計	862,569,493

［区分経理］

独立行政法人自動車技術総合機構法に基づき、審査等業務に係る経理（審査勘定）とその他の業務に係る経理（一般勘定）とに区分しております。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年９月１日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　由木　文彦

記

１．⑸②に掲げる表に次のとおり加える。

東京外環自動車道 松戸インターチェンジの入口	令和７年９月２日から 料金の徴収期間が満了する日まで
東京外環自動車道 市川北インターチェンジの入口	令和７年９月２日から 料金の徴収期間が満了する日まで
東京外環自動車道 市川中央インターチェンジの入口	令和７年９月２日から 料金の徴収期間が満了する日まで
東京外環自動車道 市川南インターチェンジの入口	令和７年９月２日から 料金の徴収期間が満了する日まで

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

札幌市豊平区月寒東一条十五丁目一四番一四号

株式会社Ｂａｎａｉ

代表清算人　稲葉　紀也

解散公告

当社は、令和七年六月十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

北海道札幌市清田区清田二条一―六―二一　グランフェリス四〇二　合同会社コマイヌ

代表清算人　駒井　智樹

解散公告

当社は、令和七年六月九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

北海道苫前郡苫前町字古丹別一七七番地の五二

合同会社ポーラー・スター

清算人　千葉美枝子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

岩手県盛岡市南大通三丁目一二番五二号

有限会社村井金物店

清算人　阿部　正昭

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

仙台市太白区羽黒台一二番八号

株式会社セキヤ

代表清算人　關谷　征男

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

宮城県仙台市宮城野区小田原一丁目一番一八号

みやぎの興業株式会社

代表清算人　佐藤裕次郎

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

宮城県富谷市日吉台二丁目三五番地六

経営文化フォーラム株式会社

代表清算人　濵田　和洋

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

山形県天童市小関一丁目六番六号ホワイトコーポ二〇二号室　天童西部ガス株式会社

代表清算人　金山　知裕

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

福島県二本松市本町一丁目二一七番地

有限会社ヤマダヤ

清算人　中山　伸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

福島県いわき市富津町畔内四八番地

ヤナイ・エンジニアリング株式会社

代表清算人　野内　禎人

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

茨城県つくば市二の宮二丁目一三番地六

株式会社イエロードクタージャパン

代表清算人　小園江和博

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

群馬県前橋市天川大島町一〇三番地二

株式会社湧志

代表清算人　佐藤　正雄

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

埼玉県春日部市藤塚一七三二番地五

有限会社ユーキ総合設備

清算人　三屋　秀幸

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

千葉県富里市七栄八八〇番地の二五

有限会社ワイ．エス．シー

清算人　矢野　克典

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

千葉県柏市松葉町六丁目三七番地一一

株式会社ＧＣＫＩ

代表清算人　飯澤　邦彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

千葉県市原市能満一八六六番地四〇

ＴＹＴ．株式会社

代表清算人　吹越　太一

解散公告

当社は、令和七年八月二十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都江東区豊洲五丁目六番二九―一二三〇号　ＳＵＫＩＹＡＢＡＳＨＩ合同会社

清算人　押田　香里

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都港区赤坂四丁目二番六号アクタス税理士法人内

合同会社ＢＲＤ２

清算人　一般社団法人ＢＲＩ１

職務執行者　粕谷　直人

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

一般社団法人芝ウインドアベニューホールディングス　代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

芝ウインドアベニュー合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

東京レジ６一般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内　東京レジ６合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

一般社団法人トライ

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

一般社団法人リキッドテン

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

ジェイコアレジ２合同会社１

清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

一般社団法人リキッドウェアハウス

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

合同会社ヘリオスプロパティ

清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

ジェイエルシティ一般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

一般社団法人福島トランジション

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

合同会社福島トランジション

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

合同会社山口彦島メガソーラー

清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

東京レジ7一般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内　東京レジ7合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都町田市野津田町三二一〇番地

有限会社安藤建築

清算人　安藤　清子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都渋谷区南平台町一番五号

有限会社味楽

清算人　土井　利治

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都渋谷区南平台町一番五号

株式会社エス・エス・アイ

代表清算人　土井　利治

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都台東区浅草橋五丁目二番三号鈴和ビル

プログレス株式会社

代表清算人　西尾　秀樹

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都台東区橋場一丁目三〇番一四号

有限会社関東テープ

清算人　木下　貞義

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二二番三号シル

バープラザ恵比寿一〇四号

株式会社THE GRAND ORGANIZATION

代表清算人　改正　和優

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都日野市栄町二丁目一番九号

株式会社テハラ

代表清算人　江原　泰藏

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年八月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋

一丁目ビルディング

合同会社ＪＲＥＡＳＴファンド第１号

清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年八月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋

一丁目ビルディング

合同会社ＪＲＥＡＳＴファンド第２号

清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都新宿区南元町二〇番地三

株式会社晃翔会

代表清算人　成田　晃一

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都渋谷区神宮前六丁目二八番九号東武ビル

株式会社バディクリエイト

代表清算人　鈴木　啓介

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都港区港南二―一六―一品川イーストワンタワー七階

ラフメイカー株式会社

代表清算人　田口　恭平

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都府中市府中町一丁目二七番一号―二〇七

株式会社Ｚａｔｔｏ

代表清算人　小松　広美

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都北区豊島四丁目一一番二号

有限会社フジタ塗装

清算人　藤田　英敏

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号

ハピネット・ブレインエナジー合同会社

清算人　株式会社ハピネット

職務執行者　齋藤　俊

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日付で解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都日野市豊田二丁目四五番地の一ランダタワー八〇三

有限会社アイ・コーポレーション

清算人　川﨑　茂樹

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

合同会社コールドブリッジ1号

清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

合同会社スペードハウス

清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、令和七年八月二十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ディー・ティー・シー・エイト特定目的会社

代表清算人　松澤　和浩

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都板橋区中台二丁目四一番三号

株式会社まるかつ

代表清算人　関根　一夫

解散公告

当法人は、令和七年八月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号渋谷スクランブルスクエア

一般財団法人アスリートフラッグ財団

代表清算人　池田　貴政

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都品川区西五反田七丁目二二番一七号

ＴＯＣ三Ｆ

有限会社ヒッツ

清算人　今井　丈雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

Ｌｉｆｅｓｔｙｌｅ Ｙｏｋｏｈａｍａ

合同会社

清算人　髙橋　法彦

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都中野区野方一丁目二九番一―六〇四号

Ｒ＆Ｅ Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ有限会社

清算人　瀧川　通夫

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都町田市つくし野一丁目一〇番地八

有限会社ソフィステック

清算人　中田　良子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都多摩市落合一丁目三番地一

株式会社デザイン・オフィス・キャン

代表清算人　竹堂　佳紀

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都大田区田園調布三丁目二八番一〇号

株式会社Ｅｓｔａｂｌｉｓｈ　ｗｉｌｌ

代表清算人　御器谷宗生

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都江東区亀戸九丁目三七番一号

楽喜笑株式会社

代表清算人　村上　愼吾

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都千代田区神田須田町一丁目八番

株式会社ハイムエージェンシー

代表清算人　春原　俊彦

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都千代田区神田須田町一丁目八番

株式会社ポストセンター

代表清算人　春原　俊彦

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年八月二十九日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都港区西新橋一丁目二番九号メンター

キャピタル税理士法人内

一般社団法人三原橋ホールディングス

代表清算人　武野氏伸哉

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都板橋区向原三丁目二―四サンヒルズ

向原Ａ三〇七号室　Ｐｉｉｉｉ合同会社

清算人　王　子豪

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都千代田区神田錦町二丁目一一番地

ハレ株式会社

代表清算人　磯部　昌史

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

合同会社Ｐｅａｒｌ　Ｃａｐ

清算人　福永　隆明

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

合同会社かっぱ橋ホテル運営

清算人　福永　隆明

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

合同会社田原町ホテル運営

清算人　福永　隆明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都港区西新橋一丁目七番二号

合同会社ＨｉＪｏＪｏ　Ｆｕｎｄ１８

清算人　ＨｉＪｏＪｏ一般社団法人

職務執行者　加藤　光生

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都港区六本木三丁目一三番八号ｚｏｎ

ａｎビル六Ｆ　株式会社アルゲス

代表清算人　松井　真明

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年八月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都千代田区神田三崎町三丁目五番九号

Ｅｔｈｏｓ　ＢｅａｔｈＣｈａｐｍａｎ

Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　都地　秀穂

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都新宿区山吹町三〇七番地

有限会社東匠

清算人　吉田　正夫

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都世田谷区太子堂一丁目一二番二七―

一〇〇五号　株式会社ｋｉｎａｒｉ

代表清算人　小嶋　健児

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都中央区銀座一―一二―四Ｎ＆ＥＢＬ　Ｄ．七階

合同会社ＤｘｔａｌＢｒａｎｄｉｎｇ

清算人　宮崎　亮輔

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都渋谷区神南一丁目一一―四ＦＰＧリンクス神南五階

株式会社ｔｏＺ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ

代表清算人　佐々木信治

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都豊島区千早一丁目一五番一三号

有限会社坂井輪業

清算人　大藪加壽子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号

ｅＦｒｏｎｔ株式会社

代表清算人　竹内　章喜

解散公告

当社は、令和七年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都練馬区田柄二丁目一七番三一号

有限会社サイバープラス

清算人　中山　康子

解散公告

当社は、令和七年八月一日付の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

東京都渋谷区恵比寿四丁目三番五号七〇四号室アークアウトソーシング株式会社内

ボーダーフリーペイコジャパン株式会社

代表清算人　シャハール・チャイム・タマリ

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

川崎市幸区北加瀬三丁目五番五号

有限会社別井商会

清算人　別井　政美

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

横浜市南区井土ケ谷下町二八番地八

株式会社キートス

代表清算人　小菅　賢次

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

神奈川県相模原市中央区相模原五丁目一一番四号二階

株式会社伊幸土木

代表清算人　伊藤　幸夫

解散公告

当社は総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

神奈川県藤沢市藤沢一〇〇三番地一バウス藤沢一四〇五号室

エンパワージャパン合同会社

清算人　鈴木　竜

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

神奈川県藤沢市石川二丁目一一番地の一三

五洋産業株式会社

代表清算人　林　眞四郎

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

富山県射水市小島七一七番地

デンカセメント北陸サービス株式会社

代表清算人　片岡健太郎

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

富山県富山市室町通り一丁目四番一五号

有限会社エム・シー・カンパニー

清算人　湯口　正治

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

石川県金沢市尾張町二丁目一四番二〇号

株式会社百万石商会

代表清算人　竹俣　勇一

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

長野県上田市浦野二一番地四五の二

昇楽合同会社

清算人　房　紅

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

長野県上田市常田三丁目五番五五号

株式会社トライアングル

代表清算人　清水　研吾

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

長野県千曲市若宮一三〇五番地八九号

合同会社アファーク

清算人　西村　勉

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

長野県北安曇郡白馬村大字北城八九八九―二

有限会社アルプスジム

代表清算人　今田　友子

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

長野県安曇野市穂高北穂高二二七八―二八

おきに合同会社

清算人　長屋　幸太

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

岐阜市今嶺四丁目九番二〇号

日通岐阜運輸株式会社

代表清算人　豊田　泰輔

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

岐阜県可児市土田字往還北二五四六番地の九三

日通多治見運輸株式会社

代表清算人　長屋　雅広

解散公告

当社は、令和六年八月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

岐阜県郡上市高鷲町鷲見五四一八番地九九

株式会社アイ・ユー・アイ

代表清算人　髙砂美和子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

静岡県浜松市中央区佐藤二丁目二四番一号

株式会社ムトウクレジット

代表清算人　杉本　泰宣

解散公告

当社は、令和七年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

静岡県沼津市大岡一七〇五番地の一六

有限会社大仲塗装

清算人　大仲　信吾

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

名古屋市南区豊一丁目五四番七号

有限会社ガデス

清算人　三輪　真介

解散公告

当社は、令和七年八月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

名古屋市中川区蔦元町一丁目二二番地

玉越製紐株式会社

代表清算人　玉越　拓也

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

愛知県小牧市新小木一丁目三一番地

日通名古屋運輸株式会社

代表清算人　森上　泰成

解散公告

当社は、令和七年八月五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

愛知県名古屋市緑区鳴海町字母呂後一二一番地の二　合同会社ＢｒｉｃｏｌａＬＡＢ

清算人　工藤　輝幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

愛知県刈谷市西境町花池六三番地二

ＮＴコーポレーション株式会社

代表清算人　植田　京子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

三重県四日市市生桑町一六一八番地五

Ｖコーポレーション株式会社

代表清算人　萩村　勝幸

解散公告

当社は、令和七年八月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

京都市右京区西院高田町三番地

京安工業株式会社

代表清算人　室川　雅伸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

京都市南区西九条藤ノ木町一六番地

株式会社宇田運輸

代表清算人　宇田　靖

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

京都市下京区中堂寺坊城町三一番地三

株式会社和装三昧たち花

代表清算人　石井　行也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

京都市上京区千本通寺之内上る西五辻北町四三二番地

Ｍａｒｕ　Ｃｏ．Ｌｔｄ合同会社

清算人　小**西**恵理香

解散公告

当社は、令和七年八月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

京都府京丹後市峰山町新町一一七番地

京丹建設株式会社

代表清算人　森永　修介

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

大阪市天王寺区空堀町二番八号

エヌピーライフ株式会社

代表清算人　柴田　孝司

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

大阪府柏原市大県一丁目二番三六号

光紀商事株式会社

代表清算人　中野　浩彰

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

大阪市都島区都島本通四丁目二番二二号

クリスタルグランツ都島本通一一〇一

株式会社大誠

代表清算人　小矢田大地

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

大阪市淀川区西中島四丁目七番一二号

エコジャパン株式会社

代表清算人　富田　昌明

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

大阪府摂津市鶴野三丁目七―一〇

ＫＺＭ管財株式会社

代表清算人　辻　　猛

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目五番一七―一一〇四号

有限会社ウサギヤ・アンド・サンズ

清算人　**吉**田　**博**子

解散公告

当組合は、令和七年八月三十一日総組合員の同意により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

神戸市中央区琴ノ緒町四―六―九，三号

有限責任事業組合Ｎｅｗｎａ　ＫＯＢＥ

清算人　株式会社ＪＲ西日本コミュニケーションズ　職務執行者　中　亮介

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

兵庫県尼崎市立花町三丁目三七番一〇―四〇六号

有限会社黒沢電工所

清算人　黒沢美和子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

兵庫県川西市一庫三丁目三番二〇―一号

有限会社サンイズミプラント

清算人　中井　富雄

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

兵庫県尼崎市稲葉元町二丁目一八番一二号

三階　株式会社ＦＲＯＮＴ　ＲＵＮＮＥＲ

代表清算人　植野　博文

解散公告

当社は、令和七年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

神戸市中央区下山手通二丁目一三―三

株式会社ＩＦＡプロデュース

代表清算人　白石　航大

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

奈良市三松三丁目一〇番一五号

河本商事株式会社

代表清算人　河本　守雄

解散公告

当社は、令和七年八月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

奈良県生駒郡平群町大字椿井一三一三番地

株式会社モリタ

代表清算人　森田　能光

解散公告

当社は、令和七年八月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

奈良県生駒郡平群町大字椿井一三一三

有限会社Ｄ－ＷＯＲＬＤ

代表清算人　森田　能光

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

和歌山市小雑賀六九〇番地一二

株式会社東洋化成品製作所

代表清算人　山本　公子

解散公告

当社は、令和七年八月二十二日開催の株主総会の決議により、令和七年八月三十一日を以て解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

岡山県岡山市中区倉益二一四番地一

せとうちロジスティクスサービス株式会社

代表清算人　西村　憲一

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

広島県庄原市山内町九五三番地八

株式会社峰栄

代表清算人　槇尾　一成

解散公告

当社は、昭和五十三年三月十五日存続期間の満了により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

広島県江田島市大柿町大原一一〇六番地六

有限会社坂井組

清算人　坂井　正明

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

山口県光市浅江六丁目八番三〇号

有限会社吉原電設工業

清算人　吉原　努

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

山口県宇部市新町七番一九号

株式会社ラインズコーポレーション

代表清算人　中原　悠貴

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

高知市大津乙一一四二番地一

株式会社高知商報

代表清算人　大場　幸男

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

福岡県糸島市井原字松井七九〇番地三

倭有限会社

清算人　林田久美子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

福岡市博多区住吉三丁目一四番一一号

株式会社令和コーポレーション

代表清算人　吉井　大智

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

福岡市博多区住吉三丁目一四番一一号

株式会社令和マネージメント

代表清算人　吉井　大智

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

福岡市博多区住吉三丁目一四番一一号

株式会社令和ヘルスケア

代表清算人　吉井　大智

解散公告

当社は、令和七年八月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

福岡県福津市中央五丁目二五番一三号

甑工業株式会社

代表清算人　西村　栄子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

福岡県古賀市青柳九六番地一

有限会社松田製作所

清算人　松田　礼子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

熊本市東区花立二丁目七番八号

キノ工業株式会社

代表清算人　城野　良樹

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

沖縄県南城市玉城字前川六二番地

株式会社ＫＡＴＯコーポレーション

清算人　加藤　友章

解散公告

当社は、解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

沖縄県名護市字茂佐一六五四番地ル・ソレイユ四〇二号室

有限会社キラクおおしろ

清算人　大城　正和

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

沖縄県宜野湾市野嵩四丁目一九―二〇

一般社団法人わたしとちきゅう

清算人　仲宗根愛子

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年七月二十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

栃木県芳賀郡市貝町大字大谷津六一番地

農事組合法人小貝川営農組合

清算人　前澤　香

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年七月三十一日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

千葉県佐倉市山崎一五一番地五

医療法人社団明皓会

清算人　佐藤　あみ

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年七月二十五日和歌山市長の認可を受け解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

和歌山市中六三六番三号

和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理組合

代表清算人　浅井　瑛介

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年七月二十九日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

佐賀市大財一丁目六―七

職業訓練法人佐賀総合美容訓練協会

清算人　塩谷　宗士

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年八月十四日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

岩手県盛岡市菜園二丁目七番三三号六〇三号室

医療法人哲修会

清算人　坂下　修子

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

群馬県邑楽郡板倉町大字海老瀬七四四四番地

学校法人陽光学園

清算人　佐山　和章

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月一日

鹿児島市田上六丁目二二番六号

医療法人たけ内科

清算人　武　博邦

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

有限会社あさひ産業発行の給油プリペイドカードをお持ちのお客様へ

平素は、ご利用いただき厚く御礼申し上げます。

この度、令和七年八月三十一日で利用終了しました当社発行の給油プリペイドカードにつきまして、資金決済に関する法律第二十条第一項等の規定に基づき、払戻しを行います。

未使用または残高のある給油プリペイドカードをお持ちのお客様は、令和七年九月一日から令和七年十一月三十日までの間に、当社本社までお申し出いただきますようお願い申し上げます。

なお、右記期間内にお申し出がない場合、当該払戻しの手続きから除斥されます。

令和七年九月一日

鳥取県倉吉市広栄町九二四番地三
電話〇八五八―二三―二二四一
有限会社あさひ産業
代表取締役　冨谷　陽一

第 11 期 決 算 公 告

令和７年９月１日
東京都渋谷区恵比寿西二丁目３番15号
ＤＨＥ株式会社
代表取締役　柳原　秀哉

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	112,759
	固定資産	25,073
	合計	137,832
負債及び純資産の部	流動負債	27,807
	固定負債	92,024
	株主資本	18,000
	資本金	18,000
	資本剰余金	397
	資本準備金	397
	利益剰余金	△396
	その他利益剰余金	△396
	（うち当期純利益）	(350)
	合計	137,832

第10期決算公告　令和７年９月１日

東京都港区浜松町二丁目２番12号
株式会社家族葬のファミーユ
代表取締役　岡崎　仁美

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,151,339
	固定資産	9,825,648
	合計	11,976,987
負債及び純資産の部	流動負債	7,206,067
	（うち賞与引当金）	(79,575)
	固定負債	1,216,794
	株主資本	3,554,125
	資本金	10,000
	資本剰余金	2,578,306
	その他資本剰余金	2,578,306
	利益剰余金	965,819
	その他利益剰余金	965,819
	（うち当期純利益）	(148,347)
	合計	11,976,987

第 57 期 決 算 公 告

令和７年９月１日
東京都千代田区鍛冶町１丁目９番16号
株 式 会 社 近 代 設 計
代表取締役　根本　　顯

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,994,407
	固定資産	456,791
	合計	4,451,198
負債及び純資産の部	流動負債	1,097,304
	固定負債	93,190
	株主資本	3,260,704
	資本金	50,000
	利益剰余金	3,210,704
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	3,198,204
	（うち当期純利益）	(768,864)
	合計	4,451,198

第29期決算公告　令和７年９月１日

愛知県西尾市寺部町浜田24番地
ネットプラン株式会社
代表取締役　木下　直人

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	274,971
	固定資産	1,017,181
	合計	1,292,152
負債及び純資産の部	流動負債	35,576
	固定負債	37,988
	株主資本	1,218,586
	資本金	10,000
	資本剰余金	851,317
	その他資本剰余金	851,317
	利益剰余金	357,269
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	354,769
	（うち当期純利益）	(6,138)
	合計	1,292,152

第76期決算公告　令和７年９月１日

神奈川県横浜市中区海岸通三丁目12番地１
株式会社東西荷扱所
代表取締役　大森　孝哉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	556,066
	固定資産	52,855
	資産合計	608,921
負債及び純資産の部	流動負債	91,163
	固定負債	4,241
	株主資本	513,517
	資本金	35,000
	利益剰余金	478,517
	利益準備金	2,587
	その他利益剰余金	475,929
	（うち当期純利益）	(24,915)
	負債・純資産合計	608,921

第 7 期 決 算 公 告

令和７年９月１日
東京都新宿区西新宿三丁目７番30号フロンティアグラン西新宿101
株式会社Ｇホールディングス
代表取締役　李　　俊求

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	994,262
	固定資産	98,801
	合計	1,093,064
負債及び純資産の部	流動負債	587,515
	固定負債	225,735
	株主資本	279,814
	資本金	5,010
	利益剰余金	274,804
	その他利益剰余金	274,804
	（うち当期純利益）	(65,234)
	合計	1,093,064

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号　観光庁長官登録旅行業第二八五号

㈡　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社グローバル　東京都港区西新橋一丁目八番一号　代表取締役　柴崎　聡

二、当協会のボンド保証会員であった期間　平成十一年十月一日から令和七年八月七日まで

三、当協会に預託した保証金等の額　三千三百万円也

四、第一号の旅行業者との旅行業務に関する取引で第二号の期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第四十八条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約に定めるボンド弁済申請書を当協会に提出してください。なお、弁済限度額は、併せて金一億一千六百万円です。

五、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第三号の保証金は第一号の旅行業者に取戻されます。

令和七年九月一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　髙橋　広行

第 55 期決算公告　令和７年９月１日
岡山県瀬戸内市邑久町豊原90番地の１
株式会社備前屋
代表取締役　赤木　保成
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	443,299
	固定資産	1,030,922
	合計	1,474,222
負純資債及産のび部	流動負債	201,295
	（うち賞与引当金）	(10,051)
	固定負債	658,769
	株主資本	614,157
	資本金	4,300
	利益剰余金	609,857
	利益準備金	1,075
	その他利益剰余金	608,782
	（うち当期純利益）	(104,126)
	合計	1,474,222

第 26 期決算公告　令和７年９月１日
京都府相楽郡精華町大字植田小字寺東５番地２
株式会社花駒
代表取締役　上野雄一郎
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	276,087
	固定資産	961,523
	合計	1,237,610
負純資債及産のび部	流動負債	193,983
	（うち賞与引当金）	(13,415)
	固定負債	399,339
	株主資本	644,287
	資本金	10,000
	利益剰余金	645,186
	その他利益剰余金	645,186
	（うち当期純利益）	(77,580)
	自己株式	△10,899
	合計	1,237,610

第 13 期決算公告　令和７年９月１日
名古屋市中村区名駅四丁目11番27号
シンフォニー豊田ビル
豊田通商メタルズジャパン株式会社
代表取締役　中島　滋
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	428,024
	固定資産	31,054
	資産合計	459,078
負純資債及産のび部	流動負債	128,119
	固定負債	16,630
	株主資本	314,329
	資本金	105,000
	利益剰余金	209,329
	利益準備金	26,250
	その他利益剰余金	183,079
	（うち当期純利益）	(183,068)
	負債・純資産合計	459,078

第 92 期決算公告　2025年９月１日
東京都文京区小日向４丁目２番８号
株式会社大樹オンユー・インシュアランス・マネジメント
代表取締役社長　矢部　隆明
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	214,664
	固定資産	13,684
	資産合計	228,349
負純資債及産のび部	流動負債	85,276
	賞与引当金	5,353
	その他	79,923
	株主資本	143,072
	資本金	10,000
	利益剰余金	133,072
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	130,572
	（うち当期純利益）	(18,568)
	負債・純資産合計	228,349

第 21 期決算公告
令和７年９月１日
佐賀県佐賀市天神３丁目２番24号
佐賀デジタルネットワーク株式会社
代表取締役社長　古賀　一彦
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	224,622
	固定資産	21,375
	資産合計	245,998
負純資債及産のび部	流動負債	106,550
	固定負債	—
	株主資本	139,448
	資本金	50,000
	利益剰余金	89,448
	その他利益剰余金	89,448
	（うち当期純利益）	(4,338)
	負債・純資産合計	245,998

第 43 期決算公告
令和７年６月19日
山口県周南市野村南町4976番地
周南紙業株式会社
代表取締役　安田　豊治
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	501
	固定資産	254
	資産合計	755
負純資債及産のび部	流動負債	82
	固定負債	33
	株主資本	640
	資本金	60
	利益剰余金	580
	利益準備金	13
	その他利益剰余金	567
	（うち当期純利益）	(26)
	負債・純資産合計	755

第 21 期決算公告　令和７年９月１日
東京都中央区八丁堀三丁目５番７号
ＮＲＥ八重洲ビル７階
株式会社シグマイン
代表取締役　村尾　忠孝
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	982,372
	固定資産	47,981
	資産合計	1,030,353
負純資債及産のび部	流動負債	270,646
	固定負債	387,213
	株主資本	372,494
	資本金	30,000
	利益剰余金	342,494
	その他利益剰余金	342,494
	（うち当期純利益）	(217,525)
	負債・純資産合計	1,030,353

第 4 期決算公告　令和７年９月１日
東京都中央区八丁堀三丁目５番７号
ＮＲＥ八重洲ビル７階
株式会社シグマ
代表取締役　村尾　久代
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,117,030
	固定資産	10
	資産合計	1,117,040
負純資債及産のび部	流動負債	2,177
	固定負債	233,000
	株主資本	881,862
	資本金	1,000
	利益剰余金	880,862
	その他利益剰余金	880,862
	（うち当期純利益）	(196,281)
	負債・純資産合計	1,117,040

第 12 期決算公告
令和７年８月29日
東京都渋谷区桜丘町１―１
ログミー株式会社
代表取締役　三浦由加里
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	394,583
	固定資産	4,518
	資産合計	399,102
負純資債及産のび部	流動負債	408,775
	株主資本	△9,673
	資本金	16,350
	資本剰余金	43,350
	資本準備金	13,350
	その他資本剰余金	30,000
	利益剰余金	△69,373
	その他利益剰余金	△69,373
	（うち当期純利益）	(13,098)
	負債・純資産合計	399,102

第 5 期決算公告　令和７年７月11日
東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号
エヌビービーセントーサリース株式会社
代表取締役　東　　正憲
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,689
	固定資産	16,754,304
	資産合計	16,756,993
負純資債及産のび部	流動負債	1,219,423
	固定負債	15,536,196
	株主資本	1,374
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,626
	その他利益剰余金	△1,626
	（うち当期純損失）	(311)
	負債・純資産合計	16,756,993

第 16 期決算公告　令和７年７月11日
東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号
エヌビービーセント・オールバンズリース株式会社
代表取締役　東　　正憲
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	103,587
	固定資産	3,573,546
	資産合計	3,677,133
負純資債及産のび部	流動負債	345,432
	固定負債	3,330,147
	株主資本	1,554
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,446
	その他利益剰余金	△1,446
	（うち当期純損失）	(95)
	負債・純資産合計	3,677,133

第 62 期決算公告　令和７年６月20日
東京都世田谷区奥沢４丁目４番４号
白井建設株式会社
代表取締役　白井　栄一
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,566,821
	固定資産	848,004
	繰延資産	318
	合計	2,415,144
負純資債及産のび部	流動負債	373,035
	固定負債	16,379
	株主資本	2,025,729
	資本金	98,000
	利益剰余金	1,927,729
	利益準備金	2,300
	その他利益剰余金	1,925,429
	（うち当期純利益）	(105,370)
	合計	2,415,144

第55期決算公告　令和７年９月１日
愛知県名古屋市千種区新西一丁目２番10号
株式会社アスカ商会
代表取締役　稲田　幸司
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,932
	固定資産	469
	資産合計	2,401
負債及び純資産の部	流動負債	160
	固定負債	89
	退職給付引当金	72
	その他	17
	株主資本	2,152
	資本金	13
	利益剰余金	2,139
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	2,135
	（うち当期純利益）	(109)
	負債・純資産合計	2,401

第36期決算公告　2025年９月１日
東京都渋谷区南平台町１番10号
株式会社イーピーエーシステム
代表取締役　相原　和義
貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	382,326
	固定資産	131,118
	合計	513,445
負債及び純資産の部	流動負債	109,346
	固定負債	118,759
	株主資本	289,623
	資本金	10,000
	資本剰余金	5,000
	利益剰余金	274,623
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	269,623
	（うち当期純利益）	(45,525)
	評価・換算差額等	△ 4,283
	合計	513,445

第７期決算公告　令和７年７月11日
東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号
エヌビービーベンネビスリース株式会社
代表取締役　東　正憲
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	324,209
	固定資産	17,975,219
	資産合計	18,299,428
負債及び純資産の部	流動負債	1,141,192
	固定負債	17,155,705
	株主資本	2,531
	資本金	3,000
	利益剰余金	△469
	その他利益剰余金	△469
	（うち当期純損失）	(74)
	負債・純資産合計	18,299,428

第38期決算公告
令和７年８月７日
山口県周南市遠石一丁目９番36号
ミドリ安全徳山株式会社
代表取締役　橋詰　隆
貸借対照表の要旨
（令和７年５月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	270,908
	固定資産	2,358
	資産合計	273,266
負債及び純資産の部	流動負債	188,094
	固定負債	0
	株主資本	85,172
	資本金	10,000
	利益剰余金	75,172
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	72,672
	（うち当期純利益）	(72,609)
	負債・純資産合計	273,266

第53期決算公告
令和７年９月１日
広島市安佐北区三入南一丁目９番16号
株式会社府中テンパール
代表取締役　松浦　敦司
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	319,505
	固定資産	323,772
	合計	643,277
負債及び純資産の部	流動負債	403,039
	賞与引当金	10,000
	固定負債	41,319
	株主資本	198,919
	資本金	10,000
	利益剰余金	188,919
	利益準備金	1,696
	その他利益剰余金	187,223
	（うち当期純利益）	(10,036)
	合計	643,277

第26期決算公告　令和７年９月１日
名古屋市西区名駅二丁目27番８号
クレストテクノロジーズ株式会社
代表取締役社長　藤川　典之
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	889,559
	固定資産	566,268
	資産合計	1,455,827
負債及び純資産の部	流動負債	355,753
	固定負債	698,411
	株主資本	401,663
	資本金	100,000
	利益剰余金	301,663
	利益準備金	301,663
	その他利益剰余金	301,663
	（うち当期純利益）	(456)
	負債・純資産合計	1,455,827

第９期決算公告　2025年７月30日
千葉県山武郡横芝光町中台650
ＩＫコンクリート工業株式会社
代表取締役社長　村上　孝則
貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	187
	固定資産	9
	合計	196
負債及び純資産の部	流動負債	118
	株主資本	78
	資本金	10
	利益剰余金	68
	その他利益剰余金	68
	（うち当期純利益）	(19)
	合計	196

第13期決算公告
令和７年８月６日
東京都中央区日本橋大伝馬町10番８号
一般財団法人漁港漁場漁村総合研究所
理事長　浅川　典敬
貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	826,478
	固定資産	480,725
	合計	1,307,203
負債及び正味財産の部	流動負債	380,782
	固定負債	51,535
	負債合計	432,317
	一般正味財産	874,886
	（基本財産充当額）	(150,000)
	正味財産合計	874,886
	合計	1,307,203

第22期決算公告
令和７年９月１日
東京都文京区後楽二丁目２番８号
一般社団法人
ダム水源地土砂対策技術研究会
代表理事　勢田　昌功
貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,113
	合計	17,113
負債及び純資産の部	流動負債	1,143
	負債合計	1,143
	資本金	7,000
	利益剰余金	8,970
	（うち当期純利益）	(5,597)
	純資産合計	15,970
	合計	17,113

第９期決算公告
2025年９月１日
東京都目黒区青葉台四丁目７番７号
住宅ローンの窓口株式会社
代表取締役　小林　紀雄
貸借対照表の要旨
（2025年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	147,837
	固定資産	385
	合計	148,222
負債及び純資産の部	流動負債	118,935
	株主資本	29,287
	資本金	3,000
	利益剰余金	26,287
	その他利益剰余金	26,287
	（うち当期純利益）	(12,569)
	合計	148,222

第７期決算公告
2025年９月１日
東京都目黒区青葉台四丁目７番７号
ｉＹｅｌｌＢａｎｋ株式会社
代表取締役　窪田　光洋
貸借対照表の要旨
（2025年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	174,015
	合計	174,015
負債及び純資産の部	流動負債	100,366
	株主資本	73,648
	資本金	89,000
	利益剰余金	△15,351
	その他利益剰余金	△15,351
	（うち当期純損失）	(4,981)
	合計	174,015

第20期決算公告　2025年８月７日
東京都豊島区南大塚三丁目32番９号
プラフォームサンブレス株式会社
代表取締役社長　橋川　昭彦
貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,487
	固定資産	3
	合計	1,490
負債及び純資産の部	流動負債	528
	固定負債	0
	株主資本	962
	資本金	30
	利益剰余金	932
	その他利益剰余金	932
	（うち当期純損失）	(4)
	合計	1,490

第 8 期 決 算 公 告

令和７年９月１日　　東京都港区浜松町二丁目２番12号
株式会社きずなホールディングス
代表取締役　中道　康彰

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,669,964	流動負債	1,647,801
固定資産	3,674,984	（うち賞与引当金）	(20,768)
有形固定資産	155,536	固定負債	3,788,885
無形固定資産	138,268	株主資本	2,908,262
投資その他の資産	3,381,178	資本金	172,195
		資本剰余金	2,597,412
		資本準備金	172,189
		その他資本剰余金	2,425,222
		利益剰余金	138,654
		その他利益剰余金	138,654
		（うち当期純損失）	(111,866)
資産合計	8,344,949	負債・純資産合計	8,344,949

第 19 期 決 算 公 告

令和７年９月１日　　北海道北見市常盤町六丁目２番地10
北見日産自動車株式会社
代表取締役　竹田　貴彦

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	603,151	流動負債	850,328
固定資産	920,714	（うち賞与引当金）	(20,185)
		固定負債	635,998
		（うち退職給付引当金）	(78,620)
		株主資本	37,539
		資本金	90,000
		利益剰余金	△52,461
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	△74,961
		（うち当期純損失）	(11,682)
資産合計	1,523,865	負債・純資産合計	1,523,865

第 75 期 決 算 公 告

令和７年９月１日　　滋賀県甲賀市水口町本綾野２番16号
辻寅建設株式会社
代表取締役　久保　繁光

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,458,474	流動負債	3,236,138
固定資産	2,989,058	固定負債	56,701
有形固定資産	976,883	株主資本	9,086,355
無形固定資産	4,321	資本金	79,000
投資その他の資産	2,007,853	資本剰余金	98,349
		資本準備金	349
		その他資本剰余金	98,000
		利益剰余金	8,909,005
		利益準備金	44,337
		その他利益剰余金	8,864,667
		（うち当期純利益）	(284,547)
		評価・換算差額等	68,338
資産合計	12,447,532	負債・純資産合計	12,447,532

第 72 期 決 算 公 告

令和７年８月29日

三重県松阪市鎌田町253番地５
松阪興産株式会社
代表取締役　中川　祐

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,269	流動負債	5,690
固定資産	14,299	固定負債	292
		株主資本	16,568
		資本金	100
		資本剰余金	2,455
		資本準備金	2,455
		利益剰余金	14,063
		利益準備金	122
		その他利益剰余金	13,940
		（うち当期純利益）	(1,168)
		自己株式	△49
		評価・換算差額等	16
資産合計	22,569	負債・純資産合計	22,569

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

令和７年８月31日に利用終了しました以下の前払式支払手段につきまして、資金決済に関する法律第20条第１項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

＜払戻しを行う前払式支払手段の発行者の商号＞
三井住友カード株式会社
＜払戻しを行う前払式支払手段の種類＞
①ＮＩＫＥギフトカード（1,000円券）
②ノエビアショッピングチケット（1,000円券）
③バーバリーギフトカード（10,000円券）
④マックスギフトカード（500円券）
⑤マミーマート商品券（1,000円券）
＜払戻しの申出期間＞
令和７年９月１日～令和７年11月30日
上記の申出期間内にお申し出頂けない場合には、この払戻し手続きから除斥されます。

令和７年９月１日　　三井住友カード株式会社

第 2 期 決 算 公 告

令和７年８月26日　　長崎県大村市雄ケ原町147番地40
エピクルー株式会社
代表取締役　岡部　　晃

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,519,481	流動負債	585,486
固定資産	5,030,213	固定負債	1,908,205
		株主資本	5,052,376
		資本金	100,000
		資本剰余金	4,325,000
		資本準備金	2,212,500
		その他資本剰余金	2,112,500
		利益剰余金	627,376
		その他利益剰余金	627,376
		（うち当期純利益）	(713,797)
		新株予約権	3,625
		新株予約権	3,625
資産合計	7,549,694	負債・純資産合計	7,549,694

第 8 期 決 算 公 告

令和７年９月１日
東京都千代田区鍛冶町二丁目１番２号
Ｂｒｉｄｇｅ株式会社
代表取締役　浅見　秀樹

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,531
	固定資産	112
	繰延資産	9,401
	合計	12,045
負債及び純資産の部	流動負債	760
	固定負債	14,717
	株主資本	△3,431
	資本金	34,000
	利益剰余金	△37,431
	その他利益剰余金	△37,431
	（うち当期純利益）	(3,318)
	合計	12,045

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百万円減少し一千万円とすることにいたしました。
効力発生日は令和七年十月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年九月二日に予定しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月一日
東京都千代田区鍛冶町二丁目1番2号
Ｂｒｉｄｇｅ株式会社
代表取締役　浅見　秀樹

第 83 期決算公告

令和７年９月１日
大阪市浪速区湊町二丁目１番57号
株式会社昭和丸筒
代表取締役　佐藤　　潤

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	8,140
	固定資産	5,431
	合計	13,571
負債及び純資産の部	流動負債	5,089
	固定負債	320
	株主資本	8,162
	資本金	100
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	8,062
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	8,037
	（うち当期純利益）	(295)
	合計	13,571

第11期決算公告

令和７年５月15日
札幌市北区北七条西一丁目１番５号
株式会社スカイ３６５
代表取締役　藤岡　真悟

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	349,863
	固定資産	15,654
	合計	365,517
負純資産及び部	流動負債	80,854
	株主資本	284,662
	資本金	105,237
	資本剰余金	42,837
	資本準備金	42,837
	利益剰余金	136,587
	その他利益剰余金	136,587
	（うち当期純利益）	(15,965)
	合計	365,517

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し三千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、株主総会の決議は、令和七年八月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月一日
静岡県沼津市大岡二二四〇番地の一六
株式会社東日
代表取締役　芹澤　秀樹

令和７年９月１日
静岡県沼津市大岡2240番地の16
株式会社東日
代表取締役　芹澤　秀樹

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	741,884
	固定資産	427,613
	繰延資産	210
	資産合計	1,169,707
負純資産及び部	流動負債	209,549
	固定負債	8,100
	株主資本	952,058
	資本金	70,000
	利益剰余金	923,850
	利益準備金	15,858
	その他利益剰余金	907,992
	（うち当期純利益）	(53,397)
	自己株式	△41,792
	合計	1,169,707

第１期決算公告

令和７年９月１日
東京都渋谷区恵比寿西二丁目８番４号
ＥＸ恵比寿西ビル５階
株式会社ＲＥＤＵＣＴ
代表取締役　永井　博和

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	10,072,388
	資産合計	10,072,388
負純資産及び部	流動負債	4,768,754
	負債合計	4,768,754
	株主資本	5,303,634
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	4,303,634
	その他利益剰余金	4,303,634
	（うち当期純利益）	(4,303,634)
	純資産合計	5,303,634
	負債・純資産合計	10,072,388

第３期決算公告

2025年９月１日
東京都千代田区丸の内１丁目４番１号
東京共同会計事務所内
なごみ特定目的会社
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2025年４月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	12,985	流動負債	1,313
		負債合計	1,313
		社員資本	11,672
		特定資本金	0
		優先資本金	100
		剰余金	11,572
		当期未処分利益	11,572
		純資産合計	11,672
資産合計	12,985	負債・純資産合計	12,985

損益計算書の要旨
（自　2024年５月１日　至　2025年４月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	38,288
営業費用	25,862
営業利益	12,425
営業外収益	1
営業外費用	369
経常利益	12,057
税引前当期純利益	12,057
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	12,055

第37期決算公告

令和７年９月１日
大阪市浪速区元町二丁目８番１号
株式会社ＳＫシステム
代表取締役　淺田　正樹

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	31,778
	固定資産	12,948
	合計	44,726
負純資産及び部	流動負債	41,876
	株主資本	2,849
	資本金	30,000
	利益剰余金	△ 27,150
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△ 29,650
	（うち当期純損失）	(23,392)
	合計	44,726

第60期決算公告

令和７年９月１日
東京都豊島区東池袋三丁目１番１号
株式会社ジェック
代表取締役　松井　達則

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	607,376
	固定資産	89,648
	資産合計	697,024
負純資産及び部	流動負債	136,669
	固定負債	156,389
	株主資本	403,966
	資本金	272,000
	資本剰余金	72,000
	利益剰余金	1,236,677
	利益準備金	68,000
	その他利益剰余金	1,168,677
	（うち当期純利益）	(28,390)
	自己株式	△1,176,711
	負債・純資産合計	697,024

資本金の額の減少公告

当社は資本金の額を一億七千二百万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年七月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月一日
東京都豊島区東池袋三丁目一番一号
株式会社ジェック
代表取締役　松井　達則

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、中日リース株式会社は、令和７年８月31日で利用終了しました中川物産株式会社ＳＳプリペイド・カードにつきまして、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

令和７年９月１日

＜払戻しを行う前払式支払手段の種類＞
中川物産株式会社ＳＳプリペイド・カード
（磁気型）金額表示・加減算型
（磁気型）金額表示・減算型

＜払戻しの申出期間＞　令和７年９月１日～令和７年10月31日
※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

＜お問い合わせ先＞
中川物産グループ
中川物産株式会社　ＳＳ事業部
〒455―0028　愛知県名古屋市港区潮見町37番地の23
電話052―612―1711（平日：午前８時30分～午後５時）

第41期決算公告

令和７年９月１日
東京都新宿区下宮比町２番１号
株式会社朝日エンジニアリング
代表取締役　大河内健夫

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,055,765	流動負債	909,770
固定資産	390,015	賞与引当金	144,131
		固定負債	302,639
		退職給付引当金	131,115
		株主資本	1,227,324
		資本金	100,000
		資本剰余金	296,202
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	271,202
		利益剰余金	831,121
		その他利益剰余金	831,121
		（うち当期純利益）	(16,602)
		評価・換算差額等	6,045
資産合計	2,445,780	負債・純資産合計	2,445,780

第５期決算公告

令和７年９月１日
東京都三鷹市井の頭四丁目15番１号
株式会社エフティー
代表取締役　馬場　文彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	2,057,503
	固定資産	33,214,630
	資産合計	**35,272,133**
負純資産及び部	流動負債	3,341,355
	負債合計	**3,341,355**
	株主資本	31,930,778
	資本金	35,000,000
	利益剰余金	△3,069,222
	その他利益剰余金	△3,069,222
	（うち当期純利益）	(611,743)
	純資産合計	**31,930,778**
	負債・純資産合計	**35,272,133**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百万円減少し金一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月一日
東京都三鷹市井の頭四丁目一五番一号
株式会社エフティー
代表取締役　馬場　文彦

第31期決算公告

令和７年８月20日
兵庫県神戸市中央区栄町通３丁目５番４号
株式会社トライスル
代表取締役　柴崎　靖人

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	63,777
	資産合計	**63,777**
負純資産及び部	流動負債	39,062
	負債合計	**39,062**
	株主資本	24,714
	資本金	10,000
	利益剰余金	14,714
	その他利益剰余金	14,714
	（うち当期純利益）	(460)
	純資産合計	**24,714**
	負債・純資産合計	**63,777**

決算公告

令和７年９月１日
山梨県北杜市高根町清里3545番地6526
ニックブルー株式会社
代表取締役　西久保愼一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	55,259
	固定資産	529,779
	有形固定資産	529,295
	投資その他の資産	484
	資産合計	**585,039**
負純資産及び部	流動負債	675,716
	株主資本	△90,677
	資本金	10,000
	利益剰余金	△100,677
	その他利益剰余金	△100,677
	（うち当期純損失）	(33,821)
	負債・純資産合計	**585,039**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://k.secure.freee.co.jp/companies/659818/announces
左記のとおりです。

令和七年九月一日
東京都新宿区西新宿二丁目六番一号
（甲）マイクロジェット株式会社
代表取締役　高橋　良

山梨県北杜市高根町清里三五四五番地
六五二六
（乙）ニックブルー株式会社
代表取締役　西久保愼一

第38期決算公告

令和７年８月７日
岡山県岡山市北区西古松605－４
ミドリ安全岡山株式会社
代表取締役　網谷　匡史

貸借対照表の要旨
（令和７年５月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	307,657
	固定資産	1,762
	合計	**309,419**
負純資産及び部	流動負債	252,512
	株主資本	56,907
	資本金	10,000
	利益剰余金	46,907
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	44,407
	（うち当期純利益）	(44,315)
	合計	**309,419**

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

2021年12月15日にサービスを終了した「Alphabetty Saga」における、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に申出をお願いいたします。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
Activision Blizzard Japan株式会社
○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
「Alphabetty Saga」用ゲーム内通貨「Gold Bars」
○払戻しの申出期間
2025年９月１日（月曜日）午前０時１分から2025年11月29日（土曜日）午後11時59分まで
※　当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。
○払戻しに関する問い合わせ先
（〒107－6018）東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル18階
Activision Blizzard Japan株式会社
jprefunds@king.com

令和７年９月１日
Activision Blizzard Japan株式会社

第38期決算公告

令和７年８月７日
岡山県倉敷市中畝二丁目４番23号
ミドリ安全倉敷株式会社
代表取締役　網谷　匡史

貸借対照表の要旨
（令和７年５月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	318,103
	固定資産	822
	合計	**318,925**
負純資産及び部	流動負債	265,097
	株主資本	53,827
	資本金	10,000
	利益剰余金	43,827
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	41,327
	（うち当期純利益）	(41,303)
	合計	**318,925**

乙の貸借対照表の要旨

令和７年９月１日
東京都港区芝二丁目27番８号
ＶＯＲＴ芝公園７Ｆ
株式会社ココ・ホーム
代表取締役　安藤　義人

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	301,054,491
	固定資産	20,995,864
	資産合計	**322,050,355**
負純資産及び部	流動負債	220,671,632
	固定負債	3,675,000
	株主資本	97,703,723
	資本金	100,000,000
	利益剰余金	△2,296,277
	利益準備金	82,500
	その他利益剰余金	△2,378,777
	（うち当期純利益）	(2,601,035)
	負債・純資産合計	**322,050,355**

甲の貸借対照表の要旨

令和７年９月１日
東京都港区芝二丁目27番８号
ＶＯＲＴ芝公園７Ｆ
ココザス株式会社
代表取締役　安藤　義人

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	169,093,711
	固定資産	178,397,918
	資産合計	**347,491,629**
負純資産及び部	流動負債	82,733,385
	固定負債	140,139,000
	株主資本	112,619,244
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	62,619,244
	その他利益剰余金	62,619,244
	（うち当期純利益）	(30,610,273)
	新株予約権	12,000,000
	負債・純資産合計	**347,491,629**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月一日
東京都港区芝二丁目二七番八号ＶＯＲＴ芝公園七Ｆ
（甲）ココザス株式会社
代表取締役　安藤　義人

東京都港区芝二丁目二七番八号ＶＯＲＴ芝公園七Ｆ
（乙）株式会社ココ・ホーム
代表取締役　安藤　義人

第９期決算公告

令和７年９月１日
東京都千代田区丸の内二丁目７番２号ＪＰタワー11階
Anaplan Japan株式会社
代表取締役　グレゴリー・エム・ジャンジョルダーノ

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	611,629,200	流動負債	1,071,357,782
固定資産	479,015,311	有給休暇引当金	52,242,413
		賞与引当金	58,715,730
		固定負債	629,964,893
		株主資本	△610,678,164
		資本金	82,000,000
		資本剰余金	81,000,000
		資本準備金	81,000,000
		利益剰余金	△773,678,164
		その他利益剰余金	△773,678,164
		（うち当期純損失）	（8,294,137）
資産合計	1,090,644,511	負債・純資産合計	1,090,644,511

第８期決算公告

令和７年６月20日
東京都千代田区神田司町二丁目２番地新倉ビル５階
株式会社ＮｅＵ
代表取締役　禰寝　義人

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	501,601	流動負債	83,404
固定資産	63,900	賞与引当金	20,292
		固定負債	9,166
		退職給付引当金	9,166
		株主資本	472,931
		資本金	100,000
		資本剰余金	776,757
		その他資本剰余金	776,757
		利益剰余金	△403,826
		その他利益剰余金	△403,826
		（うち当期純損失）	（81,716）
資産合計	565,501	負債・純資産合計	565,501

第30期決算公告

令和７年９月１日　広島市中区銀山町３番１号
セコムスタティック西日本株式会社
代表取締役社長　杉本　光明

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	401,385	流動負債	175,145
固定資産	337,535	賞与引当金	68,123
		固定負債	112,006
		退職給付金引当金	1,160
		株主資本	451,768
		資本金	50,000
		資本剰余金	149,930
		資本準備金	149,930
		利益剰余金	251,838
		利益準備金	2,320
		その他利益剰余金	249,518
		（うち当期純損失）	（50,783）
資産合計	738,920	負債・純資産合計	738,920

第３期決算公告

令和７年９月１日　東京都台東区上野五丁目３番12号
エヌケー貿易株式会社
代表取締役　曽我　祐馬

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,241	流動負債	977
固定資産	342,997	固定負債	37,000
繰延資産	297	負債合計	37,977
		株主資本	307,558
		資本金	50,000
		資本剰余金	282,720
		資本準備金	170,360
		その他資本剰余金	112,360
		利益剰余金	△25,161
		その他利益剰余金	△25,161
		（うち当期純損失）	（1,607）
		純資産合計	307,558
資産合計	345,536	負債・純資産合計	345,536

第32期決算公告

令和７年９月１日　東京都中央区日本橋兜町13―２
新成物産株式会社
代表取締役　岩松　正剛

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	6,068	流動負債	2,997
固定資産	1,138	賞与引当金	70
		固定負債	1,216
		退職給付引当金	143
		偶発損失引当金	198
		株主資本	2,993
		資本金	40
		資本剰余金	25
		その他資本剰余金	25
		利益剰余金	2,928
		利益準備金	10
		その他利益剰余金	2,918
		（うち当期純利益）	（624）
資産合計	7,206	負債・純資産合計	7,206

第９期決算公告

2025年９月１日　東京都目黒区青葉台四丁目７番７号
ｉＹｅｌｌ株式会社
代表取締役　窪田　光洋

貸借対照表の要旨　（2025年４月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	707,351	流動負債	624,648
固定資産	365,186	ポイント引当金	23,176
		固定負債	512,623
		関係会社事業損失引当金	2,358
		株主資本	△64,860
		資本金	54,990
		資本剰余金	5,489,392
		資本準備金	5,489,392
		利益剰余金	△5,609,242
		その他利益剰余金	△5,609,242
		（うち当期純損失）	（1,012,225）
		新株予約権	126
資産合計	1,072,537	負債・純資産合計	1,072,537

再商品化等に関する入札について

一般財団法人家電製品協会（以下「協会」という。）は、特定家庭用機器再商品化法（以下「法」という。）第33条第１号及び第２号に規定される業務の委託について、次の通り一般競争入札に付します。当該入札に参加しようとする者は、以下により協会に入札申込書類を提出して下さい。

2025年９月１日　一般財団法人　家電製品協会

１．対象業務

法第33条第１号に規定する委託を受けた又は同条第２号の規定に基づき指定法人が引き取るべき特定家庭用機器廃棄物について、以下の⑴から⑶までの業務を実施すること。なお、複数の者（個人の場合も含む。）が当該業務を連携して行う場合、当該複数の者全体を管理する管理会社がその中に含まれていることが必要。当該管理会社は⑷の業務のみを実施し、⑴から⑶までの業務を実施してはならない。

業務内容詳細は入札説明書を参照のこと。

⑴引取業務　⑵運搬業務　⑶再商品化等実施業務　⑷管理業務

２．入札方法

⑴　審査

提出された入札申込書類について、入札説明書で定める審査基準についての審査を行い、審査基準を全て満たしている応札者の中から、落札者の決定を行うこととする。

⑵　入札に基づく契約期間

2026年４月１日から2029年３月31日まで

⑶　落札者の決定方法

入札説明書で定める評価方法によることとする。

３．入札申込方法

入札説明書で定める入札申込書類を、2025年９月１日（月）から2025年９月30日（火）までに、簡易書留で当協会必着にて送付のこと。

４．入札に関するお問い合わせ

入札に係る詳細は入札説明書を参照のこと。

入札説明書を希望の際には、協会までメールで申し込むこと。

〒100―0013 東京都千代田区霞が関３丁目７番１号　霞が関東急ビル５階　一般財団法人　家電製品協会

e-mail：nyusatsu@aeha.or.jp

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

2022年１月14日にサービスを終了した「Diamond Digger Saga」における、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に申出をお願いいたします。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
Activision Blizzard Japan株式会社
○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
「Diamond Digger Saga」用ゲーム内通貨「Gold Bars」
○払戻しの申出期間
2025年９月１日（月曜日）午前０時１分から2025年11月29日（土曜日）午後11時59分まで
※　当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。
○払戻しに関する問い合わせ先
（〒107―6018）東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル18階
Activision Blizzard Japan株式会社
jprefunds@king.com

令和７年９月１日　　Activision Blizzard Japan株式会社

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

2022年１月14日にサービスを終了した「Papa Pear Saga」における、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に申出をお願いいたします。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
Activision Blizzard Japan株式会社
○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
「Papa Pear Saga」用ゲーム内通貨「Gold Bars」
○払戻しの申出期間
2025年９月１日（月曜日）午前０時１分から2025年11月29日（土曜日）午後11時59分まで
※　当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。
○払戻しに関する問い合わせ先
（〒107―6018）東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル18階
Activision Blizzard Japan株式会社
jprefunds@king.com

令和７年９月１日　　Activision Blizzard Japan株式会社

第48期決算公告

令和７年８月29日

兵庫県尼崎市南塚口町２丁目１番２―201号

尼崎都市開発株式会社

代表取締役　若竹　　保

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	223,343
	固定資産	599,781
	資産合計	**823,124**
負債及び純資産の部	流動負債	35,152
	（うち賞与引当金）	(4,498)
	固定負債	74,369
	（うち退職給付引当金）	(7,330)
	（うち役員退職慰労引当金）	(2,978)
	負債合計	**109,522**
	株主資本	713,601
	資本金	50,000
	資本剰余金	157,000
	利益剰余金	593,376
	利益準備金	45,000
	その他利益剰余金	548,376
	（うち当期純利益）	(35,894)
	自己株式	△86,774
	純資産合計	**713,601**
	負債・純資産合計	**823,124**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十月八日に予定しております。

また、この合併に伴い、甲はその商号をフローラサンティ株式会社と変更いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月一日

東京都新宿区西新宿一丁目六番一号新宿エルタワー一五階

（甲）株式会社ジョイ

代表取締役　齋藤　美子

東京都新宿区西新宿一丁目六番一号新宿エルタワー一五階

（乙）フローラサンティ株式会社

代表取締役　齋藤　美子

第10期決算公告

令和７年９月１日

東京都新宿区西新宿一丁目６番１号新宿エルタワー15階

フローラサンティ株式会社

代表取締役　齋藤　美子

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	87,482
	固定資産	652
	合計	**88,134**
負債純資産及び部	流動負債	14,328
	株主資本	73,805
	資本金	50,000
	利益剰余金	23,805
	その他利益剰余金	23,805
	（うち当期純損失）	(4,970)
	合計	**88,134**

第17期決算公告

令和７年９月１日

東京都新宿区西新宿一丁目６番１号新宿エルタワー15階

株式会社ジョイ

代表取締役　齋藤　美子

貸借対照表の要旨

（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	191,064
	固定資産	693
	合計	**191,757**
負債純資産及び部	流動負債	50,458
	株主資本	141,299
	資本金	99,000
	利益剰余金	42,299
	その他利益剰余金	42,299
	（うち当期純利益）	(9,544)
	合計	**191,757**

第76期決算公告

令和７年８月20日

兵庫県神戸市中央区栄町通３丁目５番４号

兵庫飼料株式会社

代表取締役　柴崎　靖人

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	644
	固定資産	375
	資産合計	**1,019**
負債及び純資産の部	流動負債	215
	固定負債	23
	負債合計	**239**
	株主資本	679
	資本金	10
	資本剰余金	142
	その他資本剰余金	142
	利益剰余金	807
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	805
	（うち当期純損失）	(117)
	自己株式	△ 280
	評価・換算差額等	100
	その他有価証券評価差額金	100
	純資産合計	**780**
	負債・純資産合計	**1,019**